

事項三 東北地方北部の形勢と日本軍のチチハル占領

1 昭和6年10月7日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬の独立宣言およびその勢力に関する情報について

奉天 10月7日後発
本省 10月7日後着

第八九六号(至急)

確カナル情報ニ依レハ目下黒竜江省ハ万福麟不在ノ為其子万国賓代理タル処今回洮南ニ於テ独立ヲ宣言シタル張海鵬(故黒竜督軍呉俊陞ノ部下)ハ満州事件以来旧呉俊陞系ノ連中ニ動カサレ黒竜ノ政權ヲ其手ニ収ムル計画ヲ抱キ策動ノ結果既ニ在黒竜現有軍隊ノ内三分ノ二以上ヲ味方ニ引付ケ得タルヲ以テ来ル九日頃ヲ期シ洮南発斉齊哈爾ニ乗込ミ「クーデター」ヲ断行スル筈ニテ成功ノ見込確実ナリト云フ尚黒竜江ノ軍隊ハ関内ニ出動セル二個旅ヲ除キ黒河(馬旅長)札蘭屯(張旅長)満州里(程旅長)呼蘭(呉旅長)海拉爾(蘇旅長)ノ五旅ナルカ黒河、札蘭屯、満州里ノ三

旅ハ全部完全ニ又呼蘭ノ一旅ハ約半数張海鵬ニ味方スル事ニ決セリト云フ
支、北平、吉林、哈爾賓、齊齊哈爾へ転電セリ

2 昭和6年10月(7)日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

政權引渡に関する張海鵬と黒竜江省代表との
会見について

ハルビン
本省 10月7日前着

第二九八号

齊齊哈爾発本官宛電報

合第一七号

大臣へ電報アリタシ

第五五号

往電第五三号及第五四号ニ関シ

本五日タハ本官謝参謀長ニ会見在留民保護上ノ必要ヲ理由

の反対および蒙古独立運動について

ハルビン
本省 10月8日後発
10月8日後着

第三一五号(暗)

満州里発本官宛電報

合第一四号(八日前)

本官発外務大臣宛電報第二五号

当地方時局ニ関シ当地独立騎兵第八旅楊参謀長ハ七日福間ニ対シ左ノ如ク内話セル趣ナリ

一、目下洮南ニアル洮遼鎮守使張海鵬ハ騎兵四個団ヲ擁シ黒竜江省独立運動ヲ策シ曩ニ当地独立第九旅長程志遠ニ対シ折角参加方意通シ来レルニ付程旅長ハ五日海拉爾ニ赴キ同地歩兵第二旅長蘇炳文トモ協議ノ上現在ノ黒竜江省政府ト同一行動ヲ執ルコトニ決シ張ニ対シ其時期ニ非ストノ理由ノ下ニ体良ク之ヲ拒絶セルカ若シ張ニシテ其野心ヲ捨テス黒竜江省内ニ兵ヲ進ムルコトトモナラハ之ト交戦ヲ辞セサルコトニ決定シ居レリ

二、郭道甫ノ帰海後呼倫貝爾独立運動ニ関シ種々取沙汰セラレタル処郭トシテハ昔日ノ勢力ナク且蒙古政庁及各蒙

事項3 東北地方北部の形勢と日本軍のチチハル占領

トシテ政權引渡シ問題ニ関シ質問シタル処謝ハ張ヨリ婉曲ニ引渡シ要求アリタルコトヲ認メタル上劉、宝等ヲ省政府代表トシテ洮南ニ派遣懇談セシメタル結果張ハ其要求ヲ思ヒ止マリタル旨右代表ヨリ電話アリタリト又従来ノ屯墾軍ハ之ヲ改編シ張ノ部下ニ移シ鴻興以南ニ駐屯セシメ其給与ハ当省ニテ之ヲ負担スルコトトナレリト言明セリ尚又交渉員ヨリ聞込ミタル江省代表ト張トノ会見談ヨリ察スルニ張カ其野心ヲ翻ヘスニ至ルハ主トシテ劉ヨリ日支間ノ問題ハ早晚解決セラルヘク解決ノ暁ニハ貴下ハ江省ノ首領ハ勿論現在ノ鎮守使ノ地位モ之ヲ維持スルニ困難ナル破目ニ陥ルヘシト説カレタルニ依ルモノト察セララル

尚参謀長ハ前記会見ノ際同人ハ哈爾賓ヨリ張学良ハ張作相ヲ代表トシテ日本側ト交渉ヲ開始セシムルコトトナレル旨ノ私電ニ接シタリト語レリ

3 昭和6年10月8日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬の独立運動に対する黒竜江省軍各旅長

旗ノ内争絶エス更ニ各派ノ分立ニ依リ到底其成功ハ困難トセラレ居ルモ一方目下海拉爾蘇旅長ニ於テ郭ノ懷柔ニ努メ目下蒙古政庁内ニソウトウト協議中ナリ云々
哈爾賓ヨリ大臣、公使、北平、奉天、南京へ転電アリタシ在支公使、北平、奉天、哈爾賓、南京、齊齊哈爾へ転電セリ

4 昭和6年10月9日 在ハルビン百武武官より
二宮參謀次長宛(電報)

張海鵬の独立運動に対する黒竜江省各旅長の
反対について

10月9日後4時40分發
10月9日後3時55分着

哈市第二四〇号
上田報

騎兵第八旅參謀長ノ談ニ依レハ洮南張海鵬ハ騎兵第四團ヲ擁シ黒竜江省独立ヲ企テ当地騎兵第八旅長丁ニ対シ参加ヲ勸メタリ丁ハ五日海拉爾ニ行キ同地第二旅長蘇炳文ト協議ノ上東北ノ黒竜江省政府ト行動ヲ共ニスルニ決シ張ニ対シ其時機ニ非スト拒絶シ若彼力黒竜江省ニ軍隊ヲ進メルニ於

テハ之ヲ討ツニ決セリト云フ 関東スミ

5 昭和6年10月9日 旅順無線電信所長より
小林海軍次官他宛(電報)

張海鵬軍チチハル方面に前進、黒龍江軍の応
戦準備に関する情報について

旅順 10月9日後4時0分發
10月9日後9時59分着

第四一番電

滿州事件報二八

一、曩ニ洮南ニテ独立ヲ宣言セシ張海鵬ハ黒竜江政府カ政權引渡ニ応セサルタメ武力解決ヲ決心シニケ旅ヲ齊齊哈爾方面ニ前進セシメ万福麟ハ之ニ応戦スヘク既ニ軍隊ヲ同方面ニ集結方發令シ齊齊哈爾方面人心動揺シ邦人ハ避難ニ付協議中ナリト

二、昌圖八面城中間付近ニアリテ掠奪中ノ賊ヲ掃蕩ニ向ヘル我守備隊ハ八日前約六百名ノ賊団ヲ攻撃シテ西方ニ驅逐セリ敵ノ遺棄セシ死体約五〇

三、陳中孚ハ事変以來奉天方面ニアリテ種々調査中ナリシカ八日大連發ノ長沙丸ニテ上海經由広東ニ向ヘリト

四、上海駐在西班牙總領事「フエラーシ」事件調査ノ為ハ日突然大連着奉天ニ向フ
五、八日迄ニ奉天ヨリ避難セシ中國人員數乗車券ヲ購入シタルモノ皇姑屯、奉天兩駅ニテ約八万無賃乗車セルモノ皇姑屯ヨリ約三万計十一万

(編注) 本電報は、小林海軍次官のほか「次長、一遣、二遣、馬要司令官、佐鎮參謀長、在支各地武官」に發電された。

6 昭和6年10月10日 ※在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬ならびに黒竜江省軍の動向について

ハルビン 本省 10月10日後着

第三二二号

齊齊哈爾發本官宛電報

合第二二二号

大臣へ電報アリタシ

第六〇号

往電第五五号及五六号ニ関シ

省政府ハ劉寶兩代表カ五日洮南ヨリ帰還スルヤ同日更ニ馬広信公司總弁ヲ洮南ニ派遣シタルカ張ハ同人ノ勸告ニ依リ全然其野心ヲ放棄シタリトノコトヲ有力者筋ヨリ聞込ミ居リタル処昨七日謝參謀長當館ヲ來訪シタル際張海鵬トノ其後ノ交渉ニ関シ同人ニ尋ネタルニ答フル所左ノ如シ
「張ハ近來紅卍字教ニ熱中シ居レル処最近神様ヨリ「御前ハ九月ニハ昇格スヘシ」トノ宣託アリタル由ニテ元來カ迷信深ク且頭ノ簡單ナル張ナレハ右神託ヲ一途ニ信シ込メルト他方ニハ二三野心家ノ煽動モアリシ為一時江省政府乗取ヲ思ヒ立チシモ當省代表ヨリ再三利害得失ヲ(殊ニ事件解決後ニ於ケル新地位維持ノ困難ナル点ニ付)説キ計畫中止方勸告セル所アリ又部下團長三名ノ内二名ハ絶対ニ張ノ計畫ニ反対シ居リ尚又張カ合作セントスル屯墾軍モ其後張ノ部下ニ入ルコトヲ止メ純江省軍トシテ當省ヨリ給与ヲ与ヘルコトナリ(事實ハ屯墾軍ヲ買収セルモノノ如シ)同軍ハ張ト同一行動ヲ取ラサルコトナリタル等ノ為張ハ今日ニテハ當地ニ乗出スコトヲ全然断念セリ」云々
尤モ當省軍憲側ニテハ從來ヨリ奥地ニ駐屯シ居リタル軍隊及日本軍ノ侵入ヲ予想シ最近奥地ニ移動セシメタル軍隊ヲ

二三日前ヨリ当地ニ呼戻スト共ニ一部ハ之ヲ鴻興方面ニ送りツツアリ（目下鴻興付近ニ在ル江省軍五百名位ノ見込）

右ハ当地中国側ニテハ張ノ背後ニハ日本軍ノ尻押アルコトハ之ヲ察知シ居ルモ日本軍隊カ張ヲ助クル為ニ張軍ト共ニ当省ニ出動スルコトハナカルヘシトノ見込ノ付ケルト他方ニハ張ノ部下ハ大部分騎兵ナルカ上ニ素質モ悪シク從テ戦闘力劣弱ナルコト等ノ為若シ張カ何等カノ方法殊ニ日本軍側ノ行動如何ニ依リ当地ニ乗出シタルカ如キコトアル場合ニハ江省軍側ニテハ之ヲ鴻興付近ニテ撃破セントスル計画アルニ非サト察セラル

当地ハ六日頃ヨリ表面平穏トナレルモ裏面ハ依然不安ノ氣ニ満チ居レリ

本八日晚当地婦女子約四十名一時避難ノ為哈爾賓ヘ向ケ出發セリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天、吉林ヘ転電アリタシ
公使、北平、奉天、吉林、哈爾賓ヘ転電セリ

7 昭和6年10月10日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

昂々溪よりの避難民ハルビン到着について

三、江橋守備ノ兵ハ目下約八百名ニシテ江橋爆破ノ作業ハ軍械廠技師陳某ノ手ニ依ル
四、十一日軍事會議ヲ開催シ連蘇対日ヲ決議セリ
右ノ如ク黒電江軍ノ張海鵬ニ対スル戦闘準備ハ着々進捗シツツアリ

9 昭和6年10月13日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル領事館員等のハルビン到着について

第三三〇号
ハルビン 10月13日後着
本 省 10月13日後着

齊齊哈爾領事館員及在留民ノ家族婦女子二十四名十三日朝着哈シ其内三名ヲ除キ他ハ日本又ハ朝鮮ニ向ケ南下シタリ
奉天、安東、長春、齊齊哈爾ニ転電セリ

10 昭和6年10月13日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル・昂々溪在留者家族の引揚について

ハルビン 10月13日後着

第三二二号

昂々溪ヨリ避難シ来レル邦人十四名（主トシテ婦人）ハ十日朝着セルカ長春ニ向ケ南下セル一、二ノ婦人ヲ除キ他ハ差当リ当地正金裏避難所ニ収容セリ

奉天、長春、吉林、齊齊哈爾ヘ転電セリ

8 昭和6年10月12日 在ハルビン特務機関より
杉山陸軍次官宛（電報）

黒電江省軍の張海鵬に対する戦闘準備について

ハルビン 10月12日後着
10月12日後着

哈市第二三六号（秘）

一、十一日呼蘭駐屯騎兵第一旅長代理呉松林騎兵二百八十ヲ率キ「チチハル」ニ到着

二、「チチハル」軍械廠ハ兵器製造ノ為徹宵作業ヲ開始セリ

第三三三三号

本 省 10月13日後着

齊齊哈爾発本官宛電報

合第二六号

大臣ヘ電報アリタシ

第六四号

当地及昂々溪方面時局切迫ノ模様アルニ付当館館員家族全部及引揚ヲ見合セ居リタル在留民家族一二ヲ除キ昨十二日本邦其他ニ引揚ケタリ昂々溪在留者家族ハ十日全部引揚済当地在留鮮人ニ対シテハ任意引揚方申渡シ貧窮者ニハ哈爾賓迄ノ旅費トシテ哈大洋七百四十元ヲ給シタリ
管内其他地方平穏

哈爾賓ヨリ奉天ニ転電アリタシ

奉天、哈爾賓、満州里ニ転電セリ

11 昭和6年10月13日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛（電報）

黒龍江省政府、軍の動向および張学良による
張海鵬の蒙辺督弁任命について

10月13日前4時40分着

10月13日後6時50分着

関第七二五号

密電(A) 綜合要旨

- 一、満州里方面十二日迄平穩ニシテ蘇国側ノ策動ナシ
- 二、黒竜江省政府ハ省外ニ為替取組ヲ禁止シ且銀行ヨリノ引出金額ニ制限ヲ加ヘタリ
- 三、黒竜江省軍ハ泰来、江橋ノ防禦工事完了、屯墾軍主力ハ塔子城ニ到着セリ
- 四、馬占山ハ十二日黒河発水路齊齊哈爾ニ向フ十九日到着ノ予定
- 五、張學良六日付張海鵬ヲ蒙辺督弁ニ任命セリ
- 北平、天津、朝鮮、上海、哈市スミ

12 昭和6年10月15日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬軍の北進と満州里方面の動揺について

ハルビン 10月15日後発
本省 10月15日後着

第三四一号(暗)

満州里発本官宛電報

カラサル結果ヲ招来スルコトナキヲ保セサルニ付此種浪人策動家ノ取締勵行方希望ニ堪エス

- 三、尙当地及海拉爾地方駐屯軍ノ騎兵及歩兵各一個旅ハ往電第二八号ノ通張軍ノ江省侵入ノ際ニハ出動計畫準備ヲ整ヘ居ル模様ナルモ四囲ノ事情ヨリ第一線ニ起ツコトハ困難ナルヘシト思料セラルル処若シ両軍交戦ノ結果江省軍力敗戦シタル時ハ其敗残兵ハ自己勢力ノ保持ヲ計ル為当地方ニ逃入シ当地方駐屯軍ト合体スルコトハ想像ニ難カラス左スレハ其結果当地方ノ事態ハ悪化ノ虞ナシトセス甚タ憂慮ニ堪エサルモノアルヘシ
- 哈爾賓ヨリ大臣、公使、北平、奉天、南京へ転電アリタシ
- 支、北平、奉天、哈爾賓、南京、齊齊哈爾へ転電セリ

13 昭和6年10月15日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬軍の黒竜江省進出とチチハル在留邦人の動静について

ハルビン 10月15日後発
本省 10月16日後着

第三四五号

第一八号

大臣ニ転電アリタシ

第二九号

- 一、我軍洮南方面ヨリ北進セサルコト明瞭トナリテ以来当地方ノ一般人心ハ漸ク落着ヲ示シ表面平穩トナリタル処兩三日前ヨリ蘇連人及中国人間ニ洮南ノ張海鵬軍カ日本軍ノ支援ニ依リ江省ニ侵入セントスルノ計畫アルヲ以テ近ク江省軍ト大激戦ヲ見ルナラントノ風説熾ナル為人心再ヒ動揺ノ傾向アリ右風説ノ起リタルハ齊齊哈爾發閣下宛電報第六三号等ノ邦人ノ暗中飛躍ヲ嗅キ付ケタル当該連絡機関ヨリ当地ニ斯ル情報アリタルカ為ト察セラルル理由アリ

- 二、張軍ノ北進ヲ喜ハサル当地官民ハ右風説ヲ根拠トシ若シ張軍ノ背後ニ日本軍アリトセハ内政不干渉主義ヲ唱フル日本ノ行動ハ事実ニ反スルモノナリト憤慨シ居リ蘇連人等ハ日本ハ事件ヲ拡大セサル旨声明シ乍ラ裏面ニ於テ策動シ北滿ノ治安ヲ乱サントスルモノナリト語り居ル有様ニシテ之ニ関連シ流言蜚語甚タシク一層蘇華両国人ノ感情ヲ刺戟セシメツツアリ此儘推移セハ国際関係上面白

齊齊哈爾發本官宛電報

合第三四号

大臣へ電報アリタシ

第七二号(十四日後)

張海鵬軍江省ニ進出ノ報十四日午后当地ニ伝ハルヤ市民俄ニ動揺シ始メタルモ間モナク政權ノ移動平和裡ニ行ハレントスル模様見ヘタル為未タ憂フヘキ混乱状態ニ陥ルコトナシトハ断言ハシ難キモ只今ノ分(午后九時)ニテハ先ツ左シタルコトナクシテ張軍ノ入城迄持堪ヘ得ル見込ナリ殘留邦人五十四名ハ引揚ヲ見合セ領事館ト満鉄公所ニ避難シ朝鮮人ハ十四日中ニ百十二名引揚ケ殘留者ハ市内二箇所ニ集中

哈爾賓ヨリ奉天ニ、奉天ヨリ朝鮮總督府ニ転電ヲ請フ
奉天、満州里、朝鮮總督へ転電セリ

14 昭和6年10月15日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

戦闘に伴なうチチハル市内の治安状態について

ハルビン 10月15日後発
本省 10月16日後着

第三四七号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

合第三六号

大臣へ電報アリタシ

第七四号

当地昨十四日以来謠言盛ニ行ハレツツアル折柄昨夜ヨリ今朝ニ亘ル駐屯軍ノ克山訥河方面へノ退出ハ我飛行機ノ来襲及侵入軍ノ入城直前ニ起リ勝ナル掠奪暴行ノ発生ヲ恐ルル市民ノ避難ト相俟チテ一般市民ニ非常ノ衝動ト不安ヲ与ヘ当地ノ治安ハ一時憂フヘキ事態ニ陥ランカト氣遣ハレタルモ今朝十時頃ニ至リ幾分人心落着ヲ示シ来リ店舗モ三分ノ一ハ開店セリ

当地在留日鮮人異状ナシ管内他地方ハ左シタルコトナキ見込

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天、吉林へ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾濱、吉林、滿州里へ転電セリ

第三五二号

十六日朝齊齊哈爾ヨリ当地ニ避難シ来レル者日本人三十九名鮮人廿四名昂々溪ヨリノ者日本人八名アリ此等日本人ハ差当リ当地正金裏避難所ニ收容シ鮮人ハ鮮人民会ニ於テ世話スルコトナセリ齊齊哈爾殘留ノ者ハ領事館及滿鉄公所員等併セテ日本人男子十一名昂々溪ニ殘留セル者女二名(共ニ支那人ノ妾)アリト云フ尚避難者ノ談ニ依レハ十五日午前六時洮南ヲ発シタル張海鵬軍カ江橋ニ達スルヤ同時頃同地ヲ守備セル齊齊哈爾軍ハ同所鉄橋ヲ破壊シタル為張軍ノ進軍ニ齟齬ヲ来シタルモノノ如ク他面齊齊哈爾軍ハ之ヨリ先張軍トノ衝突ヲ避クル為克山泰安鎮ニ移動ヲ開始セル処偶々在黑河騎兵第一旅長馬占山ヨリ原地復帰ヲ命セラレ帰来セル為齊齊哈爾省城ノ争奪戦免レ難キモノト認メ清水領事ヨリ一般在留民ノ引揚命令アリ前記ノ如ク引揚ヲ実行スルニ至レリト云フ

公使、北平、奉天、吉林、長春、齊齊哈爾、滿州里、朝鮮總督へ転電セリ

昭和6年10月16日

※在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

15 昭和6年10月16日
※在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル在留日本人、朝鮮人に引揚げ命令発
出について

ハルビン 10月16日後発
本省 10月16日後着

第三五〇号

齊齊哈爾発本官宛電報合第三八号

大臣へ電報アリタシ

第七六号

時局切迫ノ徴アリ前途見極メ付キ難キニ付十五日午前七時在留日鮮人ニ対シ引揚命令ヲ発シタリ但シ本官及館員一部ハ今暫ク居残り様子ヲ見ル積リナリ

支、北平、奉天、哈爾濱、吉林、滿州里ニ転電セリ

16 昭和6年10月16日

在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハルよりハルビンに引揚げの日本人、朝鮮人の状況について

ハルビン 10月16日後発
本省 10月16日後着

チチハル引揚者・在留者の人数について

ハルビン 10月16日後発
本省 10月16日後着

第三五六号

齊齊哈爾発本官宛電報合第三九号

外務大臣へ電報アリタシ

第七七号

十五日晩引揚者日人四十名鮮人九十七名殘留者日人領事以下十二名鮮人六十名

哈爾濱ヨリ往電第七六号ノ通転電アリタシ

奉天ヨリ総督府へ転電アリタシ

18 昭和6年10月17日

在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハルより避難の在留邦人等のハルビン到着について

ハルビン 10月17日後発
本省 10月17日後着

第三五七号

齊齊哈爾領事館署員以下在留邦人十三名鮮人廿二名十七日

朝当地ニ引揚ケ来リ館署員ヲ除ク他ハ不取敢正金裏避難所
ヘ収容セリ尚齊齊哈爾ニハ鮮人約四十名残留シ居レリト云
フ

奉天ヨリ吉林、長春ヘ転電アリタシ

公使、北平、南京、奉天、吉林、長春ヘ転電セリ

19 昭和6年10月17日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

清水領事および在留邦人の引揚げと張海鵬・馬

占山両軍戦闘の見通しについて

ハルビン 10月17日後発
本省 10月18日後着

第三五九号(暗)

本官発滿州里宛電報

第三九号

貴電第二八号ニ関シ

清水領事始メ在留邦人ノ当地ヘノ引揚げハ事実ナルモ同領事
タケハ都合ニ依リテハ間モナク齊齊哈爾ニ引返スヤモ知レ
ス尚同領事ノ言ニ依レハ張海鵬軍ト馬占山軍トハ早晚戦争
ヲ避ケ得サルモノト認メ当地ニ避難シ来レルモノナルモ戦

北平、天津、朝鮮、濟南、上海、哈市スミ

21 昭和6年10月17日

幣原外務大臣より
在ノ連広田大使、在ジュネーブ
沢田事務局長宛(電報)

張海鵬軍チチハル方面に進出との情報とこれ

に伴うチチハル・滿州里在留邦人の動静に

ついて

暗合第一〇一八号

滿州事変直後齊齊哈爾方面ニ於テハ我軍ノ北滿方面出動等
ノ風説アリタル為人心一時不安ヲ呈シタルカ其後哈爾濱出
兵中止、洮南出動部隊引揚等ノ報伝ハリタル為人心稍平静
ニ歸シタリ然ルニ十月二日在洮南洮遼鎮守使張海鵬ヨリ黒
竜江省政府側ニ対シ政權引渡ヲ要求シタル為三日頃ヨリ人
心再ヒ動揺ヲ見ルニ至リ遂ニ二十四日政權引渡ニ関シ両者間
ニ妥協成立セサル為張ハ愈々省政府乗取ノ決心ヲ固メ部下
ヲ率イテ同方面ニ進出スルコトナリタリトノ報伝ハリタ
ル結果市中動揺ヲ呈スルニ至リ同地在留邦人ハ安全ヲ期ス
ル為メ十五日夜内地人領事以下十二名、鮮人六十名ヲ残シ

局ハ齊齊哈爾及昂々溪方面ニ限ラレ貴地ニ波及スルコトナ
カルヘク現ニ「ブハト」安達等ノ地ハ極メテ平穩ナリトノ
コトナリ

大臣、奉天ヘ転電セリ

20 昭和6年10月17日 三宅閣東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

洮昂線方面における黒竜江軍と張海鵬軍との

戦闘情報について

10月17日前発
10月17日後着

関第七六九号(秘)

鄭家屯支隊長並ニ洮昂鉄道局石原顧問ノ報告ヲ綜合スルニ

洮昂線方面ノ情况左ノ如シ

一、黒竜江軍ハ十六日午前江橋鉄道橋ヲ焼却シツツアリ嫩

江北岸ニハ砲ヲ有スル黒竜江軍ノ一部配置シアリ張海鵬

軍ノ一部江橋付近ニ進出シテ戦闘シツアルカ如シ

二、張海鵬軍主力ハ今尚泰来北方五廟子ニ集結シアリ

三、泰来地方ノ橋梁ハ仮側線ヲ設ケテ開通シ得タルモ江橋

ハ十一月末ニアラサレハ復旧ノ見込ナシ

大部分引揚ケタリ尚滿州里方面ニ於テモ右張軍進出ノ報道
ノ為メ十日頃ヨリ人心動揺シ始メタルモ我居留民ハ未タ殆
ト引揚ケ居ラス

寿府ヨリ露ヲ除ク在欧各大使及米ニ転電アリタシ

22 昭和6年10月18日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省軍の嫩江橋梁焼却について

奉天 10月18日前発
本省 10月18日前着

第一〇一九号(暗、至急)

齊齊哈爾及鄭家屯宛往電合第七四四号ニ関シ
十七日洮南ヨリ来訪セル洮昂鉄路石原顧問ノ談ニ依レハ當
初同顧問ハ張海鵬軍ト黒竜江省軍ト衝突ノ結果嫩江ノ橋梁
ニ損害ヲ蒙ルヘキヲ惧レ張軍ノ輸送ヲ躊躇セルモ其後省城
円満授受方見込アリトノコトナリシ為輸送ヲ引受ケタルカ
哈爾濱發大臣宛電報第三五四号ノ事情ニテ黒竜江省軍ハ嫩
江北岸ニ砲陣ヲ敷キ嫩江木橋及付近ノ小橋三箇ヲ焼払ヒタ
リ滿鉄トシテハ貨物輸送ノ關係上至急修繕ノ要アルモ(最
小限度一箇月半ヲ要ス)橋梁付近ニ軍隊アル間ハ修繕工事

着手不能ナルヲ以テ石原ハ軍司令部ニ出頭シ右ノ次第ヲ陳情シタルカ右ニ対シ軍参謀ハ明十八日長春ヨリ飛行機一台ヲ嫩江方面ニ差向クルコトトスヘキ旨ヲ答ヘタル趣ナリ連盟、在米大使、齊齊哈爾、鄭家屯、支、北平、哈爾賓へ転電セリ

23 昭和6年10月18日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江方面に出動の飛行機について

奉天 10月18日後発
本省 10月18日後着

第一〇二四号（暗、極秘）

（三文書）

往電第一〇一九号石原派兵鐵路顧問軍司令部出頭ノ際軍参謀ノ一吏ハ同人ニ対シ目下軍トシテハ今後山海関方面ニ於ケル局面展開ノ際飛行機派遣ノ場合ヲモ考慮シ出来得ル限リ飛行隊員ヲ休息セシメ置ク必要アルヲ以テ今次嫩江方面ニ出動ノ飛行機モ僅カ一台トスル外ナシト語りタル趣ナリ御参考迄（部外極秘）

24 昭和6年10月18日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

齊齊哈爾方面時局切迫ノ折柄当地駐屯軍中歩兵二ヶ大隊及機関銃隊一ヶ中隊ハ本十六日午後五時四十分当地発四十貨車ヨリ成ル臨時列車ニテ泰来ヘ向ケ出動セリ
哈爾賓ヨリ大臣、公使、北平、奉天、南京へ転電アリタシ支、北平、奉天、哈爾賓、南京、齊齊哈爾ニ転電セリ

26 昭和6年10月18日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル領事館員ならびに残留日本人、朝鮮人のハルビンへの引揚げについて

ハルビン 10月18日前発
本省 10月18日後着

第三六三号

齊齊哈爾発本官宛電報

（欠号）

大臣へ転電アリタシ

本官十六日夜館員一同及残留日鮮人ト共ニ一時哈爾賓ニ引揚ケ当館事務所ハ哈爾賓総領事館ニ置ク
前電ノ通転電アリタシ

嫩江方面に出動の飛行機に関する前電文訂正について

奉天 10月18日後発
本省 10月18日後着

第一〇三〇号（暗、極秘）
（三文書）
往電第一〇二四号ニ関シ

「今後」ヨリ「考慮シ」迄ノ間「万一山海関方面ニ於テ局面展開スルカ如キコトアルニ於テハ飛行機ノ派遣ヲ必要トスル場合アルヘキヲ」ト訂正アリタシ尚其後石原参謀ノ談ニ依レハ同方面ハ情勢落着何等形勢変化ノ模様ナキカ如シトノコトナリ（部外秘）

25 昭和6年10月18日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

満州里駐屯中国軍の泰来向け出動について

ハルビン 10月18日前発
本省 10月18日後着

第三六二号

満州里発本官宛電報第二九号

本官発大臣宛電報第三一号

27 昭和6年10月19日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

張海鵬軍と日本軍との関連に關シ満州里方面中ソ側の疑念と動向について

ハルビン 10月19日前発
本省 10月19日後着

第三六八号（暗）

満州里発本官宛電報

合第二一号

本官発大臣宛電報

第三三号

今次ノ張海鵬軍ノ北進ニ関シ当地方蘇中間ニ日本軍ノ援助アル旨専ラ噂セラレ居ル次第ハ往電第二九号ノ通ナル処其後十四日齊齊哈爾上空ニ飛来セル日本飛行機カ宣伝文ヲ撒布シテ飛去リタル後張軍ノ表面的軍事行動開始トナリタリト此ノ兩者ヲ結ヒ付ケ日本軍ノ後援アルコトハ事実ナリト信スル者モアリテ（右ニ付テハ最近本官他用ヲ以テ蘇連領事ト会見ノ際同領事モ張ノ背後ニ日軍アルニ非サルヤヲ疑ヒ居タル節アリ）当地方一般人心ハ再ヒ動揺シ来レルカ特ニ当地方軍部側ニテハ往電第三一号及第三二号ノ通既

ニ一部軍隊ヲ同方面ニ出動セシメタル次第モアリテ本件ヲ特ニ重大視セルモノノ如ク且「セミヨノフ」カ奉天ヨリ洮南ニ赴キタリトノ新聞記事モ相当蘇連側ノ神經ヲ刺激シツツアル折柄最近蘇連領事ト中国軍部トノ往来頻繁ニシテ殊ニ十六日夜九時ヨリ当地独立騎兵第八旅司令部ニ於テ行ハレタル中国側軍事會議ニ当地蘇連領事「スミルノフ」カ密ニ参加シタル形跡アルハ時局柄相当注目ニ値スルモノアリ齊齊哈爾方面ノ時局ノ推移如何ニ依リテハ当地地方ノ事態ハ相当重大化スル虞アリト思料セラル

哈爾賓ヨリ大臣、公使、北平、奉天、南京へ転電アリタシ

28

昭和6年10月19日 幣原外務大臣より
在ソ連広田大使他宛（電報）

嫩江における張海鵬軍と馬占山軍との戦況およびソ連の動向について

本省 10月19日後発

暗合第一〇七〇号

泰来付近ニ集中セル張海鵬軍約七千ハ嫩江ノ大鉄橋黒竜江省軍ニ依リ焼払ハレタル為（泰来付近四個ノ木橋モ同様）

チチハルへ帰任の予定について

ハルビン 10月20日後発
本省 10月20日後着

第三七七号

清水領事ヨリ

本官十六日夜齊齊哈爾発当地ニ避難時局ニ付打合セノ為直ニ奉天ニ赴キ十九日夜帰哈館員一部ヲ連レ二十日発同夜齊齊哈爾ニ帰任スヘシ

奉天、満州里ニ転電セリ

30

昭和6年10月21日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山の黒竜江省代理主席就任について

ハルビン 10月21日後発
本省 10月21日後着

第三八四号（暗）

支那新聞ニ依レハ二十日齊齊哈爾着代理省主席ニ就任セル馬占山ハ二十日付ヲ以テ全国各省市政府市党部並ニ各地方団宛左記内容ノ就任通電ヲ発セル趣ナリ

万福麟ハ北平ヲ去リ難キ事情アルヲ以テ余ハ本月十日付国

江橋駅上下流ヲ迂回渡河ノ模様ナリシ一方黒竜江省軍側ニ在リテモ満州里駐屯軍中歩兵二ケ大隊及機関銃隊一ケ中隊ハ十六日午後五時四十分同地発四十貨車ヨリ成ル臨時列車ニテ泰来ニ向ケ出動シタル趣ナリシ処齊齊哈爾來電ニ拠レハ同省主席トナリタル馬占山ハ十五日頃齊齊哈爾ニ入城就任シタルモノノ如ク爾來同省政府ノ態度硬化シ十六日朝兩軍ハ江橋ノ南ニ於テ交戦シタルヤニ伝ヘラル尤モ張軍ノ兵卒ニハ戦意ナキ様見受ケラレ同軍ノ齊齊哈爾占領ハ困難ナルヘク此儘ニテハ持久状態ニ陥ルノ外ナキ趣ナルカ右事態ハ在哈爾賓張景惠ノ地位ニ不安ヲ加フルノ結果トナルヘシ尚今日迄ノ処「ソ」側ニ於テ何等策動ノ模様ナシ將又右事態ニ鑑ミ清水領事及館員一同ハ十六日夜同地発哈爾賓ニ引揚ケタリ

（露宛ノ分ニハ「在欧各大使へ転電アリタシ」ト付記ノコト）

（編注） 本電報は、在ソ連広田大使のほか「在米 出淵大使、国際連盟 沢田事務局長」に發電せられた。

29

昭和6年10月20日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

民政府ノ命令ニ依リ暫ク省主席ノ職務ヲ代行スヘク十九日就任セリ辺境ノ興亡危機ニ際シ凡ユル犠牲損失ヲモ意トスル所ナク尚又各位ノ忠言匡正ハ余ノ希望スル所ナリ

支、北平、奉天、吉林、齊齊哈爾、満州里ニ転電セリ

31

昭和6年10月21日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

ハルビンよりチチハルに帰任について

ハルビン 10月21日後発
本省 10月22日後着

第三八八号

齊齊哈爾発本官宛電報

合第四一号

大臣へ電報アリ度シ

第七九号

十六日夜以来哈爾賓ニ避難中ノ本官以下館署員一同二十日夜帰館シタリ

哈爾賓ヨリ公使、奉天、北平、吉林へ転電アリ度シ

公使、北平、奉天、吉林、満州里ニ転電セリ

32 昭和6年10月22日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

日本軍飛行機に対する黒竜江省軍の射撃および同機の爆弾投下について

奉天 10月22日後発
本省 10月22日後着

第一〇七八号(暗)

本官発連盟及米宛電報
合第七九〇号

往電合第七四六号ニ関シ

軍側ヨリノ通報ニ依レハ二十一日洮昂線橋梁ノ状態等視察ノ為我軍飛行機洮南ヲ経テ昂々溪方面ニ向ヒタル処江橋付近ニ於テ黒竜江省軍ノ為射撃セラレタルヲ以テ我飛行機ハ黒竜江省軍ノ陣地ニ爆弾数発ヲ投下セリト大臣、北平、公使、哈爾賓ニ転電セリ

33 昭和6年10月22日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

満鉄技師による嫩江木橋破損状況調査ならびに中国騎兵の茂林付近出沒について

第一〇八三号(暗)

奉天 10月22日後発
本省 10月23日前着

(一)満鉄ハ二十日技師竹村ヲ洮南ヨリ派遣シ嫩江木橋ノ破損状況ヲ視察セシメタルカ同人ハ該木橋北方ノ小橋ニ於テ黒竜江軍ノ為射撃セラレタルヲ為目的ヲ達セス二十二日当地ニ帰来セリ

(二)二十一日夜鄭家屯ヨリ四ツ目ノ駅茂林(Mao-lin)付近ニ騎馬兵約八百名現ハレタルヲ為鄭家屯ヨリ討伐ノ為派兵シタル筈ト思考セラルルモ電線切断セラレ居ルヲ詳細不明ノ由

哈爾賓、齊齊哈爾、長春、公使、北平、米、連盟ヘ転電セリ

34 昭和6年10月23日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江の橋梁修繕について軍の援護要請方満鉄理事より申入れについて

奉天 10月23日後発
本省 10月23日後着

第一〇八八号(暗)

往電第一〇一九号ニ関シ

廿二日夜満鉄村上理事来訪シ洮昂線嫩江ノ橋梁ハ黒竜江軍ノ為ニ破壊セラレタルカ同鉄路ハ満鉄ノ投資鉄道ナルノミナラス特産物出廻期迫レル此際至急修繕セサレハ満鉄ノ蒙ルヘキ損害甚大ナルモノアリ依テ廿日竹村技師ヲ派遣現状ヲ調査セシメントセルモ黒竜江軍ノ射撃ノ為目的ヲ達セス

(三)文書

(往電第一〇八三号) 満鉄トシテハ軍ノ援(護)ノ下ニ強

行修繕ヲ行フノ外ナシト思考シ軍ニ対シ右援護方依頼セル処軍側ノ内意ハ総領事ヨリ本件申出アルニ於テハ援護方依頼ニ応シテモ可ナリトノコトナリシニ付此儀本官ニ於テモ御承認相成様願度シト述ヘタルヲ以テ本官モ本件ハ大局ヲ考慮スル必要アリ政府ヨリ何分ノ指示無キ以上本官限りノ措置ニ出テ得ヘキコトニ非サル旨ヲ答ヘ置キタリ尚本件ニ関シテハ詳細村上理事ヨリ在京中ノ内田総裁宛報告ノ答ナリ
公使ヘ転電セリ

35 昭和6年10月23日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

洮昂線保護申入れについての問合せについて

奉天 10月23日後発
本省 10月23日後着

第一〇八九号(暗)

本官発哈爾賓宛電報

第九八号

齊齊哈爾ヘ転電アリタシ

第二三号

往電合第七四四号(洮昂線保護方申入ノ件)ニ関シ結果至

急御回電ヲ請フ

大臣、支ヘ転電セリ

36 昭和6年10月23日 在ブラゴエンチェンスク問庭領事館事務代理より
幣原外務大臣宛(電報)

黒河駐屯中国軍のチチハル方面への南下について

ブラゴエンチェンスク 10月23日前発
本省 10月24日後着

第二三三号(暗)

往電第二〇号ニ関シ

黒河在住一邦人カ官憲筋ヨリ聞込タル所ニ依レハ十七日来
同地駐屯山砲兵一ケ中隊騎兵四ケ中隊ハ爆撃隊機関銃隊ト
共ニ陸路齊齊哈爾ニ向ケ出發セルカ右ハ一旦訥河ニ落付キ
馬司令ヨリノ命ヲ待ツ趣ナリ
奉天、齊齊哈爾へ転電セリ

37 昭和6年10月24日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル方面の情勢に關シソ連邦の動向に對
する配慮について

奉天 10月24日後発
本省 10月25日後着

第一〇四号（暗、極秘）

往電第一〇八八号ニ関シ

齊齊哈爾方面ノ情勢ニ関シ軍部ニ於テハ露国ノ動キニ多大
ノ注意ヲ用ヒ居ルハ御承知ノ通ノ処廿四日軍參謀ハ館員ニ
對シ軍トシテハ現ニ齊齊哈爾ニハ一兵ヲモ入ルルノ意向ナ
キモ苟モ露国ニ於テ一兵ニテモ滿州ニ入ルルコトアラハ軍
司令官ノ意向如何ニ拘ラス断然同方面ニ出兵スヘク断乎タ
ル決意ヲ有スル旨語リタル次第ニモアリ適當ノ機会ニ広田

大使ヨリ夫レトナク露国ノ注意ヲ喚起シ置カルルコト機宜
ノ措置ニ非サト思考ス御参考迄（部外極秘）
露へ転電セリ

38 昭和6年10月24日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江橋梁修理に關する黒竜江省側の意向につ
いて

ハルビン 10月24日後発
本省 10月24日後着

第四〇九号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報

合第四八号

奉天へ電報アリタシ

第三二号

貴電合第七四四号ノ趣旨廿二日付ヲ以テ交渉員ニ申送リタ
ル処同人ヨリ廿三日付ヲ以テ本件ハ最寄ノ齊克鐵路局及洮
昂鐵路局北段技師ニ通知シ実地調査後速ニ材料ヲ購ヒ修理
セシムルコトナレルニ付滿鉄ニ御伝達ノ上各地権責ヲ守
リ滿鉄ヲシテ職員ヲ派シテ工事ヲ起スコトナク誤解ヲ發生

セシメサル様致シタシ云々ト回答シ来レリ江省軍ヨリスル

トキハ嫩江ハ張軍ノ侵入ヲ防ク屈強ノ防禦物ナレハ江橋ノ
橋梁ヲ破壊シ其修理ヲ好マサルハ防衛上已ムヲ得サル処ナ
リ從テ単ニ營業上ノ見地ヨリシテ之カ修理ヲ行ハントスル
モ張ト江省トノ間ニ妥協ノ成立セサル限り江省ヲシテ滿鉄
ノ修理ヲ認メシムルコトハ甚タ困難ナリト思料セラル尚支
那側ニテハ廿二日日本兵四百名洮南ニ到着セリトノ情報ニ
接セル趣ナル処謝參謀長ハ右ハ滿鉄ノ江橋木橋修理ヲ保護
スル為ニ来レルモノト考フルモノノ如ク同人廿三日日本官ヲ
來訪本件橋梁修理問題ニ言及シタル際本官ニ對シ若シ滿鉄
ニ於テ日本兵保護ノ下ニ江橋ノ修理ヲ行フカ如キコトアラ
ハ江省軍トノ間ニ衝突ヲ起ス虞アルニ付滿鉄ニ對シ此際橋
梁ノ修理ニ着手セラレサル様本官ヨリ注意アリタキ旨再三
繰返シ申述ヘ居リタリ尚又最近ニ於ケル江省側ノ態度及參
謀長ノ口吻ヨリ見ルニ江省軍ニテハ少々ノ日本兵力来リタ
ル場合ニハ之ヲ撃退セントスル意向ナルモノノ如クニ察セ
ラル

哈爾濱ヨリ大臣へ奉天ヨリ鄭家屯へ転電アリタシ
大臣、哈爾濱、鄭家屯へ転電セリ

39 昭和6年10月24日

在ブラゴエシチェンスク問庭領事館事
務代理より
幣原外務大臣宛（電報）

事變關係情報提供方要請について

ブラゴエシチェンスク 10月24日後発
本省 10月25日前着

第二四号（暗）

往電第二二三号ニ関シ

馬司令カ齊齊哈爾ニ於テ破ルル時ハ黒河ニ引揚ケ独立ヲ計
ルヘシトノ説アリ一方近ク流水ノ為当地黒河間交通杜絶ス
ヘキ關係モアリ在留邦人保護上時局ヲ早目ニ知リ置キ度ニ
付当分事變ニ関スル支那情報、普通情報並ニ齊齊哈爾領事
館管内情報ハ總テ当館へ電報方御詮議相成タシ
莫斯科、齊齊哈爾へ転電セリ

40 昭和6年10月25日

在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛（電報）

江橋付近に於ける日本軍飛行機の爆撃事件の
実情について

鄭家屯 10月25日後発

第一七号(暗)

本省 10月25日後着

貴電合第一〇七八号廿四日接到早速取調へタル処黒軍カ江橋ノ橋梁ヲ破壊セルヲ以テ其状況偵察ノ為廿一日我飛行機カ同地ニ向ヒタルニ黒軍ヨリ射撃セラレタルニ付已ムヲ得ス爆弾数発ヲ投下シタル趣ナルモ十五日泰来ニ投下シタル事ナシト云フ

上海、奉天へ転電セリ

41 昭和6年10月25日

在ハルビン百武武官より
二宮参謀次長宛(電報)

ソ連領より武器弾薬貨車等満州里に到着チチハルに向うとの情報について

ハルビン 10月25日前発
10月25日後着

哈市第一六八号(秘)

上田報

一、二十一日夜蘇領ヨリ高射砲二、野砲二、重砲十二、砲弾、機関銃弾一貨車満州里ニ到着午後十時前齊齊哈爾ニ向ケ発送セラル

対シ西部線ノ空貨車全部ヲ同地ニ集中シ其ノ中三百輛ヲ至急満州里ニ回送スヘキコトヲ要求シ目下実行中ナル由三、軍部ニ到達シタル情報 嫩江北岸ニ陣取レル江省軍ハ「ソ」連邦ヨリ大砲ノ供給ヲ受ケ居ル趣ナリシカ其後哈爾賓特務機関カ満州里駐在武官ヨリ得タル情報ニ依レハ廿四日午後十時発列車ニテ「ソ」連邦ヨリ江省軍ニ供給セラルモノト覺シキ高射砲二門、野砲二門、重機関銃十二門、野砲及小銃弾一貨車昂々溪方面ニ向テ発送セラレタリ
(露宛ノ分ニハ「在欧各大使及在巴里沢田事務局長へ転電アリタシ」ト付記ノコト)

43 昭和6年10月27日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ハルビン英字新聞報道の日本人による馬占山脅迫事件について

第四二七号(暗)

当地赤系英字紙「ハルビンオブザーバー」ハ廿六日夜発行

ハルビン 10月27日後発
本省 10月27日後着

二、右列車ハ海拉爾ニ在リシ装甲列車ト連結セラル装甲列車ニ就テハ目下調査中ナルモ蘇領ヨリ入リシモノナルヘシ

関東スミ

42 昭和6年10月26日

幣原外務大臣より
在米出淵大使、在ソ連
広田大使宛(電報)

黒電江省馬占山軍とソ連との関係に関する情報について

本省 10月26日後発

暗合第一一八二号

江省軍ト「ソ」連邦トノ関係ニ関スル風説左ノ通

一、齊齊哈爾來電 馬占山ハ黒河出發(十二三日頃)前「ブラゴヴェシチエンスク」ヨリ來レル「ソ」連邦士官ト何事カ打合せタリ

二、哈爾賓來電 齊齊哈爾へ進軍中ノ黒河駐屯馬占山軍ニハ「ソ」連邦軍事教官混入ス又十九日馬ハ哈爾賓上陸ノ際「ソ」連邦ヨリ飛行機高射砲及右操縦士ノ供給ヲ受クル諒解アル旨言明シタル由尚齊齊哈爾政權ヨリ東支側ニ

セル露文号外ニ於テ最信憑スヘキ支那側ヨリノ情報ニ依レハ廿四日身元不詳ノ日本人二名ハ軍服ヲ着シテ齊齊哈爾馬占山公館ニ乗込ミ取次人ニ対シ銃ヲ擬シ馬ニ面会取次方強要シタルヲ以テ馬ハ彼等ヲ引見シタルニ自分等ハ本庄將軍ノ代表ナリト名乗リタル上馬ニシテ至急齊齊哈爾ヲ明渡セハ良シ然ラサレハ日本軍ハ飛行機ヲ以テ省城ヲ襲撃シ潰滅ニ歸セシムヘシトノ要求書ヲ提示シタルニ對シ馬ハ自分ハ專ラ張學良ノ命ニ從フノミナルヲ以テ如何ナル日本側ノ要求ニモ応スル能ハス省城ヲ略取セントスルモノニ對シテハ武力ニ訴ヘ抵抗スル旨ヲ答ヘタルニ付右訪問者ハ退去シタルヲ以テ早速司令部員ヲシテ日本領事ニ對シ彼等ノ身元問合セ旁右ノ如キ恐喝行為ニ對シ抗議ヲ申入レタル処同領事ハ本件ニ関シテハ一切承知セサル旨言明シタリ云々ノ記事ヲ掲ケタルカ右二名ノ日本人トハ恐ラク清水領事發閣下宛電報第五一号中ノ高塚及洲本ト覺シク且同情報ハ我軍部ノ行動ヲ中傷センカ為ノ蘇連側ノ宣伝ニシテ蘇連側カ此種情報ヲ急速ニ入手シ居ル事実ニ鑑ミルモ蘇支昨今ノ關係ヲ推測シ得ヘシ
支、北平、奉天、齊齊哈爾、満州里へ転電セリ

44 昭和6年10月27日

在ハルビン百武武官より
二宮參謀次長宛（電報）

黒河駐屯中国軍の南下出動に関する情報について

哈市第二七四号（秘）

ハルビン 10月27日前発
本省 10月27日前着

黒河宮崎報

黒河駐屯IK全部（山砲、迫撃砲、重機関銃各四、ヲ有ス）五百名ハ十月十日ヨリ二十一日迄ニ陸路出動セリ蘇連邦軍將校二名秘密ニ黒河蘇連邦領事館員トシテ来黒ス
関東スミ

45 昭和6年10月27日

幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛（電報）

満鉄側の嫩江橋梁修理を妨害せむよう馬占山に対する申入れについて

第八五号（暗）

本省 10月27日後発

齊齊哈爾へ電報アリタシ

第一五号

（三八文書）
奉天宛貴電第三二二号ニ関シ

我方ニ於テハ満鉄ノ利益ニモ顧ミ本件橋梁修理方ヲ特ニ重要視スル次第ナルニ付貴官ハ馬占山ニ面会ノ上洮昂線ハ満鉄投資ノ担保トナリ居ルノミナラス且下特産物出廻期ヲ差控ヘ之カ開通ヲ見サルカ如キハ満鉄トシテ到底不問ニ付シ得サル訳ナル処現下ノ状勢ニ於テ支那側ノ手ニ依リ之カ修理ノ急速実現ハ到底不可能ト認メラレ旁々満鉄側ニ於テ近ク之カ修理ノ為現地ニ人ヲ派遣スルコトナリタルニ付テハ之ニ対シ妨害ヲ加ヘサルハ勿論必要ノ保護ヲ与ヘラレタキ旨並ニ若シ馬側ニ於テ右我方ノ要求ニ応セサル場合ニハ我方トシテハ必要ノ措置ヲ講セサルヲ得サル次第ナルカスノ如キ事態ニ立到ルハ馬ノ将来ノ為ニモ面白カラスト思考セラルルニ付此際交通保全ノ精神ヲ以テ之ニ応シ現地軍憲ニ対シ有効ナル訓令ヲ發セラレタキ旨嚴重申入レ結果回電アリタシ

右軍部ト打合済ナルニ付本電ノ趣旨哈爾賓特務機関ニ伝ヘラレ度

哈爾賓ヨリ奉天ニ転電シ奉天ヲシテ鄭家屯ニ転電センメラレ度シ

46 昭和6年10月28日

在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江橋梁修築のため関東軍の北行について

第一八号（暗）

鄭家屯 10月28日後発
本省 10月28日後着

鄭通線大林其他各駅ニハ多数ノ馬賊襲来シ数日来列車ノ運行部分的ニ不通トナリ居レル処二十六日当地ヨリ百三十名四平街ヨリ百二十名該地方ニ出動ス馬賊討伐鉄道警備ノ為ナリト称ス同日夜間長谷部第三旅団長ハ歩兵一個大隊迫撃砲隊機関銃隊山砲隊其他ノ部隊計五百名ヲ率ヒ長春ヨリ当地ニ来リ旅団長以下兵三百当地ニ留マリ他ハ二十七日午前四時洮南ニ向フ二十六、七兩日ニハ特ニ我飛行機三台当地經由洮南方面ニ飛行ス旅団長ハ本官ニ対シ鄭通線付近ノ馬賊討伐ナリト云フモ情報ヲ綜合スルニ洮昂線ノ橋梁破壊ヲ満鉄側ニテ修築スル為実力援護ノ目的ヲ以テ北行シタルモ

ノノ如ク從テ事実ハ張海鵬軍ヲ援助スル結果トナルモノト認メラル旅団司令部ハ当分当地ニ止マリ当地ノ平田連隊長ハ旅団ノ残留部隊ヲ率ヒ今明日中ニ洮南方面ニ出動ノ模様ナリ

支、北平、奉天へ転電セリ

哈爾賓、吉林、長春、齊齊哈爾へ暗送セリ

47 昭和6年10月29日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江橋梁修理援護のため出動する関東軍の行動は警戒を要するとの意見具申について

第一一四二号（暗、部外極秘）

奉天 10月29日後発
本省 10月29日後着

齊齊哈爾宛貴電第一五号ニ関シ
廿九日軍司令官ハ本官ニ対シ黒竜江省側ニ於テ嫩江橋梁ヲ自ラ修理セハ問題ナキモ若シ満鉄ノ手ニ依リ右修理ヲ行フ場合ニハ仮令江省側ニ於テ満鉄派遣員保護方ヲ引受クルトモ夫ノミニテハ心許ナキニ付保護ノ為若干部隊ヲ派遣スルノ要アリ尤モ右部隊ハ江省側ヨリ発砲等ノコトナキ限リ軍

事行動ニハ出テサルヘク又齊齊哈爾迄出動セシムル意向ナ
キハ勿論ナリト述ヘタルカ事変発生以来ノ諸実例ニ鑑ミル
ニ部隊ヲ橋梁付近迄派遣スル以上其後ノ統制ハ時ト場合ニ
依リ必スシモ軍司令官当初ノ意図通りニハ運ハサルコトア
ルヘキヲ予想セサルヘカラス此辺政府ニ於テモ予メ考慮シ
置カルルノ要アリト存ス

48 昭和6年10月29日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理に関する関東軍林參謀と黒竜江
省側との交渉について

ハルビン 10月29日前發
本省 10月29日後着

第四三八号(暗)

齊齊哈爾發本官宛電報

合第五六号

大臣へ電報アリタシ

第八九号

関東軍司令部付參謀林少佐^(義秀)ハ江省軍ノ為ニ破壊セラレタル
江橋以北ノ三個ノ橋梁修理方江省政府ニ要求スル為昨廿六

之ヲ修理セシムヘキ旨ノ要求ヲ趙ニ手交シタル後滿鉄技
師ノ調査ニ依レハ三日間ニテ修理シ能フモ寛大ノ意味ニテ
期限ヲ一週間ニ延ハセリ

又同技師調査ノ際江軍ハ之ヲ射撃セルニ依リ我方修理ノ場
合ニハ実力ノ援護ヲナス事トセリ

趙ハ之ニ對シ当初江省側ハ地方治安ノ見地ヨリ張海鵬ノ入
城ヲ容ルル所存ナリシモ張軍ノ進撃急速ナリシ為江軍ノ先
鋒ハ江橋ノ一部ヲ焼却シ退却ヲ始メタルカ其後北平ヨリ張
軍ノ入城阻止方電命アリタルヲ以テ遂ニ兩軍對峙ノ状態ト
ナリ我方江橋ノ修理ヲ計レハ張軍之ヲ撃チ張軍修理ニ掛レ
ハ我軍之ヲ撃ツノ状態トナリ一時工事ニ着手不能ニ陥リシ
モ日本領事ノ警告アリシニ依リ洮昂鐵路局ニ對シ至急之カ
修理方通知スルト共ニ張軍ニ代表ヲ派シ橋梁ノ修理ニ兩軍
トモ互ニ妨害セサル様話合ヲ付ケタリ又嫩江ハ玆十数日中
ニハ結氷スヘク然ルトキハ張軍ノ侵入随意トナルニ依リ橋
梁ノ有無ハ今後軍事上ニ左シテ重大ナラス依テ江省側トシ
テハ之カ修理ニ異存無キモ洮昂線ハ省有ニ非サルヲ以テ江
省側限リニテ单独之ヲ修理シ得ス当然同鐵路局ヲ督促シ修
理セシムル外無シ然ルニ自分ハ専門家ニ非サルヲ以テ御説

日夜当地到着本官ノ助力ヲ懇請セリ本官ハ林ニ對シ本問題
ノ交渉ノ成行ヲ述ヘタル後本官ハ林カ軍付參謀ニシテ今回
軍司令ノ命ニ依リ其代理トシテ省政府ニ對シ或要件ヲ帶ヒ
来レル事ヲ公開スル以上深入リシ得サル立場ニアル事ヲ説
明シ同人ヲ納得セシメタル上本廿七日朝同人ヲ先ツ玉交渉
員ニ紹介シ馬主席若ハ其代表者ニ面会取計方申入ルルト同
時ニ本官カ林ノ要件ニ何等關係ナキ事ヲ説明シ本官ノ立場
ヲ明カニシ置キタリ玉ハ本官申入レノ次第ヲ省政府ニ取次
タル結果省政府委員趙仲仁カ馬ノ代理トシテ午後三時会見
スル事トナリタリ本官ハ林及早崎ヲ連レ交渉員ト共ニ定刻
省政府ニ赴キ趙ニ林ヲ紹介シ且本官ノ立場ヲ明カニシタル
後林ノ用務ハ同人ヨリ之ヲ申入ルヘキニ付聞取ラレタク又
早崎ハ館員トシテデナク通訳ノ資格ニテ残シ置クヘキ旨ヲ
述ヘ本官ハ退席シタリ

本官退席後林、趙、玉、早崎列席ノ上林ト趙間ニ会谈行ハレ
タリ右会谈ノ概要ニ関シ早崎ノ本官ニ報告スル処左ノ如シ
林ハ「江省政府ハ破壊セル江橋以北橋梁ヲ明廿八日ヨリ一
週間内ニ修理スヘシ若シ期限内ニ修理ニ着手セス又着手ス
ルモ完了セサルトキハ日本軍ハ実力援護ノ下ニ滿鉄ヲシテ

ノ通果シテ一週間以内ニ修理シ得ルヤ否ヤヲ断言シ難シ依
テ早速洮昂局技師ヲ呼び付ケ一週間ニ修理スル様致シタキ
ニ付テハ其可能ノトキハ問題無キモ万一不可能ノ場合ハ其
詳細ナル理由ヲ聴取シ更ニ林少佐ト相談シタリト述ヘタル
カ林ハ之ニ對シ一週間以上ハ待チ難キ旨繰返シ申述ヘ引取
リタリ

林ハ江省側ヨリ若シ修理期間延長方懇願シ来ルモ之ヲ受付
ケサル考ヘナリト語レリ

尚軍側ニテハ橋梁ノ修理ヲ終ラハ張軍ヲシテ鐵路ヲ利用シ
省城ヲ乗取ラシムル意向ナルモノノ如シ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、滿州里ヘ転電セリ

49 昭和6年10月29日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ブハト方面における国籍不明の飛行機につい
て

ハルビン 10月29日後發
本省 10月30日後着

第四四三号(暗)

齊齊哈爾發本官宛電報

合第五七号

大臣へ電報アリタシ

第九〇号

「ブハト」情報ニ依レハ国籍不明ノ飛行機一台廿七日午前
十時頃同地ノ北ニ現ハレ山脈ニ沿ヒ南方ニ飛去セリ右ハ根
拠ノ關係上泰来ヲ根拠地トスル我飛行機ニ非サヤト想像セ
ラル

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、満州里へ転電セリ

50 昭和6年10月29日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

装甲車を含む中国軍の昂々浮到着について

ハルビン 10月29日後発
本省 10月30日前着

第四四四号（暗）

齊齊哈爾發本官宛電報

合第五八号

大臣へ電報アリタシ

第九一号

装甲車二台ヲ率ヒ軍隊ヲ搭載セル一列車東方ヨリ昂々溪ニ
到着セリ右ハ東支東部線横道河子ヨリ来レルモノト言ハル
又装甲車ハ從來支那軍ノ所有セシ物ナルヤ今回他ヨリ入手
シタル物ナルヤ明カナラス

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、満州里へ転電セリ

51 昭和6年10月30日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハルにおける引揚げおよび避難者数について

ハルビン 10月30日後発
本省 10月31日前着

第四五五号

齊齊哈爾發本官宛電報

合第六八号

大臣へ電報アリタシ

第九五号

奉天宛貴電第二五九号ニ関シ

内地人ニ付テハ

黒電江省側よりの嫩江橋梁修理に要する日数
提示について

ハルビン 10月30日後発
本省 10月31日後着

第四五六号（暗）

齊齊哈爾發本官宛電報

合第六三号

大臣へ電報アリ度シ

第九六号

往電第九三号末段ニ関シ

趙政府委員ハ本三十日午後二時張洮昂局工務処長及王交渉
員ヲ伴ヒ破損橋梁修理問題ニ関シ説明ノ為本官ヲ来訪セリ
其際張処長ハ本官ニ対シ破損橋梁ハ江橋大橋一、百八十七
公里ノ地点ニアル木橋一、夫レヨリ二個木橋ヲ置キ百九十
一公里ノ所ニ在ル木橋一ノ三個橋梁修理ハ如何ニ急クモ明
日ヨリ起算シ十六日ヲ要スヘシ自分カ満鉄竹村技師ト調査
シ石原顧問及高山技師（大倉組ノ者ナラン）トモ相談シタ
ル所ニテハ全部修理ヲ終ル迄ニハ十三日ヲ要スト見積リタ
リ之等橋梁修理ニ要スル材料ハ満鉄ニテ四平街ニ準備セル

次ニ
九、内鮮人中敗残兵等ニ依リ生命財産ニ危害ヲ加ヘラレタ
ル者無シ
哈爾賓ヨリ奉天ニ転電アリタシ
奉天、哈爾賓ニ転電セリ

52 昭和6年10月30日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

最近四鄭線一部馬賊ノ為ニ破壊セラレ不通ノ為之等材料ハ直ニ輸送シ能ハサルナリ從テ自分ハ当地ニテ必要ノ材料ヲ取急キ調達スルコトシタル処小型ノ材料ハ当地ニテ入手シ得ルモ大型ノ材料ニ至リテハ哈爾濱ヨリ購入セサルヘカラサル事情アリ右材料調達輸送ノ為ニ、三日ヲ要スルニ付最初ノ見積リ日数十三日ニ三日ヲ加ヘ十六日ヲ要スト申ス次第ナリ橋梁ノ修理ニ付テハ常ニ石原顧問ト連絡ヲ取り來レリ明三十一日ハ自分ハ材料調達ノ為多忙ニ付人ヲ洮南ニ派シ石原顧問ト打合せシムル考ナリ又明日ヨリ百八十七公里ノ橋ノ修理ニ取掛ルコトセリト述ヘタリ本官ハ張ニ向ヒ石原顧問ト充分打合せヲ遂ケ材料ニテモ人ニテモ満鉄ヨリ借り入レ満鉄ト協力シテ修理セラレ度本官ヨリモ満鉄側ニ其旨申送ルヘシト申聞ケタルニ張ハ快ク之ヲ了承セリ尚本官ハ趙委員ニ満鉄ヨリモ修理ノ為人ヲ派スヘキニ付江省軍ニ於テ妨害セサルノミナラス充分ノ保護ヲ与フル様出先軍憲ニ訓令シ置カレ度シト申入レタル処趙ハ決シテ妨害ヲ加フルカ如キコトナク充分ニ保護スヘシト答ヘタリ就テハ本省ニ於テ御異存ナクハ右ノ趣旨至急満鉄側ヘ伝ヘラレ満鉄ヲシテ支那側ト協力シ積極的ニ修理ヲ進行セシメラル

ル様取計ハレ度シ
哈爾濱ヨリ奉天ニ奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリ度シ
奉天、哈爾濱、鄭家屯ニ転電セリ

53 昭和6年10月30日

在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬軍および蒙古独立軍に対する関東軍の
武器援助ならびに指導について

四平街 10月30日前発
本省 10月31日前着

第二四号(暗、極秘)

(一) 信スヘキ情報ニ依レハ軍部ハ本月二十三日四平街ヨリ野砲四門及彈藥多量ヲ列車ニ依リ洮南ニ輸送シ張海鵬軍ニ引渡シタル趣ナリ

(二) 本月十四日通遼ヲ攻撃シ支那軍ニ敗レタル蒙古独立軍ハ目下集團約一千名ニシテ鄭通線大林地方ニ散乱シ居レルヲ今回軍部ノ内命ヲ受ケ予備陸軍大佐松井清助之ヲ指導改編シ熱河省奥地ニ進出充分訓練ノ上独立ノ再挙ヲ企図スル趣ニシテ松井ハ白露人五名蒙古人一名ヲ帶同二十六日当地ニ來リ騎馬ニテ大林方面ニ向ヘリ尚目下軍需品

(小銃大砲迫撃砲機關銃彈藥ナリト云フ)ヲ貨車二輛ニ積ミ鄭家屯駅ニ留メアルカ機會ヲ見テ某地ニ於テ蒙古軍ニ引渡ス筈ナリト云フ

(三) 張海鵬ハ二十七日兵若干率ヒ本邦人六名同行泰來ヨリ洮南ニ帰還シタル処彼ハ戰意無ク当分洮南ニ引籠リ形勢觀望ノ模様ナリ

北平ヨリ赤峰ヘ転報アリタシ
支、北平、奉天ヘ転電シ哈爾濱、吉林、長春、齊齊哈爾ヘ暗送セリ

54 昭和6年10月30日

在ハルビン百武武官より
二宮參謀次長宛(電報)

チチハル付近の黒竜江省軍の配備状況について

ハルビン 10月30日前発
本省 10月30日後着

哈市第二八七号(其一、二、秘)

林第十二号(二十九日発)

一、二十七日以來齊齊哈爾附近ニ盛ニ工事ヲ開始シ領事及満鉄公所ニ対シテモ工事ヲ施シアリ

二、東支鉄道南側ノ防備ハ吳松林之ヲ指揮シ其陣地ハ富拉爾基付近ヨリ大興ヲ經テ小嵩子付近ニ亘リアリ

三、屯墾軍ハ景星鎮ヨリ仙人洞ノ間ニ於テ南面ノ陣地ヲ占領シアリ

四、齊齊哈爾附近ニテハ齊齊哈爾南方三軒(齊齊哈爾、昂昂溪街道上)ノ地点ヲ左翼トシ西南面セル二条(一条ハ嫩江ノ島ニアリ)ノ防禦陣地ヲ構築中ナリ

五、二十九日午前四時裝甲車二ヲ有スル計三十四輛ノ列車(兵員三〇〇高射砲二ヲ有ス其他ノ兵器不明)横道河子ヨリ昂々溪ニ到着シ下車セリ

六、在昂々溪東支線代弁処ノ二名(共產系)ハ二十七日夜碾子山ニ向ヘリ又当地陸軍監獄ニ拘禁中ノ馬賊頭目十三名ハ二十五日夜黒竜江省全省ノ馬賊ヲ糾合シテ碾子山ニ集合スヘキ命令ヲ受ケテ釈放セラレタリ

七、去二十四日夜滿州里ヲ發シ東進セル兵器ハ未タ昂々溪ニ到着シアラス途中何レカニテ卸下セラレタルモノナラン
八、布哈圖付近ノ支那軍ハ興安嶺ヲ越エテ漸次西方ニ移動シツツアリ
九、在昂々溪謀者ノ言ニ依レハ海拉爾西南方二十四露里ノ

地点ニ蒙古兵数千（露人ノ服装ヲ為シアリトノ事ナレハ
恐ラク外蒙兵ナランカ）二十七日到着セリト
関東スミ

55 昭和6年10月31日 在ハルビン百武武官より
二宮参謀次長宛（電報）

黒竜江省軍の配備状況について

ハルビン 10月31日前発
本省 10月31日後着

哈市第二九〇号（秘）

林電第一八号（三十日発）

黒竜江軍ノ配備左ノ如シ

- 一、大興付近、 人員約千三百名、山砲八門
- 二、齊齊哈爾附近、 人員約千四百名、迫撃砲十門

機関銃六、外ニ旧式野砲八門

（砲兵隊内ニハ蘇邦人八名アリ）

- 三、昂々溪付近、 人員約八百名、砲兵ナシ

関東スミ

56 昭和6年10月31日 在ハルビン百武武官より
二宮参謀次長宛（電報）

張海鵬軍の強化あるいは馬占山の懐柔等による
黒竜江省政權の平和的授受について

別電一 同日幣原外相より林総領事・大橋総領事宛合
第一二三九号

北滿の平和的経略に関する方法資金等につい
て

二 同日幣原外相より林総領事・大橋総領事宛合
第一二四〇号

北滿での積極的作戰行動を禁止するとの通達
について

本省 10月31日後発

合第一二三八号（暗、極秘）

齊齊哈爾發本大臣宛電報第九二号ニ関シ

此ノ際事態ノ拡大ヲ防止スルコトハ理事会決議其他ノ関係
ニ顧ミ我方ノ対外立場上極メテ肝要ナルカ一方馬占山カ齊
齊哈爾方面ニ占拠シ居ルニ顧ミ我方トシテハ張海鵬カ北上
シ南滿方面ノ大勢ニ順応スルノ好マシキヲ感シ居ル次第ナ
リ尤モ右張軍ノ北上ニ当リ馬軍トノ間ニ衝突ヲ惹起シ東支
沿線ヲ擾乱スルカ如キハ蘇連トノ関係ニモ鑑ミ面白カラサ
ルニ付馬軍ヲシテ無抵抗ニ齊齊哈爾ヲ撤退セシムルコト肝
要ト存スル処之カ為我軍ノ一部カ張軍ト共ニ北進スルハ恰

張海鵬の馬占山あて最後通牒その他情報
について

ハルビン 10月31日後発
本省 10月31日後着

哈市第二九一号（秘）
林電第二〇号（三十日発）

一、昨二十九日張海鵬ヨリ馬占山ニ対シ黒竜江省ニ於テ相
見ユルノ外処置ナシトノ最後通牒来リシト云フ

二、之カ為馬ハ第一線ニ対シ督戦セリ尚馬ハ張軍ト共ニ日
本軍来ルコトアルモ我ニ五万ノ赤蘇軍アリト豪語シアリ

三、馬ヨリダウリヤノ赤蘇軍ニ対シ飛行機貸与方ヲ申越シ
タル所赤蘇軍ヨリ自己使用ノモノノ外余分ナシト体良ク
断ラレタリト云フ

四、泰来ノ保甲団ヨリ黒竜江省政府ニ対シ小銃彈藥十一万
発ヲ要求シ来リタルニ就キ軍政署ヨリ之ヲ交付セリト云
フ

関東スミ

57 昭和6年10月31日 幣原外務大臣より
在奉天林総領事、在ハルビン大橋
総領事宛（電報）

モ我方ニ事態拡大ノ責ヲ負ハシメムト待チ構ヘ居ル支那側
ノ術中ニ陥ル虞アリ故ニ張軍ヲシテ我兵トノ共同北進ヲ必
要トセシメサルカ為ニハ同軍ノ実力ヲ強化シ以テ馬軍ヲシ
テ抵抗ノ無意味ナルコトヲ悟ラシムルト同時ニ馬占山ヲ買
収其他ノ方法ニ依リ懐柔シテ平和裡ニ政權ノ授受ヲ行ハシ
ムルコト各般ノ関係上尤モ時宜ニ適スト思考セララル
就テハ軍側ト相談ノ結果軍側ヨリ関東軍ニ対シ別電第一二
三九号及第一二四〇号ノ通り電報シタルニ付右御含ノ上貴
地軍側ト連絡ヲ保タレ度
本件秘密保持方特ニ御留意相成度
別電ト共ニ訓令トシテ哈爾濱ヨリ齊齊哈爾ニ転電アリ度
別電ト共ニ支及北平ニ転電セリ

（別電一）

本省 10月31日後発

合第一二三九号（暗、極秘）

露国ノ挑発ナキ限り北滿ニ対スル我武力ノ使用ヲ避ケ差当
リ例ヘハ張海鵬軍ノ実力ヲ強化シ又ハ馬占山軍ヲ買収スル
等適宜ノ手段ヲ以テ北滿経略ノ歩ヲ進ムル見込モナキヤ之

アリトセハ其方法及実行上必要ナル資金ニ関シ至急貴見承知シ度

(別電二)

本省 10月31日後発

合第一二四〇号(暗、極秘)

蘇国ノ北滿ニ対スル武力的侵入ニ対シ帝国カ直ニ競争的ニ逐次武力的對抗手段ヲ講スルハ対蘇ノ方策トシテ適當ナラス寧ロ彼ヲシテ某程度ニ深入リセシメタル後断乎タル策動ヲ以テ蘇国兵力ヲ覆ス如クスルヲ可ナリト確信シアリ依テ貴軍ハ参謀総長ヨリ必要ノ区署ヲ為ス時期迄北滿ニ対スル積極的作戰行動ヲ実施スヘカラサル儀ト心得置カレ度

58 昭和6年11月1日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理期限延長に関する関東軍林少佐

の意向および同少佐の動静について

ハルビン 11月1日後発
本省 11月1日後着

第四六〇号(暗)

齐齐哈尔哈爾本官宛電報

合第六五号

大臣へ電報アリタシ

第九八号

往電第九三三号橋梁修理交渉ニ関スル内容ヲ二十八日晚林少佐ニ語ルト同時ニ江省ノ依頼ニ依ル修理日限延長斡旋方ヲ同少佐ニ伝ヘタル処同人ハ同意シ難キ旨江省側ヘ伝ヘ呉レト申出タルニ付昨三十日張委員来訪ノ際其旨伝ヘ置キタリ尚林ハ本官ヲ通シ江省ニ対シ破損橋梁修理状況視察ノ為(實際ハ河水凍結状態ヲ見ル為)現地ニ往復シタキニツキ汽車供与アリタシト申入タル処江省ハ之ヲ快諾シ二日ニ汽車ヲ仕立ツヘキ旨返事シ来レリ往電第九六号内容モ林ニ話シ置キタリ御参考迄

哈爾賓ヨリ奉天ニ転電シ奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリタシ
奉天、哈爾賓、鄭家屯ニ転電セリ

59 昭和6年11月(1)日

在長春田代領事より
幣原外務大臣宛(電報)

第十六連隊一部等の泰来方面への出動について

て

長春

本省 11月1日後着

第一六三三号(暗)

吉林ヨリノ第十六連隊ニケ大隊並ニ当地野砲兵一ケ中隊砲四門工兵一ケ小隊ハ本一日零時二十分当地発洩昂線泰来方面ニ向ヘリ
支、北平、奉天、吉林、哈爾賓、鄭家屯、齐齐哈尔ハ転電セリ

60 昭和6年11月1日

在ハルビン百武武官より
二宮参謀次長宛(電報)

黒竜江軍の軍事状況について

ハルビン 11月1日後発
本省 11月1日後着

哈市第二九六号(其二、二)
林電第二〇号(三十一日発)

一、昨三十日夕黒竜江軍、副司令官公署ニ於テ会議アリ其結果更ニ三団(歩兵一団、騎兵二団)ヲ増設スルニ決シ近ク募兵ヲ開始スル筈

此編成ハ呉松林周作霖ニテ担任ス

二、本日昂々溪ニ機関車一、貨車六十ヨリナル列車ヲ編成

シ富拉爾基及大蒿子間ニ於テ兵力移動ニ充当セリ

三、江橋北方陣地ノ左翼ハ大蒿子ニ在リ現在該地ニ在ル兵力ハ約三百ナリ

富拉爾基大興ヲ経テ大蒿子ニ至ル間ニ断続シテ存在スル呉松林旅ノ陣地ハ市民ヲ使役シテ構成シタルモノニシテ陣地広キニ比シ守兵少ク防備ニ困難シアリ

四、呉松林ノ配備地域ニ在ル砲兵ハ野砲貳門迫撃砲十六門ナリ

五、大民屯(齐齐哈尔南方六軒)北方約千米ヲ中心トシ西方ニ約一軒東方ニ約一軒ノ陣地ヲ構築中ナリ但シ其地守備兵力ハ約三百ニ過キス

六、克山ハ三十日、三、四百ノ馬賊ノ為占領セラル

七、目下監禁中ノ馬賊頭目四名ヲ更ニ釈放シ其部下ヲ帰順セシムヘク処置セシヲ以テ一般市民ハ之ヲ痛憤シアリ

関東スミ

61 昭和6年11月(2)日

在上海村井総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬と日本軍の関係についての中国新聞記事について

第七六三号(略)

上海

本省 11月2日後着

二日ノ漢字新聞ハ一日北平来電トシテ馬占山ヨリ張學良宛急電ニ依レハ張海鵬ハ日本軍ヨリ武器ノ供給ヲ受ケ再ヒ攻勢ニ出テ来リ目下泰来ニ於テ黑竜江軍ト対峙中ナルカ張軍中ニハ日本軍官四十名及飛行機八台加ハリ居レリ尚本庄司令官ハ東京ヨリノ命令ニ依リ多門師団ノ全力ヲ挙ケテ張軍ヲ援助スルコトニ決定シ十一月十六日以前ニ東三省ノ新局面ヲ作ラントシ居ル趣ニ付張學良ハ一日各將領ヲ召集シ対策ヲ協議スル筈ナル旨報セリ

公使ヘ転報シ奉天、哈爾賓、北平、南京ヘ転電セリ

62 昭和6年11月2日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

日本軍のチチハル進撃の可能性について

奉天 11月2日後発
本省 11月2日後着

第一一六七号(暗、部外秘)

齐齐哈尔宛往電第二〇号ニ関シ

否ハ日支両国民ニ各種ノ影響アルニ鑑ミ我外務官憲ハ馬占山ニ対シ其修理開通ヲ要求スルコト数次ニ及ヘルモ彼ハ言ヲ左右ニ託シ応諾セス誠意ノ認ムヘキモノナシ剩ヘ曩ニ洮昂鉄道支那局員並同局日本人顧問一行力其修理ニ向ヒタルニ対シ橋梁付近ヲ守備シ在リシ馬占山ノ軍隊ハ僅々百五十米ノ近距離ニ於テ鉄道局員並日本人顧問タルコトヲ確認セルニ拘ラス何等通告スルコトナク不意ニ機関銃ヲ発射シ且砲撃ヲ加フルノ暴挙ニ出テタリ

今ヤ特産物出廻期ニ際会シ洮昂鉄道並南滿州鉄道ノ蒙リツツアル損害ハ甚大ニシテ日支両国民衆ノ経済生活並交通ニ一大脅威ヲ与フルニ至リ該鉄道橋ノ修理工事ハ一日モ忽ニスヘカラス茲ニ於テ満鉄及洮昂局ハ十一月四日ヲ期シ我日本軍隊掩護ノ下ニ之カ修理工事ヲ開始スルニ決セリ而シテ我軍ハ厳正中立ノ態度ヲ以テ一意橋梁ノ修理工事ヲ容易ナラシムルト共ニ不慮ノ事態ノ発生ヲ防止センカ為工事開始ニ先チ十一月二日該橋梁ヲ挟ミテ対峙シアル馬占山及張海鵬ノ兩軍ニ対シ各橋梁ヲ距ル十「キロ」米以外ノ地点ニ後退シ爾後之ヲ戦術的ニ使用スヘカラサル件ヲ通告セリ若シ夫レ我軍ノ行動ニ対シ妨害ヲ加ヘ或ハ敵対行為ニ出ツル場

本官先般軍司令官ニ会見ノ際司令官ハ修理完成次第撤兵セシムヘキ旨述ヘ居リ又一日会見ノ白川大將モ日露紛争ヲ避クルヲ必要トストノ所見ヲ開陳シ居タル次第アリ一兩日中本官ヨリ更ニ司令官ノ注意ヲ求ムル所存ナルカ果次第進ノ事情モアリ一旦軍力出テタル以上現地ノ状況ニ於テ果シテ予期ノ如ク撤退ニ至ルヤ將又機会アル際ニハ齐齐哈尔迄進軍スルコト無キヤ多大ノ疑問無キヲ得ス

支、北平、哈爾賓、齐齐哈尔ハ転電セリ

63 昭和6年11月2日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理に関する関東軍発表について

奉天 11月2日後発
本省 11月2日後着

第一一六九号(略、至急)

嫩江橋梁修理ニ関シ軍ニ於テハ十一月三日(火曜)午前十時左ノ通発表ノ筈

黑竜江省馬占山ノ指揮スル軍隊ハ洮昂鉄道ノ嫩江鉄道橋ヲ破壊シ既ニ半月ヲ経過セリ

抑々洮昂鉄道ハ日本資金ヲ以テ架設セルモノニシテ之カ開

合ハ其何軍タルヲ問ハス断乎トシテ必要且有効ナル自衛手段ヲ講スルニ至ルヘキハ当然ナリ

連盟ヨリ在欧各大使及杉村公使ヘ転電アリタジ

支、北平、哈爾賓、齐齐哈尔、連盟、米ヘ転電セリ

64 昭和6年11月2日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理は関東軍援助のもとに満鉄が実施するとの林少佐の申し入れについて

ハルビン 11月2日前発
本省 11月2日前着

第四六一号(暗)

齐齐哈尔宛本官宛電報

第六六号

大臣ヘ電報アリタジ

第九九号

往電第八九号ニ関シ

林少佐ハ昨三十一日午後二時趙委員ニ会見前申込ノ修理期限(十一月三日晚迄)内ニ修理完了セサル場合ハ日本軍援助ノ下ニ満鉄ヲシテ修理セシムヘキ旨申込タリ尚又同少佐

ハ其ノ後軍部ヨリ接受シタル電報ニ基キ三十一日夜交渉員ニ対シ若支那側ニテ期限内ニ修理ヲ了リ得サル見込ナル時ハ滿鉄ニテ修理スヘキニ付支那側ニテハ全然手ヲ触ルルコトナキ様申込タリ

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾濱、満州里へ転電セリ

65 昭和6年11月2日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省主席万福麟より馬占山に対し対ソ連
関係機密保持下命について

ハルビン 11月2日後発
本省 11月2日後着

第四六三号(暗)

往電第四五七号ニ関シ

軍部ノ傍受セル処ニ依レハ最近万福麟ハ馬占山ニ対シ蘇連トノ関係ハ日本側ノ感知シタル模様ニテ大騒ヲ為シ居ル処此上トモ機密保持上注意アリタキ旨電報シタル趣ナリ
奉天、齊齊哈爾ニ転電セリ

策カト思考ス尚張ハ明三日馬ノ使者来哈スヘキヲ以テ同人ヨリ詳シク聴取ノ上何分ノ儀当方ニ通知シ来ル趣ナルニ付若シ本官ニ於テ何等カノ行動ニ出ツル必要アル場合ニハ至急御訓令アリタク右ハ当地軍部ニ話シ済
在支公使、北平、奉天、齊齊哈爾ニ転電セリ

67 昭和6年11月2日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理について林少佐の申入れ撤回を
江省委員より申出について

ハルビン 11月2日後発
本省 11月2日後着

第四六五号(暗、至急)
齊齊哈爾発本官宛電報合第六七号
外務大臣へ電報アリ度シ

第一〇〇号
(六四文書)
往電第九九号ニ関シ

趙委員馬主席ノ代理トシテ本一日午後来訪本官ニ対シ林少佐申出ノ日本軍援護ノ下ニ滿鉄ヲシテ修理セシムル事ハ(-)日本軍出動スルトキハ江省軍トノ間ニ衝突ヲ来ス惧アル事

66 昭和6年11月2日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省政府主席代理馬占山に対する買収工
作について

ハルビン 11月2日後発
本省 11月2日後着

第四六四号(暗、至急極秘)
(五七文書)
貴電合第一二三八号ニ関シ

張景惠ハ予テヨリ二回ニ亘リ使者ヲ馬占山ニ派シ日本側ニ対抗スルノ不利益ナル事ヲ論シ一切ヲ自分(張)ニ一任シ何分ノ指示アル迄一兵ヲモ動カササル様勧告セシメツツアリタルカ本日(二日)右使者ノ一人帰哈ノ上于鏡濤(張ノ参謀)ニ報告スル所ニ依レハ馬ハ日本側トノ関係其他一切ヲ張ニ一任スル旨言明シ其態度大イニ変化シタル趣ナリ尚齊齊哈爾林少佐ヨリ当地特務機関ニ対スル報告ニ依レハ馬ハ相変ラス強気ナルモ部下ハ狼狽気味ニテ全然戦意ヲ欠キ其統制ニホトホト困シ果テ居ル趣ニテ前記使者ノ報告ト併セ考フルニ馬ノ買収モ張景惠ヲ通シテ行ヘハ或ハ成功ノ見込無キニシモ非サルヘキニ付望薄乍ラ此方法ヲ試ムルモ一

(一)滿鉄ヲシテ修理セシムル事ハ屢々貴領事ニ説明シタル通江省ノ立場上困難ナル事ノ二点アル処江省側ニテハ誠意ヲ以テ急速修理ヲ行フ事トシ居ルニ付林少佐ノ申出撤回方関東軍方面ニ向テ斡旋アリ度キ旨申出タリ本官ハ張ニ向ヒ(-)ノ点ニ付テハ日本政府ノ訓令ハ度々繰返シ申述ヘタル通「滿鉄ヲシテ修理セシムル事ニ江省側ニテ同意アリタシ若シ不同意ノ場合ハ日本政府ニ於テハ必要ト認ムル措置ヲ執ラサルヲ得ス云々」トノ趣旨ナル処江省側ハ之ニ対シ洮昂鉄道ハ江省ノ鉄道ニ非サレハ滿鉄ヲシテ修理セシムル事ヲ承認スルニ便ナラサルニ付洮昂局工務処長ヲシテ修理セシメ度シトノ意向ナルニ付本官ハ右意向ヲ政府ニ取次タルカ茲ニ疑問トスルハ(a)小官ニ対スル訓令ハ最後のモノニシテ変更ヲ許ササルモノナリヤ(b)政府ハ本官ノ報告シタル江省ノ意向ニ基キ滿鉄方面ト折衝中ナリヤノ二点ニアリ目下電報多数幅湊シ居ルト他方ニハ事件以来哈爾濱長春間ノ電報連絡ハ哈爾濱長春迄ハ電話又ハ郵便ニテ接続シ居ル事情モアリテ(勿論口実)江省側ノ申出テニ対シ本官ハ政府ヨリ未タ何等ノ回電ニ接セス若シ政府ノ本官ニ下シタル訓令ハ(a)ノ場合ナルトキハ滿鉄ヲシテ修理セシムル外ナキナリ元

来橋梁修理問題ハ江省側主張ノ通洮昂局ヲシテ修理セシムルモ我方申出ノ通滿鉄ヲシテ修理セシムルモ石原顧問カ洮昂局ノ実権ヲ握リ居ル現在ニアリテハ実質ニ於テハ同一ノコトナレハ此際滿鉄ヲシテ修理セシムルコト賢明ノ策ニアラスヤ若シ右不可能ノ場合ハ洮昂局ヨリ修理ヲ滿鉄ニ委託シ洮昂局ノ都合ニ依リテハ現在既ニ同局ニテ購入シ居ル材料ハ之ヲ滿鉄ニ引渡スコトモ可ナラスヤト申聞ケ(二)ノ点ハ本官トハ何等關係ナキコトナレハ貴下ヨリ林少佐ニ申込マレタシト申述ヘタル処趙ハ(一)ノ点ニ付テハ省政府トシテハ困難ナルニ付自分個人ノ資格ニテ工務処長ニ貴領事申出ノ通委託ノ形式ニ依リ滿鉄ヲシテ修理セシムル様早速申送ルヘシト答ヘ且(二)ノ点ニ付本官ノ斡旋方執拗ニ懇願シタリ依テ本官ハ軍ニ向テ江省側ノ希望ヲ達スルコトハ甚タ困難ト思ハルルモ御希望ノ次第ハ一応政府ニ取次キ置クヘシト答ヘ置キタリ

本電林少佐ニ伝ヘ済

哈爾賓ヨリ奉天ニ転電アリタシ

奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリタシ

奉天、哈爾賓、鄭家屯ヘ転電セリ

支、北平、奉天、吉林、齊齊哈爾ヘ転電セリ

69 昭和6年11月2日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省軍とソ連との関係について

ハルビン 11月2日後発
本省 11月3日後着

第四六七号(暗)

満州里発本官宛電報(二日後)

合第二五号

大臣ヘ転電アリタシ

第三九号

当館謀報者ノ齋ラセル情報ニ依レハ当地及札賚諾爾駐屯ノ独立騎兵第八旅ハ昨日朝馬占山ヨリ昂々溪方面ヘ出動ノ命ヲ受ケ輸送貨車ノ準備成リ次第出動スルコトニ決定シタル趣ナルカ右ニシテ事実トセハ在留駐屯軍ハ歩兵僅カニ一営ノミトナルヲ以テ既ニ「ソ」連側ト何等諒解成立セルニアラスヤトモ思考セラルル処一方齊多方面ヨリ「ゲーペーウー」員七名ハ二三日前私カニ当地ニ来リ海拉爾ニ潜入スル等近来「ソ」連軍人ノ往來頻繁トナリタル情報モアリ市

68 昭和6年11月2日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

吉林政府ハルビン設置策謀に関する張景惠の
談話について

ハルビン 11月2日後発
本省 11月2日後着

第四六六号(暗)

往電第四四一号ニ関シ

吉林政府当地設置策謀ハ張景惠ノ反対ニテ一頓挫ヲ来セルモ其後一味ハ傅家甸ニ密ニ事務所ヲ開設シ各県(張ノ説明ニ依レハ彼等ノ勢力圈内ニアルハ当地付近十数県ナリ)ニ熙洽ノ吉林政府ニ従フヘカラス尚一切ノ税金ハ当地ニ廻送スヘキ旨ノ密令ヲ発セル趣ナルカ右ニ関シ三十一日張景惠ハ本官ニ対シ本策動ハ職ヲ離レタル旧作相(系)ノ勝手ニ行ヒ居ルモノニシテ元々何程カノ税収ヲ私セントスル意図ニ出テタルモノニ過キス尤モ極秘ナルカ近ク黒竜江ノ政情決定ト同時ニ当地ノ学良系数人ノ官吏ト共ニ彼モ当地ヨリ放逐スル手筈ヲ了シアリト洩ラセリ

(此ノ点極秘)

70 昭和6年11月2日

在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛(電報)

鄭通線の開通および沿線の治安状況について

四平街 11月2日前発
本省 11月3日後着

第二六号(暗)

鄭通線ハ暫ク不通ナリシ処其復旧ノ為客月三十一日当地ノ我軍歩、砲、工ノ各兵計約五百並四洮局工務課現業員ハ鉄道修理材料積載臨時装甲列車ニテ出発途中馬賊ノ為破壊セラレタル箇所ヲ修繕シ主要各駅ニハ駅員ヲ配置我軍之ヲ警備シ目下銭家店迄進行シ明三日迄ニハ通達ニ達スル見込ナ

リ今後軍ノ主隊ヲ錢家店ニ駐メ沿線各駅ヲ守備シ一日一回客車ノ運行ヲ継続セシムル筈ナルモ通遼ニハ単ニ若干ノ兵ヲ駅構内列車ニ配置スルニ止メ市内ニハ駐在セシメサル方針ナリト云フ該沿線ニハ匪賊ノ跳梁甚シキ為我軍ノ警備ナキ限り到底安全ヲ期シ難キ状態ニ在リ從テ該沿線奥地ノ鮮農ノ復帰ハ当分見込立タサル次第ナリ

支、北平、奉天へ転電シ哈爾賓、吉林、長春、齊齊哈爾へ暗送セリ

71 昭和6年11月2日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

嫩江橋梁修理掩護部隊の北上について

11月2日後発
11月3日前着

関第九一八号(秘)

関参第九一九号電ニ関スル江橋修理掩護ノ嫩江支隊(歩十六ノ二大隊、砲兵一大隊、工兵一中隊)ハ一日午前零時過鄭家屯出發北上セリ

北平、天津、朝鮮、上海、哈市スミ

軍ノ衝突ヲ避ケ且ツ公平ヲ期スル為斯ク一時兩軍ノ後退ヲ要求スル次第ナリト付言セリ趙ハ之ニ對シ修理完成ト同時ニ日本軍ハ直ニ撤退スヘキ旨出来レハ本通告中ニ挿入願ヒ度シ又本通告ハ直ニ馬ニ取次キ後程何分ノ回答ヲナスヘシト答ヘタル処林ハ前者ハ成ルヘク貴意ニ副フ様軍司令官ニ打電スヘク又後者ハ最後のモノニシテ回答ヲ受クル要ナシ若シ江省軍カ期日迄ニ後退セサル時ハ敵意アルモノト認メ武力ニ訴フヘシト述ヘ引取リタリ

哈爾賓ヨリ奉天ニ転電シ奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリ度シ奉天、哈爾賓、鄭家屯ニ転電セリ

73 昭和6年11月3日 在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理の人員・器材および支援部隊の

出発について

鄭家屯 11月3日前発
本省 11月3日後着

第二五号(暗)

歩兵第十六連隊全部ニ砲兵及工兵各一個中隊参加シ二日午前零時十分四平街ヨリ臨時列車三十二輛ニテ当地着当地ノ

72 昭和6年11月3日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理問題に関する最後通告について

ハルビン 11月3日前発
本省 11月3日後着

第四六九号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報(二日後)

合第六九号

大臣ニ電報アリ度シ

第一〇二号

林少佐ハ二日午後零時半玉交渉員及早崎立会ノ下ニ馬主席ノ代理タル趙省政府委員ニ對シ

一、嫩江橋梁ハ之ヲ戰術的ニ利用スルヲ許サス

二、十一月三日正午迄ニ南北兩軍ハ橋梁ヨリ十基米以外ノ地ニ撤退シ修理完成迄其地域ニ侵入ヲ許サス

三、右要求ニ応セサルカ又ハ修理ニ對シ妨害ヲ加フル者ハ日本軍ニ敵意アルモノト認メ武力ヲ行使スル

ノ三点ヨリ成ル通告ヲ手交シ我軍ハ四日正午迄ニ江橋ニ出動シ満鉄ノ橋梁修理ヲ擁護スルコトナレルカ彼我兩

74 昭和6年11月4日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山を中心とする地方維持会組織案には反

對との関東軍板垣参謀の意見について

奉天 11月4日後発
本省 11月5日前着

第一一九二号(暗)

本官發齊齊哈爾宛電報第二一十号

大臣宛電報第一〇五号馬占山ヲ中心トスル地方維持会組織案ハ不取敢館員ヲシテ板垣参謀ニ通報セシメタル処其際板垣参謀ハ馬占山カ驅逐セラレタル後ノ地方維持会ナラハ兎ニ角馬ヲ其儘トシテ形式ノミヲ變更シ之ニ若干ノ日本人顧問ヲ配スルカ如キハ全く無意味ナルノミナラス之ヲ馬ニ強要スルハ支那内政ニ對スル干涉ト言フノ外ナシ又現在ノ処

馬軍ハ張軍ニ比シ優勢ナルカ如キ外観ヲ有シ居ルモ黑竜江省軍ハ東三省諸軍中最素質劣リ而モ其中比較的優良ナル分子ハ悉ク関内ニ出動シ居ルニ顧ミ勝敗ノ數ハ一概ニ予断シ難ク從テ本件馬占山擁立論ノ出発点タル張海鵬ニ勝算ナシトノ前提ニモ遽ニ賛同シ難シ軍トシテハ嫩江橋梁修繕後張軍カ北行スルト否トハ其自由ニ放任スル意向ナルカ何レニスルモ蘇連ヲ背景トスル馬占山ノ如キカ江省ニ政權ヲ持シ居ルカ如キハ將來ノ東北各省ニ於ケル諸新政權カ打ツテ一丸トナリ日本及列國ノ承認ヲ得ル上ニ大ナル障害ヲ来スモノト思考シ居レリト述ヘタル趣ナリ

尚林少佐ニ對シテハ軍司令部ヨリ本件地方維持会案ニ反對ノ旨電報スヘシトノコトナリ

哈爾賓、大臣、支ヘ転電セリ

75 昭和6年11月4日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁よりの黑竜江省軍の後退について

ハルビン 11月4日後発
本省 11月4日後着

第四七二号(暗)

齊齊哈爾發本官宛電報
合第七一号
大臣ヘ電報アリタシ
第一〇四号
往電第一〇二号ニ関シ

江省政府ハ二日夕刻林ニ對シ本件ニ付テハ南京政府ニ向テ請訓中ナル処日支兩軍ノ衝突ヲ避クル為南京ヨリ回訓ニ接スル迄ハ差当リ江省軍ノ前線ヲ林通告ノ通十基米後退セシムルコトシタル旨口頭ニテ回答シ且日本軍ニ於テ衝突ヲ避クル為江省軍ヲ挑発スルカ如キ行動無キ様林ヨリ軍部ニ注意アリ度キ旨付言セリ

哈爾賓ヨリ奉天ニ転電シ奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリタシ
奉天、哈爾賓、鄭家屯ヘ転電セリ

76 昭和6年11月4日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

北滿経略に関する意見具申について

ハルビン 11月4日後発
本省 11月4日後着

第四七二号(暗)

齊齊哈爾發本官宛電報
合第七二号
大臣ヘ電報アリタシ

第一〇五号

貴電合第一二三九号ニ関シ
(五七文書)

此際我北滿経略ヲ平和裡ニ遂行スル方策ニ関スル卑見左ノ如シ

軍側ノ計画タル滿州ニ於ケル新政權樹立ノ現状ハ黑竜江省ニ於ケル旧政權ノ倒壊意ノ如クナラサル為延ヒテ東省特別区吉林、奉天等モ新政權日和見ヲ為シ未タニ確立若ハ安定ヲ為ササルナリ滿州ニ於ケル新政權ヲ現在ヨリモ幾分ニテモ確固安定セシメントスルニハ江省政權ノ変革ヲ行ヒ然ル後新政權ヲシテ生死苦楽ヲ共ニスル為互ニ相連絡セシムルコトノ最モ肝要ナルコト御承知ノ通りナリ翻ツテ軍側ノ支持シ来レル張海鵬擁立ノ現状ヲ見ルニ軍側ニ於テハ張ノ實力ヲ過信シタルト他方ニハ日本人ノ早急ナル性格ト支那人ノ緩漫ナル性格トノ衝突其他種々ノ予想セサリシ障碍ノ出現ニ依リ今日ニ於テハ軍側最初ノ予定計画ニテハ到底張軍ヲシテ江省ヲ乗取ラシムルコトハ不可能ノ状態ニアルモ

ノト察セラルスカル事態ノ下ニ尚日本側ニ於テ現計画ヲ固執セントセハ我方ニ於テ國際連盟ヲ脱出シ場合ニ依リテハ露、米トモ戦フ丈ケノ決心ヲ固メ我軍ノ手ニ依リ江省軍ヲ殲滅シ又ハ其武装ヲ解除シタル上張ノ政府ヲ樹立セシムルカ然ラサル場合ハ吉林ノ如ク張ノ政府ヲ擁護スル為日本軍ヲ当地ニ駐屯セシムル外ナカルヘシ(日本軍駐屯セスハ周囲ニ強力ナル軍隊アル為張ノ政府ハ長続キセサレハナリ)斯ク觀シ来レハ張ノ軍隊ヲ強化セシムルコトハ急ノ間ニ合ハサルコトナレハ張ノ本意トスル江省乗取策ハ今日トナリテハ殆ト我國ノ立場上不可能ノコトナリ此時ニ当リ平和裡ニ軍側ノ目的ヲ達成セントスルニハ馬占山ヲシテ奉天ノ例ニ倣ヒ治安維持会ヲ組織セシムル外他ニ適當ノ方策ナカルヘシ馬ハ江省海倫ノ出身ニシテ本年四十七歳、十八歳ノ時ヨリ江省軍界ニ身ヲ投シ省内各地ニ駐在シ相當ノ實力ヲ有シ性慍悍ニシテ決断力アリ今馬ヲ首腦トスル新政權ヲ樹立セシムレハ夫レ自体カ可ナリ強固ナルノミナラス其成立ヲ俟チ各地新政權ト連絡ヲ取ラシムルコトトセハ可ナリ強固ナル政權ノ樹立ヲ期待シ得ヘシ尤モ彼ニ對シ難癖ヲ付クレハ(一)彼ハ万福麟ノ部下ニシテ奉天系ナリ(二)彼ハ露西亜

ト關係アリトノ点ナルモ(一)ノ点ハ支那人ノコト故自分ノ利益ヲ本位トシ大勢ニ応スルモノナレハ何等意ニ介スルニ足ラス(二)ノ点ハ事実不明ニシテ恐ラク謠言ニ過キサルヘク仮令アリトスルモ窮余ノ策ニ出テタルモノニシテ彼ノ本心ヨリ好シテ關係ヲ付ケタルモノニ非サルコトハ明カナリ彼ニ對シ難癖ヲ付ケントスル者ニテモ他ニ適當ナル者アリヤト問ハレハ何人モ馬ヨリ他ニ適當ノ人物ナシト答ヘサルヲ得サル所ナリ本官ノ見ル所ニテハ目下ノ処本案ヨリ他ニ妙案ナシト思考ス

本案ハ本官發往電第七〇号及第七一号ノ通り客月十四日江省政權ノ授受ヲ平和裡ニ行ハシメントシタル処翌十五日ニ至リ往電第八〇号ノ事情ニ依リ頓挫ヲ来シ計画ハ全然画餅ニ歸シ次テ十六日本官当地發一時哈爾濱ニ避難シ十七日朝哈爾濱着直ニ大橋總領事及特務機關ノ宮崎少佐ニ会合ヲ求メ本案ヲ提議説明シタル処兩人共此案ニ賛成シ尚其際宮崎ヨリ馬ニ軍側ノ意図ヲ知ラシメ又張海鵬ノ始末モアルニ付張景惠ヲ仲介ニ立タシムルコト可能トノ意見出テ大橋本官共之ニ同意シ宮崎ヨリ本案ヲ軍部ニ提議スルコトナリ他方本官ハ奉天總領事ト打合ノ要務モアリ旁本案ヲ携ヘ同日

夜行ニテ奉天ニ出張シ先ツ林總領事ノ承認ヲ得テ関東軍板垣大佐ニ面会シ本案ヲ説明シタル後熟考方申入レ其返事ヲ待タス直ニ奉天發二十日帰哈シタリ
(3) 帰還後当地ノ状況ヲ見ルニ馬主席十九日着任シ江橋方面ノ防備ハ盛ニ行ハルル等主戰派勝利ヲ占メ本官避難前ト一變シ避難前本官ニ向テ馬ヲ會長トスル治安維持会ノ設立ヲ提議セル謝參謀長モ此点ニ付黙シテ語ラス本案二三日前途出現ノ機會ナカリシナリ然ル処最近橋梁修理問題ニ關連シ軍側ノ態度硬化シ来レル為江省側ニ於テハ再ヒ恐怖ヲ感シ劉德權、趙仲仁等ハ我軍ノ進出ヲ避クル為個人ノ資格ニテ治安維持会ノ樹立ヲ本官ニ提議シ来レリ本官ハ表面ニ立ツコトヲ避ケ林少佐ヲ表面ニ立タシメ本官ハ軍側ノ意図ヲ參酌シ仲介ノ勞ヲ執リ以テ目下本案ノ成立ニ努力シツツアリ本案ハ大体左ノ大綱ニ依リ江省側ヲ説得スル考ナリ
(一) 治安維持会ヲ設立スルコト其組織權限ハ奉天ノ治安維持会ノ例ニ倣フコト
(二) 馬占山ヲ會長トスルコト
(三) 江省治安維持会ト日本側トノ關係ハ奉天ノ治安維持会ノ例ニ倣フコト

(四) 今回ノ滿州問題解決後ニ於ケル治安維持会ノ継続改廢ニ

付テモ奉天ノ治安維持会ニ倣フコト(本項ハ江省側ノ意図ヲ酌量シタルモノ)尚又本案交渉ニ對シテハ是非共奉天日本軍隊ノ援助ヲ得サレハ成功不可能ノ事ナレハ林少佐ト打合ノ上(イ)橋梁ノ修理ハ本件交渉ト關連シテ遅速セシムルコト(ロ)江橋ニ出ス軍隊ハ小部隊トシ成ルヘク江省側トノ衝突ヲ避ケ且洮南鄭家屯方面ニ大部隊ヲ控ヘ以テ江省側ニ對シ軍ノ威力ヲ示スト同時ニ我方ノ意図ヲ暗示スルコト(以下欠)

77 昭和6年11月4日

在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理予定について

第四七四号(暗)

ハルビン 11月4日後發
本省 11月4日後着

石原洮昂鐵路顧問ヨリ当地滿鉄事務所ニ對シ江橋修理列車ハ四日朝七時二十五分泰来ヲ出發現地ニ向ヒ修理着手日決定次第通報スヘク且着手ノ上ハ一週間ニシテ列車通行可能ノ程度ニ修理シ得ヘキ旨電報越シタル趣ナリ尚当地米國総

領事館ヨリノ電話ニ依レハ同館ハ四日江橋ニ於テ日支兩軍間ニ小衝突アリタル旨ノ情報ヲ相当信スヘキ方面ヨリ入手シタル趣
支、奉天、滿州里ヘ転電セリ

78 昭和6年11月4日

幣原外務大臣より
在奉天林總領事、在ハルビン
大橋總領事宛(電報)

関東軍に對シ北滿経略のため所要資金支出確定の旨通達について

別電

同日幣原外相より林總領事、大橋總領事宛第
一二八〇号
右通達

合第一二七九号(暗、極秘)

滿州事件(北滿關係)

往電合第一二三八号ニ関シ

陸軍ト協議ノ上陸軍側ヨリ関東軍ニ對シ別電合第一二八〇号ノ通り電報セリ念ノ為メ
哈爾濱ヨリ齊齊哈爾ニ転電アリ度
支、北平ヘ転電セリ

(別電)

本省 11月4日後発

合第一二八〇号(極秘、暗)

満州事件(北満関係)

北満ニ対シ武力ノ使用ヲ避ケツツ経略ノ考ヲ進ムル為メ及之ニ類スル政策実行ノ為メ所要資金三百万円支出ノ件確定ス

本資金ハ満鉄ノ手ヲ経テ支出セラルルモノニシテ差当り五十万円以内ヲ支出シ残金ハ満鉄總裁帰奉ノ上相談スル等使途ノ詳細ニ関シテハ参謀本部ヨリ別電ス

79 昭和6年11月4日

幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

黒竜江省政府主席代理馬占山に対する買収工作について

本省 11月4日後発

第九〇号(暗、至急極秘)

馬占山買収関係

(六六文書)
貴電第四六四号ニ関シ

本件ハ極メテ内密ノ事柄ナルニ付其ノ実行ハ全部軍側ヲシ

テ行ハシムルコトト致度尤モ貴官ハ常ニ軍側ト連絡ヲ保チ若シ貴官ノ手ヲ煩ハス方却テ好都合ナルカ如キ場合軍側ノ希望アルニ於テハ之カ実行ニ参与セラレ差支ヘナシ訓令トシテ奉天ニ転電セリ
訓令トシテ齊齊哈爾ニ転電アリ度シ
参考トシテ在支公使、北平ニ転電セリ

80 昭和6年11月5日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁付近における日中両軍の衝突について

テ

奉天 11月5日後発
本省 11月5日後発

第一一九四号(至急)

嫩江橋梁修理ノ為我方ニ於テ現場ヨリ十「キロ」以北ニ撤兵方黒竜江省側ニ勧告シタルハ既電ノ通ノ処軍側ヨリノ通報ニ依レハ黒竜江省軍ハ二日夜我方斥候ヲ射撃シタル事実アリ又四日朝黒竜江省側ノ懇望ニ依リ南下セル清水齊齊哈爾領事及同地ニ出張中ノ関東軍林少佐ト同行セル黒竜江省側軍使(参謀長)ハ午前八時江橋(Chiang-chiao)着ノ

嫩江橋梁付近の戦闘状態および関東軍司令官の事件不拡大方針について

奉天 11月5日後発
本省 11月5日後発

第一二〇一号

往電第一一九四号ニ関シ

(一)本五日午後二時迄ニ接受セル軍部情報ニ依レハ我軍ノ参加セル戦闘部隊ハ歩兵一個大隊(三個中隊)及砲八門ニ過キス戦闘開始ハ黒竜江軍側ヨリ我軍ニ向ツテ不意討ヲ為セルニ起リ之カ為我方ニ多数ノ死傷者ヲ見タル次第ナルカ既ニ本日午前中ニ敵ヲ大興ノ北方ニ撃退セルモ尚抵抗ヲ熄メサルニ依リ今夜到着ノ後援部隊(一個大隊)ノ掩護ニ依リ更ニ北方ニ驅逐スル筈ナリト言フ

(二)本件ニ関シ軍司令官ハ不幸ニシテ昨日来ノ衝突ヲ見タルモ我軍ハ固ヨリ橋梁ノ修理掩護ノ為ノ派遣ナルヲ以テ戦闘ニ一段落付キタル上ハ主要部隊ハ之ヲ鄭家屯方面ニ後退セシムル積リニシテ青年将校中ニハ更ニ積極行動ヲ希望スルモノアレトモ猥リニ進出ヲ許ササル旨厳重ニ訓令シ置ケリ云々ト語レリ

81 昭和6年11月5日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

上抵抗ノ意思ナキ旨ヲ通告シタルカ右一行ノ帰還後我軍側ニ於テ橋梁修理掩護ノ為大日章旗ヲ先頭トシ兵隊ニ小旗ヲ携帯セシメ修理現場ヨリ十「キロ」以内ニアル大興(Ta-hsing)付近ニ一部隊ヲ派遣スルヤ黒竜江省軍ハ午後二時頃突然歩兵及砲兵ヲ以テ攻撃ヲ開始シタル為我方派遣部隊ハ橋頭迄撤退シ主力到着ヲ待ツノ已ムナキニ至レリ黒竜江省軍ハ四日夜ニ至ルモ十「キロ」以北ニ撤退セス敵対行為ヲ続ケツツアリ我方ニ死者十五名ヲ出セル為関東軍ニ於テハ必要ノ兵力ヲ増加シ自衛策ヲ講スルコトニ決定セリ尚我軍ハ五日朝大興ノ東方ニ於ケル要所ノ一角ヲ占領死傷多数ヲ出シタルモ詳細未タ不明ナリト

連盟ヨリ在露大使、英ヲ除ク在欧各大使及杉村公使へ転電アリタシ

連盟、米、露、在欧各大使、支、北平、南京、天津、哈爾賓、吉林、長春、鄭家屯、青島、濟南、漢口、広東、香港、満州里、齊齊哈爾へ転電セリ
支ヨリ上海へ転電アリタシ

(一)ノミ連盟、在欧米各大使及杉村公使へ電報セリ
転電先冒頭往電ノ通

82 昭和6年11月5日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省軍隊内部の軋轢について

奉天 11月5日後発
本省 11月5日後着

第一二〇二号(暗)

往電第一二〇一号ニ関シ

軍側ノ情報ニ依レハ万福麟直屬ノ部隊ト馬占山系軍隊トノ
間ニ幾分軋轢アリ馬占山側ニテハ我方ノ要求ニ聽従スル意
向アリタルモ万福麟系ノモノ之ニ賛同セス林少佐等ト現地
ニ赴キタル参謀長モ出先部隊ヲ掣肘スル能ハサリシ実情ナ
ルカ如ク又馬占山ヨリ張学良ニ宛鮑迄省城ヲ死守スヘキ旨
電報シ居レル由

連盟ヨリ在欧各大使及杉村公使へ転電アリタシ

支、北平、哈爾賓、満州里、長春、齊齊哈爾、鄭家屯、
米、連盟へ転電セリ

逆襲ニ転セントスル気配アリトノコトナリ

連盟ヨリ英露ヲ除ク在欧各大使及杉村公使へ転電請フ
大臣、支、北平へ転電セリ

84 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山懐柔のため嫩江において彼我衝突回避

方依頼について

ハルビン 11月5日前発
本省 11月5日後着

第四七五号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報第四二号(至急)

江橋方面ニ於ケル我軍ノ行動ニ刺戟サレ三四日来小官及林
トノ間ニ内談中ナリシ大臣宛往電第一〇五号馬占山政府樹
立案ハ著シク今四日ニ至リ進捗ノ機運ヲ示シ来レリ然ル処
今江橋方面ニ於テ両軍間ニ衝突ヲ起サレ本問題ノ成立ニ支
障ヲ来ス虞アルニ付軍側ニ於テモ出来得ヘクハ此際成ルヘ
ク衝突ヲ避クル様関東軍司令部ニ伝達方貴地特務機関ニ伝
ヘラレタシ

哈爾賓ヨリ外務大臣、奉天へ転電アリタシ

83 昭和6年11月5日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省軍の強硬態度について

奉天 11月5日後発
本省 11月5日後着

第一二〇四号(暗)

本官発英、米、露、連盟宛電報

合第八五二号

大臣宛往電第一二〇二号ニ関シ

齊齊哈爾清水領事来電ニ依レハ大興付近ニ在ル黒竜江軍ハ
省政府ヨリ十料後退方ノ命令ニ接シ居ラサリシコト判明シ
タルニ依リ清水領事ハ四日夜直ニ省政府側ニ対シ黒竜江軍
カ敵対行為ニ出テタルコト後退命令カ約束通り出先軍隊カ
接シ居ラサリシコト等ヲ詰問シタル処五日夜中ニハ後退ス
ヘシトノ回答アリタルカ同領事ノ観測ニ依レハ嫩江付近ニ
在ル万福麟部下カ果シテ馬占山ノ命令ヲ聽キ柔順ニ後退ス
ルヤ否ヤ疑問ナリト云フ

尚軍側ノ情報ニ依レハ黒竜江省軍(歩兵五千野砲二十門迫
撃砲十二門外ニ騎兵教団)ハ更ニ増援ヲ得ツツアリ五日夜

85 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

独立宣言発出問題等馬占山をめぐる軍事情勢

について

ハルビン 11月5日前発
本省 11月5日後着

第四七六号(暗、至急)

齊齊哈爾発本官宛電報第四三号

大臣宛往電第一〇八号ニ関シ

本官ハ本四日夜趙ヲ訪ヒ江省軍ノ敵対行為ニ出テサルコト
江省政府ノ後退命令ノ出先軍隊ニ達シ居ラサリシコト及林
ト同行ノ江省代表カ出先軍隊ニ対スル命令書ヲ所持シ居ラ
サリシコト等ヲ詰問シタル処趙ハ大臣宛電報第一〇六号中
二回目派員決定後直ニ馬主席ニ面会シ右命令発令方申述ヘ
タル処同席ニ万派軍人連リ居リテ大興ハ軍事上重要地点ナ
リトテ後退ニ反対シタルニ依リ馬ハ後刻彼等ヲ説伏スルコ
トトシ代表ニハ已ムヲ得ス命令書ヲ齎サス口頭ニテ前衛ニ
在ル衛団団長ニ対シ抵抗セサル様伝フルコトトシ馬ハ代表
出発後電話ニテ衛団団長ニ後退命令ヲ発シタル処団長ヨリ

夜分ナラハ兎モ角今後退スルトキハ全滅ノ虞アリト返事アリタルニ付今夜夜陰ニ乗シ退却シ残部ハ抵抗スルコト無ク留リ明夜中ニ後退スヘシト命シタリ從テ遅クトモ明夜中ニハ後退スヘシト説明セリ尚趙ハ馬ノ一団ハ明晩頃ニハ当地ニ到着スル予定ニシテ右到着セハ既に到着セル二団ト合セ省城ヲ守備シ他方自分(趙)ハ今夜哈爾賓ニ赴キ張景惠ト相談ヲ遂ケ三、四日中ニハ馬ハ独立宣言ヲ為ス計画ニ付茲三日日軍ノ攻撃又ハ前進ヲ緩メラルル様軍側ヘ伝達方取計ハレタシト懇願シ且三四日後ニ馬カ独立ヲ宣言セサレハ日軍ハ其時ニ至リ江省軍ヲ攻撃スルモ可ナラスヤト付言セリ本官ハ軍側ニ於テ今トナリテハ承知スルヤ否ヤハ明カナラサルモ御申出ノ次第ハ哈爾賓総領事ニ電報シ同領事ヨリ同地特務機関ニ伝フルコト致スヘキニ付貴下ハ明朝先ツ張景惠ニ面会スルト同時ニ同人ヲ通シ軍側ニ依頼セラルヘシト申聞ケ置キタリ本官ノ見ル所ニ依レハ馬ハ誠意ヲ以テ治安維持会ヲ設立セントスルモノニアラスヤト認メラルモ江橋方面ニ在ル万ノ部下カ果シテ馬ノ命令ヲ聞キ從順ニ後退スルヤ否ヤハ疑問ナキ能ハサルナリ

(哈爾賓ヨリ大臣、奉天ニ転電アリタシ)

請シタルニ付林ト相談ノ上林自身ト早崎書記生カ支那側ノ石旅団參謀長及通訳ト共ニ行クコトナリ一行ハ本四日朝五時当地発臨時列車ニテ江橋方面ニ向ヒ現地ニ到着シタル処日軍ハ江省軍ニ対シ洮南ヨリ百九十一公里ノ地点ニ在ル破損橋梁(往電第九六号参照)ヨリ十公里後退方要求シタルニ(往電第一〇二号参照尤モ此点要求書ニハ明瞭ニ現ハレ居ラサルモ林ハ口頭ヲ以テ説明セル由ニテ支那側モ之ヲ認メ居レリ)江軍ハ江橋大橋北端ヨリ十公里後退シ居リ日軍ノ前進掩護隊ト江省陣地(大興駅ノ僅カ南方)トノ間僅ニ支里ヲ距ツルノミニシテ日軍ハ今朝既ニ江軍ノ歩哨三名ヲ捕虜トシ且本日正午ニハ江軍ノ背後ニ在ル大興ニ至ル計画ナルコトヲ発見セリ依テ林ハ現場ニテ同行ノ石ニ向ヒ至急江軍ノ後退方ヲ迫リタルニ石ハ其権限ナキヲ理由トシ林ノ要求ヲ拒絶シタリ依テ林一行ハ直ニ当地ニ引返シ本官ト共ニ江省政府ト交渉シタル処全ク江省側ノ手落ヨリ起レルモノノ如ク(或ハ多少江省軍内部ノ事情アルヤモ知レス)直ニ電話ヲ以テ日軍要求ノ通り後退方ヲ命シタリ他方林早崎ハ江省側ノ依頼ニ依リ支那側代表ト共ニ兩軍衝突ヲ避クル為本日午後二時再ヒ現場ニ向ケ臨時列車ニテ出発シタリ

外務大臣、奉天へ転電セリ

86 昭和6年11月5日

※在ハルビン大橋総領事ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

日中兩軍衝突回避の爲の現地交渉について

ハルビン 11月5日前発
本省 11月5日後着

第四七七号(暗、至急)

齊齊哈爾発本官宛電報

合第七三号

大臣へ電報アリタシ

第一〇六号

趙江省代表三日夜來訪日本軍ハ同日午前一時江橋付近ノ陣地ニ手擲彈ヲ投ケタリ江省ハ日軍ノ要求ニ応シ後退シツツアルモノナレハ日軍ニ於テ衝突ヲ避クル為此種行動ヲ取ラレサル様當館ヨリ人ヲ派シ注意アリタキ旨申出タリ本官ハ江省カ日軍ノ要求ニ応シタル次第(往電第一〇四号参照)林少佐ヨリ電報済ニシテ右電報ハ遅クトモ三日正午迄ニハ軍司令部ニ達シ居ル見込ナル処軍カ掩護行動ヲ起スハ四日ナレハ派員ノ必要ナシト申聞ケタルモ先方ニテ是非派員方懇

江駅ヨリ五十分位ニシテ現場ニ到着スル見込ナリ午後三時趙代表來訪大興付近ニテ小衝突アリタルモ大シタ事ナクシテ止ミタル旨電話アリタリト語レリ

(哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電シ奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリタシ)

支、北平、奉天、哈爾賓、鄭家屯へ転電セリ

87 昭和6年11月5日

※在ハルビン大橋総領事ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

大興付近の日中兩軍衝突について

ハルビン 11月5日前発
本省 11月5日後着

第四七八号(暗、至急)

齊齊哈爾発本官宛電報合第七五号(四日後)

外務大臣へ電報アリタシ

第一〇八号

往電第一〇六号ニ関シ林一行ハ午後二時半大興着之ヨリ先二時頃ヨリ兩軍衝突シ互ニ撃合ヒヲ続ケ日本飛行機六台ハ爆彈ヲ投下シ居リタルヲ見タリ(十六、七個投下セリ)支那側代表ハ直ニ付近ニアリタル徐衛團長ニ会ヒ省政府ヨリ

十公里後退ノ命令ニ接シタリヤト尋ネタルニ未タ受取ラス又省政府ヨリ電話ニテ代表来ラハ前進セサル様伝フヘキ旨通知アリタリ又目下省城トノ電話不通ナリト答ヘタル由ナリシニ付林等ハ江省側ハ敵対行為ヲ為ス意思アルモノト認メ五時半省城ニ引返セリ尚一行ハ帰途騎兵三百昂々溪方面ヨリ江橋方面ニ出動シ居ルヲ見受ケタル由ナリ
(哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ)
在支公使、北平、哈爾濱、奉天へ転電セリ

88 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山を中心とする治安維持会設立問題について

ハルビン 11月5日午前発
本省 11月5日後着

第四七九号(暗、至急、極秘)

齊齊哈爾發本官宛電報合第七四号

外務大臣へ電報アリタシ

第一〇七号(四日午後発)

先達以来各個人ノ資格ニテ劉德權及趙仲仁ト本官及林トノ

ハ今晚当地發哈爾濱ニ行キ張景恵ト相談ノ上決定スルコトニ致度シト述ヘタリ尚趙ハ本官ニ対シ馬ハ省主席ナルモ副司令ハ依然万福麟ナルカ故ニ江橋方面ニ駐屯シ居ルハ万ノ軍隊殊ニ前線ニ在ルハ万ノ衛兵(近衛兵)ナレハ今回ノ十公里後退問題ニ付テモ容易ク命令ヲ聴カス

他方兵士ハ壘壕ヨリ出ツルヲ危険カル等ノ事情アリテ中々遣リ悪ク謝参謀長ヨリモ出先軍隊ニ対シ極力後退方勸説中ナレハ早ケレハ明日中ニ遅クトモ明後日ニハ後退スヘキニ付軍隊ニ於テ苦心ノ存スル所ヲ考慮サレタク尚又此際兩軍間ニ不幸衝突ヲ見ルカ如キコトアラハ馬ハ統制力ヲ失ヒ為ニ治安維持会設立計畫モ瓦解ノ虞アリ旁軍側ニ於テ特ニ衝突ヲ起サレサル様本官ヨリ軍ニ対シ配慮方懇請セリ又趙ハ軍隊ノ各部隊長ノ取換ノ如キモ急ニ行フトキハ騷擾ヲ来ス虞アルニ付之亦多少ノ猶予ヲ相願ヒタシ又馬占山ノ手兵ハ三箇団ニシテ内二団ハ既に到着当地ニ駐在シ居レリ他ノ一団モ三日後ニハ当地ニ到着ノ予定ナレハ馬ハ其到着ヲ待チ省城ヲ堅メ独立ヲ宣言スル手配ナリ独立ヲ宣言スレハ万福麟トノ関係モ絶ユルコト故万事遣リ容クナルヘシト語レリ尚趙ハ張景恵ト打合セノ為今晚当地發哈爾濱ニ赴キ三日間

間ニ内交渉中ナリシ馬占山ヲ主席トスル治安維持会設立案ハ江省側ニテモ代表ヲ哈爾濱ノ張景恵ノ許ニ派シ研究且打合中ナリシカ江橋方面ニ於ケル我軍ノ行動ニ刺戟サレ今日ニ至リ急ニ進展シ来リ趙委員ハ馬占山ノ代表トシテ本四日午後三時本官ヲ来訪シ(林ハ往電第一〇六号江橋ニ出張不在中)本件商議方申出テタル後馬占山ヲ首脳トスルコトニ付本官ノ尽力方申出テタルニ付難色アルモ本官ハ事ノ成否ハ兎ニ角尽カスヘシト申聞ケタリ尚本官ハ江省及日軍側双方ノ意向ヲ参酌シタルモノナリト前提シ交渉案トシテ往電第一〇五号中所載案第一項ノ次ニ二項トシテ「江省治安維持会ハ張學良及旧軍閥及「ソ」連邦トノ關係ヲ離脱スルコト」ノ一項ヲ加ヘ以下二、三、四項ヲ三、四、五項ト改メ鉛筆ニテ文書ニ認メ趙ニ交付シタル後馬ノ會長ニ付テハ軍側ノ要求ニ依リ變更スルコトアルヤモ知レスト付言シ置キタリ趙ハ本官ノ案ヲ一読シタル後奉天治安維持会ノ規則ヲ見タル上研究シタシ貴館ニ備付アラハ示サレタシト申出テタルニ付本官ハ持合セ無キ旨答ヘタル処更ニ熟読シタル上第一項前段第二項全部第五項全部異存無シ第三項會長ハ馬占山ナラサルヘカラス第一項後段「其組織」以下及第四項

滞在ノ上帰齊スル予定ナリ

哈爾濱ヨリ支、北平、奉天ニ転電アリタシ

支、北平、哈爾濱、奉天ニ転電セリ

89 昭和6年11月5日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

日本軍の攻撃暫時停止方馬占山側より依頼について

ついて

ハルビン 11月5日後発
本省 11月5日後着

第四八二号(暗)

齊齊哈爾發本官宛電報

第四四号

馬占山ノ使者韓樹業本五日朝来訪本官ニ対シ「昨夜張景恵ヨリ馬ニ対シ日軍ニ対シ攻撃スルコトナキ様電話シ来リタルニ付馬ハ自分ハ攻撃ヲ為ス意思ハ毛頭ナク又攻撃ヲナサシメサル様此上共努力スヘシ唯自分ハ副司令ニアラサル關係上種々遣リ悪キ点アルコトハ之ヲ諒トセラレ度シ又貴下(景恵)ヨリ御指示アルコトハ何事ニテモ承諾スヘシト答

「ヘタリ」右様ノ次第ナレハ貴領事ヨリモ軍側ニ対シ昨夜哈爾濱ニ赴キタル馬代表趙仲仁ト景恵トノ間ノ話ノ終ル迄暫クノ間攻撃ヲ執ラルルコトナキ様韓旋方申出テタリ右然ルヘク御取計ヒアリ度シ
哈爾濱ヨリ大臣、奉天ヘ転電アリ度シ
大臣、奉天ニ転電セリ

90 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

在北平英国公使館付武官の嫩江方面視察について

ハルビン 11月5日後発
本省 11月6日前着

第四八三号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

第四五号

昨夜来齊ノ在北平英国公使館付「フレイザー」少佐ハ本五日江橋方面ノ視察ニ赴クヤモ知レサル処若シ赴クトセハ午後一時頃当地発二時頃目下日支軍対峙中ノ大興駅ニ到着ス

ル筈ニ付此旨至急貴地軍側ニ御伝ヲ請フ
大臣、奉天ヘ転電アリタシ

91 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景恵より対馬占山工作上嫩江方面停戦方申入れについて

ハルビン 11月5日後発
本省 11月5日後着

第四八四号(暗、至急)

本官発齊齊哈爾宛電報

第一三九号

果次貴電ニ関シ四日夜張景恵ヨリ三回モ電話アリ嫩江方面ニテ日支ノ衝突起リタルモ馬占山ハ責任ヲ以テ自分ニ於テ指導スヘキニ付停戦方軍部ニ伝達方依頼越シ更ニ五日朝貴地ヨリ趙道尹馬ノ使者トシテ来哈スルヤ張景恵ヨリ重ネテ同様依頼越シタルニ付当地軍部代表者ニ松本ヲ付シ張景恵ニ面会セシメタル処張景恵ハ馬占山以外江省時局ヲ收拾スルモノ無キコト蘇トノ関係ハ自分ノ命令ニ依リ断タシメタルコトヲ力説シ江省治安維持会ハ自分ニ於テ指図スヘキニ

付速ニ停戦方配慮アリタキ旨懇請シタルニ対シ軍側ハ関東軍ヨリノ命令モアリ馬ヲ此ノ儘トスルコトニハ絶対同意シ難シト答ヘタル処趙ハ更ニ江省代表ト協議ノ上何分ノ儀申出ツヘキ旨述ヘ日本側一同当館ニ引取リタルカ趙ハ深く馬占山ノ人物ニ信頼スルト同時ニ同人ヲ通シ黒竜江省ヲ支配セントスルノ野心ヲ有スルカ如ク旁々我方ニ於テ此ノ際或程度趙ノ顔ヲ立テテヤルノ必要ヲ認メ馬ハ一時当地方ニ引揚シメ謝参謀長ヲ維持会長ニ祭リ上ケルコトニテモ定マレハ当地軍部ニテモ直ニ貴意ヲ関東軍ニ伝達スル趣ニ付右至急馬トモ相談ノ上回答アリ度キ旨松本ヲシテ趙ニ電話セシメ置キタリ

大臣、支、奉天、満州里ニ転電セリ

92 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

大興付近における黒竜江軍の行動に関する情報について

ハルビン 11月5日後発
本省 11月6日前着

第四八五号(暗)

五日午後二時当地長官公署ニ入りタル情報ニ依レハ同時刻ニ於テ既ニ一時間半程停戦シ居リ支那軍ハ全部塹壕中ニ潛ミ頭ヲ拳ケサル由ナルモ当地軍部ハ右ハ恐ク一時的ノ現象ニテ夜ニ入ラハ再び我軍ニ於テ行動ヲ開始スルニアラスヤト観測シ居レリ

尚午後五時半米国総領事ヨリノ電話ニ依レハ支那軍ハ既ニ同時刻迄ニ齊齊哈爾省城ニ撤退シタル趣ナリ
公使、奉天、齊齊哈爾、満州里ヘ転電セリ

93 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省側とソ連との関係について

ハルビン 11月5日後発
本省 11月6日前着

第四九一号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

第七九号

大臣ヘ電報アリタシ

第一一〇号

往電第一〇七号治安維持試案討議中本官ハ趙ニ対シ江省ト

蘇連トノ關係如何ト尋ネタルニ同人ハ馬カ黒河離任ノ際蘇連ヨリ馬ニ對シ武器及飛行機等ノ貸与方申出アリタル由ナルモ自分ハ之ヲ拒絶セシメタリ從テ何等關係ナント語レリ趙ノ言ハ何ノ程度迄信頼シ得ルヤ判斷ニ苦シムモ当地ノ開スル限り今日迄ノ所蘇側ヨリ江省ニ武器ノ供給セラレタル事實ヲ発見シ得ス御參考迄

哈爾濱ヨリ奉天へ転電アリタシ

奉天、哈爾濱、満州里へ転電セリ

94 昭和6年11月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

大興付近の戦況について

ハルビン 11月5日前発
本省 11月6日前着

第四九二号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報

合第八〇号

大臣へ転電アリタシ

第一一一号

韓樹業カ齋ラセル督軍署側ノ情報ニ依レハ昨四日ハ往電第

96 昭和6年11月5日 在長春田代領事より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江橋梁付近の武力衝突に伴う関東軍の移動について

長春 11月5日後発
本省 11月5日後着

第一六七号（暗）

往電第一六六号ニ関シ

第四連隊歩兵七百六十六名、野砲兵二百二十八名、工兵二十七名ハ本五日午後一時半迄ニ当地発江橋方面ニ出動セリ尚吉林ヨリノ第十六連隊残部一箇大隊三百六十名モ本五日午前一時半当地発江橋方面ニ又公主嶺ニ一応帰還シタル騎兵ハ本五日午前十一時半同地ヲ発シ八面城方面ニ当地飛行機ハ鄭家屯ニ移リ現在数三台ナリ

転電先前電ノ通

97 昭和6年11月5日 在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江橋梁修理援護部隊と黒竜江省軍との戦況について

（ハ七文書）
一〇八号所報以外ニ兩軍共何等軍事行動ヲ為サス本五日朝四時頃我軍大砲数発ヲ発射セルモ江省軍ハ之ニ応セザリシ由又我飛行機約十台大興駅ノ上空ヲ巡回飛行シ午後二時頃一先ツ引返セリ

又当館謀報者ノ報告ニ依レハ昨日ノ戦闘ニ依リ江省側ハ騎兵連長及排長各一名並士卒二十一名戦死相当数ノ負傷者ヲ出セリト云フ

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天へ転電アリタシ

哈爾濱、満州里へ転電セリ

95 昭和6年11月5日 在長春田代領事より
幣原外務大臣宛（電報）

江橋方面出動部隊の長春出發について

長春 11月5日前発
本省 11月5日後着

第一六六号（暗）

在当地第四連隊ハ一個中隊ヲ当地ニ残シ全部（約八百五十名）本日正午頃出發洮昂線江橋方面ニ出動スルコトナリタル趣ナリ右不取敢

公使、北平、奉天、吉林、哈爾濱、齊齊哈爾、鄭家屯へ転電セリ

四平街 11月5日前発
本省 11月6日後着

第三一号（暗）

当地歩兵第廿九連隊長ノ談ニ依レハ江橋修築工事掩護ニ赴キタル歩兵第十六連隊ノ一個大隊カ同地方ニ於テ張及江省ノ兩軍ニ對シ工事中一定ノ距離ニ退去ヲ命シタル外張軍ハ命ニ服シタルモ江省軍ハ之ヲ肯セス三日夕刻ヨリ四日ニ亘リ江橋以北ニ出動シタル我軍ハ江省軍ノ騎兵ヨリ射撃セラレ負傷者十数名ヲ出シタリ又泰来ノ我飛行場ヨリ偵察ニ向ヒタル飛行機ニ對シテモ発射シ飛行士一名負傷シタリ依テ我軍ハ兵力増加ノ必要ヲ生シ五日早朝第十六連隊及当地連隊ヨリ各一個大隊宛江橋方面ニ出動シタル次第ナリ尚江省軍ニハ露國側ヨリ武器ノ供給アリ直接間接ノ援助アルハ諸種ノ情報ニ徴シ明瞭トナリタリ云々

公使、北平、奉天ニ転電シ、哈爾濱、吉林、長春ニ暗送セリ

98 昭和6年11月5日 本庄関東軍司令官より
金谷（範三）參謀総長宛（電報）

嫩江大興付近の戦況について

関参第九六号(其一一三)(秘)

11月5日後発
11月5日後着

一、関参第九六三号電ノ如ク昨四日夜嫩江支隊長ヨリ「敵ハ我ヲ欺キ突如歩砲兵ノ射撃ヲ受ケ死者十五名ヲ生ス我軍ハ夜襲ヲ決行スルニ決ス」トノ報告アリ我軍ハ飛行機ヲ以テ爆撃シ相当ノ成果ヲ収メタルモ敵ハ依然トシテ攻撃ヲ中止セス

同時先遣参謀ヨリ「敵ハ恐ラク本夜半ヲ待テ退却スルニアラスヤト判断セラルルモ万一ノ場合ヲ顧慮シ至急歩兵一大隊ノ増加ヲ希望ス」トノ報告ニ接シ軍ハ昨夜歩兵約一大隊ヲ嫩江支隊ニ増加セリ

二、然ルトコロ本朝先遣参謀ヨリ「敵ハ恐ク夜暗ヲ利用シ退却セルモノト判断シ支隊主力ハ払曉敵ノ左翼ヲ攻撃スル為午前四時ヨリ運動ヲ起セリ然ルニ敵ハ毫モ退却ノ色ナク頑強ナル抵抗ヲ期シアルモノノ如シ」トノ報告ニ接セルヲ以テ軍ハ万全ヲ期シ更ニ歩兵二大隊、砲兵三中隊ヲ急派スルコトセリ

99 昭和6年11月5日 本庄関東軍司令官より
金谷参謀次長宛(電報)

11月5日後発
11月5日後着

関参第九七七号(秘)

嫩江支隊ハ本五日前十時頃迄ニ敵ノ第一線タル大興駅付近ヨリ其東方約五百米ノ高地ヲ占領セルモ其後方約七百米ニ在ル敵ノ第二線ノ抵抗頑強ニシテ然モ地形上砲兵ノ推進(午前十時頃迄ニ戦闘ニ参加セル砲兵ハ野砲三門、山砲三門)困難ニシテ戦闘持久ニ陥ル支隊ハ恐ラク本夜半鄭家屯ヨリ増援スル歩兵約一大隊ノ到着迄現況ヲ維持スルニ止ルナラン

100 昭和6年11月5日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

11月5日前発
11月5日後着

嫩江橋梁修理掩護と日中両軍の衝突について

関第九四二号(秘)

一、江橋ト依布氣(大興駅)間嫩江橋梁ハ大小五個アリ敵ハ其内第一(大橋)第二、第三ノ目星シキモノヲ破壊セルモノニシテ依布氣ハ大橋ヨリ十軒弱ナルモ其間ハ嫩江ノ河床ト見ル可キモノナリ、從テ黒軍ハ依布氣ヨリ十軒外ニ撤退ス可キモノニシテ我軍トシテハ依布氣ヲ占領セサレハ橋梁修理掩護ハ不可能ナリ

二、昨四日午後二時嫩江支隊ノ一部依布氣前面約二五〇〇米ニ接近スルヤ敵砲兵ノ急射ヲ受ケ且付近河床一帯湿地ニシテ前進スルヲ得ス支隊ハ五日前四時ヨリ行動ヲ起シ敵陣地ノ左翼ヲ攻撃セルモ敵ハ頑強ニ抵抗シテ退却セ

ス
北平、天津、朝鮮、濟南、上海、哈市スミ

101 昭和6年11月5日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

黒竜江軍の大興方面への増援およびハイラル
警備司令官蘇炳文の動向について

11月5日後発
11月5日後着

関第九五二号(秘)

傍受電ニ依レハ黒竜江軍ハ四日歩兵第四団(約千五百)ヲ昂々溪ヨリ大興ニ向ヒ増援セリ海拉爾警備司令官蘇炳文ハ大ニ馬占山ヲ激励シ又之ヲ万福麟ニ報告セリ
北平、天津、朝鮮、上海、哈市スミ

102 昭和6年11月5日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

11月5日後発
11月5日後着

嫩江大興付近における黒竜江軍の攻撃について

関参第九六三号(其一一二)

馬占山軍ノ嫩江江橋鉄道橋ヲ破壊スルヤ既ニ清水齊齊哈爾領事及林少佐ハ政府並ニ陸軍ノ命ヲ奉シテ数次ニ亘リ其修復ヲ促シタルモ遂ニ容ルルトコロトナラス四日正午ヲ以テ我掩護下ニ満鉄及洮昂局修理ニ着手セルコトハ既報ノ如シ然ルニ馬軍ハ二日夜撤兵ノ勧告ヲ受ケアルニ拘ラス我斥候ヲ射撃シ四日朝ニ至ルヤ彼等ノ懇望ニ依リ南下セル清水領事林少佐等及同行セル軍使ニ依リ抵抗ノ意志ナキ事ヲ通告シタリ該官等ノ帰還スルヤ大日章旗ヲ掲揚シ小旗ヲ携帯シ

テ大興付近掩護陣地ニ前進セル我カ軍ノ一部隊ニ対シ突如砲火ヲ以テ急襲シ攻撃シタリ該部隊ハ一時橋頭ニ撤退シ主力ノ到着ヲ待ツノ已ムナキニ至レリ、四日夜ニ至ルモ毫モ我要求スル十軒以北ノ地点ニ撤退セサルノミナラス敵対行為ヲ続ケ此間北平ニ電報シテ黑竜江軍ハ万場野屍ヲ以テ埋ムルモ黑竜江河畔ヲ死守セント豪語シアリ彼等ハ蘇邦ヨリ供給セラレシ兵器或ハ其支持アルヲ頼ミ皇軍ヲ輕侮スルニ外ナラス殊ニ我敵正中立ヲ標榜セルヲ熟知シ軍使ヲ派遣シナカラ其面前ニ於テ大日章旗ヲ掲揚セル皇軍ニ発砲スルカ如キハ國際公法上断シテ默視シ得サル所ニシテ皇軍ノ死者既ニ十五名ヲ算セリ軍ハ必要ノ兵力ヲ増派シテ適法ノ自衛策ヲ講スルコトトセリ

朝鮮スミ

103

昭和6年11月5日

三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

嫩江大興付近において関東軍偵察機射撃され

搭乗將校負傷について

11月5日後発

11月5日後着

関参第九八五号
十一月四日午後二時三十分頃江橋北方依布気付近ニ於テ偵察中ノ独立第八中隊ノ偵察機(小林大尉偵察、大張中尉操縦)ハ敵部隊ヨリ射撃ヲ受ケ大張中尉左方大腿部軟部貫通銃創ヲ受ケ操縦不能トナリシヲ以テ小林大尉操縦帰還セリ、大張中尉元氣ヨシ

104

昭和6年11月5日

三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

馬占山の関東軍に対する挑戦状況について

11月5日後発

11月5日後着

関参第九八八号(其一―五)(秘)

馬占山カ張學良及万福麟ノ命令ヲ奉シ黑竜江省軍ヲ指揮シテ我軍ニ挑戦セル事実ハ既報ノ通りナルカ更ニ参考ノ為從來ノ情報ヲ綜合シテ其暴状ヲ羅列スレハ次ノ如シ
一、十月二十一日馬占山軍ハ江橋ノ破壊点修理ノ為調査ニ赴ケルモノニ対シ明ニ日本顧問ヲ加ヘタル洮昂局員タルコトヲ確認シ乍ラ近距離射撃ヲ加ヘタリ
二、十月二十七日以来馬占山ハ大興付近嫩江左岸ノ陣地ヲ

構築スルト共ニ齊齊哈爾省城ニ近ク陣地ヲ構成シ特ニ日本領事館及満鉄公所ヲ射撃シ得ル如ク要点ニ陣地ヲ設備シテ我ヲ脅威ス

三、十月三十日馬占山ハ收監シ居タル馬賊頭目十数名ヲ釈放シ黑竜江省馬賊ヲ糾合シテ武装セシムルト共ニ新ニ齊齊哈爾ニ於テ歩兵一団、騎兵二団ヲ編成シ対日戦争ヲ豪語セリ

四、鉄道橋修理ニ関スル清水領事ノ申出ニ対シ馬占山ト張學良トノ通信ノ結果ヲ綜合スルニ黑竜江省側ニテ修理スルヲ理由トシ時日ヲ永引カセ言ヲ左右ニ託シテ我ノ申出ヲ拒止スルニ決セリ

五、十一月二日付ヲ以テ馬占山ハ積極的行動ニ依リ日本軍ヲ撃破シ洮南ヨリ更ニ南下シテ日本軍ノ本拠ヲ衝カン云々ノ壮烈ナル計画ヲ北平ニ申報セリ

六、十一月二日鉄道橋付近ニ在リシ黑竜江軍ハ不意ニ我軍斥候ニ射撃ヲ加ヘタリ

七、馬占山ハ我清水領事ノ通牒ニ対シ橋梁ヲ離ル十軒北方ニ撤退ス可キヲ誓ヒ十一月四日午前八時ニ至リ石参謀長(林少佐及齊齊哈爾日本領事館早崎書記生同行白旗ヲ掲

揚ス)ヲ軍使トシテ送り抵抗ノ意志ナキヲ通告セリ

我軍ハ之ヲ是認シ午前十一時頃大日章旗ヲ立テ各兵亦小日章旗ヲ打振リ前進シタルニ馬占山軍ハ俄然砲兵ヲ以テ我ニ集中射撃ヲ加ヘ為メニ我方ニ突如トシテ十五名ノ死傷者ヲ出セリ

八、挑戦のニ戦闘ヲ開始セル馬占山ハ四日夕更ニ北平ノ張學良ニ対シテ益々猛烈ニ日本軍ヲ攻撃スル決意ヲ報告スルト共ニ未タ破壊セラレサル方面第五ノ鉄道橋ヲモ破壊センコトヲ通報セリ

以上之ヲ要スルニ馬占山ハ当初ヨリ北平ニ在ル張學良ノ指令ヲ受ケ我軍ニ対シ攻勢的企図ヲ有シ計画的ニ挑戦セルヤ明ナリ

北平、天津、朝鮮、上海、哈市スミ

105

昭和6年11月5日

在ハルビン百武武官より
二宮参謀次長宛(電報)

馬占山軍の退却状況について

11月5日前発

11月5日後着

第三一八号(其一、秘)

林電第四五号 (四日)

本四日正午馬占山ハ參謀長ヨリ第一線ノ情況ノ報告ヲ聞キ大興ニ在ル徐団長ニ退却命令ヲ下サントセシ時周囲ニ在リシ軍官等(主トシテ万福麟系)ハ該軍カ大興ヲ捨ツル時ハ後方ニ陣地ナシ自殺ニ等シトテ発令セシメサリシ由午後小官カ同行セシ副官ハ秘カニ馬ノ意圖ヲ受ケ徐ニ日本軍ニ抵抗スルヲ止メ夜間ヲ待チテ退却シ尚退却シキレサルモノハ明五日退却スヘシ退却命令ハ後刻機ヲ見テ出スヘシト内意ヲ含メアリシトモ云フ(馬ニハ明五日黒河ヨリ来レル一団ヲ待チ独立スルノ意アリシナリ)

兎ニ角江省軍中万福麟系ノモノハ全然馬ノ命令ニ服セス馬ニ未タ之ヲ統禦スルノ能力ナク遂ニ今回ノ如キ暴挙ヲナスニ至リシモノナリ午前石ト大興ニ赴キタル時江省軍ハ日本軍要求ノ橋梁嫩江南岸ニ近キモノト解シアリタリト弁シアルモ斯ル筈ナク(小官ハ修理ヲ要スルモノ北端ヨリ十軒ト説明セリ王主任之ヲ証明ス)退却セサリシハ全ク故意ニ出シモノナリ日本軍ハ此機ニ乗シ徹底的弾圧ヲ加フルヲ切望ス

関東スミ

106

昭和6年11月5日

幣原外務大臣より
在ソ連広田大使、在米国出
淵大使宛(電報)

ソ連軍の黒竜江省軍援助に関する情報につ
て

合第一二九八号(暗)

満州事件ニ関スル件

満州里来電ニ依レハ同地及札賓諸爾駐屯独立騎兵第八旅ハ一日馬占山ヨリ昂々溪方面へ出動ノ命ヲ受ケ輸送貨車ノ準備成リ次第出動ニ決定シタル趣ニテ右事実ナラハ同地駐屯軍ハ歩兵一營ノミトナルニ鑑ミ「ソ」側ト何等カ諒解成立セルヤノ疑ナキニ非サル一方二三日前「チタ」方面ヨリ「ゲーペーウー」員七名海拉爾ニ潜入スル等近来「ソ」軍人ノ往来頻繁トナリタル由ノ情報モアリ満州里方面ニ於テハ「ソ」軍ノ江省軍援助ハ既定ノ事実ナル如ク噂セラレ居ル処二日鄭旅長ハ在満州里領事ニ対シ右風説ヲ極力否定シ居リ旁々「ソ」軍ノ支援ハ哈爾濱諸新聞所報ノ如ク具体化シ居ラサルヤニ認メラルル趣尚哈爾濱方面ニ於テハ「ソ」側カ沿海地方ニ於テ軍隊ヲ移動セシメツツアル旨専ラ噂セ

ラレ居ル趣ナル処浦潮来電ニ依レハ同地方及「ニコリス
ク」ニ於テハ未タ前記事実ハナキモノノ如シ
將又齊齊哈爾来電ニ依レハ昂々溪及富拉爾基ニ人ヲ派シ調
査セシメタル処最近「ソ」側ヨリ江省軍ニ供給セラレタリ
ト云ハルル武器ノ右両地ニ積卸セラレタル形跡ハナキ趣
(露宛ノ分ニハ「連盟及在欧各大使へ転電アリタシ」ト付
記ノコト)

107

昭和6年11月6日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理を洮昂鐵路工程局より満鉄に對
し依頼越しについて

第一二〇九号(暗)

奉天 11月6日後発
本省 11月6日後着

滿鉄側ヨリノ通報ニ依レハ嫩江橋梁修理ノ件ニ関シテハ
洮昂鐵路工程局長万国賓ヨリ滿鉄ニ対シ十月廿九日付公文
ヲ以テ「嫩江大橋及一八七「キロ」ノ個所ニアル橋梁共ニ
破壊サレ運輸業務上大影響ヲ受ケタル処目下財政困難材料
欠乏ノ際ニ付貴社ニ於テ代テ修理ヲ為サレタク工費及材料

108

昭和6年11月6日

在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍のチチハル進出に関する意見上申に
ついて

第一二一〇号(暗、至急、極秘)

奉天 11月6日後発
本省 11月6日後着

六日三宅參謀長来訪シ大興付近ノ黒竜江軍ハ依然頑強ニシ
テ五日夜我ニ対シ夜襲ヲ行ヒ我右翼ハ少シク後退シ且既ニ
百名以上ノ死傷者ヲ生シタルニ付多門師団長ハ六日長春ヲ
出發シ増援ニ赴クコトナリ七日ニハ合計歩兵七個大隊砲
兵三個大隊工兵二個中隊現場ニ集中スル予定ニテ右完了ノ
上ハ支那軍ヲ撃破シ得ルコトハ勿論ナルモ右撃退後更ニ進
ンテ齊齊哈爾省城ヲ占領スヘキヤ否ヤニ付昨五日夜関東軍

司令部ニ於テ會議シタルカ事態既ニ此處迄進展シ而モ支那軍ニ對シ徹底的撃退ノ手段ニ出テサルニ於テハ支那軍ヲシテ日本軍必スシモ恐ルルニ足ラストノ感ヲ抱カシムヘキノミナラス今後黒竜江軍カ齊齊哈爾ニ立籠リ我軍ト對峙ノ姿ヲ持スルカ如キハ我對滿政策ノ全般ニ對シ甚タ不利ナル影響ヲ来スヘキ処中央從來ヨリノ指令モアリ旁中央ヨリ何分ノ指令ヲ俟ツテ齊齊哈爾進出方ヲ決定スルコトナリ右ノ考察ヲ具シ中央ニ請訓シタリ就テハ貴總領事ヨリ齊齊哈爾進出方ニ賛同セラレ其旨本省ヘ御電照アラシコトヲ希望スト述ヘタルカ本件ニ関シテハ既ニ政府ニ於テ北滿積極略ノ根本方針ニ関スル廟議御決定相成リタリトセハ此際大興付近ノ支那軍撃退ヲ好機會ト為シ追撃シテ齊齊哈爾省城ニ進入セシムルコト得策ナルヤニ存ス

支、哈爾濱、齊齊哈爾ヘ転電セリ

109 昭和6年11月6日 ※在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景惠より馬占山に對シ撤退方勸告について

ハルビン 本省 11月6日前着

ハ断然對抗シ誓テ国土ヲ保シ死ヲ以テ国ニ報スヘシト声明シ全軍ノ志氣益々盛ナリト一齊ニ報シ居レリ

支、北平、奉天、齊齊哈爾、滿州里ヘ転電セリ

111 昭和6年11月6日 ※在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山代表者より黒竜江省治安維持会を張景惠と馬占山において担当方申入れについて

ハルビン 11月6日後発
本省 11月6日後着

第四九三号(暗)
齊齊哈爾発本官宛電報
第一四〇号

五日夜十一時頃馬占山代理趙仲仁外一名本官ヲ來訪シ貴下ノ好意アル「サジエスシヨ」ニ基キ張景惠トモ協議シタルカ景惠ヲ名儀上ノ治安維持會長トシ馬占山ヲシテ実務ヲ取扱ハシムル位ノ処ニテ軍部側ニ斡旋方願ハシマシキヤト熱心ニ懇請シタルニ對シ本官ハ軍部側ニ於テ馬ニ對シ難色アルハ御承知ノ通りナルノミナラス江橋付近ニ於ケル支那兵ノ違約ノ為日本側ニ十五名ノ死者迄出シ軍部モ国民モ激

第四九〇号(暗)
齊齊哈爾発本官宛電報
第四六号

韓樹業四日午後二時來訪只今張景惠ヨリ馬主席ニ對シ大局ハ收拾シ得ル見込アルニ付貴主席ハ直ニ出先部隊ヲ日軍要求ノ地点迄引退クヘシト電話シ來レリト語レリ本官ハ韓ニ向ヒ貴總領事宛往電合第四三三号趙ノ聲明ノ通り前線部隊ハ遅クモ五日夜中即チ六日未明迄ニハ全部之ヲ軍側要求ノ地点迄後退セシメラルル様馬主席ニ伝言方力説シ置キタリ

大臣、支、北平、奉天ヘ転電アリタシ

110 昭和6年11月6日 在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

大興における日中兩軍對峙の情況について

ハルビン 11月6日後発
本省 11月6日後着

第四九一号(略)

六日ノ漢字紙ハ日本軍ハ五日大興站ニ進出シ二支里ヲ隔テテ支那軍ト對峙中ニシテ四日ノ日本軍飛行機ノ爆彈投下ニ依リ九十名ノ死傷者ヲ出セリ馬占山ハ外寇再ヒ進撃シ來ラ

昂シ居ル際御依頼ノ如キコトヲ軍部ニ申入ルモ絶対ニ其望ナカルヘク從テ江省ノ平和ヲ維持センカ為ニハ馬ヲ一時他ニ立退カシムルノ外ナク而モ時日ヲ經過スルニ於テハ意外ノ事端ヲ發生スル惧アルニ付速ニ右決定ニ達セラルルコト得策ナルヘシト勸告シタルニ同人等ハ早速張景惠及馬ト協議スヘシトテ引取りタリ

大臣、支、奉天、北平ヘ転電セリ

112 昭和6年11月6日 ※在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山より停戦の申出および戦況の推移について

ハルビン 11月6日後発
本省 11月6日後着

第四九四号(暗)
齊齊哈爾発本官宛電報
第四七号

往電第四三三号及第四六号ニ関シ
(八五文書) (二〇九文書)
五日夕刻交渉員馬ノ使トシテ來館出先軍隊ハ如何ニ命令スルモ後退ノ点ニ墮壕ナキヲ以テ危険ニ曝サルルヲ恐レ退却

ヲ肯セス就テハ目下哈市ニテ商議中ナル時局問題ノ解決ス
ル迄江軍ニ於テハ決シテ抵抗セサルニ付日軍ニ於テ停戦セ
ラルル様尽力方申出テタリ本官ハ其無駄ナルヲ述ヘ拒絶シ
タルモ執拗ニ懇請シタルニ付取次ク丈ケハ取次クヘシト申
聞ケ置キタリ右特務機関ニ然ルヘク御伝ヘ請フ
本官ノ見ル処ニテハ出先軍隊カ容易ニ馬ノ命令ヲ聞カサル
ハ事実ナランモ本日午後三時頃ニハ日本人指揮ノ下ニ張軍
進撃シ来レリトノ情報モアルニ付対張軍主戦派ハ張ノ進出
ヲ氣遣ヒ現重要陣地ヲ去ル時ハ後方省城迄ニ張軍ヲ食止ム
ヘキ屈強ノ要害地無キヲ虞レ後退セサルモノニ非サヤトモ
察セラル
大臣、奉天ヘ転電アリタシ

113 昭和6年11月(6)日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

北満方面における黒竜江軍強化に関する米國
総領事の情報について

第四九七号(暗)

ハルビン 本 省 11月6日後着

当地米國総領事カ某露人ヨリ得タル情報トシテ本官ニ電話
セル処ニ依レハ五日海拉爾滿州里方面ヨリ多数ノ歩騎兵昂
昂溪駅ニ下車シ直ニ戦線ニ向ヒ又同駅ヨリ別ニ高射砲機関
銃及多量ノ彈藥同シク戦線ニ送付サレタル趣ナルカ武器彈
藥ニ関シテハ当地特務機関モ在齊齊哈爾林少佐ヨリ「ソ」
連ヨリ供給サレタルモノトシテ果次ノ報告ヲ受ケ居ル由ナ
リ尚米國総領事ノ談ニ依レハ当地護路軍總司令丁超モ援兵
ヲ鉄甲車ニ乗セ戦線ニ送リツツアル模様ナリトノコトナリ
右ニ関シ其真相調査中ナルカ若シ事実ナリトセハ右ハ北満
ノ將領カ共同シテ日本軍ニ当ラントスル証左ニシテ從ツテ
嫩江方面ニ於ケル時局ノ進展ハ北満ノ形勢(ニ)重大ナル變
化ヲ齎スモノト思考ス
支、北平、奉天、広東、齊齊哈爾、滿州里ヘ転電セリ

114 昭和6年11月6日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省軍の大興方面への移動および東支鉄
道警備のソ連側の動きについて

ハルビン 本 省 11月6日後着
11月7日前着

第四九八号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報合第八一号

大臣ヘ転電アリタシ
第一一二号

「ブラルジ」方面ニアリタル砲、工、歩及機関銃等約三個
連隊ハ四日ヨリ五日ニ亘リ昂々溪ニ到着大興方面ヘ向ケ南
下中ナリ

昂々溪警備露西亜側ハ機関庫兵營ヲ掃除開放スル様電命シ
タリトノ説アリ右ハ多分支那兵ノ宿舍ニ充ツルモノト思ハ
ルルモ支兵ノ為ナルヤ露兵ノ為ナルヤ夫レトモ単ナル宣伝
ナルヤ不明

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、滿州里ヘ転電セリ

115 昭和6年11月6日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁付近の戦況について

ハルビン 本 省 11月6日後着
11月7日前着

第五〇三号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

合第八五号

大臣ニ電報アリタシ

第一一六号

(九四文書)

韓樹業ノ齎セル往電第一一一号以後ノ戦況左ノ如シ
昨五日午後三時頃ヨリ日支両軍ハ再ヒ砲撃ヲ開始シ夜ニ至
リ止ミタルカ昨日午後ヨリ今日ニカケ江省軍側ハ負傷者約
二十数名ヲ出セリ又五日午後二時頃一時飛去セル我飛行機
十数台ハ午後三時頃再ヒ大興ノ上空ニ現レ爆彈ヲ投下シ英
国武官「フレーザー」ノ親戰中ニモ四個ヲ投下セリ日支両
軍ハ唯今ノ所(六日午後一時)交戦中ナリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリ度シ
公使、北平、奉天ニ転電セリ

116 昭和6年11月6日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ハルビン駐屯中国軍のチチハル方面への出動
に関する情報について

ハルビン 本 省 11月6日後着
11月7日前着

第五〇四号(暗)

六日午後七時昂々溪行臨時列車ニテ当地駐屯独立第二十六旅所屬ノ兵約一千名二十貨車ニ分乗シ齊齊哈爾方面ニ出動シタルカ尚西部線安達駐屯ノ護路軍三百名モ同夜昂々溪方面ニ向ツテ移動ヲ開始セリト云フ

公使、北平、奉天、齊齊哈爾、滿州里ニ転電セリ

117 昭和6年11月6日 三宅関東軍参謀長より
杉山陸軍次官宛(電報)

嫩江支隊の損害について

11月6日前発
11月6日前着

関電九五六号(秘)

一、五日午後敵ノ攻勢移転ノ為メ嫩江支隊ハ極メテ大損害ヲ受ケ嫩江北岸ノ一画ヲ固守シアルカ如キモ詳細ナル状況明カナラス軍先遣参謀ノ報告ニ依レハ増援隊ノ先頭部隊(歩二十九ノ名倉大隊五日午後七時半到着)ノミヲ以テハ大勢ノ挽回困難ナリト第二増援列車(一大隊)六日午前一時二十分江橋到着正午頃迄ニハ尚ホ歩兵砲兵各一大隊到着ノ予定

二、野戦病院長ノ報告ニ依レハ四日ニ於ケル支隊ノ死傷百

119 昭和6年11月7日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山の黒竜江省主席辞任の意向について

ハルビン 11月7日後発
本省 11月7日後着

第五〇五号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報第八六号

大臣へ転電アリタシ

第一一七号(六日後)

本六日午後五時玉交渉員ノ談ニ依レハ馬ハ当省政府主席ヲ張景惠ニ譲リ自分ハ一旅長トシテ黒河ニ引下ルヘク決意シ目下哈爾濱滞在中ノ趙省政府委員ヲ介シ同地ニテ軍側及張景惠ト折衝中ナル由ナリ

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

哈爾濱、滿州里へ転電セリ

120 昭和6年11月7日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山および黒竜江軍の動向に関する情報に

ついて

ヲ下ラスト

118 昭和6年11月7日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

大興方面の戦況について

奉天 11月7日前発
本省 11月7日後着

第一二一八号(暗)

軍側ノ情報ニ依レハ

六日日没迄ノ大興方面ノ戦況左ノ通

一、敵ノ主力ハ午後三時半頃東支線昂々溪駅付近ニ集中シ其一部ハ齊齊哈爾ニ向ヒ退却中ナリ昂々溪以南ハ尚約二百ノ歩騎兵アルモ之亦北方ニ移動シツツアリ

東支線以南ハ敵ノ大部隊ヲ見ス

二、我軍ハ六日夕以来大興ニ集結中

三、我軍死者三六負傷一四二

四、敵ノ遺棄セル死体約二百其内支那少尉ノ軍服ヲ着セル

露人一名アリ

公使、北平、哈爾濱、齊齊哈爾、長春、鄭家屯へ転電セリ

ハルビン 11月7日後発
本省 11月7日後着

第五〇七号(暗)

齊齊哈爾宛往電第一四〇号ニ関シ

六日于鏡濤来訪左ノ如ク語レリ

一、昨夜趙仲仁等貴見ニ基キ考慮シタルモ馬占山ハ目下齊齊哈爾ニ於テ全ク直屬ノ兵ヲ有セサル為其命令戦線ニ在ル部隊ニ徹底セサル一方今尚万福麟ノ指揮ニ依リ動キ居ル江省軍ハ何レニシテモ滅亡ノ運命ニ在ルモノナラハ寧ロ敵ハサル迄モ男ヲシク決戦スルニ如カストノ堅キ決心ヲ有シ居リ且馬カ今齊齊哈爾ヲ離ルルコトハ省城ヲ混乱状態ニ導クモノナルヲ以テ夫レモ不可能ニシテ旁本件ハ成行ニ委スノ外ナキコトニ一決セリ

二、丁超ノ指揮セル護路軍ハ目下頻リニ昂々溪方面ニ移動シツツアルコトハ事実ナルカ右ハ北平ヨリ江省軍ハ全部戦線ニ出テ鉄道ハ全部丁超ニ於テ守備スヘキ旨ノ命令ニ従ヘルニ過キサルヲ以テ恐ラク戦線ニハ出テサルヘク仮リニ出テタリトスルモ名題ノ弱兵ナレハ問題トナラサルヘシ云々

支、北平、奉天へ転電セリ

121 昭和6年11月7日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

在チチハル領事館邦人使用人殺害の情報について

ハルビン 11月7日前発
本省 11月7日後着

第五〇九号（至急）

七日午前十一時十五分米國総領事ヨリノ電話ニ依レハ目下東支昂々溪駅ニ於テ支那敗殘兵混乱シテ三方ニ逃亡中尚齊齊哈爾省城ヨリ昂々溪駅ニ達シタル報告ニ依レハ日本領事館邦人使用人二人支那巡警ノ為殺害サレタル趣ナルモ右ハ米國総領事ノ意見ニテハ六日一時活動ヲ停止セル齊齊哈爾無電台カ本七日ニ至リ再ヒ活動シ居リ且ツ前記報告中ニ（脱字）ノ文句アル処領事館ニ立籠ル外途ナキニ鑑ミ右ハ甚タ可笑シク多分謠言ナラントノコトナリ但シ同総領事ニ於テ目下齊齊哈爾無電ト連絡シ実狀調査中ニ付判明次第當方ニ通知スル趣ナリ

公使、奉天、齊齊哈爾、滿州里ニ転電セリ

123 昭和6年11月7日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

大興・昂々溪付近の戦況について

ハルビン 11月7日後発
本省 11月7日後着

第五一三号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報合第八八号

大臣へ電報アリタシ

第一一九号

往電第一一六号以後ノ戦況左ノ如シ

一、馬主席謝參謀長及トウ副官等ハ六日午前前線ニ赴キ午後三時帰還セリ

二、「フラルチ」付近ノ江省屯墾軍二団野砲九門ハ六日中ニ大興ニ出動セリ

三、双城子駐屯ノ中国第一団目下昂々溪ニ向ヒ前進中

四、歩兵第二旅ノ軍隊二個列車ハ七日朝海拉爾発昂々溪ニ向ヒ前進中

五、大興駐屯ノ騎兵第五十一団ハ六日昂々溪ニ後退セリ

六、六日夜ノ會議ニ於テ李全省議長以下ノ商民連非戦論ヲ

122 昭和6年11月7日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

大興・昂々溪間の防禦に関する馬占山の意向について

ハルビン 11月7日前発
本省 11月7日後着

第五一〇号（暗、至急）

周教育庁長（党部排日家）カ七日午前十一時十五分米國総領事館ニ於テ齊齊哈爾馬占山ニ長距離電話シタル処馬ハ支那軍ハ目下大興ト昂々溪間ノ一線ヲ防禦シツツアルモ間モ無ク之ヲ放棄スルノ止ムナキニ至ル可キニ付目下昂々溪付近ニ第三線ノ塹壕ヲ掘鑿中ナリト語レル趣ナリ右電話ノ現場ニ居合セタル紐育「タイムス」記者「アーベンド」ノ意見ニ依レハ右ハ日本側ヲシテ東支線ニ損害ヲ与ヘシメ蘇連兵力ノ滿州侵入ノ口実ヲ作ラントスル支那側ノ魂胆ニ出ツルモノト考ヘラルル趣ナリ

公使、露、奉天、吉林、齊齊哈爾、滿州里、長春ニ転電セリ

唱ヘタル為トウ副官怒リテ李ヲ射殺（セント）シタルモ果サス

七、日本軍ハ七日朝昂々溪ノ南方廿五華里ノ「コウイリパ」ヲ攻撃中

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

支、北平、奉天、哈爾賓、滿州里へ転電セリ

124 昭和6年11月7日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

大興方面の戦闘とチチハルの状況について

ハルビン 11月7日後発
本省 11月8日前着

第五一四号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報

第四八号

外務大臣へ電報アリタシ

第一二〇号

昨六日以来大興方面ニ於テ日支兩軍間ニ戦闘行ハレツツアルモ当地ハ唯今迄（七日朝十時）平穩ナリ

昭和6年11月7日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁付近日中両軍衝突の経緯について

ハルビン 11月7日後発
本省 11月8日前着

第五一五号(暗)

⁽¹⁾ 齊齊哈爾發本官宛電報

台第八七号

大臣へ電報アリタシ

第一一八号

江橋方面ニ於ケル今回ノ日支両軍衝突ノ原因ノ(一)ハ江省側カ往電第一〇二号林少佐要求中ノ第二項ノ江軍ノ撤退ヲ林ノ要求通りニ実行セサリシノミナラス(二)却テ我掩護隊ニ対シ発砲シタルニ依ルモノナリ(一)ニ付テハ林要求第二項本文ハ「十一月三日正午迄ニ南北両軍ハ橋梁ヨリ十軒以外ノ地ニ撤退シ修理完成迄其地域内ニ侵入ヲ許サス」トアル処其意味ハ北軍ニ対シテハ破損橋梁三箇中最北端ニ在ル橋梁即チ洮南起点百九十一軒ノ地点ニ在ル橋梁ノ北端ヨリ北へ十公里以外ノ地ニ撤退スルコトヲ要求シ南軍ニ対シテハ最南

部ニ在ル破損橋梁即チ嫩江ノ大橋ノ南端ヨリ南へ十公里以外ノ地ニ後退スルコトヲ要求セルモノナリ(破損橋梁ノ位置ニ付テハ往電第九六号参照)此意味ハ要求書ノ文面ニハ明確ニ現ハレ居ラサルニ付林ハ二日右要求書ヲ馬主席ノ代理タル趙省政府委員ニ交付スルニ当リ其足ラサル所ハ卓上ニ在リタル紙巻煙草ヲ取りテ図解シ口頭ヲ以テ詳細ニ説明シ趙省政府委員及立会ノ玉交渉員モ充分之ヲ了解シ玉ハ直ニ林ト要求書ヲ漢訳シ之ヲ馬主席ニ提出スルト同時ニ右要求書中ノ橋梁ニ関スル林ノ説明ヲ馬ニ伝ヘタル趣ナリ橋梁ニ関シ林ヨリ特ニ説明アリタルコトハ趙玉兩人トモ今日ニアリテモ之ヲ承認シ居レリ江省側ハ林ノ要求ニ対シ往電第一〇四号ノ通応諾ヲ与ヘ置キ乍ラ事実ハ嫩江大橋ヨリ北へ約八軒(此ノ距離正確ナラサルモ往電第一〇六号「十一軒」ハ誤ナリ)林要求起算点(百九十一軒ノ破損橋梁)ヨリ北へ約(脱)西大興駅ヨリ南へ約二支里ノ地点ニアル江軍陣地(野壕線)ヨリ以南嫩江ニ至ル間ニ配置アリタリト想像セラルル少数ノ歩哨ヲ撤退セルノミニシテ(往電第一〇六号中「江軍ハ江橋大橋ノ北端ヨリ十公里後退シ云々」ト報告セシハ意味強キニ失セリ事実ハ前述ノ通歩哨ノミヲ引揚ケ

タルモノナリ)林要求ノ撤退地域内ニアル最重要ナル陣地ノ後退ハ之ヲ行ハス種々口実ヲ設ケテ今日迄之ヲ実行セザルハ往電第一〇六号第一〇八号及哈爾賓宛往電第四三三号第四四号第四六号第四七号ノ通ナリ江省側カ林ノ要求ニ応シ置キ乍ラ之ヲ履行セサリシ主ナル理由ハ万福麟系主戦派ニアリテハ大興ハ張海鵬軍ニ対スル防戦上最重要ノ地点ナルヲ以テ之ノ地ヨリ退却スルコトハ江省ヲ日本軍ニ引渡スト同一ノ結果トナルヲ虞レ之カ放棄ヲ好マサルト他方ニハ馬占山派ニアリテモ二三日来商議中ナリシ維持会ノ会長カ馬ニ決定スル以前ニ現在ノ大興線ヨリ退却スルコトハ不利ナリト考ヘ居リタルモノト想像セラル(二)ノ江軍側ノ発砲ニ関シ四日林少佐ト共ニ二回現場ニ往復シタル早崎ノ見ル処ニテハ同人等ハ現場ニテ我前線ノ指揮官タリシ某工兵大尉ニ会见シタルカ其際同大尉ハ支那側ヨリ先ニ攻撃サルレハ兎ニ角日本側ヨリハ先ニ攻撃セサルコトトナリ居レリト語レルコト又同大尉ハ陸大出身ニシテ温厚ナル男ノ如クニ見受ケラレタルコト等ヲ江軍ノ態度ト合セ考フル時先ニ発砲シタルハ江軍ナリト断定シテ誤ナシト本官モ同意見ナリ本件何レモ寿府等ニテ問題トナルモノト思ハルル処其ノ際支

那側ハ林要求ノ橋梁ヲ嫩江大橋ト解釈シタリト詭弁ヲ弄スルヤモ知レサル処ヨシンハ彼等ノ解釈通りトスルモ現在ノ大興ノ地ハ嫩江大橋ヨリ十軒以内ナリ殊ニ日本側ノ出兵ハ橋梁修理援護ヲ目的トスルモノナレハ最北端ニアル破損橋梁ノ北端ヲ起点トシ江軍ノ後退ヲ要求セサレハ意味ヲナササルナリ

右為念重複ヲ願ミス電報ス

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天へ転電アリタシ
公使、北平、奉天、哈爾賓へ転電セリ

126 昭和6年11月7日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル進撃の必要性について

ハルビン 11月7日後発
本省 11月8日前着

第五一六号

奉天発閣下宛電報第一二二三号ニ関シ

齊齊哈爾進撃ニ関スル林総領事ノ意見ハ本官ノ無条件ニ賛成スル所ニシテ此機ニ乗シ断乎トシテ軍部ヲシテ其希望通り実行セシメラレタシ若シ此儘ニテ打過クルニ於テハ仮令

127 昭和6年11月7日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ノ準備ヲ為シ置ク必要アルヘシ目下当地ニアル「アーペン
ト」其他ノ外国新聞記者ノ意見ハ極端ナル不況ニ悩ミ居
ル世界ノ現勢及支那カ欧米ニ於テ信用ヲ落シ居ル事今日ヨ
リ甚シキハ無キ事実ニ鑑ミ此際日本カ滿州ニ於テ如何ナル
行動ニ出ツルモ米國ハ勿論連盟ト雖モ多少ノ言葉ノ上ノ非
難位ハ為スモ經濟封鎖若ハ武力行使ニ依ル妨害ノ如キハ如
何ニシテモ想像シ得ラレサル処ニシテ特ニ鋒先ヲ蘇連ニ向
クル事トモナラハ目下五箇年計画ヲ極端ニ恐レ居ル米國ハ
勿論保守党ノ天下トナリシ英國モ我方ニ同情コソスレ妨害
的態度ニ出ツヘキコトハ万無カルヘク唯日本今回ノ活動カ
因トナリ支那ノ共管論擡頭スヘキカ右ハ支那ヲ救フ唯一ノ
方法ナリト云フニ略一致シ居レリ果シテ然ラハ此ノ機ヲ逸
セス徹底のニ滿州問題ヲ解決スル肚ヲ以テ進マレ度ク齊齊
哈爾進入ノ如キハ之カ為ニ是非必要ニシテ此際兎角躊躇スル
事ハ此度滿州特ニ江橋付近ニ流サレタル尊キ血潮ヲ一空ニ
帰セシムル所以ナリト思考ス

江省軍ノ受ケタル損害多大ナリトスルモ屢次ノ往電ノ通當
地ニ於テ今日迄我方ニ對シ必スシモ惡感ヲ有セサルカニ見
エタル丁超迄其部下ヲ江省軍応援ニ派遣シツツアル形跡見
ユル今日素質劣弱ナル張海鵬軍ヲ単独ニテ齊齊哈爾ニ乗込
マセントスルモ恐ラク不可能ナルノミナラス仮ニ乗込マセ
タリトスルモ清水領事屢次電報ノ通知我方現地ニ於テ支持
セサル限リ其地位ヲ維持スルコト困難ナルヘク一方馬占山
ヲ買収其他ノ方法ニ依リ懷柔スルコトハ今トナリテハ絶対
不可能ナルノミナラス仮ニ買収シ得タリトスルモ其直屬部
隊ニ非サル上支那軍ニ珍ラシキ固キ決心ヲ有スル江省軍ヲ
如何トモスルコト能ハサル次第ナリ依テ政府ノ北滿經略方
針ヲ実行セントセハ此際一挙ニ齊齊哈爾ヲ突キ江省軍並其
友軍ヲ徹底のニ撃破シタル後適當ナル我方ノ傀儡ヲ齊齊哈
爾ニ据ヘルノ外途ナキカ如シ

(但シ本官ハ目下政府ニ於テ默認シ居ラルルヤニ思ハルル
滿州獨立計畫ニハ賛成シ難ク夫レヨリモ表面ヨリ堂々ト全
滿州ノ保障占領ヲ実行シ一切ノ對支懸案解決迄一時之ヲ我
方ニ於テ統治スルノ策ニ出ツル方遙カニ公明正大ニシテ徹
底的ナリト思考ス)然ラサレハ総テカ不徹底トナリ折角ノ

北滿經略方針モ全然画餅ニ帰スルコトナルヘク当初ヨリ
北滿ニ手ヲ付ケサリシナレハ未タシモ一度手ヲ付ケタル以
上中途半端ニ終ルコトハ滿州政策全体ニ對シ救フヘカラサ
ル大害ヲ醸スモノト云ハサルヘカラス齊齊哈爾侵入ニ関連
シ考慮スヘキ点ハ對連盟及蘇連關係ナルカ第一ノ關係ニ付
テハ我カ江橋修理ヲ確保スル必要其他適當ノ理由ヲ強調シ
テ突張ルコト出来サル筈ナク又第二ノ關係ニ付テハ若シ蘇
連カ之ニ刺戟セラレテ出兵スルカ如キ場合ハ之コソ千載一
遇ノ好機ニシテ我國ハ宜シク国力ヲ拏ケテ此人道ノ敵ヲ邀
ヘ撃チ以テ極東永遠ノ平和ノ確立ヲ期スヘシ本官ノ見ル処
及当地ヲ通過スル多數ノ内外旅客ハ何レモ現在ノ如キ蘇連
ノ窮乏セル内情及接壤諸國トノ複雑セル關係ニ顧ミルモ此
ノ際滿州ニ於テ日本カ如何ナル行動ニ出ツルトモ彼ニハ恐
ラク我ヲ正面ノ敵トスルカ如キ元氣ナカルヘント云ヒ居レ
リ尤如何ナル機ニテ敵對行為ニ出ツルヤ計リ難ク且支那側
ハ現ニ昂々溪付近ニ第三線ノ壘壕ヲ掘リ我軍ニ依ル東支線
破壊ヲ導キ以テ蘇連ノ出兵ヲ促カサント策動シツツアルヤ
ノ情報モアルニ付愈東支線ヲ「クロス」スル場合仮ニ蘇連
カ二三萬ノ兵ヲ出シ来ルモ之ヲ撃破シ得ルニ足ルヘキ程度

東支鐵路護路軍の西部線に出動の理由に関する
張景惠の談話について

ハルビン 11月7日後発
本省 11月8日前着

第五一七号(暗)

丁超等カ統々西部線ニ出動シツツアルコトハ果次ノ電報ノ
通ナルカ右ニ関シ張景惠ハ往訪ノ館員ニ對シ右派兵ハ表面
江省内鐵路保護ニ當リ居タル江省軍ノ戰線出動ニ依リ生シ
タル欠陥ヲ補ハントスルト同時ニ江橋方面ヨリノ敗走兵ニ
依ル交通妨碍ヲ防止センカ為ニシテ邦字新聞ニ伝ヘラルル
カ如ク戰線ニ加ハルカ如キコトハ絶対ニ無キ旨丁超(脱)
線ニ出動アリタルニ付右本官ニ傳達アリタキ旨依頼シタル
趣ナリ右ハ恐ラク江橋方面ニ於ケル戰況ニ鑑ミ將來ノ立場
ニ利セントスル支那人一流ノ言訛ニアラスヤト思考ス
公使、北平、奉天、齊齊哈爾、滿州里ヘ転電セリ

128 昭和6年11月7日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黑竜江省軍の東支鉄道付屬地における陣地
設定について

ハルビン 11月7日後発
本省 11月7日後着

第五一八号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報第四九号(至急)

大臣へ電報アリタシ

第一二二号

我軍ハ目下「コウイリバ」ニ集中シ同地ニ於テ江省軍ト対峙シ居ル処江省軍ハ「モークキ」ノ西ニ在ル高地(東支昂々溪駅ヨリ南へ四軒「コウイリバ」ノ北方十六軒ノ地点ニ在リ右高地ノ一部ハ東支ノ付属地内ニ掛リ居レリト言フ)ヲ退却ノ為ノ收容陣地ト為サントシツツアリ右高地ヲ收容地トスルトキハ我軍ハ自然同地ヲ攻撃スルコトナリ其結果流弾東支昂々溪ニ落下シ為ニ東支トノ間ニ面倒ナル問題ヲ惹起スル虞アルニ付林少佐ノ意見ニテハ東支側ヲ動カシ江省軍ヲシテ右高地ヲ收容地ト為サシメサルコトヲ得ハ好都合ナルノミナラス仮令成功セストスルモ斯クスルトキハ東支ニ対シ日本軍ハ東支ノ利益ヲ尊重シ居ルコトヲ知ラシムルコトモナリ好都合ナリトノコトナリ右ハ本官モ同感ナルニ付本官ヨリ江省政府ニ交渉スルト同時ニ哈爾濱

総領事ニ於テモ同地特務機関ト打合せノ上出来得ヘクハ東支側ヲ動カシ江省(軍)ヲシテ右高地ヲ利用セシメサルコトトシテハ如何ト思考ス至急何分ノ御訓令ヲ請フ
哈爾濱ヨリ奉天ニ転電アリタシ

129 昭和6年11月7日 在長春田代領事より
幣原外務大臣宛(電報)

洮南への出勤中止命令について

長春 11月7日前発
本省 11月7日後着

第一七〇号(暗)

往電第一六九号ニ関シ

四平街ヨリノ電話ニ依レハ師団司令部ハ昨夕五時正ニ同地発洮南方面ニ向ハントシタル際軍司令部ヨリ出勤中止ノ命令ニ接シ本七日八時四平街発当地ニ引返シタリト
転電先前電ノ通り

130 昭和6年11月7日 在長春田代領事より
幣原外務大臣宛(電報)

師団司令部その他の長春帰還について

長春 11月7日後発

本省 11月7日後着

第一七一号(暗)

往電第一七〇号ニ関シ

師団司令部、三十連(隊)ノ一個中隊及重砲隊(六日夜当地発)ハ何レモ七日午後一時迄ニ当地ニ又六日四平街ニ到着セル公主嶺騎兵ノ一個中隊ハ七日朝公主嶺ニ夫々引返セリ

転電先前電ノ通

131 昭和6年11月7日 三宅閣東軍参謀長より
杉山陸軍次官宛(電報)

東支線護路軍の動向について

11月7日後発
11月7日後着

関第九七三号其ノ一(秘)

傍受電報綜合要旨

一、馬占山カ哈市以西ノ東支線護路軍ヲ集結シテ日本軍ニ對抗スル計画ノ為丁超ハ蘇德臣ノ第二十二旅第六百六十一団ノ二営(団長宝珩ハ敦化ニ於テ一営ヲ指揮ス)ヲ七日朝東支線南線出發カ市以西ノ護路ニ充ツ

(編注) 本電は統電があると認められるが、見当らない。

132 昭和6年11月7日 ハルビン特務機関より
杉山陸軍次官宛(電報)

ハルビンよりニケ營の中国軍昂々溪出發について

ハルビン 11月7日後発
11月8日前着

第三四一号(秘)

昨夜二時過キカ市駐屯第二十八旅第六百七十九団ノニケ營人員約一千三百名野砲四門ハ昂々溪方面ニ向ヒ輸送セリ

133 昭和6年11月7日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

在ハルビン米國総領事に情報供給方通達について

本省 11月7日後発

第九三号(暗)

滿州事変(在哈米國総領事情報)

信スヘキ報道ニ依レハ貴地米國総領事ノ國務省宛報告ハ支那側ノ宣伝的情報ヲ基礎トセルモノ多ク我方ノ立場ハ殆ン

ト無視セラレ居ル感アルニ付キ此ノ上共同総領事ト御接触ノ上出来得ル限り詳細ニ情報ノ供給アリタシ
公使、北平、南京、米ニ転電セリ
奉天、齊齊哈爾ニ転電アリタシ

134 昭和6年11月8日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬軍と黒竜江省軍との交戦状況および嫩江橋梁付近の戦闘における我軍の損害について

奉天 11月8日前発
本省 11月8日後着

第二二二二号(暗)

本官発連盟、米宛電報

合第八六三号

往電合第八五八号ニ関シ

(軍部情報)

一、張海鵬軍ノ先頭部隊ハ嫩江最南ノ橋梁ヨリ約二十三軒南方ノ五廟子(Wu-miao-tze)ニアリ主力ハ同地ヨリ更ニ南方ノ泰来ニアリテ目下西北方ノ景星鎮(Ching-hsin-

八日軍参謀長ノ談ニ依レハ四日以来ノ大興付近ノ激戦ニ依リ六日朝第二師団司令部ノ出動ヲ命シタルモ同日午後三時ニ至リ大興付近ノ敵ノ陣地ヲ全部占領シ得タルヲ以テ直ニ全部ニ対シ何分ノ訓令アル迄前進ヲ見合セシメ他方中央ノ指示ヲ請ヒタルニ中央ヨリハ貴電第三〇六号ト同趣旨ノ回電アリシヲ以テ第二師団司令部ハ途中四平街ヨリ長春ニ引返ヘサシメタリ此ノ結果目下江橋以北ニアル我軍ハ歩兵約五個大隊弱、砲二十門ニ過キス塘地(Tang-ti)ノ南数軒ノ地点ヲ前線ト為シ居レリ黒竜江軍ハ塘地ノ北約七軒ノ地ニ陣地ヲ構ヘ居ルカ如シ

136 昭和6年11月8日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

在ハルビン米國総領事に情報供給方通達について

ハルビン
本省 11月8日後着

第五二五号(暗)

貴電第九三三号ニ関シ

当地米國総領事ハ常ニ我方ニ好意ヲ有シ居リ旁密接ナル連

chen)ニアル屯墾軍(黒竜江省軍ノ一部ニシテ歩、騎兵約三千名砲十二門ヲ有ス)ト對抗状態ニアリ
二、日本軍ハ七日午前二時迄ニハ大興付近ニ兵力ヲ集中シ事態既ニ支那側ノ挑戦ニ依リ橋梁修理妨礙以上ニ出テ居ルニ拘ラス目下橋梁掩護ニ専念シ居リ前面ニ対シ斥候又ハ飛行機ニテ搜索ヲ行ヒ居ルニ過キス

三、先般長春南嶺及当地北大營ノ戦闘ニ於テハ兩者併セテ我軍ノ死傷百五六十名ナリシカ今次ノ戦闘ニ於テハ七日朝迄ニ判明セルモノ既ニ死傷百八十四名ニ達シ最初ノ戦闘中我軍ハ兵力過少ノ為重囲ニ陥リ連隊長ハ切腹セントシタルヲ部下ニ於テ止メラレタルカ如キ状態ナリ
大臣、支、北平ヘ転電セリ

135 昭和6年11月8日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

大興付近占領後の日中兩軍の対峙状況について

奉天 11月8日後発
本省 11月8日後着

第二二二七号(暗、部外極秘)

絡ヲ執リツツアル積リニテ江橋事件以後ハ却ツテ先方ヨリ種々支那側ノ情報ヲ供給シクルコト屢次ノ往電ノ通ナル処米國留学生出身ノ当地党部ノ連中ハ今次事件以来各方面ト連絡シテ全力ヲ挙げテ急速ニ自己ニ好都合ノ情報ヲ同人ニ供給シ居ルカ如ク之ニ対シ我方ハ他館ヨリノ情報豊富ナラサル上ニ遅レ勝チナルノミナラス我方ノ当地ニ於ケル日支關係ノ如キモ簡拔ケニ同人ニ伝ハリツツアル模様ニ付勢ヒ我方ニ不利ナル情報ノミ國務省ニ電報セラルル結果トナルハ当地ノ実状ニ鑑ミ已ムヲ得サルヘシ
公使、北平、奉天、南京、齊齊哈爾ニ転電セリ

137 昭和6年11月8日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

護路軍の東支鉄道輸送に關シソ連当局に抗議方稟申について

ハルビン
本省 11月9日前着

第五二七号(暗)

往電第五二三号末段ニ関シ

満鉄宇佐美ノ談ニ依レハ護路軍ノ戦線出動ハ満鉄ノ信頼ス

当地平穩在留内鮮人無事

139 昭和6年11月8日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍司令官より馬占山に対する通告について

ハルビン 11月8日後発
本省 11月9日前着

第五三二号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

合第九〇号

大臣へ電報アリタシ

第一二三号

林少佐ハ関東軍司令官ノ命ニ依リ其名ニ依リ本八日午後一時頃交渉員ヲ通シ馬主席ニ対シ(左ノ)通告ヲ為シタリ
「馬主席ニシテ日本軍ノ齊齊哈爾侵入ヲ避ケント欲セハ速ニ自ラ誠意ヲ披瀝スヘシ
右至急回答相成度シ
右通告ス」

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ支、北平、奉

ル露人新聞記者ノ目撃セル処ニシテ疑ノ余地無シトノコトナルカ果シテ然ラハ右ノ如キ我方ニ敵対スルコト明白ナル軍隊ノ輸送ニ対シ蘇連ノ実権ヲ握レル東支管理局カ同意ヲ与ヘタルコトハ蘇連側累次ノ声明タル中立的態度ニ反シテ我敵軍ヲ援助スル結果トナルヘキニ付テハ将来我方ニ於テ当地居留民保護其他ノ目的ヲ以テ東支線利用ヲ余儀無クセラルル場合ノ伏線トシテ内密在露大使ヲシテ蘇連当局ニ向ヒテ正式ニ抗議セシメ置カルルコト然ルヘキヤニ思考ス露、支、奉天、齊齊哈爾、満州里ヘ転電セリ

138 昭和6年11月8日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル平穩の報告について

ハルビン 11月8日後発
本省 11月9日前着

第五三〇号(略)

齊齊哈爾発本官宛電報

第五〇号

大臣へ電報アリタシ

第一二六号

天、哈爾賓、満州里ニ転電セリ

140 昭和6年11月8日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

大興付近の戦況および黒竜江省軍・政府の動

静について

ハルビン 11月8日後発
本省 11月9日前着

第五三三号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報合第九一号

大臣へ電報アリタシ

第一二四号

往電第一一〇号以後ニ於ケル戦況左ノ如シ

一、昨七日ハ日支両軍ノ交戦ナシ

二、既ニ判明セル江省軍ノ損害ハ開戦以来死者約三百名負傷者約三百名此外尚相当数ノ死傷者アル見込ナリ

三、丁超部下ノ護路軍若干ハ七日夕刻昂々溪付近ニ来着セリト

四、七日夕刻昂々溪ニ来着セル哈爾賓ノ市民代表四名(内二名女)ハ五千元ノ慰勞金ヲ江省軍ニ分配セリト云フ

五、江省軍歩兵第二十九旅及第三十旅ハ北平ヨリ熱河ヲ經テ洮南付近ニ現ハレタル旨伝ヘラレ居ルモ単ナル宣伝ナルカ如シ

六、馬ハ昨七日蔣介石ヨリ極力日本軍ト交戦スヘキ旨ノ激勵電報ニ接セリト

七、満州里駐屯騎兵第八旅ノ一部ハ本八日朝当地ニ来着セリト

八、当地市民代表ハ慰勞金若干ヲ携ヘ本八日午前十一時前線ニ向ヘリ

九、齊齊哈爾防備不能ノ場合ハ江省政府ヲ泰安鎮ニ移ス決心ナル由ナリ

一〇、久シク沈黙ヲ守レル当省党部ハ八日以来俄然活動ヲ開始シ趙仲仁、劉德權外三名ヲ売国奴トナシ其財産沒收方省政府ニ要求セリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ヘ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、満州里ニ転電セリ

141 昭和6年11月8日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍の馬占山下野要求について

ハルビン 11月8日後発
本省 11月9日前着

第五三四号（暗、至急）

齊齊哈爾發本官宛電報

合第九二号

奉天へ電報アリタシ

第三五号

大臣宛往電第一二四号ニ関シ玉交渉員来訪林通告中ノ「誠意」ノ意味ニ関シ質問シタルニ付林ハ本官ト相談ノ上左記ノ通紙片ニ認メ玉ニ交付シタリ

「現下ノ時局ヲ考察スルニ戦禍ヲ避ケ地方ノ治安ヲ維持スル唯一ノ方法ハ馬主席ハ此ノ際下野スルト同時ニ江省政府ト張海鵬トノ間ニ平和裡ニ政權ノ授受ヲ行フヨリ他ニ良策ナカルヘシ」

現下ノ当地ノ情勢ニテハ張海鵬ニ政權ヲ無条件ニ交付スルコトハ多大ノ困難アルニ付張海鵬以外ノモノニテ軍側ニテ満足スルモノナキヤ軍側ニ御問合ノ上至急何分ノ回電アリタシ

哈爾賓ヨリ大臣、公使ニ転電アリタシ

昭和6年11月8日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山に対し期限付回答要求について

ハルビン 11月8日後発
本省 11月9日前着

第五三五号（暗）

齊齊哈爾發本官宛電報

合第九三号

大臣ニ電報アリタシ

第一二五号

往電第一二三号ニ関シ

林ハ通告書ヲ玉ニ交付スルト同時ニ玉ニ向ヒ口頭ヲ以テ本八日午後十二時迄ニ回答アリタキ旨付言セリ
哈爾賓ヨリ公使、奉天、北平ニ転電アリタシ
支、北平、哈爾賓、奉天へ転電セリ

143 昭和6年11月8日 在ハルビン百武武官より
二宮参謀次長宛（電報）

日本軍の北滿進撃継続の必要について

11月8日後発
11月8日後着

哈市第三五二号（秘、至急）

本八日ニ於ケル当地支那紙ハ悉ク口ヲ揃ヘテ日本軍ノ敗退ヲ宣伝シアリ此ノ如キ情況ニ於テ軍ノ行動ヲ中止センカ国軍ノ威信ヲ失墜スルハ勿論帝国ハ北滿放棄ヲ意味スルモノナリ

関東スミ

144 昭和6年11月8日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛（電報）

在チチハル清水領事等の安否に關し照会について

本省 11月8日前発

第九四号（暗、大至急）

北滿問題

（清水領事以下ノ安否照会）

七日奉天發電通及哈爾賓發連合ニ依レハ今回ノ日支衝突ニ際シ清水領事乃至在留邦人等遭難セル趣ナルカ真相御確ノ上折返シ回電アリタシ

145 昭和6年11月8日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛（電報）

馬占山への申入れ承認について

本省 11月8日後発

第九五号（暗、大至急）

滿州事変（洮昂線日支軍衝突）

齊齊哈爾發本大臣宛電報第一二一号ニ関シ

当方陸軍側ト協議ノ結果本件申入ハ機宜ニ適スト認ムルニ

付至急軍側ト密接連絡ノ上可然申入アリ度

訓令トシテ奉天ニ転電セリ

訓令トシテ齊齊哈爾ニ転電アリタシ

146 昭和6年11月9日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

新黑竜江省政權に關する関東軍の意向についで

奉天 11月9日後発
本省 11月9日後着

当地軍部ノ情報ニ依レハ嫩江方面ニ於テハ我軍ノ兵力増加ニ伴ヒ江省軍ハ戰況不利ナルヲ察シ六日午前八時完全ニ警戒区域以外ニ撤退シタルヲ以テ我軍モ之ヲ追撃セス単ニ架橋工事ノ援護ニ止メタリ玆一週間ニシテ工事完了スル見込ナルニ付列車ノ運行自由トナラハ全軍撤退スル筈ニテ從テ当地ノ廿九連隊本部及殘留隊ノ出動並ニ獨立守備第六大隊カ当地ニ増派サルル計畫ハ中止トナレル趣ナリ目下嫩江方面ノ我兵力ハ歩兵第四及第十六兩連隊全部、第廿九連隊六百名砲兵、工兵等合計約三千名ト認メラル江省軍ハ該方面ニ出動セルモノ五千位トノコトナリ

前電ノ通転電又ハ暗送セリ

「張海鵬江省ニ來リ彼ニ政權ヲ引渡スコトハ彼ハ中國ノ士官ナレハ素ヨリ不可ナキモ唯彼ハ中國政府ノ命令ヲ受ケ居ラサルヲ以テ彼本人カ江省ニ來リ政權ノ引渡シヲ受クルヲ承諾スルヤ否ヤ疑問ニシテ且貴國軍隊カ其間ヲ隔斷シ居ルニ依リ本主席ハ直接張海鵬ト江省政權ノ授受ヲ相談スル方法ナシ依テ貴司令官カ誠意ヲ以テ右方法ヲ示サレ以テ引渡交渉ノ進行ニ便セラレンコトヲ望ム云々」

右回答ニ對スル江省政府ノ真意ヲ考フルニ同政府カ誠實ヲ以テ政權ヲ引渡サントスルモノナルヤ大イニ疑問ニシテ現下ニ於ケル各種事情ニ依リ考察スルニ江省側トシテハ右回答ノ趣旨ニ依リ張ノ代表ヲ当地ニ呼寄セ(一)ニハ中央政府ノ命令ナキヲ理由トシテ政權引渡ノ權限ナキコトヲ責メ(二)ニハ張カ内憂外患國家多事ノ際同胞牆ニ鬩クヲ説キ江省乗取ヲ思ヒ止マラシメ(三)ニハ斯クシテ事件ノ解決ヲ遷延シ國際政局ノ支那ニ一層有利ニ転回スルヲ待チ日本ノ銳鋒ヲ避ケントスルモノニ非サト思考セラル

本問題ニ関シ九日朝馬ノ代表本官及林ヲ來訪スル筈ニ付其際我方ハ江省ヨリ代表ヲ洮南ニ派遣方要望スル考ナリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

150

昭和6年11月9日 在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛(電報)

鄭家屯・通遼間の路線警備および列車運転に

ついて

四平街 11月9日 前発
本省 11月9日 後着

第三四号(暗)

往電第二六号ニ関シ

目下鄭通線方面ハ歩兵二十九連隊ノ二ケ中隊ヲ以テ警備シ
主力ハ錢家店ニアリ通遼駅ニモ一小队駐留ス同地ノ支那軍
六百ハ本月二日奥地ニ撤退シ同地ハ公安隊自衛団等ニテ治
安ヲ維持シ支那軍ハ表面無抵抗ヲ装ヒ居ルモ匪賊ヲ操縦シ
依然交通ヲ妨碍シ事故絶エサル状態ナルモ我軍ノ警備ノ下
ニ兎ニ角本七日ヨリ昼間ノミ一日一回旅客列車ヲ運行スル
コトトセリ

往電第二六号ノ通電或ハ暗送セリ

151

昭和6年11月9日 三宅閣東軍參謀長より
二宮參謀次長宛(電報)

区、(最近渾河沿岸付近ニ移ル)約一千

昌圖開原西方地区、南方ハ総頭目天樂部下約千三百、北
方ハ総頭目老三省ノ約二千、公主嶺東南方地区、全勝ノ
約六百、鄭家屯付近、紅梁、金不換等ノ千四百、通遼付
近、天下芳老米芳等ノ二千六百合計約一万三千ナリ

三、右馬賊共ハ敵方ノ操縦ヲ受クルコト明瞭ニシテ江橋付
近ノ戦争起ルヤ此等ハ盛ニ付近ヲ跳梁シ以テ軍ノ該方面
兵力増加ヲ牽制セリ之カ為我軍ノ討伐ヲ行ヘルコト左ノ
如シ

六日。海城西方騰鰲堡付近ニ老北風ノ匪賊千名進出シ来
レリ独守第二、第三大隊討伐ス

七日。鉄嶺東北方四吉高力屯付近ニ数百ノ匪賊現出独守
第五大隊討伐ス

八日。公主嶺東方約八軒ニ約一千ノ匪賊現出独守第一大
隊討伐ス

九日。午前海城西北方約三里大王屯ニ老北風ノ約千名現
出独守第三大隊並ニ混成三十九旅ノ一中隊討伐
北平、天津、朝鮮、上海スミ

江橋その他各方面における中国軍との戦闘状
況について

11月9日 後発
11月10日 前着

関第九三三号(其一五、秘、至急)

一、江橋付近ノ戦闘後黒竜江軍ハ昂々溪南方地区ニ殆ト其
全軍ヲ集メ且東支線護路軍主力並ニ吉林軍ノ一部ヲ増援
セシメテ其全兵力一万ナリ而シテ將領中馬占山ニ対シ攻
勢移転ヲ具申スル者アリ蘇国背後ヨリ有形無形ノ支援ヲ
与フル等ニ因リ黒軍ノ決心相当堅固ナルカ如シ之ニ伴ヒ
北滿殊ニ哈市付近ニ於テ排日再ヒ激烈トナリ約七千ノ邦
人極メテ不安ニ陥ル又張學良ハ七日錦州付近約一万七千
名ノ部隊ニ対シ東方進撃ノ準備ヲ命シ情況極メテ切迫ス
ルニ至レリ

二、此間張學良ハ鄭家屯付近ヨリ大石橋ニ亘ル約一万ノ馬
賊ヲ使喚シテ我滿鉄沿線付近ヲ脅威擾乱ス其匪賊概勢左
ノ如シ

大石橋西北方地区、総頭目三勝部下約二千、遼中、台安
付近、総頭目老北風部下約二千、奉天西方北寧線西方地

152

昭和6年11月9日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

チチハルに対する政府の方針不変について

本省 11月9日 後発

第九七号(暗、大至急、極秘)

滿州事変(北滿問題)

齊齊哈爾へ本大臣ノ訓令トシテ左ノ通り電報アリ度シ

第一八号

帝国政府ノ方針ハ奉天宛往電第三〇六号ニ何等變更無キ次
第ナルニ付該方針ニ基キ善処アリ度シ

奉天、支、北平へ転電セリ

153

昭和6年11月10日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理完成後の洮昂線運輸保全につい

て

奉天 11月10日 後発
本省 11月11日 前着

第一二三八号(暗、部外極秘)

馬占山カ果シテ我軍側ノ要求通り江省ノ政權ヲ引渡スヘキ

ヤ否ヤ頗ル疑問ナルハ齊齊哈爾閣下宛電報第一二八号ノ通ナル処江省軍力依然昂々溪付近ニ屯シ嫩江橋梁修理完成後モ洮昂線列車ノ運行ヲ妨碍スルカ如キコトアル場合ニハ軍若ハ滿鉄側ヨリ過般ノ橋梁修理問題ノ際ト同様滿鉄投資鐵道ノ確保並特産物運送ノ必要ヲ理由トシテ江省軍擊破方ノ主張出ツヘキヲ予想セサルヘカラス殊ニ出先軍部ニ於テ齊齊哈爾閣下宛電報第一三〇号ノ如キ意向アリトセハ洮昂線運輸保全問題ハ右意向実現ノ為ニハ屈強ノ理由タルヘキヲ以テ政府ニ於テ貴電第三〇六号ノ御方針ヲ貫徹セラルル為ニハ前記江省軍ニ依ル運輸妨碍ノ場合ヲ予想シ早キニ臨ンテ之カ対策ヲ御確定ノ上中央部ヨリ出先軍部ニ対シ明確ナル訓令ヲ発セシメラルルコト肝要ナリト存ス

154 昭和6年11月10日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張海鵬軍のチチハル進出に伴う関東軍の進出
区域について

ハルビン 11月10日後発
本省 11月10日後着

第五四二号(暗、極秘)

第五四三号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

合第九四号

大臣へ電報アリタシ

往電第一二八号ニ関シ

本官及林ハ馬ノ代表謝參謀長ト九日午後二時半交渉署ニ於テ会见シタリ其ノ際我方ハ謝參謀長及トウ副官(トウハ主戦派ノ巨頭)ヲ含メタル全權ノ洮南派遣ヲ主張シ謝ハ私見トシテ先ツ洮南ヨリ当地ニ代表ヲ派シ一応商議ヲ遂ケタル上江省ノ代表ハ張ノ代表ト共ニ洮南ニ赴キ最後ノ取極ヲ行フヲ可トスルノ意見ヲ述ヘ結局謝ハ馬ニ当方ノ意向ヲ伝ヘ後刻回答スル事トナリ別レタリ
哈爾賓ヨリ奉天へ転電アリタシ
奉天、哈爾賓へ転電セリ

156 昭和6年11月10日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

満州里駐屯中国軍の移動およびそれに伴う在
留婦女子の引揚勧告について

ハルビン 11月10日後発

齊齊哈爾発本官宛電報
合第九五号

外務大臣へ電報アリタシ

第一三〇号

哈爾賓閣下宛電報第五三八号ニ関シ軍側ニテハ江省軍ノ部隊ヲ成ルヘク多ク東支線ノ南側ニ集合セシメ置キ我軍ニ於テ一挙ニ之ヲ擊破殲滅シタル上張軍ヲ省城ニ進入セシメントスル意思アルモノノ如ク右ニ関シ目下中央ノ承認取付中ト思料セラルル節アリ但シ軍側ハ其ノ際我軍ヲ張軍ト共ニ齊齊哈爾迄進出セシメントスル意向ナルヤ否ヤハ明カナラサルモ本官ノ見ル所ニテハ我軍ノ進出区域ハ或ハ東支線南側止メトスル計画ニアラスヤト想像セラル
哈爾賓ヨリ奉天へ転電アリタシ
奉天、哈爾賓へ転電セリ

155 昭和6年11月10日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒電江省政權の授受に関する交渉について

ハルビン 11月10日前発
本省 11月10日後着

第五四六号(暗)

満州里発本官宛電報

合第二九号

本官発外務大臣宛電報

第四五号

当地駐屯騎兵第八旅殘留部隊(二個連及機關銃連)約三百三十名ハ四十二貨車ヨリ成ル臨時列車ニテ九日午後五時当地発「フーラルジ」方面ニ出動シ同旅団司令部各機關ハ明十日前線ニ移動ノ予定(程旅長ハ七日当地發齊齊哈爾ニ赴ケリ)依テ当地駐屯部隊ハ歩兵一營ノミトナリ警備力手薄トナリタル上北滿ノ時局重大化ノ虞アリ居留民ハ益々動揺ノ傾向アルニ付本九日差当リ管内在留婦女子ノ引揚ヲ勧告セリ

哈爾賓ヨリ大臣、支、北平、南京へ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、南京、齊齊哈爾へ転電セリ

157 昭和6年11月10日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒電江省政權の授受に関する交渉について

ハルビン 11月10日後発
本省 11月10日後着

第五四九号(暗、大至急)

齊齊哈爾發本官宛電報合第九六号

大臣へ電報アリタシ

第一三一号(十日前)

軍部ヨリ林ニ対シ誠意問題ニ関シ深入リスヘカラス条件ハ訓令スヘシ軍ハ和平ノ為ニスル妥協ハ好ム所ニ非ス云々ト昨九日晚電報アリタリ軍側ニテハ強硬ナル条件ヲ提出シ之ニ服從セシムルカ又ハ往電第一三〇号ノ手段ニ出テントスルモノニ非サト察セラル

往電第一二九号ニ関シ玉交渉員ヨリ昨晚省政府ヲ代表シ本官及林ニ対シ從來ニ於ケル江省政府ト張海鵬間ノ政權授受問題ノ成行ヲ考慮スルニ先チ張ヨリ代表ヲ当地ニ派シ滞在一二時間ニテモ宜シク商議ヲ遂ケタル上江省代表ハ張ノ代表ト共ニ洮南ニ赴クコトト致シタシト申出テタリ林ハ前述ノ電報ヲ受ケ居リタルニ付玉ニ向ヒ一応軍司令官ノ意見ヲ伺ヒ見ルヘシト答ヘ引取リタリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

トハ差控ヘタシ

露、支、奉天、齊齊哈爾、滿州里へ転電アリタシ

159 昭和6年11月10日

幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

黒竜江省政權の授受交渉干与に関する注意について

本省 11月10日後発

第二〇一号(暗、極秘、至急)

滿州事変(齊齊哈爾政權)

本大臣訓令トシテ齊齊哈爾ニ転電アリタシ

第一九号

奉天宛貴電第三五号及貴電第一二八号ニ関シ
(一四一、一四八文書)

貴地政權ノ平和的授受ニ関スル貴官ノ御努力ハ当方ノ大ニ多トスル所ニシテ此ノ際軍側トノ連絡ヲ密接ニシ精々目的達成ニ努メラレ度尤モ本件交渉ハ極メテ機微ナル関係アリ我方ノ内政干渉ト見ラルル如キ文書ヲ後日ニ残スコトハ面白カラサルニ付出来得ル限り口頭ニテ取運ハルル様致度シ哈爾賓ヨリ奉天ニ転電アリタシ
公使、北平ニ転電セリ

公使、北平、奉天、哈爾賓へ転電セリ

158 昭和6年11月10日

幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

護路軍輸送に関するリ連側への抗議差控えに

ついて

第九九号(暗)

滿州事件ニ関スル件

貴電第五二七号ニ関シ
(一三七文書)

東支側ニ於テ護路軍カ我軍ニ敵対セントスルモノナルコトヲ熟知シナカラ之ヲ輸送シタルコト事実ナラハ甚タ不都合ニシテ其ノ責任ヲ問ヒ得ヘキモ之ヲ立証スルコトハ殆ント不可能ナルヘク而シテ東支側力單純ニ護路軍ヲ必要ノ地点ニ輸送スルコト並ニ同軍ノ輸送後ニ於ケル行動ニ付テハ東支側ノ責任ヲ問ヒ得ル根拠ナカルヘシ仮ニ此等ノ事実ニ付東支側ニ責任アリトスルモ直ニ「ソ」連邦政府ニ抗議シ得ヘキヤ一段ノ攻究ヲ要スヘシ將又貴電末段將來ノ必要ニ備フル上ヨリ謂フモ取急キ「ソ」側ニ対シ根拠乏シキ抗議ヲ提起スルヨリハ寧ロ必要ノ場合東支ニ対シ今回ノ事実ヲ採用主張スル方可然ト認ムルニ付此際「ソ」側ニ抗議スルコ

160 昭和6年11月11日

在上海重光(葵)公使より
幣原外務大臣宛(電報)

上海における抗日救国会等諸団体の馬占山激勵ぶりについて

上海 11月11日後発
本省 11月11日後着

第一二五六号(略)

本官發連盟宛電報第六号

当地律師公会郵務公会救国会義勇軍委員會百六十余ノ同業公会等ハ九日付ヲ以テ馬占山ヲ慰勞シ且激勵セル電報ヲ發セル趣ニテ上海抗日救国会ハ蔣主席ニ対シ九日付ニテ馬占山ニ対シ援兵ヲ送ランコトヲ電請セル旨支那新聞紙上ニ發表セリ又十一日ノ当地新聞ハ七日付馬占山ノ通電トシテ日本ノ北滿ニ対スル野心暴露セルヲ拳ケ江橋ノ修理ヲ名トシテ大軍ヲ進メ来レルヲ以テ我軍之ト激戦セリトテ當時ノ戦況ヲ述ヘ最近必ス日本軍ノ大攻撃アルモノト思ハルルモ自己ノ責任上一命存スル限り一寸ノ地ト雖モ異族ノ手ニ歸セシメス云々トノ電報ヲ發表シ同日ノ支那紙時事新報ハ社説ヲ掲ケテ馬占山ノ武勇ヲ賞讃シ上海市商会及全市各公会ハ

十日付ニテ馬占山ニ対シ感謝慰勞ノ電報ヲ発シ又上海市民連合会全市三十五区分会ノ名ヲ以テ蔣総司令ニ対シ張副司令ヲ督励シ功ヲ立テ罪ヲ償ハシメ失ヘル土地ヲ回復セシムル為大軍ヲ派シテ馬占山ヲ援助セシメ天津ノ日本便衣隊ヲ全滅セシメラレタシト打電セル趣ナリ
哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ヘ転電アリタシ
大臣、北平、奉天、哈爾賓、天津、南京ニ転電シ上海ヘ転報セリ

161 昭和6年11月11日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍と馬占山軍との衝突に関する張学良機
関紙の報道について

北平 11月11日後発
本省 11月12日前着

第六三三号(平)

十一日北平晨報(学良機関紙)ハ日本軍ハ八日馬占山ニ対シ最後通牒ヲ発シ馬ハ右ニ対シ絶対自衛行動ヲ執ルヘキ旨回答セル処兩軍衝突セハ馬軍ハ東支線ニ沿フ陣地ニテ防禦スヘキモ其際ハ必然鉄道破壊ハ免レサルヘク延イテハ露国

方申出テアリ当方ニテハ右伝達ヲ必要トスル事情ニ付テハ明瞭ナラサルモ十一日湯爾和ト会見ノ序ヲ以テ本件転達方依頼セルニ湯ハ之ヲ承諾セリ
哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ヘ転電アリタシ
支、奉天、哈爾賓ヘ転電セリ

163 昭和6年11月11日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍司令官の馬占山に対する下野その他の
要求について

奉天 11月11日後発
本省 11月11日後着

第一二四九号(暗、至急、極秘)

本官発齊齊哈爾宛電報
第二五号

軍側ヨリノ通報ニ依レハ軍司令官ハ馬占山ニ対シ馬ノ下野及江省軍ノ撤退ヲ要求スルト共ニ我軍ハ竜江(齊克線ノ齊齊哈爾駅)迄進出スル事トナレル旨ヲ通告スルニ決シ十一日在貴地林少佐宛其旨哈爾賓特務機関經由訓電セル趣ナリ
大臣、支、哈爾賓、北平ヘ転電セリ

トノ問題起ルヘシ又八日日本軍飛行機数台昂々溪陣地ニ無数ノ爆弾ヲ投下セルカ其際一台ハ馬軍ノ射撃ヲ受ケ墜落シ操縦者一名死亡セリト報シ居レリ

尚馬ハ七日付ヲ以テ日本軍ハ北滿攻略ノ野心ヲ暴露シ江橋ノ修理ニ藉口シテ大挙進撃シ来リ激戦連日ニ及ヘルカ我軍ハ如何ナル犠牲ヲ払フモ自衛ノ為飽迄奮闘シ尺寸ノ地ト雖抛棄セサルヘシトノ通電ヲ発セリ
哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ニ転電アリタシ
公使、奉天、哈爾賓ニ転電セリ

162 昭和6年11月11日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

在チチハル林少佐の資格を張学良側に通告についで

北平 11月11日後発
本省 11月12日前着

第六三五号(暗)

九日関東軍司令部ヨリ永津補佐官ニ対シ在齊齊哈爾日本陸軍少佐林義秀ハ軍司令官本庄繁ヲ代表シ軍ニ関シ全責任ヲ有スル旨学良及万福麟ニ伝達方申越シ同補佐官ヨリ右取計

164 昭和6年11月11日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山下野の細目協議の担当者について

奉天 11月11日後発
本省 11月11日後着

第一二五〇号(暗、極秘)

齊齊哈爾宛往電第二五号ニ関シ
軍側ニ於テハ本件馬ノ下野並ニ江省軍撤退方ニ関スル細目ノ協議ハ哈爾賓大橋総領事ト張景恵トノ間ニ行フコトシタル趣ナリ
哈爾賓ヘ転電セリ

165 昭和6年11月11日 在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル出兵を政府に要請方関東軍司令官
より依頼について

奉天 11月11日後発
本省 11月11日後着

第一二五二号(暗、至急、極秘)

十一日軍司令官本官ノ来訪ヲ求メタルニ依リ森島ヲシテ往

第一二五三号（暗、至急、極秘）
（五七文書）
 貴電合第一二四〇号並ニ合第一二二八〇号等御来示ノ次第ニ依レハ政府ニ於テハ既ニ北滿経略ノ御方針確定シ居ルモノト拝察セラレタル次第ニシテ滿州問題全般ノ解決如何モ自然右御方針ニ基キテ考究セラルヘキ儀ト思考シ曩ニ往電第一二〇〇号ヲ以テ廟議御決定ノ如何ヲ御回示方電請ニ及ヒタルモ未タ御回訓ニ接セサル次第ノ処現下北滿方面ノ事態殊ニ黑竜江省軍ノ態度ヲ見ルニ北滿ニ於ケル帝国ノ威信ハ嫩江方面出兵前ニ比シ著シク低下シタル感アリ将来北滿方面ニ於テ我方ハ極メテ不利ナル立場ニ至ルヘキノミナラス滿蒙問題ノ解決並ニ我對支關係ノ全般ニ對シ大ナル障碍ヲ与フルノ虞無キニ非ス此間ニ於テ往電第一二五二号軍司令官ノ所見ハ元來本官ノ根本的見地ト同シカラサルモ政府ニ

奉天 11月11日後発
 本省 11月11日後着

188

昭和6年11月11日

在奉天林総領事より
 幣原外務大臣宛（電報）

関東軍司令官のチチハル出兵意見承認についで

訪セシメタル処軍司令官ハ大要左ノ通り述ヘタリ
 (一) 政府ニ於テハ北滿経略ノ根本義並ニ右方針実行ノ方法トシテ武力ノ使用ヲ避ケツツ経略ノ歩ヲ進ムルコトニ決定アリタルモ現下北滿ノ事態ニ鑑ミルニ右種政策実行ノ時期ハ既ニ過キ去リ今ヤ政略の解決ノ余地ナシト認メラル

(二) 然ルニ嫩江衝突後ニ於ケル黑竜江側ノ態度ヲ見ルニ馬占山ハ着々兵備ヲ整フルト共ニ張學良トモ連絡ノ上飽迄我軍ニ對抗ノ姿勢ヲ持シ居ル実情ニシテ仮令橋梁ノ修理成ルトモ果シテ洮昂線運行ノ安全保障セラルルヤ否ヤ多大ノ疑問ナキヲ得ス他方江省側ノ態度ハ直ニ吉林、哈爾濱方面ハ素ヨリ我軍駐屯中ノ沿線各地ニモ反映シ地方政權動搖ノ微ナキニ非ス加之軍側傍受ノ支那側無線ニ依レハ錦州政府ハ凡ユル策謀ヲ以テ土匪敗残兵ヲ操縦シ沿線各地襲来ヲ計リ居ルコト明カニシテ此際速ニ黑竜江省ノ事態ヲ安定セシメサル限り南滿一帶ニ於ケル事態ノ安定ヲ期スルコト不可能ニシテ今次ノ出兵ヲシテ第二ノ西比利亜出兵タラシムルノ虞大ナルモノアリ

(三)⁽²⁾ 今ヤ冬季切迫シ居ルニ拘ラス我軍トシテハ北滿方面ノ冬季ニ備フヘキ充分ノ準備整ヒ居ラサルヲ以テ此ノ際時期

ヲ失スレハ来春迄行動ヲ延期スルノ已ムナキニ至ルヘク延テ滿蒙問題ノ解決遷延スルニ至レハ自然国論ノ不一致ヲ来スノ懸案アルニ止マラス或ハ万一国内ニ於テ憂慮スヘキ事態ノ発生ヲ見ルカ如キコトアラハ帝国ノ不幸大ナルヘキヲ恐ル

以上ノ如キ事態ニ於テ速ニ滿蒙問題ノ解決ヲ計リ撤兵実行ノ運ヒニ立至ラシメントセハ此ノ際時機ヲ失セス齊齊哈爾迄出兵シ滿州全体ニ於ケル事態ノ確立ニ資スルコト肝要ニシテ右ハ我国ノ財政經濟的立場ヨリ云フモ得策ナルヘシ要スルニ本官（軍司令官）トシテハ右諸般ノ事情ニ鑑ミ此ノ際齊齊哈爾迄出兵スルヲ緊要ナリト思考シ先般政府ヨリ前進阻止方訓電アリタル後ニ於テモ引続キ意見ヲ具申シ且ツ外交其ノ他ノ關係上政府トシテ方針決定ニ差支アラハ出先限リノ措置トシテ默認方進言シ居ル次第ナルカ曩ニ総領事ヨリモ政府ニ對シ齊齊哈爾迄出兵方電請ヲ得タル次第モアリ此ノ際重ネテ総領事ヨリ政府ニ電請アラント切望ニ堪ヘス

仏ヨリ在欧各大使（露ヲ含ム）ヘ転電アリタシ
 公使、北平、哈爾濱、齊齊哈爾、米、仏ヘ転電セリ

於テ既ニ事態ヲ今日ノ如ク拡大セシメタル以上本官ニ於テモ大体已ムヲ得サル措置トシテ同感シ居ル処ナリ帝國政府カ累次御電報ノ通今次事變ヲ今尚所謂五大項目ニ從テ解決セラレントスルナラハ暫ク別問題ナルモ卑見ヲ以テセハ現下ノ事態ハ既ニ實質上右五大項目ヲ以テ收拾シ得ヘキ範圍ヲ超越シ既得權益ノ擁護以外更ニ北滿経略ニ進ミツツアリ而モ江省方面全般ノ形勢ハ齊齊哈爾領事並ニ哈爾濱總領事累次ノ電報ノ通貴電第三〇六号我軍ノ齊齊哈爾方面進出ヲ極力避ケツツ右経略ヲ行フコト最早不可能ナル実情ニアルヲ以テ政府ニ於テ北滿積極的経略ニ関スル根本方針決定シ居ルトセハ此際國際輿論ニ對スル反響愈益々悪化スヘキハ遺憾至極ナルモ齊齊哈爾ヘ軍ヲ進出セシメラルルコト現地ノ状況ヨリ見テ已ムヲ得サル方策ナリト思考ス
 仏ヨリ在欧各大使（露ヲ含ム）ヘ転電アリタシ
 哈爾濱、齊齊哈爾、支、北平、米、仏ヘ転電セリ

187

昭和6年11月11日

※在ハルビン大橋総領事より
 幣原外務大臣宛（電報）

馬占山の東北边防軍駐江副司令官選任についで

第五五一号

齊齊哈爾発本官宛電報合第九七号

大臣へ転電アリタシ

第一三三三号

当省政府主席馬占山ハ今般張學良ヨリ東北辺防軍駐江副司令官ニ選任セラレタリ

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天、吉林ニ転電アリタシ

公使、北平、奉天、吉林、哈爾濱、満州里へ転電セリ

168

昭和6年11月11日

三宅閣東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

十一月九日までにおける林少佐と馬占山側との折衝について

11月11日後発
11月11日後着

関参第八六号(其一—三、秘)

既報ノ如ク林少佐ハ十一月三日午後馬占山側ノ要求ニ基キ十一月四日午前八時清水領事代理早崎書記生、石参謀長ト

未タ明答ヲ与ヘス

169

昭和6年11月11日

三宅閣東軍参謀長より
杉山陸軍次官宛(電報)

関東軍司令官より馬占山に対する要求事項に

ついて

11月11日後発
11月11日後着

関参第九五号(極秘)

本日馬占山ニ対シ軍司令官ヨリ林少佐ヲ介シ誠意ヲ示ス証トテ左記事項ヲ要求セラレタリ

一、馬占山ノ下野

二、馬軍齊齊哈爾撤退

三、日本軍ノ一部ヲ洮昂線ノ安全保障ノ為メ竜江駅(齊齊哈爾東方一里洮昂線終站)ニ出スコト

万事ハ大橋領事ト張景惠協定スルモノトス軍ノ要求スル処馬占山ニシテ誠意ヲ示スニ於テハ其頭首ノ張海鵬タルト張景惠タルトヲ問ハス我カ経済的權益ノ確立ヲ期セントスルニ在リ

(備考 竜江ハ齊齊哈爾ノ別名ナリ)

ハルビン 11月11日前発
本省 11月11日後着

共ニ江橋ニ到リ和平調停セルモ遂ニ容ルル所トナラス、同日午後三時過彈雨ヲ潜リテ再ヒ大興付近ニ赴クヤ既ニ戦闘開始セラレタリ、八日午後一時林少佐ハ軍司令官ノ訓令ニ基キ黒省政府ニ対シ「我軍ノ齊齊哈爾入城ヲ避ケントセハ速ニ誠意ヲ披瀝ス可キ旨」通告シ同日夜十二時迄ニ其回答ヲ要求セリ同日午後三時玉外交主任ハ林少佐ヲ訪ヒ日本側ノ希望ヲ尋ネタルヲ以テ少佐ハ之ハ黒省側ヨリ停止スルモノナリ回答ノ限ニアラスト答ヘタルモ清水領事ノ斡旋ニ依リ単ニ一案トシテ何等カ示スヲ有利ナリトシ馬ノ下野及張海鵬等トノ間ニ平和裡ニ政權授受ヲナス可キヲ希望シ次テ九日午後ニ至リ更ニ玉主任ヲ通シ誠意ヲ現ス為謝参謀長副官、省政府委員一名ハ速ニ使節トシテ林少佐帶同シ江橋經由洮南ニ派遣方勸告セリ馬占山ハ軍司令官ニ対シ筆記回答ヲ寄セタルカ誠意ヲ披瀝スル為張海鵬ト交渉セントスルモ張海鵬ハ未タ中国政府ノ命ヲ奉シアラス又日本軍江橋付近ニテ遮断シアル為ニ張トハ黒省政權授受ノ協議ヲ打合せ出来スト応酬シ却テ軍司令官ノ誠意ノ明示ヲ求メタリ九日午後八時ニ到リ玉主任再ヒ我方ニ来リ和平協議ノ為先ツ張海鵬側ヨリ使者ヲ出サシメントモ要求シ来リ言ヲ左右ニシテ

170

昭和6年11月12日

在イタリア国吉田(茂)大使より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍のチチハル出兵に反対の意見上申につ

いて

ローマ 11月12日後発
本省 11月13日後着

第一六九号(暗、極秘)

奉天発大臣宛電報第一二五三号及奉天発齊齊哈爾宛電報第二〇五号ニ関シ今回ノ洮昂線派兵ハ単ニ嫩江橋梁修理ノ為ニシテ修理工事ヲ援護スルニ必要ナル地点以上ニ兵ヲ進メサル政府ノ堅キ御方針ノ次第ハ累次御電訓ニ依リ承知スル処ニシテ支那側ヨリノ種々ナル反対宣伝ニ対シ我連盟事務局在欧米公館ハ御訓令ヲ体シ一斉ニ御方針ヲ発表シテ極力我態度ノ公正ナルヲ引証スルニ努メシ為当方面ノ新聞モ大方発表文ヲ掲載シ我報道ニ信ヲ置クニ傾キ来リ他方米國ノ諒解アル態度ト英仏側ノ反省ト相俟ツテ環境稍我ニ有利ニ転換セントスル矢先馬ノ下野及江省軍ノ撤退ヲ求メ更ニ兵ヲ齊齊哈爾迄モ進メラルルニ於テハ我從來ノ声明ハ虚偽ト化シ信ヲ列國ノ間ニ失墜スルノミナラス我全権理事会ニ

於テ力闘數句支ヘ来レル地位亦覆没ヲ免ルヘカラス
奉天宛大臣宛電報第一二五三号(一)ニ依レハ軍ハ此際更ニ北
滿積極經略ニ歩ヲ進メント欲スルモノノ如ク其志ハ之ヲ諒
トスヘキモ如何ニモ時期ト現國際關係ヲ無視スルモノト謂
フヘク斯クノ如クンハ南滿ニ於ケル我權益ノ擁護サヘモ覺
束無ク正ニ帝國存亡ニ関シ重大ナル結果ヲ招致セントスル
モノト謂フヘシ北滿ニ於ケル帝國ノ威信低下ヲ云々スル如
キハ理事會ヲ前ニ控ヘテ偶々支那ノ策動ニ乘リテ時局擴大
ノ責ヲ我自ラ引キ一部ノ利害ニ幻惑シテ全局ヲ失フノ暴挙
ト謂フヘシ抑々時局重大ノ此際特產物ノ輸送等ニ拘泥シテ
嫩江ノ修理ニ急クハ輕重ヲ誤レルモノニシテ遠キ朔北ノ広
野ニ軍ヲ暴露スル誠ニ又危險千万ト謂ハサルヘカラス洮昂
線ノ如キハ暫ク兵匪ノ跳梁ニ委スルモ可ナルヘク之ヲ内外
ノ情勢ニ顧ミ此際斷シテ兵ヲ齊齊哈爾ニ進ムヘキニ非ス仮
令發令済ト雖モ政府ノ御承認ヲ得サル以上速ニ中止ヲ命セ
ラレ飽ク迄モ先ツ以テ南滿ヲ固守スルノ当初ノ御方針ヲ嚴
守セラルヘキ儀ト存ス帝國政府ノ御方針又必ス茲ニアルヘ
ク然ルニ於テハ帝國政府ノ方針ヲ善解セシメ從來軍部不統
制ニ関スル流言ハ全ク無稽ノ風説ニ過キサリシコトヲ明白

セル情報ニ依レハ我軍カ前記往電ノ事情ニ依リ消極的態度
ヲ持シ居ルト我兵力少数(約五個大隊)ナルニ乗シ再ヒ兵
力ヲ増加セシメ塘地(Tang-ti)以北一帯ニ部隊ヲ集中シ陣
地ヲ構成シ居ルノミナラス十日以來ハ有力ナル部隊ヲ東南
方ニ進出セシメ我軍ノ右側ヲ脅威シツツアリ何時我ニ對シ
攻撃ヲ加フルヤ計リ難キ狀態ニアル趣ナリ
巴里連盟ヨリ露ヲ除ク在歐各大使ニ転電ヲ請フ
大臣、公使、北平、哈爾賓ニ転電セリ
哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ニ転電アリ度シ

172 昭和6年11月12日 在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

東支鐵道護路軍の出動願末等に関する張景惠
の談話について

ハルビン 11月12日後発
本省 11月12日後着

第五六五号(暗)

十日夜張景惠ノ館員ニ語レル処左ノ如シ
一、丁超麾下ノ護路軍西部線出動願末ニ関シ右ハ近時東支
沿線ニ馬賊ノ被害多シトテ当地蘇連總領事ヨリ東支理事

ニシ却テ次(回) 理事会ニ於ケル形勢ハ我ニ有利ニ転回ス
ヘキカ奉天来電ノ余リニ意外ナルニ驚キ僭越乍ラ卑見電稟
ス
英、米、独、仏、露ニ転電セリ

171 昭和6年11月12日 在奉天林總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

昂々溪方面における黒龍江省軍の兵力増強に
ついて

奉天 11月12日後発
本省 11月13日前着

第一二六三号(暗)

本官發連盟及米宛電報

合第八九四号

大臣宛往電第一二二七号ニ関シ
(三五文書)

哈爾賓總領事及齊齊哈爾滿州里領事来電等ヲ綜合スルニ昂
昂溪方面ノ黒竜江軍ハ其後右各地ヨリ続々兵力ノ増援ヲ受
ケツツアル処(六日ノ戰闘當時約五千位ナリシニ今ヤ約二
万二千ニ達シ他方鮮支人ヨリ成ル有力ナル國際共產軍二千
最近齊齊哈爾ニ到着セリトノ報道アリ) 最近当地軍側ニ達

會ニ護路軍ノ出動ヲ要求セシニ依ルモノナルモ丁自身ハ
今回ノ事變ニ依リ生スヘキ敗走兵ノ收拾ニモ備ヘントス
ル下心アルモ決シテ江省軍ヲ援助スルモノニアラサル旨
極力言明シ居ル趣ナリ

二、当地學生團ハ九日当局ニ對シ江省軍慰問金募集開始ヲ
願出テタルモ自分(張)ハ時局柄斯カル団体的行動ヨリ
意外ノ事變發生ヲ虞レ殆ト終日ヲ費シ右願出ヲ勸阻セシ
カ江省軍有利ナリトノ支那側宣傳ニ依リ当地方支那人ノ
日本側ニ對スル感情ノ激化シ行クコトヲ憂慮シ居ルモ取
締ノ方法ニ困シ居レリ
支、奉天ヘ転電セリ

173 昭和6年11月13日 在北平矢野參事官より
幣原外務大臣宛(電報)

張學良閣東軍要求拒絕方馬占山に對し指示に
ついて

北平 11月13日後発
本省 11月13日後着

第六四三号(平)

十三日ノ各紙ニ依レハ張學良ハ馬占山ヨリ十二日林少佐ハ

生スヘク斯ノ如クンハ夫レカラ夫レト殆ント停止スルコトナキニ至ルヘク又第二ノ理由ヲ是ナリトスレハ目下ノ国論一致ナルモノカ如何ニ薄弱ナルカヲ示スノミナラス斯ノ如キ状況ノ下ニ此際積極的軍事行動ヲ執ルコトカ国際的ニハ勿論国内的ニモ如何ニ危険ナルカヲ証明スルモノト謂フヘシ何レニスルモ軍司令官ノ意見ハ断シテ此際齊齊哈爾ニ進出セサルヘカラサルノ理由トナラサルノミナラス極メテ大ナル危険ニ日本ヲ曝(ス)ノ結果トナルモノナリ況ヤ嫩江派兵ハ橋梁ノ修繕ヲ援護スルニ外ナラサル旨縷々中外ニ声明シ居ル次第ナルニ付今ニ至リテ齊齊哈爾ニ進出スルカ如キ事アラシキ其理由ノ如何ニ拘ラス日本ハ野心遂行ノ為ニ欺瞞ノ限リヲ尽スモノナリトノ批難ヲ受ケ国際信用全然地ニ墜ツルノ結果ヲ生スヘク之ニ対シテハ何等弁解ノ辞無キハ予メ覚悟ヲ要スル次第ナリ

(二)今次事件発生以来ノ経過ヲ按スルニ第一事件ノ発端タル満鉄線ノ破壊ニ関シ東京ト奉天トノ間ニ外部ニ対スル説明振リニ付打合ヲ遂ケサルヘカラサリシカ如キハ本官等ノ了解ニ苦ム所ナリ左リ乍ラ斯ノ如キ事ハ暫ク之ヲ措クモ例ヘハ撤兵ニ関シ当初ハ生命財産ノ安固ヲ確保スルニ至レハ遲

馬ニ対シ
(一)下野
(二)江省軍ノ齊齊哈爾撤退
(三)日本軍ノ昂々溪進出
ノ三項ヲ提出シ同日午後十二時迄ニ回答ヲ要求セル旨ノ報告ニ接シ直ニ
(一)右通牒ハ本庄司令官個人ノ発シタルモノナリヤ又ハ東京政府ヲ代表シテ発シタルモノナリヤ不明ナルコト
(二)林少佐ハ身分証書ヲ有セス単ニ電文ノミニテハ確実ナラサルコト
(三)正午通牒ヲ發セルノミニテ回答ヲ待タスシテ日本軍ハ中国陣地ヲ猛烈ニ攻撃シ居レル等ノ理由ニヨリ嚴重拒絶方電命セル由
尚馬ハ十日付ヲ以テ月初メ以来ノ戦鬪経過ヲ報シ又十一日付ヲ以テ江省軍ニ露国人参加説否認ノ通電ヲ發シ居レリ
哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ヘ転電アリタシ
公使、奉天、哈爾賓ヘ転電セリ

174

昭和6年11月13日

※在パリ沢田事務局長より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍のチチハル進出に対する反対意見上申
についで

パリ 11月13日後発
本省 11月14日前着

第二二一号(暗、極秘)

有田公使ヨリ奉天発閣下宛第一二五二号ニ関シ(一)関東軍司令官ノ言フ所ニ依レハ政府ニ於テハ北滿経略ノ根本義ヲ定メラレ右方針実行方法トシテハ武力ノ使用ヲ避ケツツ之カ歩ヲ進メラルルコトニ御決定相成リ居ル趣ノ処所謂北滿経略ノ根本義ナルモノカ如何ナルモノナルヤハ承知セサルモ之カ実行方法トシテ武力ノ行使ヲ避ケラルヘキコトハ固ヨリ当然ノ儀ト思考セラル然ルニ軍司令官ハ平和的ニ政策ヲ実行スルノ時機ハ既ニ過キタリトナシ其理由トシテ(一)此ノ際黒竜江省ノ事態ヲ安定セシメサル限り南滿一帶ニ於ケル事態ノ安定ヲ期スルコト不可能ナルコト(二)滿蒙問題ノ解決遷延スレハ国論ノ不一致ヲ来スニ止マラス国内ニ憂慮スヘキ事態ノ発生ヲ見ルカ如キコトアルヘキコトヲ掲ケ居ル処第一ノ筆法ヲ以テスレハ南北滿州ノ安定ヲ期センカ為ニハ更ニ北支那ノ事態ヲ安定セシメサルヘカラストノ議論ヲモ

滞無ク撤兵スト称シ中頃ニ至リテハ基本条項ニ関スル協定成立スルニ非サレハ撤兵出来スト主張シ最近ニ至リテハ支那側ノ地方自治機關ノ実勢力ヲ各地方面ニモ波及スルヲ待チテ撤兵スル外無カルヘシト称スルカ如キハ日本側ヨリスレハ単ニ同一事項ノ言ヒ表ハシ方ノ相違ニ過キス仮ニ多少ノ相違アリトスルモ右ハ事態ノ進展ニ伴ヒ自然ノ変化ニシテ已ムヲ得サル儀ナリト考ヘ居ル次第ナルモノ之等微妙ノ説明ハ到底外部ヲ納得セシメ難ク結局世界ヲシテ日本ノ云フ生命財産ノ保護云々ハ懸案解決ノ為ニスル保障占領並自己ニ都合良キ政權ノ確立ヲ期セントスル口実ニ過キストノ感ヲ抱カシメ説明スレハスル程其疑念ヲ深ムル傾向アルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ

(三)嫩江派兵ヲ更ニ齊齊哈爾ニ進出セシムルカ如キハ尚更其口実如何ニ拘ラス到底世界ヲ諒解セシメ得ヘカラルハ言フヲ俟タサルノミナラス日本ノ陰險ナル遣口ト其野心ノ図リ知ルヘカラルサルヲ痛感セシメ各国ヲシテ真剣ニ之カ対応策ヲ考究セシムルニ至ルヘキハ想像ニ難カラス

滿州ニ於ケル我重大權益ノ危殆ニ瀕スルカ如キ場合ニハ凡ユル手段ヲ尽シテ之ヲ擁護スルノ必要アルハ当然ノ儀乍ラ

此權益擁護ハ其方法ノ硬軟如何ニ拘ラス須ク政府ノ定メラ
レタル方針ニ依リ正々堂々之ヲ行フヘク苟モ偶発事件ニ藉
口シタリト見ラルルカ如キ若ハ國際信義ヲ疑ハルルカ如キ
方法ニ依ルヘキニアラスト確信ス今次事変以來ノ經過ヲ回
顧スルニ最初ヨリ主張ヲ明ニシ手段ヲ明示シテ之ヲ断行ス
ト言フヨリハ寧ロ或種ノ手段ヲ取ラレタル後ニ至リ之ヲ弁
明擁護スルカ如キ觀アルハ重大ナル權益擁護ノ方法トシテ
正々堂々味ヲ欠キ帝國ノ主張ヲ弱ムル憾ナキニアラス
四歷史的地理的關係ヨリ利害ノ最モ密接ナル南滿ニ於テス
ラ問題ノ解決ニ武力ヲ用フルカ如キコトハ慎重考慮ヲ要ス
ル次第ナルニ南滿ニ比シ此等ノ關係薄キ北滿ノ經路ニ関シ
武力ヲ用ヒントスルニ於テハ國際關係上其危險計リ知ルヘ
カラサルモノアルヘクスノ如キ非常ノ手段ニ出テテ迄モ北
滿ノ經路ヲ急カサルヘカラサル理由ハ本官等ノ到底諒解ニ
苦シム所ナリ軍司令官ノ今次ノ進言ノ如キ政府ニ於テ御承
認相成ルカ如キコトナシト思考スルモ軍司令官ハ既ニ林少
佐ヲシテ馬占山ニ齊齊哈爾進出ヲ通告セシメタルコト事實
トスレハ誠ニ由々敷大事ト言ハサルヘカラス出先官憲カ外
國領土ニ在リテ広汎ナル行動ノ自由ヲ有スル様ニテハ國策

忘レ國策ヲ誤ルノ虞アルカ如キ場合ニハ之亦断然タル態度
ヲ以テ臨マレ苟モ仮借スル所ナカラサランコトヲ希望シテ
已マス日清日露戰役ニモ優ル日本ノ國難ニ際シ故國ノ実情
ヲ審ニセサル本官等ニ取リテハ憂慮限り無シ敢テ忌憚ナキ
卑見ヲ上申ス

175 昭和6年11月13日 在上海村井總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍の東支鉄道横断に関する上海の新聞報道について

上海 11月13日後発
本省 11月14日前着

第八〇八号(略)

十三日当地諸新聞ハ日本軍東支鉄道線ヲ横断ストノ哈爾賓
十二日発「ルーター」電ヲ掲載シ居レル処其大要左ノ通
本日当地支那官憲ノ得タル諸情報ニ依レハ日本軍ハ既ニ東
支鉄道線ヲ横切リ齊齊哈爾ヲ包囲セントシツツアリトノ事
ナルカ未タ其「コンファーマーション」ヲ得ルニ至ラス
右報告ニ依レハ歩兵六百騎兵百ヨリナル日本軍昨夜東支線
ノ南方昂々溪ノ西方ニ位スル景星鎮ニ向ヒ進出セリ日本軍

ヲ誤リ國家ヲ危地ニ陥シ入ルル結果ヲ生スヘク誠ニ憂慮ニ
堪ヘス

(五)滿州事件ニ関連シ本官曩ニ芳沢理事ノ求メニ依リ寿府ニ
出張シテ以來連盟理事会ニ於ケル本件ノ取扱振ト滿州ニ於
ケル事態ノ進展狀況トヲ親シク研究スルノ機會ヲ得國家將
來ノ為密カニ憂慮シ居リタル次第ナルカ嫩江派兵ヨリ齊齊
哈爾進兵ニ至ル最近ノ發展ヲ目撃シテハ事ノ余リニ無謀ナ
ルニ啞然タラサルヲ得ス斯ノ如キ狀況ノ下ニ於テハ芳沢理
事ノ如キ如何ニ理事会ニ於テ奮闘セラルルモ何等効果ナカ
ルヘキハ本官ノ確信シテ疑ハサル所ナリ本官亦斯ノ如キ狀
況ノ下ニ当地ニ止マルモ國家ノ為寸益ナカルヘキニ付寧ロ
「ウイン」ニ歸任シテ忌憚ナキ所見ヲ開陳シ閣下ノ深甚ナ
ル御考慮ヲ仰度シト思考シタル次第ナルモ人手極度ニ不足
ノ折柄是非引続キ手伝フヘントノ同理事ノ希望モアリ当地
ヨリノ卑見上申ハ甚タ体ヲ為ササルノ感無キニアラサルモ
茲ニ卑見ヲ具シテ閣下ノ御考慮ヲ仰クコトトシタル次第御
諒察ヲ請フ願ハクハ政府ニ於カレテハ重要ナル權益擁護ニ
付支那側其他ニ對シ断乎タル措置ニ出テラルルト同時ニ我
出先官憲其他カ權益擁護ニ熱中スルノ余リ物ノ輕重大小ヲ

ハ百名ノ支那警察隊ト遭遇シ砲火ヲ交ヘタルカ支那隊ハ日
軍ニ圧倒サレ昂々溪ノ西方景星鎮ヨリ約二十哩ノ Fulade
駅ニ向ケ退却シ二名ノ戦死者ヲ出セリ
前記警察隊応援ニ赴ケル騎兵隊ハ日本飛行機二機ニ攻撃セ
ラレ其投下セル爆彈ニ依リ馬四匹殺サル

支那官憲ハ日本ノ騎兵隊ハ Fulade 及 Hurbura ノ間ニ於
テ東支線ヲ横切レリト称シ又他ノ同様ノ部隊数ケハ齊齊哈
爾ノ西北ニ向ケ進軍中ニシテ其目的ハ同地ノ包囲ニ在ルモ
ノトセラル

嫩江方面ヨリハ本日何等發展ノ報道無キ処支那側ニ於テハ
日本軍ハ橋頭ノ南部ニ応援隊ヲ集結シツツアリテ今明日中
ニ攻撃ニ出ツヘシト見居レリ

又「ノース、チャイナ、デイリイ、ニュース」特派員(「ハ
ワード」?)ノ哈爾賓十一日發通信中ニ嫩江ノ橋梁ハ今尚
未修理ニシテ日軍ノ斥候ハ昂々溪ノ西方四十哩ノ地点ニ現
ハレ居リ右ハ支那軍ノ右翼ヲ包囲スル為東支線ノ横断路ヲ
発見スルニアリト信セラレ居レリ云々トアリ
支ヘ転報シ北平、奉天、哈爾賓ヘ転電セリ

176

昭和6年11月13日
在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江橋梁修理完了の旨満鉄側より通告について

奉天 11月13日後発
本省 11月13日後着

第一二六五号(暗、至急)

嫩江橋梁修理ハ本十三日午前十時完了セル旨満鉄ヨリ通報アリタリ

公使、北平、哈爾賓、齊齊哈爾、長春、鄭家屯へ転電セリ

177

昭和6年11月13日
在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江および黒龍江方面の形勢につき詳細事情説明のため至急帰朝について

奉天 11月13日後着
本省 11月13日後着

第一二七二号(至急)

嫩江及黒竜江方面ノ形勢切迫シ事態極メテ重大ナルモノアル処本官本十三日着奉ノ内田総裁ト懇談ノ際正副総裁ヨリ

179

昭和6年11月13日
在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍の要求に対する馬占山の回答および決戦意図について

奉天 11月13日後発
本省 11月14日前着

第一二七八号(暗)

齊齊哈爾宛往電第二五号並往電合第八九号ニ関シ

軍側ヨリノ通報ニ依レハ

一、十二日正午林少佐ヨリ馬占山ニ対シ三箇条ノ通告ヲ為シタルニ対シ馬ハ(イ)戦火ヲ免レ人民ヲシテ塗炭ノ苦ヨリ救フ為ニハ下野ハ問題トナラス(ロ)黒竜江省ニテハ現在防備ノ兵万余ヲ下ラス之ヲ撤退セシムルニハ相当ノ時日ヲ要シ江橋ノ場合ノ如ク撤退ノ時間ナキニ付両軍衝突スルカ如キコトナキ様事実上ノ諒解ヲ求ム(ハ)芳沢大使ハ国際連盟宛通牒中ニ於テ北滿ニ兵ヲ進メサル旨声明シ居ルニ貴書ニ竜江ニ兵ヲ進ムト言フハ明カニ疑義アリト答ヘ且馬占山ノ下野、黒竜江軍ノ撤退後政權ヲ張海鵬ニ譲ルヘキヤ、日本軍ニ於テ政局ヲ担当スルヤ、省民ノ為一日モ

此際本官カ至急帰朝シ詳細ノ事情ヲ親シク説明申上クルコト最モ肝要ナル旨勧告ノ次第アリ軍司令官亦同意見ナルニ付本官ハ本十三日夜当地発帰朝ノ途ニ就キ十六日(月曜)午後四時四十分東京駅着ノコトトシタリ事急ヲ要シ経伺ノ暇ナカリシ段御諒承ヲ請フ
公使へ転電セリ

178

昭和6年11月13日
在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍司令部第二師団に対し嫩江方面に出動下命について

奉天 11月13日後発
本省 11月13日後着

第一二七五号(暗)

軍司令官ノ談ニ依レハ本十三日軍司令部ハ第二師団司令部ニ出動ヲ命シタルカ本日中午ニ長春発嫩江方面ニ向フ筈ナリト

支、北平、長春、鄭家屯、哈爾賓、吉林、齊齊哈爾へ転電セリ

政權無キヲ得サルニ付軍司令官ノ回答ヲ求ムル旨述ヘタル由ナリ

二、馬占山ハ黒竜江軍ノ殆ト全部ヲ集結シ既ニ十二日整頓ヲ終リタルカ我軍現在ノ大勢ヨリ見テ彼ニ取り決戦ノ好機至レリト為スカ如ク江省軍斥候ハ既ニ塘地ニ進出シ東南方ニ進出セル部隊ハ大興ノ東南前官地(Chien-kuan-tu)ヨリ更ニ南方一里先ノ張花園(Chang-hua-yuan)迄進出シ十二日我方將校斥候三名江省軍ニ捕ヘラレ惨殺セラレタリ

連盟ヨリ在欧各大使(露ヲ含ム)へ転電アリタシ連盟、米、支、北平、哈爾賓、齊齊哈爾へ転電セリ

180

昭和6年11月13日
在奉天林総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山の回答に対する関東軍の意向について

奉天 11月13日後発
本省 11月14日前着

第一二七九号(暗)

往電第一二七八号ノ(一)ニ関シ
軍側ヨリノ通報ニ依レハ馬占山ノ回答ニ対シ我軍トシテハ

大興付近ニ於テ我軍ニ対シ戦闘ヲ挑ミタル統率者トシテ馬占山ノ責任ヲ問フモノニシテ政權担当者ノ如何等ニ付テハ馬占山ニ於テ誠意ヲ示ササル今日殊ニ軍トシテ云為スヘキ限ニ非ス尚東北省何レノ地ニ日本軍カ政權ヲ担当シ居ル地アリヤトノ趣旨ヲ申入レルヘキ旨林少佐宛請訓セル由ナリ連盟全權、米、支、北平、哈爾賓、齊齊哈爾ヘ転電セリ

181 昭和6年11月13日 在奉天林総領事より 幣原外務大臣宛(電報)

昂々溪方面における黒龍江省軍の兵力増強について

奉天 11月13日後発
本省 11月14日前着

第一二八三号(暗)

本官発吉林、安東、牛莊、遼陽、鉄嶺、海竜、通化、新民府、満州里、漢口、青島、濟南、天津、広東、香港、鄭家屯、間島、掏鹿、長春宛電報

合第九〇四号

関係各領事館ヨリノ来電ヲ総合スルニ昂々溪方面ノ黒龍江軍ハ其後東支沿線各地ヨリ続々兵力ノ増援ヲ受ケツツアル

黒龍江省新政權樹立に関する関東軍の意図について

ハルビン 11月13日後発
本省 11月13日後着

第五七三号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

第一〇〇号(十二日後)

大臣ヘ転電アリタシ

第一三七号

貴電第一九号ニ関シ

関東軍ニテハ江省ニ於ケル新政權ノ樹立ハ江省軍ニ一撃ヲ加ヘタル上ニアラサレハ意ノ如クナリ難キコトヲ見越シ此際江省軍ヲ東支線ノ南側ニ集中セシメ置キ一挙ニ之ヲ撃破シ場合ニ依リテハ進テ齊齊哈爾迄侵入セントスル意図アルモノノ如クニシテ軍側ハ本件交渉ニ対シ氣乗リセサルニ付本官ハ已ムヲ得ス交渉ヲ断絶セシメサル為不離不即ノ態度ニテ話ヲ続ケ居レリ

最近二三日来江省主戦派ハ往電第一三五号ノ通益々勢力ヲ得各方面ヨリ続々軍隊ヲ前線ニ集中シ氣大イニ揚リツツア

模様ニテ六日大興付近ノ戦闘當時約五千位ナリシ同軍ハ今ヤ約一万二千ニ達シ更ニ最近鮮支人ヨリ成ル有力ナル國際共產軍約二千齊齊哈爾ニ到着セリトノ報アル処他方江橋以北ニ在ル我軍ハ歩兵約五ヶ大隊、砲若干アルニ過キス且我軍ハ大興ノ戦闘以後ハ事態ノ拡大ヲ防ク為北進及増援隊ノ派遣ヲ停止シ専ラ消極的態度ヲ持シ居ルヲ以テ江省軍ハ之ニ乗シテ当地以北一帯ノ地ニ大部隊ヲ集中シ陣地ヲ構成シ居ルノミナラス十日以来有力ナル部隊ハ大興ノ東南前官地更ニ南方一里先ノ張花園迄進出シ我軍ノ右側ヲ脅威シツツアリテ何時我軍ニ対シ攻撃ヲ加フルヤ計リ難キ状況ニ在リ現ニ江省軍斥候ハ既ニ塘地方面ニ出沒シ居ル趣ニテ十二日我軍將校斥候三名捕ヘラレ慘殺セラレタリトノ報アリ尚江省軍ニ対シテハ露国方面ヨリ高射砲等ノ武器ノ供給其他ノ援助アルヤノ報アリ

本電宛先 哈爾賓、齊齊哈爾ヲ除ク在滿各領事官及香港大臣、支ヘ転電セリ

182 昭和6年11月13日 ※在ハルビン大橋総領事より 幣原外務大臣宛(電報)

ルニ付目下ノ状況ニテハ張海鵬ニ対スル政權ノ授受ハ平和ニ行ハレ得ヘキヤ大ナル疑問ニシテ仮令行ハレ得ルトスルモ馬占山ハ張ニ其地位ヲ譲リ旅長トシテ黒河ニ退キ現在ノ万福麟ノ軍隊ハ之ヲ張ノ部下ニ入レル位カ関ノ山ニシテ往電第一〇七号維持会ニ関スル事項ノ如キハ之ヲ聴キ入レシムルコト困難ナリ他方関東軍カ其意向通り押シ通ストスルモ江省軍ノ一部ハ泰安鎮若ハ海倫ニ集合シ独立ノ政府ヲ樹立シ張ノ政府ニ抵抗スルコトトナルニアラサルヤト懸念セラル

哈爾賓ヨリ支、北平、奉天ヘ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓ヘ転電セリ

183 昭和6年11月13日 ※在ハルビン大橋総領事より 幣原外務大臣宛(電報)

大興付近における日中両軍衝突に依る黒龍江省軍民の敵愾心について

ハルビン 11月13日前発
本省 11月13日後着

第五七五号(暗)
⁽¹⁾ 齊齊哈爾発本官宛電報
 合第九九号(十二日後)
 大臣へ電報アリタシ

第一三五号

大興付近ニ於ケル日華兩軍ノ衝突ハ極度ニ当省軍民ノ敵愾心ヲ煽リ万福麟系ノ主戦隊ハ益々勢力ヲ得戦時気分濃厚トナレルカ其事列ヲ列記スレハ左ノ如シ

一、馬主席ハ五、六日来各地ノ軍隊ヲ統々当方面ニ集中シ最前線タル「イリベ」ニハ歩兵第三旅丁超軍ノ一部騎兵第一旅騎兵第五十三団及屯墾軍ノ一部ヲ合シ約六千大興市「フラルジ」昂々溪、小蒿子、榆樹屯及当地ニハ騎兵第八旅吉林軍第二十二旅及第二十六旅砲兵第九団並衛隊団ヲ合シ約八千集結シ居ルカ林少佐ノ見ル処ニテハ茲数日中ニハ二万ヲ突破スル見込ナリ

二、当地商工民中ニハ敵愾心ノ余リ進テ募兵ニ応スルモノ尠カラサルモ尚不足ナルニ依リ当地ハ勿論近郊ノ諸県ヨリ戸口簿ニ基キ男子三名アル家ヨリハ一名ヲ強制徴集シ本月九日ニハ一日中ニ八百名ヲ徴集シ何レモ之ヲ前線ニ

送り塹壕掘リ其他ノ勞役ニ服セシメ居ルカ若シ之ヲ嫌ヒ逃亡ヲ計ルモノアルトキハ即時銃殺シ為ニ目下前線ニハ此種人民ノ屍体數十個遺棄シアル由ナリ

三、既電ノ通当省党部ハ去ル七日以来俄然排日運動ヲ開始シ連日市内各所ノ揭示板ニ各種ノ排日伝單又ハ我國ニ不利ナル各方面ヨリノ電報ヲ貼出シ居ル外昨十一日ニハ慰問金品ヲ携ヘ来齊セル哈爾濱市民代表ト共ニ「倭奴ヲ葬レ、失ヘル土地ヲ奪回セヨ」「士卒ニ先スル馬主席ヲ擁護セヨ」「哈爾濱ノ同志ハ誓テ武装同志ノ後楯タルヘシ」等ノ文字ヲ列記セル伝單ヲ自動車ニテ市内各所ニ撒布セリ

四、当地商務会ハ哈大洋一萬元ヲ募集シ之ヲ負傷兵ニ分配スルト共ニ別ニ多数ノ慰問品ヲ前線ニ送り又公安局教導団講武学堂及憲兵隊モ統々義捐金ヲ釀出シ兵士ヲ慰勞シ居レリ

五、⁽³⁾ 上記ノ諸事実ニ依リ士氣大ニ昂リ人民ハ殺氣立チ当館使用中国人ニ対シテハ売国奴ノ罵声ヲ浴セ掛ケ敗兵ハ当館ノ日章旗ヲ見テ彼日本人ヲ塵殺セヨト叫ヒ昨十一日ニハ軍政署電報署々員ヨリ当館及在留民ニ対シ各来往電報

ノ検閲ヲ要求シ又一般中国人ハ勿論使用人タリトモ当館ニ出入スル際ニハ何レモ之ヲ取調ヘ居ル現状ナリ

六、別電第一三六号ノ通主席及謝參謀長ハ昨十一日付ヲ以テ相当事実ヲ捏造シテ強ク我國ヲ非難セル「日本軍ノ江省攻撃ノ真相」ト題スル長文ノ宣言ヲ内外ニ發表セリ

以上ノ如キ事実ノ出現ヲ見ルニ至レルハ主トシテ大興方面ニ於ケル兩軍衝突ニ於テ我軍カ前進ヲ中止シ江省軍ニ徹底的打撃ヲ与ヘサリシヨリ支那側ニ於テ我軍ヲ侮辱シ始メタルニ依ルモノナルヘシ

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天、吉林ニ転電アリタシ

184 昭和6年11月13日

在ハルビン大橋総領事より
 幣原外務大臣宛(電報)

関東軍の馬占山への要求事項に対する回答に

ついて

ハルビン 11月13日前発
 本省 11月14日前着

第五七七号(暗、部外極秘)

当地軍部ヨリ曩ニ馬占山ニ対シ十二日中ニ回答スヘシトシテ通牒セル(一)馬ノ下野(二)江省軍ノ撤退(三)政權ノ引渡ノ三箇

条ニ対シ十二日夜十二時馬ヨリ文書ヲ以テ回答シ来レル処右ニ依レハ(一)承知(二)撤退ニ事実上要スル時日ヲ猶予スルコト(三)政權ハ張海鵬ニ引渡スカ或ハ日本軍ニ引渡スモノナルヤヲ質問シ尚日本軍ノ昂々溪迄進出声明ハ芳沢大使ノ連盟ニ於ケル日本軍ハ北滿ニ進駐セストノ声明ニ反スルモノニ非サト付言シアル趣ナリ

支、奉天へ転電セリ

185 昭和6年11月13日

在ハルビン大橋総領事より
 幣原外務大臣宛(電報)

ハルビンにおけるラヂオ放送に関しソ連総領

事代理に対する申入れについて

第五七八号(暗)

ハルビン 11月13日後発
 本省 11月14日前着

在露大使発閣下宛電報第五一三三号ニ関シテハ既ニ拙電第五六一号ヲ以テ事実無根ナル旨報告シ置キタルカ其後十一日夜哈府ニ於ケル「ラヂオ」ハ大体右在露大使電報ト同様ノ放送ヲ為シ居レルヲ以テ十二日中野ヲシテ当地蘇連總領事代理「オルロフ」ヲ往訪セシメ右報道ノ事実無根ニシテ全

然信スルニ足ラサル所以ヲ説明セシメ且斯ノ如キ荒唐無稽ノ報道ハ從來日蘇親善ノ精神ニ違背シ徒ニ兩國々民ノ感情ヲ害シ延ヒテハ国交上面白カラサル次第ナルヲ以テ其旨本國政府ニ通報シ以テ誤解ヲ一掃スルト同時ニ此際出来得ヘクンハ該報道ノ出所ヲ探查シ当方参考迄何分ノ回答アリタキ旨申出テシメタル処同人ハ右報道ノ出所ヲ探查スルコトハ極メテ困難ニシテ如何トモ致シ難キモ本件報道ノ事実無根ナリトノ点ニ付テハ早速「カラハン」宛電報スヘキ旨言明セリ

尚序ヲ以テ往電第五六七号中十日午後六時滿州里ヨリ「ブヘト」着ノ貨車三十五輛ニ各車十名宛ノ露兵乗込ミ居タリトノ点ニ付同人ニ質シタル処案ノ定右事実ヲ否定シ居タリ露、支、奉天、齊齊哈爾、滿州里ヘ転電セリ

186 昭和6年11月13日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

英国武官の馬占山との談話および同武官の馬占山軍に対する感触について

ハルビン 11月13日 午前
本 省 11月14日 前着

第五八五号（暗）
滿州里発本官宛電報合第三五号
大臣ヘ転電アリタシ
第五四号

ハルビン 11月13日 午後
本 省 11月14日 前着

往電第四五号ノ通当地駐屯軍ノ大部分ハ戦線ニ出動シ警備力手薄ニナリタルト同時ニ近ク昂々溪方面ニ於テ日支軍大衝突アルヲ予想シ且之等ニ伴フ流言盛ナル為一般人心ノ動搖甚シキヲ以テ居留民ニ対シテハ不要ノ危惧ヲ抱カサル様鎮撫スルト共ニ一方中国官憲ニ対シテモ警戒保護方ニ付今後一層努力スル様申入レ置キタル次第ナル処目下対陣中ノ日支両軍間ニ大衝突ヲ見ルニ至リ其結果ニ依リテハ蘇連領ニ避難スルノ已ムナキニ至ルヲ予想シ本官本十三日当地蘇連領事ヲ訪問シ齊齊哈爾方面ノ時局展開如何ニ依リテハ我居留民ハ蘇連領ニ引上クルノ已ムナキニ至ル場合ヲ生スルヤモ計ラレサルニ付其際ハ曩ニ申入レ置キタル通便宜供与方再ヒ依頼スト述ヘタルニ対シ領事ハ万一斯カル事態發生シタル際ハ曩ニ貴官ヨリ申出アリタル當時言明シ置キタル

第五七九号（暗）

齊齊哈爾ヨリ帰来セル英国武官「フレーザー」本日当館ヲ訪問館員ニ語レル所ニ依レハ馬占山ハ同人ト面会ノ際「余ノ望ム所ハ唯平和ニシテ何等日本軍ニ敵対スルノ意思ヲ有セス且張海鵬軍ニシテ進撃シ来ルニ於テハ彼ハ何等中央政府ヨリ命セラレタル使命無キヲ以テ飽迄之ヲ撃退スヘシ」ト語レル趣ナリ尚同人カ親シク各方面ニ於ケル馬占山軍ニ接触視察セル処同軍ハ表面ノ強氣ニモ拘ラス極度ニ日本軍ヲ恐怖シ居レル模様ニテ又盛ニ噂サレ居ル蘇連兵ノ馬占山軍混入説ニ対シ相当注意ヲ払ヒタルモ同人ノ視察セル範圍内ニ於テハ別段右形跡ヲ見サリシ趣ナリ

尚同人ハ往電第五七七号ノ趣ヲ聞知シタルヤニテ齊齊哈爾方面ノ時局ノ変化ヲ予想シ本日午後再び同地ヘ引返ヘス予定ナル趣ナリ

支、奉天、齊齊哈爾ヘ転電セリ

187 昭和6年11月13日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

ソ連側に滿州里在留邦人の避難受入方を要請についで

通勿論便宜ヲ供与スヘシト答ヘタリ尚領事ハ今回ノ本官ノ申出ニ対シテハ本件ニ関シ兩國中央政府ノ諒解云々（往電第一四号参照）ニ言及セサリシ（脱）ナリ

哈爾賓ヨリ大臣、公使、北平、奉天ヘ転電アリタシ
露、支、北平、奉天、哈爾賓、齊齊哈爾ヘ転電セリ

188 昭和6年11月13日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

林少佐馬占山よりの回答書受領について

ハルビン 11月13日 午後
本 省 11月14日 前着

第五八七号（暗、至急）
齊齊哈爾発本官宛電報
合第一〇三号
大臣ヘ電報アリタシ
第一四二号

往電第一三九号ニ関シ
江省政府代表王交渉員ハ本十二日午後十一時林少佐ヲ訪ヒ馬主席ヨリ本庄司令官宛ノ回答書ヲ交付セリ右回答ノ要領左ノ如シ

一、戦禍ヲ避ケ人民ヲ苦メニ遭ハサヌ責任ヲ負フ者アルト
キハ本主席ノ下野ハ問題トナラス

二、江省ノ軍隊ハ数万ヲ下ラス相当ノ猶予期間アリテ初メ
テ撤退シ得ヘシ

三、貴国芳沢大使ハ国際連盟ニ於テ日本軍ハ北滿ニ進マス
ト言明サレ居リ且貴司令官ノ要求書中ニハ昂々溪迄進軍
スト書キアル処本主席下野シ江省軍撤退後前回林少佐説
明ノ通(奉天宛往電第三五号参照)和平裡ニ江省政權ヲ
張海鵬ニ授受シ得ルモノナリヤ將又貴軍カ来リ之ヲ接受
セラルルヤ土匪ヲ防止シ外国居留民ノ生命財産保護上江
省政局ヲ維持スル者無カルヘカラス此点御明示ヲ請フ
尚交渉員ハ第二項ニ関シ両軍ノ衝突ヲ避クル為日本軍ハ江
省軍ノ引揚ヲ終リタル後ニ進出セラレタク江省軍ノ撤退ニ
ハ少クトモ三四日間ノ猶予ヲ得タシト述ヘ又馬ノ面子ヲ保
ツ為日本軍側ニ於テ出来得ヘクハ同人ニ元通り黒河警備司
令ノ地位ヲ与ヘラルル様林及本官ノ尽力方ヲ懇請セリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、満州里ヘ転電セリ

ヲ終ヘ列車ノ運行可能トナレルカ黒竜江軍ノ配置ハ殆ト大
興ニ於ケル我軍ヲ包囲スルノ形トナリ而カモ露西亞側ヨリ
モ張學良側ヨリモ馬ノ前進ヲ促シツツアリ我方トシテモ既
ニ列車ノ運行ヲ計ル為橋梁ノ修理ヲ了ヘタル今日齊齊哈爾
迄ノ列車運行ヲ為サントスルモ先方ハ之ニ応スルノ色無シ
即今ヤ我方ハ進退兩難ニ陥リ何時黒軍ノ挑発ニ依リ自衛ノ
行動ニ出テサル可カラサルヤモ計リ難シ此重大ナル形勢ニ
付テハ既ニ軍及林総領事ヨリノ具申ニ依リ充分御承知ノ事
ト思ハルルカ政府予テノ計画通り兵力ヲ用ヒスシテ北滿方
面ニ於ケル局面ノ展開ヲ計ル事ハ望ミ無ク之ヲ行ヘハ却テ
先方ノ輕侮ヲ招キ足下ヲ見透カサレ形勢ヲ悪化セシムル惧
レアリ万一我方ニ於テ兵ヲ引クカ如キ事アランカ先方ハ其
機ヲ逸セス必スヤ進出シ独リ洮南カ其手ニ歸スルノミナラ
ス延ヒテハ滿鉄線迄モ脅威ヲ受クル惧レアリ其結果ハ各方
面ニ非常ナル影響ヲ及ホシ各地ニ於テ辛フシテ成立セル独
立政權ノ基礎ヲ脅カシ人心ノ動揺計リ知ル可カラサルモノ
アルヤ必セリ而カモ一旦衝突セル場合ニハ軍終局ノ目的ハ
齊齊哈爾進出ニ非サレハ意義ヲ為サス茲ニ東支線ヲ「クロ
ス」シテ露西亞ノ權益ト衝突スル虞レアリ露西亞ノ内情ハ

189 昭和6年11月13日 在長春田代領事より
幣原外務大臣宛(電報)

第二師団司令部の長春出發について

長春 11月13日後發
本省 11月14日前着

第一七七号(暗)

第二師団司令部ハ洮昂線方面出動ノ為本十三日午後八時當
地ヲ出發セリ

支、北平、奉天、吉林、哈爾賓、鄭家屯ヘ転電セリ

190 昭和6年11月13日 内田滿鉄總裁より
若槻総理大臣、幣原外務
大臣宛(電報)

嫩江方面時局の重大化と関東軍のチチハル進
出支持について

奉天 11月13日後發
本省 11月14日前着

(至急、暗)

副總裁ト共二十一日着兩人今朝來訪軍司令官及林大橋総領
事ト面会シ又各方面ノ情報ヲモ聴取シタルカ時局ハ極テ重
大ナルモノアルヤニ觀取セラル即チ嫩江ノ橋梁ハ本日修理

兵力ヲ以テ對抗シ得サルヘシトハ思フモ各方面ノ情報ヲ綜
合スレハ露西亞ハ兵コソ入レサレ或ハ「パルチザン」ノ活動
或ハ軍器ノ供給(現ニ満州里ニ於ケル貨車ノ直通ヲ許シタ
リトノ報アリ)其他有ユル援助ヲ客マサルヘク露西亞ノ出
方如何ニ依リテハ国際連盟ニ対スル我方從來ノ態度モ自ラ
変應ヲ免レサル可シト思ハル若シ夫レ我兵力ニ至テハ奔命
ニ疲レタル今日ノ少数ヲ以テシテハ甚タ不安ニ耐ヘス現ニ
今次ノ洮昂線進出ニ依ル沿線警備ノ手薄ニ乗シ至ル所ニ土
匪又ハ兵匪ノ侵入アリ而カモ其出方ハ張學良側ヨリ与ヘラ
レタル一定ノ方略ニ基クモノノ如シ即チ今後ノ重大ナル局
面ノ展開ト其結果ニ関シテハ深甚ナル御考慮ト御用意トヲ
必要トスルヤニ思ハル以上ノ形勢ニ鑑ミ小職ハ此際林総領
事カ至急上京シ親シク狀況ヲ具申スル事ヲ必要ト認メ同総
領事モ同意見ナルヲ以テ今夜發上京ノ答ナリ
詳細ハ同総領事ニ就キ御聴取請フ

191 昭和6年11月13日 三宅閣東軍參謀長より
二宮參謀次長宛(電報)

昂々溪付近の敵情に関する関東軍司令部
發表について

11月13日後発
11月13日後着

関参第一三六号(其一一四)(秘)

昂々溪付近ノ敵情ニ関スル件ニ就キ軍ハ本十三日左記ノ通
内外新聞ニ発表セリ

軍司令部発表

関東軍ハ嫩江河岸大興付近ニ於ケル馬占山軍ノ暴虐背信ノ
行為ヲ責ムルト嫩江鉄道橋ノ修理並昂昂鉄道ノ運送交通ヲ
安全ナラシムル意味ニ於テ在齊齊哈爾日本陸軍代表林少佐
ヲシテ十一月八日午後一時馬占山ニ対シ日本軍ノ追撃ヲ避
ケントセハ速ニ誠意ヲ披瀝スヘキ旨通告シ且同日夜十時迄
ニ其回答ヲ齎ラス可キヲ要求セシメタリ

斯クテ同日午後三時馬占山ハ王外交主任ヲ林少佐ノ許ニ派
遣シ日本側ノ希望ヲ尋ネシメタルヲ以テ同少佐ハ此種意見
ハ馬占山側ヨリ提示セラル可キモノニシテ回答ノ限ニアラ
スト答ヘタルモ在齊齊哈爾清水領事ノ斡旋ニ依リ何等カ一
案トシテ提示スルヲ有利ト思惟シ同少佐個人ノ意見トシテ
「現下ノ時局ニ於テ戦禍ヲ避ケケ地方ノ治安ヲ維持スル唯一
ノ方法ハ馬占山ノ下野及黒竜江省側ト張海鵬トノ間ニ平和

欧米駐在各大使へ電報転電に関する注意

本省 11月13日後発

第三二〇号(暗、極秘、至急)

満州事変(嫩江事件)

貴電第一二五三号等ニ関シ

外務並中央軍部及関東軍トノ極メテ機微ナル関係ニ付テハ
既ニ御承知ノ通りニシテ往電合第一二三八号乃至第一二四

〇号及合第一二七九号乃至第一二八〇号等ハ右機微ナル関

係ヲ考慮シ字句用語等ニ付テモ外務、陸軍何レモ苦心ヲ払

ヒタル次第ナリ従ツテ今次事件発生当初ヨリノ委細ノ事情

ヲ承知シ居ラサル在欧米各大使等ニ対シ此等電報ハ勿論其

ノ内容ニ言及セル電報ヲ其ノ儘転電スルハ却テ種々ナル誤

解ヲ惹起セシメ面白カラスト存スル一方在欧米大公使ヲシ

テ今次事件ノ真相ヲ把握セシムルカ為メニハ当方ニ於テ種

種努力シ居ル次第ナルニ付其辺ヲモ御含ノ上将来前記種類

ノ電報ヲ貴方ヨリ直接欧米方面へ転電相成ラサル様御留意

ヲ乞フ

支ニ転電セリ 哈爾賓、齊齊哈爾ニ転電アリ度

裡ニ政權ノ授受ヲ行フヨリ他ニ良策ナカルベシ」ト述ヘタ
リ

然ルニ彼馬占山ハ言ヲ左右ニ托シテ折衝ヲ回避シ徒ニ時日
ノ遷延ヲ策シ十一日清水領事カ外務大臣ノ訓令ニ基キ平和
裡ニ事件ノ收拾ヲ為ス可キ旨ヲ提示シタルニ対シテモ王主
任ハ今頃之ヲ受理ス可キモノニアラスト撥ネツケ尚十二日
軍司令官ノ再度ノ和平通告ニ対シテハ未タ明答ヲ与ヘス何
等誠意ノ認ムヘキモノナシ、然モ其後馬占山ハ益々戦意ヲ
固クシ黒竜江省兵力ノ大部ト東支鉄道護路軍ノ大部ヲ昂々
溪付近ニ集結シ其総兵力歩騎兵二万、砲兵二十数門、追撃
砲十数門、高射砲二門ヲ算スルニ至レリ

斯クテ馬占山ハ十一日愈々其陣容ヲ整ヘタルモノノ如ク十
二日午前ニ至リ其騎兵大集団ヲ我嫩江支隊ノ右側方二里内
外地点ニ迂回セシメ逐次我軍ヲ包囲シ其小部隊ハ時々我陣
地前ニ出沒シ何時積極的行動ニ出ツルヤモ図リ難キ状態ニ
アリ
北平、天津、濟南、上海、哈市スミ

192 昭和6年11月13日 幣原外務大臣より
在奉天林総領事宛(電報)

193 昭和6年11月13日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

馬占山の下野等に関する張景惠との協議上の
注意について

本省 11月13日前発

第一〇三号(暗、極秘)

満州事変(齊齊哈爾政權問題)

奉天発本大臣宛電報第一二五〇号ニ関シ

本件ハ特ニ周到ナル用意ヲ以テ措置シ我方カ支那内政ニ干
渉セル如キ非難ノ種ヲ残ササルヲ肝要トスルニ付表面上ハ
飽ク迄地方治安維持ノ為メ個人的ニ斡旋スル建前トシ尚齊
齊哈爾宛本大臣電報ノ通り本件協議ハ出来得ル限り口頭ヲ
以テ行ヒ成ル可ク書面ヲ残ササル様御留意相成度
奉天、齊齊哈爾ニ転電アリタシ

194 昭和6年11月13日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

在チチハル領事館の安否に関する照会について

本省 11月13日後発

第一〇五号（暗、大至急）

満州事変（齐齐哈尔領事館安否）

十三日貴地発新聞電報ハ齐齐哈尔領事館カ支那側ノ為メ包囲サレ邦人ノ安否憂慮セラレ居ル趣旨ヲ報道シ居ル処至急事実取調回電アリ度尚若シ右様形勢アルニ於テハ貴地張景惠又ハ東支側其他適当ノ向ヲシテ邦人ノ安全確保ニ尽力セシムル様取計ハレタシ
奉天ニ転電アリタシ

195

昭和6年11月14日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

奉天駐屯部隊の北方向け出動について

奉天 11月14日前発
本省 11月14日後着

第二二八五号（暗）

十四日午前四時及五時ノ二回ニ亘リ当地駐在七十八連隊ノ殆ト全部（約一千五百名）北方へ出動セリ
支、北平、奉天、齐齐哈尔へ転電セリ

（編注） 林総領事は十三日夜奉天出発、帰朝の途についた。

196

昭和6年11月14日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

在チチハル清水領事に対する引揚げ方勧告について

奉天 11月14日後発
本省 11月14日後着

第二二八六号（暗、至急）

本官発齐齐哈尔宛電報
第四六号

軍側ニテハ十四日朝林少佐ニ対シ引揚方電命セル趣ニ付貴官モ御見込ニ依リ適宜引揚ケラルル方然ル可シト思考ス為念
大臣、支、哈爾濱へ転電セリ

197

昭和6年11月14日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山に対する要求条項に関する関東軍司令部の訂正について

奉天 11月14日後発
本省 11月14日後着

第二二八八号（暗）

貴電合第一四六七号ニ関シ

軍司令部ニ於テハ十四日哈爾濱特務機関ニ対シ林少佐ヲ通シ又ハ確實ナル方法ニテ馬占山ニ対シ左記事項ヲ通報シ十六日正午迄ニ回答ヲ求ムヘキ旨電訓セル由
「本職ハ本国政府ノ命ヲ受ケ更ニ貴官ニ対シ誠意ヲ披瀝スル条件トシテ先ツ左ノ各項ヲ要求ス」ル旨前置シタル上冒頭貴電ノ五ヶ条ヲ列挙シ居ルモ現地ノ状況ニ依リ左ノ通訂正ヲ加ヘタル由

一、原案通

二、「馬占山軍ハ」ノ次ヲ「将来全東支鉄道」ト改ム

三、原案ノ通

四、「十日以内ニ」ノ次ニ「確實ニ」ノ三字ヲ加フ

五、ハ左記ノ通改ム

「右条件各項ヲ確認セハ日本軍ハ該方面ヨリ所要ノ撤兵ヲ完行ス」

支、北平、哈爾濱、齐齐哈尔へ転電セリ

198

昭和6年11月14日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江方面日中兩軍の衝突事件に関する馬占山の宣言について

ハルビン 11月14日前発
本省 11月14日後着

第五五二号（平）

齐齐哈尔来電第五五号

大臣へ電報アリタシ

第一四〇号

馬主席及謝參謀長カ這般ノ日華兩軍衝突事件ニ関シ昨十一日付ヲ以テ内外ニ發表セル宣言要旨左ノ如シ
奉天吉林事変發生以來日本側ハ江省ヲ奪取スヘク張海鵬ヲ傀儡トシ北進ヲ企図セルニ依リ我軍ハ自衛上已ムナク橋梁數個ヲ破壊セル処日本軍代表林少佐ハ領事ヲ介シ洮昂線ハ日本ノ債權鉄道ナルニ依リ満鉄ヲシテ修理セシムル処張海鵬軍モ同様後退セシムルニ依リ我軍ハ江橋ヨリ十五華里後退スル様要求シ且日本軍ハ単ニ橋梁修理ノ掩護ヲ目的トシ決シテ軍事行動ヲ執ラサルコトヲ声明セリ又我軍ノ現陣地ハ江橋ヨリ十八華里ノ大興駅ニ在ルヲ以テ林ノ要求ト抵触セス且我軍ハ国際連盟ノ決議ヲ尊重シ日本軍ノ口実ヲ避ク

ル為枉ケテ隠忍セル処日本軍ハ三日夜大興ニ在ル我軍ニ向ヒ手榴弾ヲ投付ケタリ依テ我方ハ平和ヲ計ル為領事ニ要求シ兩軍ヲ後退セシメ工事ニ便スル為石參謀長及林少佐ヲ現場ニ派シ我軍ノ後退開始ヲ命セリ然ルニ林一行ノ離斉ト前後シ日本軍ハ我軍ノ歩哨三名ヲ捕虜トシ挑戦行為ヲ執レルニ依リ再ヒ林、早崎、韓秘書及ナ副官ヲ前線ニ派セシカ同列車ノ大興駅ニ到レル時日本軍ノ飛行機ハ続々爆彈ヲ投下シ一行中ノナ副官ハ為ニ負傷セリ同列車ハ前進不能ニ陥リ一行ハ已ムナク帰來セリ日本軍ノ攻撃余リニ猛烈ナリシ為我軍將卒ハ大イニ悲憤シ正当防衛上敵ノ先鋒ヲ抑ヘ領土ノ保全ヲ期セリ自分等ハ尚平和ヲ維持スル為將卒ニ向ヒ唯防禦ニ努メ攻撃セサル様敵命セリ然ルニ林少佐ハ日本軍ノ斯ノ如キ行為ヲ目睹シ乍ラ何等指示ヲ加ヘス却テ我軍ノ江省撤退ヲ要求セリ我ニ攻撃ヲ加ヘタル日本軍ハ其数実ニ四千名大砲四十門飛行機十八台及装甲車三列車ナルカ中ニハ張軍混入シ居ラス右ハ張側カ我方累次ノ勸告ニ動カサレ自覺セル故ナルヘシ日本軍ハ飛行機及大砲ヲ以テ我軍ニ砲撃ヲ加ヘタルモ我軍ハ怯ム所ナク大興ノ陣地ヲ死守セルカ其慘狀見ルニ堪ヘサルニ依リ六日左右ヨリ掩護シ江橋ヲ距ル五

遣セシムル措置ヲ執ラシメタル趣ナリ
大臣、奉天へ転電セリ

200 昭和6年11月14日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

満州里よりの中国軍の武器移送について

ハルビン 11月14日後発
本省 11月14日後着

第五九二号(暗)

満州里発本官宛電報

合第三六号

本官発大臣宛電報

第五五号

本十四日午前十時十分当地発哈爾濱行列車ニテ中国兵カ多数ノ輕機関銃ヲ積込ミ出発セル趣ナル処當時偶々駅ニ居合セタル一邦人モ六門ノ輕機関銃ヲ積込ミ居ル現場ヲ見タル事實アルニ付若シ右輕機関銃カ昂々溪方面ノ戦線ニ輸送セラルルモノトセハ齊齊哈爾発閣下宛電報第一四二号馬占山ノ軍部ニ対スル回答文中ニ現ハレ居ル妥協的態度ハ事実甚タ疑ハシク相当警戒ヲ要スヘシ

十華里三間房ニ全軍ヲ後退セシメタリ八日林少佐ハ更ニ本庄司令官ノ代理トシテ江省政權ヲ張ニ授受スヘシ然ラサル時ハ省城ヲ占領スヘシト通告シタリ目下彼我交渉中ナリ本衝突ニ於ケル我軍ノ死傷者ハ五六百名ノ多数ニ達シタルカ士氣尚衰ヘス目下敵寒ヲ冒シ防禦中ナリ右ハ当地人ニハ勿論友邦人士ノ親シク目撃セル処ナリ日本カ其宣言ヲ裏切り北滿ヲ侵略シ居ル真相ヲ茲ニ宣言ス

199 昭和6年11月14日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル林義秀少佐の引揚げについて

ハルビン 11月14日後発
本省 11月14日後着

第五九〇号(暗、極秘)

本官発齊齊哈爾宛電報

第一九二号(極秘)

当地特務機關ニ於テハ此上諜報勤務ノ為林少佐ヲ貴地ニ駐在セシムル必要ナキモノト認メ十三日同少佐ニ引揚ヲ命シタルカ更ニ本十四日再度引揚ヲ命スル由但シ同少佐ニ対シテハ支那側トノ連絡ヲ失ハサル為馬占山ノ代表ヲ当地ニ派

哈爾濱ヨリ大臣、支、北平、奉天へ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾濱、齊齊哈爾へ転電セリ

201 昭和6年11月14日 在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛(電報)

鄭家屯における関東軍の移動および列車運転

状況について

鄭家屯 11月14日後発
本省 11月14日後着

第三九号(暗)

当地駐屯ノ独立守備第五大隊ノ一個中隊ハ十二日夜間吉林方面ニ向ヒ十三日午前同第六大隊全部及騎兵八十名四平街ヨリ来着内一個中隊ハ四鄭線並ニ鄭家屯駅ノ守備ニ当リ三個中隊(兵數六百)及騎兵ハ洮南ニ向フ鄭通線守備ノ全員即チ歩兵第二十九連隊ノ二個中隊十二日夜間当地ニ引揚ケ夜間洮南方面ニ出発ノ筈ナリ依テ鄭通線ノ駅員モ引揚ケ十三日ヨリ同線運転ヲ中止ス四洮本線ハ近來昼間一回限り往復シ夜間ハ主トシテ軍隊輸送ニノミ運行ノ状態ナリ
支、北平、奉天へ転電シ哈爾濱、吉林、長春、齊齊哈爾へ暗送セリ

202

昭和6年11月14日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

関東軍司令官より馬占山の回答を促す通告に
ついて

11月14日後発
11月14日後着

関参第一五七号(其一一二)(至急、極秘)

本日正午軍司令官ヨリ哈市機関ニ左ノ訓令ヲ発セラレ馬占山ノ回答ヲ促スコトトセリ

訓令

貴官ハ林少佐又ハ確實ナル方法ヲ以テ馬占山ニ対シ左記事項ヲ通告シ十六日正午迄ニ其回答ヲ求ムヘシ

左記

本職ハ本国政府ノ命ヲ受ケ更ニ貴官ニ対シ誠意ヲ披瀝スル条件トシテ先ツ左ノ各項ヲ要求ス

- 一、馬占山軍ハ齐齐哈尔以北ニ撤退シ今回特ニ齐齐哈尔、昂々溪付近ニ集中セル兵力ヲ原駐地ニ帰還セシムルコト
- 二、馬占山軍ハ将来全東支鉄道以南ニ兵力ヲ出動セサルコト

充分協力アリ度

本電宛先 哈爾濱、奉天

別電ト共ニ訓令トシテ哈爾濱ヨリ齐齐哈尔ニ転電アリ度
参考トシテ支、北平ニ転電セリ

(別電)

本省 11月14日前発

合第一四六七号(暗、至急、極秘)

満州事件(馬占山軍撤退ノ件)

関参九五号条件(奉天発齐齐哈尔宛電報第二五号ニ該当スルモノ)ハ先方ニ於テ之ヲ容認セサルニ於テハ軍ハ勢ヒ兵力ヲ使用スルノ必要ニ迫ラルヘク其場合ニ於テ右条件ハ馬占山下野ヲ要求シアル等対外的ニ面白カラサルニ依リ軍ハ改メテ中央ノ意ヲ体シテ左記要件ヲ提出シ支那側ト交渉スヘシ本交渉ニ伴フ軍ノ運用ニ関シテハ参謀総長ヨリ命令セラルル筈

- 一、馬占山軍ハ齐齐哈尔(之ヲ含ム)以北ニ撤退シ今回ノ事変ノ為齐齐哈尔及昂々溪付近ニ集中セル兵力ハ原駐地ニ返スコト
- 二、馬占山軍ハ東支鉄道以南ニ兵力ヲ出動セサルコト

三、洮昂鉄道ハ同鉄路局ヲシテ運行セシメ馬軍ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ妨害セサルコト但右運行ニシテ妨害セラルル場合ニハ日本帝國軍ハ直ニ必要有効ノ手段ヲ講ス以上ノ条件ハ十一月十五日ヨリ十日以内ニ確實ニ実行スルヲ要ス

右実行ヲ確認セハ日本軍亦該方面ヨリ所要ノ撤兵ヲ敢行ス(右当地総領事館ト連絡スミ)

203

昭和6年11月14日 幣原外務大臣より
在ヘルビン大橋総領事、在奉天林
総領事宛(電報)

馬占山軍撤退交渉に關シ側面より協力方通達
について

別電 同日幣原外相より大橋総領事、林総領事宛合第一四六七号
右通達

本省 11月14日前発

合第一四六五号(暗、至急、極秘)

満州事変(北滿関係)

陸軍中央部ヨリ関東軍司令官ニ別電合第一四六七号ノ通り電報セルニ付貴官ハ右支那側トノ交渉成立スル様側面ヨリ

- 三、洮昂鉄道ハ同鉄路局ヲシテ運行セシム馬軍ハ右運行ヲ如何ナル方法ヲ以テスルモ妨害セサルコト但シ右運行ニシテ妨害セラルル場合ニハ帝國軍ハ直チニ必要有効ノ手段ヲ講ス
- 四、右条件ヲ馬占山ニ於テ十一月十五日ヨリ十日以内ニ実行スルコト
- 五、日本軍嫩江支隊ハ右条件実行ヲ見届ケタル上直ニ洮南以南又ハ鄭家屯以南ニ撤収ス

右要求条件ハ中央部ニ於テ發表上必要アルニヨリ之ヲ提出ノ日取り至急報告アレ

204

昭和6年11月14日 幣原外務大臣より
在ヘルビン大橋総領事、在奉天
林総領事宛(電報)

馬占山に対する要求条項に關する参謀本部より
リ関東軍への命令内容について

本省 11月14日前発

合第一四七〇号(暗、至急、極秘)

満州事変(齐齐哈尔方面)

往電合第一四六七号ニ関シ

同電前段參謀總長ノ命令ハ(一)本件要求条件ニシテ満サルル場合ニハ軍ハ直ニ洮南以南又ハ鄭家屯以南ニ撤退スヘシ(二)右条件満サレサル場合ニハ軍ハ必要ニ応シ自衛的立場ニアリテ武力ヲ使用スルモ止ムヲ得ストノ趣旨ナル由
本電宛先 哈爾賓、奉天
哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ニ転電アリタシ
参考トシテ支、北平ニ転電セリ

205 昭和6年11月14日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

張景惠との協議に關し領事は主とならず側面より協力方について

本省 11月14日前発

第一〇六号(暗、至急、極秘扱)

滿州事変(北滿関係)

往電合第一四六五号ニ関シ

往電第一〇三号ニ関連シテ軍部ト協議ノ結果領事カ主トナリテ斯種問題ト話合フコトハ面白カラスト云フニ決シタルニ付本件張景惠トノ協議モ軍側ニ於テ行ヒ貴官ハ側面ヨリ協力スルコトトセラレ度

齊齊哈爾へ転電アリ度
支、北平、奉天ニ転電セリ

206 昭和6年11月15日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

對馬占山あて通告について

奉天 11月15日後発
本省 11月15日後着

第一二九三号(暗、至急)

往電第一二八八号ニ関シ

軍側ノ通報ニ依レハ林少佐ハ清水領事ト共ニ十四日齊齊哈爾ヲ引揚ケタルニ依リ本件馬占山ニ対スル通告ハ哈爾賓ニ於ケル黒竜江省側ノ機関タル趙仲仁ニ手交ノ筈ニテ十五日朝迄ニ実行済ノ筈ナリト

支、北平、哈爾賓へ転電セリ

207 昭和6年11月15日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

對馬占山交渉の経緯について

奉天 11月15日後発
本省 11月15日後着

第一二九四号(暗)

本官發連盟宛電報(十五日)

第六〇号

大臣宛電報第二二三号及第二二五号ニ関シ

其後軍司令官ニ於テ中央ノ意図ヲ体シ正式ニ馬占山ニ申入レノ次第モアリ過般ノ林少佐ト馬占山トノ交渉ニ関スル對外説明振リニ付テハ何レ本省ヨリ何分ノ儀電報アルコトト思考スルモ當時ノ事情左ノ通御参考迄

(イ) 前記貴電第二二三号ノ(一)馬占山ノ下野ニ付テハ黒竜江軍ノ総指揮官トシテ大興付近ニ於テ我勸告ヲ容レス不信ノ行為ノ結果我方ニ戦ヲ挑ミタル馬ニ対シ引責辭職ヲ迫リシモノニシテ同電(二)黒竜軍ノ齊齊哈爾撤退ハ現地ノ状勢上軍事的ニ見テ戦端ヲ開クコトヲ避ケントスルノ趣旨ニ出テ同(三)ノ昂々溪駅占領云々ハ洮昂線ノ運行安全ヲ確保スルカ為ニハ現地ノ実状ニ顧ミ同鉄道ノ實際上ノ終端駅タル同駅ニ一時一部隊ヲ駐屯セシムルヲ必要トスト云フニアリ右三項共何レモ全然軍事的ノ見地ニ出ツルモノニシテ政權ノ授受等ニハ何等触レ居ラス又支那側ニテハ右通告ヲ以テ最後通牒ト曲解シ居レルモ何等右ノ如キ性

(ロ) 質ヲ帶フルモノニアラス唯多数ノ支那軍集結シ我軍ヲ脅威シツツアル状勢ニ鑑ミ回答ノ期間ヲ定ムルヲ必要トシタルニ過キス

(ハ) 前記貴電第二三五号ノ政權ヲ張海鵬ニ讓渡方要求云々ノ点ニ付テハ大興ニ於ケル日支衝突後八日林少佐ヨリ馬占山ニ対シ馬ニシテ日本軍ノ齊齊哈爾進入ヲ避ケント欲セハ速ニ誠意ヲ披瀝スヘキ旨申入レタルニ対シ馬ヨリ林少佐ニ対シ誠意披瀝ノ内容ニ付切ナル問合セアリタルヨリ林少佐ヨリ同人ノ私見ヲ述ヘタルニ過キス
大臣、米、支、北平、哈爾賓ニ転電セリ

208 昭和6年11月15日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江方面における黒竜江軍との戦闘情況について

奉天 11月15日後発
本省 11月16日前着

第一三〇二号(暗)

軍側情報ニ依レハ哈爾賓外國通信員中ニハ嫩江方面ニ於ケル日本軍ハ十二日夜ヨリ十三日朝ニ亘リ攻撃ヲ開始シ目下

激戦中ナリトノ通信ヲ為シタルモノアル趣ノ処右ハ単ニ警戒部隊間ノ小衝突、我偵察機ニ対スル射撃及我警戒部隊ニ属スル砲兵連日來優勢ナル敵騎兵ノ絶エサル圧迫アリタル為（我騎兵三名ノ逮捕惨殺セラレタルハ既報ノ通ナリ）若干ノ射撃ヲ為シタル事等ノ事実ヲ全線ニ亘ル戦闘ト誤リ伝ヘタルモノナリ

米、連盟、支、北平、哈爾賓へ転電セリ

209 昭和6年11月15日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

日本軍動静に関する馬占山より施肇基あて情報について

奉天 11月15日後発
本省 11月16日前着

第三〇八号（暗）

本官発連盟宛電報第六七号

我方傍受ノ馬占山発施肇基宛無線電信ニ依レハ馬ハ施ニ対シ（イ）哈爾賓日本陸軍特務機関ハ日本軍ハ十一月十六日以前ニ齊齊哈爾ヲ占領スル為大部隊ノ増援ヲ為ス事トナレリト述ヘタリ（ロ）日本側ハ東支鉄道管理局ニ対シ日本軍ハ必要ノ

ル後本十三日ニ至リ再電ニ接シ取調見タルニ前記不明ノ箇所ハ「竜江駅ニ進出スヘシ」ト出テタルニ依リ林ハ本日午後七時半交渉員ニ面会ヲ求メ右間違ノ起レル理由ヲ述ヘタル訂正文ヲ交付シ且明十四日正午迄ニ回答ヲ要求セリ其ノ際交渉員ハ事ノ意外ニ驚キ本件カ往電第一四二号ノ如ク平和的解決ヲ見ルヤ否ヤニ付非常ニ憂色ヲ現ハシ居タル趣ナリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリ度シ
支、奉天、北平、哈爾賓へ転電セリ

211 昭和6年11月15日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル清水領事林少佐等ハルビンに引揚げについて

ハルビン 11月15日前発
本省 11月15日後着

第五九四号

齊齊哈爾清水領事以下館員並ニ林少佐満鉄公所員等十三名全部十五日朝当地ニ引揚ケ来レリ
公使、奉天、満州里ニ転電セリ

場合東支ヲ横断スルコトアルヘキ旨ヲ通告セリ等ノ事実ヲ上ケ之ヲ連盟理事会へ通告スヘキ旨ヲ申送り居レルニ依リ為念当地軍部ニ就キ確メタルニ右ハ全然事実無根ナリ
連盟ヨリ在欧米各大使へ転電アリ度シ
外務大臣、支、北平、哈爾賓へ転電セリ

210 昭和6年11月15日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

対馬占山通告の内容訂正について

ハルビン 11月15日後発
本省 11月15日後着

第五九三号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報合第一〇四号

外務大臣へ電報アリ度シ

第一四四号

往電第一三九号本庄司令官要求ニ関スル電報ハ誤字多ク難解ノ点鮮カラサリシニ依リ林少佐ハ哈爾賓特務機関ニ向ケ再電ヲ請フト同時ニ他方回答ニ時間ノ制限アリシ為第三項後段不明ノ箇所ヲ「洮昂線昂々溪駅ニ進出スヘシ」ト認メテ提出シ江省側ヨリ往電第一四二号ノ通其ノ回答ニ接シタ

212 昭和6年11月15日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山代表者に対し関東軍の要求条項手交について

ハルビン 11月15日後発
本省 11月15日後着

第五九六号（暗）

貴電合第一四六七号ニ関シ

当地特務機関ニ於テハ関東軍司令官ノ命ニ依リ十四日午後六時頃在齊齊哈爾林少佐ニ対シ馬占山ニ右要求方電命セル処林ハ右電報ヲ接受セサル前既ニ齊齊哈爾ヲ引揚ケ十五日朝当地ニ来着セルヲ以テ已ムヲ得ス現ニ当地ニ滞在中ノ馬ノ代表趙仲仁ヲ呼寄セ同人ニ対シ要求条項ヲ手交シ直ニ長距離電話ヲ以テ馬ニ通告セシメ十六日正午迄ニ馬ノ回答ヲ要求シタル趣ナリ

支、北平、奉天、齊齊哈爾へ転電セリ

213 昭和6年11月15日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山説得に関する張景惠の談話について

第五九七号(暗、大至急)

貴電合第一四六五号及往電第五九六号ニ関シ

特務機関及清水領事共協議ノ上十五日夕張景恵ニ会見其後ノ経過ヲ尋ネタル処張ハ馬ハ自分(張)ヨリノ電話ニ接スルヤ直ニ自ラ前線ニ赴キ前線軍隊ニ対シ速ニ後退スル様勸告ノ上十五日晩九時頃齊齊哈爾ニ帰着スル趣ナルカ自分ハ馬ニ対シ仮令前線江省軍カ肯セサル場合ニ於テモ馬タケハ自己ノ兵力二団(目下東支線北側ニ駐屯シ居ル趣)ヲ率ヒ他ニ立退クヘキ旨勸メ居リ且第一線ニアル屯墾軍(二団)モ最近当地ヨリ慰勞ノ為戦線ニ赴キタルモノノ談ニ依レハ痛ク張學良ノ無情ヲ恨ミ居ル模様ナルニ付恐ラク前線將士モ馬ノ勸告ニ従フモノト想像セラル其場合ニハ(一)前線軍隊ヲ直ニ原駐地ニ引揚ケシムルコト(二)江省軍ハ張海鵬ノ指揮ニ歸セシメ改編スルコト(三)張海鵬ハ直ニ齊齊哈爾ニ入り奉天ノ制度ニ準シ省政府ヲ建直スコト馬占山ハ海倫(呼海線ノ終点ニシテ馬ノ郷里)ニデモ移駐セシメ同地ニ於テ自分保障ノ下ニ日本ニ対シ誠意ヲ表示セシムルコト位ノ程度ニ

ハルビン 11月15日後発
本省 11月16日前着

我軍ハ明十五日頃ヨリ江省軍ニ対シ攻撃ヲ開始シ進テ当市ニ入城スル予定ナルニ付本官ハ本十四日夜館員林少佐及在留民ト共ニ一時哈爾濱ニ引揚クルコトトシタリ
哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天、吉林、長春ニ転電アリ度シ
奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリ度シ
公使、北平、奉天、哈爾濱、吉林、長春、満州里、鄭家屯ヘ転電セリ

215 昭和6年11月15日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

嫩江方面における黒竜江軍の行動について

11月15日前発
11月15日後着

関第一七号(秘)

一、嫩江支隊長十四日報告

黒竜江軍ノ行動ハ其後愈々積極的トナリ其騎兵集団約三千ハ我右翼方面近ク嫩江橋梁ニ迫ラントスルモノノ如シ十三日夜来再ヒ其一部大興東北方約八軒前官地及其南方約五、六軒張花園荒所ニ出沒シアリ

二、三間房東西ノ線敵主力陣地ハ未タ変化ナキモ其前方敵

テ馬ヲ納得セシメ度ク右成功ノ上ハ直ニ貴官及特務機関ニ通達スヘキニ付然ルヘク尽力アリ度ク尙自分ヨリ明日直ニ人ヲ派シ屯墾軍ヲ買収シ自分ノ味方ニ引入ル積ナリト述ヘ居タリ

果シテ張ノ信スルカ如ク前線部隊ノ後退ヲ肯スルヤ否ヤ疑問ナルモ若シ其通り進行スルニ於テハ江省ノ平和的経略トシテハ之以外ニ方法ナキカト思考ス
公使、北平、奉天ニ転電セリ

214 昭和6年11月15日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

林少佐、領事館員、居留民の一時ハルビンに引揚げについて

ハルビン 11月15日後発
本省 11月16日後着

第五九八号
齊齊哈爾発本官宛電報(十四日後)
合第一四五号
大臣ニ電報アリ度シ
第一四五号

ノ警戒部隊ノ線付近ニ於テハ屢々彼我小部隊ノ戦闘アリ
北平、天津、朝鮮、上海、哈市スミ

216 昭和6年11月15日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

馬占山の敵意および同軍の後方擾乱ぶりについて

11月15日後発
11月15日後着

関第一九号(其一、二、秘)

一、馬占山、謝珂十四日發張學良、万福麟宛ノ(A)電報ニヨレハ黒竜江軍ハ湯池及烏諾頭站付近彼我小部隊ノ衝突ニ鑑ミ同地付近ノ線ニ兵力ヲ増派中ニシテ飽迄我軍ニ對抗セントシツツアリ

二、敵ノ我後方擾乱ハ積極的トナリ十四日夜九時洮昂線鎮東駅北方約十二軒ノ地点ニ六十名ノ騎馬兵東方ヨリ来リ線路及電線ヲ破壊シ退却ス之カ為獨立守備隊ノ一部ハ四洮線ヨリ同地ニ急行シ十五日朝八時半着直ニ復旧工事ニ着手ス三時間ニテ完了ノ見込並十三日夜正子過キ湯崗子北方中処屯付近ニテ我斥候約四十名ノ匪賊ヨリ射撃ヲ受

ケ直ニ撃退尚同地付近ニ約三百ノ匪賊アリシモ我警戒ノ敵ナルヲ見テ何等為スコトナク西方ニ退却セリ
北平、天津、朝鮮、済南、上海、哈市スミ

217 昭和6年11月15日 三宅閣東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

閣東軍司令官より馬占山あて通告文の意図について

11月15日後発
11月15日後着

閣参第一六六号(其一、二、秘)

(六九文書)

閣参第九五号ニテ電報セル馬占山ニ対スル当軍司令官ノ通告文中馬占山ノ下野ナル件ハ其後閣参第一四〇号ヲ以テ再報セル如ク大興付近ニ於テ我勦告ヲ容レスシテ不信ノ結果戦ヲ挑ミタル馬占山ヲ黒電軍最高指揮官トシテ引責辞職ヲ迫リタルモノニシテ政權授受ニ関シ未タ要求セルコトナク此点ハ馬占山ニモ通シアリ林少佐カ先般彼ノ下野、張海鵬トノ間ニ政權授受ヲナスヘキヲ語レルハ先方ノ希望ニ依リ清水領事ノ斡旋ニ基キ詮ナク少佐個人トシテ一私案ヲ呈セルニ過キス誤解ナカラコトヲ望ム、情況右ノ如ク之ヲ中

連盟ヨリ在欧各大使在露大使ヘ転電アリタシ
哈爾賓ヨリ満州里ヘ転電アリタシ

219 昭和6年11月16日 在ヘルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

期限までに馬占山の回答未着について

ヘルビン 11月16日後発
本省 11月16日後着

第六〇〇号(暗、大至急)
往電第五九七号ニ関シ

其後馬占山等ハ十六日早朝戦線ニテ会谈ヲ開ク旨ノ情報アリタルモ定刻ノ十六日正午ニ至ルモ我方ニ何等回答シ来ラヌ一方当地支那人間ニ於テハ今朝八時ヨリ衝突起リ支那軍ハ次第二包囲セラルル形ニ陥リツツアリトノ噂伝ハリツツアリ

支、北平、奉天、満州里、露ヘ転電セリ

220 昭和6年11月16日 在ヘルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

閣東軍要求承諾の旨馬占山より張景惠へ連絡について

外ニ発表シ何等憚ル所ナク政權授受其他ハ大橋総領事ト張景惠ニ折衝スル如ク内示セルモ馬側ニハ何等通告シアラス閣参第九五号ヲ充分吟味セラレ同文中「後事ハ大橋総領事」以下ノ文ハ公表文中ニアリ本件ハ当地総領事モ充分了承シアリ、又閣参第九五号ハ決シテ最後通牒ニモアラス國際連盟等ニモ明瞭ニ説明ヲ乞フ
再言セハ軍ハ先ツ軍事的ニ彼ノ反省ヲ促シ誠意ヲ求ムルト共ニ洮昂線ノ安全運行ヲ要求セルノミ右参考迄

218 昭和6年11月16日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

閣東軍司令官の通告に対し馬占山よりの回答未着について

奉天 11月16日後発
本省 11月16日後着

第一三一五号(暗、至急)

(九七文書)

往電第一二八八号ニ関シ

軍側ヨリノ通報ニ依レハ十六日正午ノ期限迄ニハ馬占山ヨリ何等ノ回答接到セサリシ趣ナリ
米、連盟、支、北平、哈爾賓ヘ転電セリ

第六〇七号(暗、至急)

往電第五九七号ニ関シ

ヘルビン 11月16日後発
本省 11月17日前着

十六日午後九時四十分馬占山ヨリ張景惠ニ電話ニテ十五日ノ軍通告ニ関シ馬ハ將領ノ同意取付ノ為十五日夜ヨリ前線ニ赴キ漸ク一同ヲ納得セシメ軍通告ハ全部承知ノ旨文書ニ認メ特使ヲシテ哈爾賓ニ携行(十七日朝八時着哈ノ管)セシメタルニ付右ノ次第日本側ニ通告ノ上時間遷延ノ点ニ付テモ了解ヲ求メラレタシト依頼シ来レル旨九時四十五分張景惠ヨリ軍及当方ヘ取次キ来レリ
支、北平、奉天ヘ転電セリ

221 昭和6年11月17日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山より張学良および万福麟に対し閣東軍要求拒絶方通知について

奉天 11月17日後発
本省 11月17日後着

第一三二三号(暗、至急)

本官發連盟事務局長、在米大使宛電報
合第九二八号

大臣宛電報第一三一五号ニ関シ

軍側傍受ノ密電ニ依レハ（コノ点外部へ極秘ニ願ヒタシ）
十五日夜馬占山ハ張學良及万福麟ニ対シ

「（一）黒竜江軍ノ配置ハ謀叛軍防禦ノ為自衛上必要ナルヲ以
テ撤退ト否トハ事実ヲ審査シ自由意志ヲ以テ決定セサル
ヘカラス

（二）東支鉄道以南ノ地ハ黒竜江省ノ管轄ニ属シ軍隊ノ駐劄
守備ハ当然主權ノ作用ナルカ故ニ如何ナル制限ヲモ受ク
ルヲ得ス

（三）黒竜江省管内洮昂線經過地域ハ匪賊防止並ニ治安保持
ノ為黒竜江省政府トシテ右鉄道ニ対シ当然干涉ノ權能ヲ
有ス

（四）之ヲ要スルニ本庄司令官ノ要求ハ我完全ナル主權ノ破
壞ニシテ北滿ニ侵入セントスルモノナルコト明カナルニ
依リ理ニ依ツテ嚴重拒絶シタリ」

ト電報シ居レリ

連盟ヨリ「露」ヲ含ム在歐各大使へ転電アリタシ

リ

二、我方ノ通告ハ黒竜江省代表趙仲仁ニ手交セラレタルニ
拘ハラス馬占山ハ同人ヲ介セサルノミナラス若シ果シテ
馬ニ誠意アラハ林少佐又ハ清水領事ヲ介スル事当然ナル
可シ

三、我方ノ要求事項実行ノ期日ハ十五日ヨリ十日間内ナル
ニヨリ後一週間ノ余裕アルノミナルカ右期間内ニ実行シ
得ルヤ否ヤ充分詮査ヲ要ス

四、馬占山ニシテ我方要求実行ノ誠意アラハ目下黒竜江軍
ニ於テ逮捕中ノ山田一等卒ヲ即時釈放シ其誠意ヲ現実ニ
明示ス可キ筈ナリ

連盟ヨリ露ヲ含ム在歐各大使へ転電アリタシ
公使、北平、哈爾賓、滿州里へ転電セリ

223

昭和6年11月17日

在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

関東軍要求に対する黒竜江省政府発表について

て

奉天 11月17日後発
本省 11月17日後着

在支公使、北平、哈爾賓、滿州里へ転電セリ

222

昭和6年11月17日

在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

関東軍司令部馬占山側よりの回答受領拒否方
指示について

奉天 11月17日後発
本省 11月17日後着

第一三二四号（暗、至急）

本官發連盟事務局長及在米大使宛電報

合第九三〇号

哈爾賓發大臣宛電報第六〇七号ニ関シ軍司令部ニ於テハ從
前ニ於ケル馬占山ノ不信ノ外大臣宛往電第一三二三号（連
盟、在米大使宛合第九二八号）ノ次第アルノミナラス左記
諸点ニ付テモ馬占山ノ態度ニ疑問ノ節アルニ依リ十七日朝
哈爾賓特務機關ニ対シ期限ニ遅レタル回答ハ我方要求ヲ全
部満足ニ承認シ居ルニ非サレハ受理ノ限ニ非ス充分詮査ノ
上ニ非サレハ受理ス可カラサル旨訓電セル趣ナリ

一、馬占山カ同人ノ意向伝達ニ際シ門外漢ノ張景惠ヲ介シ
タルハ国際連盟ノ開催ヲ見越タルモノナラサルヤ疑義ア

第一三二六号（暗、大至急）

哈爾賓發大臣宛電報第六一一号ニ関シ

軍側ヨリノ通報ニ依レハ本十七日正午ニ至ルモ馬占山ノ回
答文接到セサルニ付哈爾賓特務機關ヨリ同地滞在中ノ黒竜
江省劉民政庁長ニ問合セタルニ劉ハ昨夜十二時黒竜江省政
府ヨリノ電話ニ依レハ同省政府ニ於テハ左ノ通発表セル旨
述ヘタル由ナリ

一、撤兵ハ日本軍モ同時ニ行フコト

二、東支鉄道以南ニハ兵匪及土匪ノ討伐並ニ治安維持ノ必
要上出動スルコトアルヘシ

三、洮昂線ノ運行ニ対スル妨害差控ノ件ハ日本軍ニ於テ張
海鵬カ黒竜江省ニ入ラサルコトヲ認ムルニ於テハ之ヲ承
認ス

連盟ヨリ露ヲ含ム在歐大使へ転電アリタシ

本電冒頭往電ト共ニ連盟、在米大使へ転電セリ

在支公使、北平、哈爾賓、滿州里へ転電セリ

224

昭和6年11月17日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山新たに日本軍の同時撤退を要求について

第六〇八号（暗、至急）
往電第六〇七号ニ関シ

十七日馬ノ使者ノ持参スヘキ回答中ニハ我方要求ノ三項ヲ承認シ居ルモ新ニ第四項トシテ支那軍撤退ト同時ニ日本軍モ撤退スヘキ旨記載シアル趣新井ヲ通シ張景惠ヨリ通知越セリ
前電ノ通転電セリ

ハルビン 11月17日後発
本省 11月17日後着

225 昭和6年11月17日
在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山回答の内容について

ハルビン 11月17日後発
本省 11月17日後着

第六一一号（暗、大至急）

往電第六〇七号ニ関シ

軍通告ニ対スル馬ノ回答十七日午後十二時半漸ク到着セルカ其ノ内容ハ全然誠意ヲ欠クモノナリ委細後電ス
支、北平、奉天、満州里ヘ転電セリ

227 昭和6年11月17日
在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

日本軍の東支鉄道付近駐屯に関するソ連側放
送について

ハルビン 11月17日後発
本省 11月18日後着

第六一五号（暗）

十七日夜「ハバロフスク」ラジオハ莫斯科政府ハ十六日広田大使ニ対シ再ヒ北滿ノ時局ニ関スル通牒ヲ手交シタル旨ヲ放送シタル上更ニ吾人ハ最早一分間ト雖此上日本軍ノ東支鉄道付近ニ駐屯スルヲ許シ難シト放送シ居レリ
支、露、北平、奉天ヘ転電シ齊齊哈爾ヘ転報セリ

228 昭和6年11月17日
在南京上村（伸一）領事より
幣原外務大臣宛（電報）

関東軍の馬占山あて通告に関する中国新聞の
報道について

南京 11月17日後発
本省 11月17日後着

第七四七号（略）

林少佐カ馬占山ニ対シ黒竜江省政權ヲ張海鵬ニ引継カンコ

226 昭和6年11月17日
在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

関東軍の要求を無条件承認方張景惠より馬占
山あて慈憑について

ハルビン 11月17日後発
本省 11月17日後着

第六一三号（暗、至急）

往電第六〇七号ニ関シ

馬ノ回答文ハ余リニ誠意ヲ欠クモノナリトノ張景惠ノ馬ニ与ヘタル忠告ニ依リ軍ニ交付スル事ヲ中止シ目下張等ニ於テ無条件承認方ヲ馬ニ慈憑シ居ル模様ナルカ回答文ノ内容大体左ノ通ナルカ如シ

(一) 江省軍ノ撤退ト同時ニ日本軍モ撤退スルコトヲ希望ス
(二) 匪賊ノ討伐等ノ必要アル場合ハ江省軍ハ東支線南側ニ進出スルコトヲ得

(三) 洮昂線ノ保護ハ張海鵬ノ江省進出中止ヲ条件トスルコトトスヘシ

支、北平、奉天ヘ転電セリ

229 昭和6年11月17日
三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛（電報）

昂々溪付近の戦闘に関する関東軍司令部公表
について

11月17日後発
11月17日後着

トヲ要求セリトノ報道ハ当時支那新聞ニモ伝ヘラレタルカ十七日ノ中央日報ハ獸軍国外交擾乱ノ鉄証ヲ見ヨトノ見出ヲ付シ(一)現下ノ時局ヲ考察スルニ戦禍ヲ避ケ地方ノ治安ヲ維持スル唯一ノ方法ハ馬主席ハ下野スルト同時ニ江省政府ト張海鵬トノ間ニ平和裡ニ政權ノ授受ヲ行フヨリ他ニ良策ナカルヘシ、林少佐ト署名セルモノ(二)嫩江橋梁修理ヲ要求セル関東軍司令官代理林少佐ノ馬宛十月二十七日付要求書及(三)馬主席ニシテ日本軍ノ齊齊哈爾侵入ヲ避ケント欲セハ速ニ自ラ誠意ヲ披瀝スヘシトノ十一月八日付馬宛本庄司令官ノ通告ナルモノ(何レモ日本文)ノ写真版ヲ訳文ト共ニ掲載セリ委細郵報
公使宛電第四七〇号ノ(七)ノ次第モアルニ付御参考迄
公使、北平、奉天ヘ転電セリ

関参第二一〇号(其一一三、秘)
軍ハ昂々溪付近馬占山軍攻撃開始ト共ニ左記ノ通り公表セ
ントス

関東軍司令部公表

黒竜江省政府主席馬占山ハ大興付近ノ戦闘後昂々溪及其南
方地区ニ強大ナル兵力ヲ集中シ大日本帝國政府及関東軍司
令官ノ極メテ穩健妥当和協公正ナル提議ヲ一蹴シテ回答期
日タル十一月十六日ニ至ルモ何等答フル所ナキノミナラ
ス此間益々戦備ヲ敵ニシ全線ニ増兵スルト共ニ特ニ前官
地、張花園方面日本軍右側背ニ近ク進出シ以テ強圧ヲ加フ
ルコト頻繁ニシテ為ニ其後方連絡線ノ要点タル江橋付近嫩
江鉄道橋ハ著シク危険ニ瀕セリ而モ又馬占山軍ハ各地支那
軍及兵匪ヲ利用シ我カ背後連絡線タル四洮鉄道及電線ノ破
壊ヲ企図スルコト数次ニシテ軍ノ任務達成ヲ妨害スルヤ甚
タシ馬占山軍ノ此種挑戦的攻撃行動ハ漸次其度ヲ増加シ我
カ背後連絡線ノ危険ヲ増大スルト共ニ最前線ニ於テハ随所
ニ小部隊ノ衝突ヲ惹起シ敵軍兵力ノ増加ニ伴ヒ遂ニ我カ軍
ニ対シ包圍攻勢ヲ策スルニ至レリ茲ニ於テ関東軍ハ自衛的
見地ニ基キ軍ノ直前ニ於ケル馬占山軍ヲ撃攘シ以テ其ノ危

ス誠実ニ原約ノ期限通り条件ヲ実行スヘキ旨申入レラレ度
尚從來支那側ニテハ文書ニ依ル約束モ単ニ宣伝ノ目的ニ利
用スルノミニシテ實際ニ之ヲ履行セサルコト甚タ多キ処若
シ今回モ右様ノ術策ヲ弄スルカ如キコトアランカ其ノ結果
重大ナルヘク且之ニ対スル責任ハ全ク支那側ニ於テ負フヘ
キモノナルコトヲ篤ト張ニ説示ノ上之ヲ馬占山ニ伝ヘシメ
ラレ度シ

本電陸軍ト協議済

公使、北平、奉天ニ転電セリ

231 昭和6年11月17日 南陸軍大臣より
本庄関東軍司令官宛(電報)

馬占山の通告内容実施について

陸満第二三九号(暗、軍機)

本省 11月17日後発

大橋総領事ヨリ外務省ヘノ着電ニ依レハ昨十六日夜張景惠
ヨリ馬占山カ我方ヨリノ要求全部承認ノ旨電話ヲ以テ通告
シ来レル趣貴方ニ於テモ承知ノコトト信ス然ル処由来支那
側ハ詐謀虚偽ノ言動多ク特ニ馬ト北平間トノ往復電報ニハ
今次表明シ来レル意志ト反対ナルモノ尠カラス且又目下恰

害ヲ排除スルニ決ス
哈市、2Dスミ

230 昭和6年11月17日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

馬占山の要求実行監視方について

本省 11月17日後発

第一〇八号(暗、大至急)

満州事変(北満関係)

貴電第六〇七号ニ関シ

陸軍側ト協議ヲ遂ケタルカ果シテ馬占山軍ニ於テ軍ノ通告
ヲ実行スル誠意ヲ有スルヤ疑ハシキモ兎ニ角貴電ノ如キ申
出アリタル以上我方ニ於テハ回答期限ノ遷延シタル点ハ別
ニ之ヲ問題トセス該通告ヲ実行セシムル建前ヲ執リ置クコ
ト将来ニ対スル我方ノ立場ヲ有利ナラシムルモノナリト云
フニ決シタリ、仍テ陸軍側ヨリ関東軍ニ対シ馬占山側ノ右
通告実行ヲ監視スヘキ旨電訓ヲ発シタルニ付テハ貴官ハ張
景惠ヲ通シ馬占山側ニ対シ我方ニ於テ先方カ我方要求全部
ヲ容レタルコトヲ領承シ之カ実施ヲ監視スルニ付先方ハ必

モ国際連盟理事会開會中ナルヲ以テ之ヲ支那側ニ有利ニ展
開セシムル為ノ欺瞞的行為ナルヤモ保シ難キニ鑑ミ其申出
ノ真否ニ就テハ慎重ニ査覈セラレタシ然レトモ馬占山ニシ
テ真ニ誠意ヲ以テ我カ要求ノ全部ヲ受諾シ之ヲ嚴格ニ実行
セントスルニ於テハ其実行期日二十五日ハ之ヲ変更セサル
モ其回答力若干遷延セルノ罪ハ之ヲ寛恕スルノ雅量ヲ示ス
ヲ大局上有利ナリトス

232 昭和6年11月17日 中谷関東軍警務局長より
永井外務次官宛

馬占山の通電ならびに張学良の激励電につい

て

公信関機高支第一四一四六号ノ二

馬占山ノ通電並張学良ノ激励電

馬占山ハ着々日本軍攻撃ノ準備ヲ整ヘ居レルカ本月七日全
国ニ左記(一)訳文ノ如キ通電ヲ発シ自己ノ決意ヲ示シタルニ
対シ張学良ヨリ左記(二)ノ如キ激励電ヲ寄セタリト云フ

記

11月17日付
11月24日着

(一)中央党部、蔣総司令、張副司令、中央各院各部、各省政府、各署、各処、各省市党部、各新聞社、全国父老兄弟御中
遼吉事変後日本ハ種々ノ方法ヲ用ヒ土匪蒙匪及不良分子ト結託シ北滿ヲ圖謀スルニ華人ノ自立ヲ以テシ其ノ土地政權侵略ノ実ヲ行ヒ黑竜江省ハ辺陲ニ処シ極力自衛セリ、然ルニ三日突然出テ嫩江江橋修理ニ就キ日本兵掩護ニ藉口シ洮南ノ張海鵬ヲシテ江ヲ越ヘ我防地ヲ圧迫シ攻撃ヲ開始シ尚四、五兩日日本側ハ飛行機八台、砲二十余門ヲ以テ猛烈ニ包囲攻撃ヲ為シ省城ヲ突カسنハ止マサルノ状勢ニアリ査スルニ嫩江江橋ハ我国ノ所有ニシテ日本ノ干渉ヲ要セン、余ハ元来本件ハ国際連盟ニテ処理方法アルヘキヲ以テ力メテ衝突ヲ避ケタルニ日本側ハ世界ノ平和ヲ顧ミス始終其満蒙侵略ノ野心ヲ貫徹ス
黑竜江省ハ已ムヲ得サル地位ニ陥リ自衛切迫ノ為メ已ニ武力ヲ以テ相對峙シ国亡ヒントスル大難ニ対シ只々所部ヲ淬励シ死ヲ誓ツテ力抗シ一切ノ犠牲ハ惜シム所ニアラス、願クハ全国父老努力振作シ以テ危亡ヲ救ハンコトヲ軍ニ臨ミ憤激ノ至リニ勝ヘス
黑竜江省政府主席 馬 占 山

234

昭和6年11月18日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

日本軍総攻撃開始に関する馬占山の蔣介石あて電報について

奉天 11月18日後発
本省 11月18日後着

第一三三四号(暗、至急)

十八日午前九時馬占山発蔣介石宛電報ヲ我方ニテ傍受セル
処左ノ通

(出所極秘扱)

本早朝四時日本軍ハ我前線ニ向テ総攻撃ヲ開始シ且(攻)城砲ヲ以テ射撃セリ日本飛行機六台ハ爆弾ヲ投下シ戦闘ハ非常ニ猛烈ナリ速ニ国際連盟ニ攻撃中止ヲ要求セラレタシ
米、連盟、公使、北平、哈爾賓へ転電セリ

235

昭和6年11月18日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

嫩江方面における関東軍の作戦行動について

奉天 11月18日後発
本省 11月18日後着

(二)張学良ヨリ馬占山宛激励電
黑竜江軍ハ日本軍来攻ニ際シ、沈着勇敢ニ応戦シ敵ヲ殺スコト大ナリ、此ノ捷報ヲ得感佩ニ堪ヘス尚將士ヲ激励シ奮闘セラレンコトヲ願フ、魯陽一タヒ戈ヲ揮ハハ日本軍ヲ潰滅スルハ朝飯前ナラン
以上

(編注) 本信(第一四一四六号)の一は見当たらない。

233

昭和6年11月18日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

黑竜江軍攻勢のため応戦について

奉天 11月18日前発
本省 11月18日後着

第一三三〇号(平)

軍側ヨリノ通報ニ依レハ十七日黑竜江軍ハ正面第一線内更ニ二三千名ヲ増兵シ且我軍右側背ヲ脅威シ攻勢ニ転シタルニ付我軍ハ已ムヲ得ス本十八日払曉之ニ応戦セリ
連盟ヨリ露ヲ含ム在欧各大使へ転電アリタシ
米、連盟、支、北平、在滿各領事へ転電セリ

第一三三五号(暗)

軍側ヨリノ通報ニ依レハ嫩江方面ニ於ケル我部隊ハ本十八日午前九時三十分頃敵線ノ中央ヲ突破シ目下戦果ノ拡張中ノ由ナリ

支、北平、哈爾賓、長春、吉林、鄭家屯へ転電セリ

236

昭和6年11月18日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍司令部の昂々溪進出および東支鉄道に対する通告について

奉天 11月18日後発
本省 11月18日後着

第一三三九号(略、大至急)

軍側ヨリノ通報ニ依レハ(十八日午後七時)

十八日午前九(時)半黑竜江軍ノ中央ヲ突破前進セル我軍ハ午後一時司令部ヲ洮昂線昂々溪ニ進メタリトノ報告アリタルニ依リ前線部隊ハ更ニ北方ニ進出シ居ルヘシ

十八日哈爾賓特務機関ヨリ東支鉄道側ニ対シ(イ)日本軍ハ同鉄道ノ営業又ハ權利ヲ侵害スルモノニ非ス又(ロ)護路軍モ我方ニ対シ敵対行為ニ出テサル限り之ヲ攻撃セサルヘキ旨通

告シタル由

連盟ヨリ露ヲ含ム在欧各大使ニ転電アリタシ
米、連盟局長、公使、北平、哈爾濱、満州里へ転電セリ

237 昭和6年11月18日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

趙黒竜江省代表の関東軍に提出の回答文につ
いて

奉天 11月18日 前発
本省 11月19日 前着

第一三四〇号(略)

軍側ヨリノ通報ニ依レハ

哈爾濱滞在中ノ黒竜江省代表趙仲仁及劉民政庁長ハ十八日
午後一時哈爾濱我陸軍特務機関ニ対シ更ニ左ノ趣旨ノ回答
文ヲ手交シタル由

一、今次時局ニ依リ昂々溪ニ集中シタル部隊ノミハ出来得
ル限り撤退セシムヘシ(齊齊哈爾集中ノ部隊並ニ原駐地
帰還ノ点ニハ全然触レ居ラス)

二、東支鉄道以南ニ出動シタル部隊ハ時局ニ依リ出動シタ
ルモノナルニ付時局平定セハ同鉄道以南ニ出動セシメス

露、支、北平、奉天へ転電セリ

(編注) 本電は十七日大橋総領事発の電報(二二七文書)と同
番号であるが、一応原文(写)のままとしておく。

239 昭和6年11月18日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍の要求条件全面受諾の際の馬占山の
苦衷について

ハルビン 11月18日 後発
本省 11月18日 後着

第六二二号(暗)

往電第六一三号前段ニ関シ

十七日夜半馬占山ハ更ニ張景惠ニ電話ニテ十六日付ノ馬ノ
回答文ハ馬ノ文盲ニ乗シ万福麟系ノモノカ勝手ニ作成シタ
ルモノニ付本夜改メテ回答文ヲ作成出発セシメタリ尚自身
一兩日中ニ哈爾濱ニ来リ苦衷ヲ申述ヘ日本側ノ諒解ヲ求メ
度シト申来リタル由ナルカ十八日朝馬ノ親戚ノモノノ当地
ニ齎ラセル回答文ハ大体ニ於テ日本側要求条件全部ヲ容レ
居レリ目下使者等軍側ト会見中詳細後報ス因ニ十八日朝張
景惠カ百武ニ洩セル所ニ依レハ目下日本軍ト対峙中ノ江省

三、洮昂線ハ純然タル支那鉄道ニシテ保護ノ責任ハ支那側
ニアリ時局平定セハ平常通り運行スヘシ

連盟事務局長ヨリ在欧各大使在露大使へ転電アリ度シ
連盟事務局長、在米大使、在支公使、北平、哈爾濱へ転電
セリ

238 昭和6年11月18日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

日本軍飛行機による東支鉄道爆撃の中止を丁
護路軍司令より依頼について

ハルビン 11月18日 後発
本省 11月18日 後着

第六一五号(暗、至急)

東支護路軍司令丁超ハ十八日朝他用ヲ以テ往訪セル館員ヲ
通シ実ハ十六日日本飛行機ハ「フラルジ」ノ東支工人宿舍
付近ニ爆弾ヲ投下シ硝子ヲ破壊シ更ニ昨十七日ニハ洮昂東
支兩線交叉付近ニ投弾シ東支線ノ鉄道ヲ破壊セル処右ハ曩
ニ本庄司令官ノ声明ニモ反シ又今次日本軍ノ目的ヨリ言フ
モ有害無益ナルヘシト思慮セラルルニ付出来得レハ此種行
動ヲ中止スル様軍当局ニ勧告アリタシト申越セリ

軍中屯墾軍ハ戰意乏シク目下張ヨリ買収交渉中ニシテ成功
ノ可能性アリ馬占山ハ之亦全然戰意無ク唯万福麟ノ親戚カ
団長トナリ居ル二団ヲ基幹トスル部隊ハ強硬ニ主戰論ヲ固
持シテ譲ラサルニ付之等ニ対シテハ是非トモ強力ヲ用フル
外無カルヘシトノ事ナリ
支、北平、奉天へ転電セリ

240 昭和6年11月18日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ハルビン治安維持に関する東支鉄道護路軍司
令丁超の言明について

ハルビン 11月18日 後発
本省 11月18日 後着

第六二二号(暗、大至急)

洮昂線方面戦争ノ結果万一支那敗兵カ東支線ニ依リ当地ニ
乗込ムカ如キ場合ニハ治安紊乱ノ結果如何ナル事態ヲ惹起
スルヤ計リ難キニ付十八日午後一時丁超ヲ訪問シ当地ノ治
安維持及敗兵ノ当地方流入阻止方ヲ申入レタル処同人ハ当
地ノ治安維持ニ対シテハ極力尽力スヘク且敗兵ノ当地ニ来
ル事ナキ様既ニ手配済ナルヲ以テ御安心アリタク護路軍ニ

対シテハ絶対ニ日本軍ニ敵対セサル様訓令済ナリト答ヘタ
リ尚当地方ハ差当リ至極平穩ナリ
支、北平、奉天へ転電セリ

241 昭和6年11月18日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江軍との戦闘開始による紛争回避に関する
東支鉄道当局との交渉について

ハルビン 11月18日後発
本省 11月18日後着

第六二四号(暗、至急)
貴電第九五号ニ関シ

愈々戦闘開始サレ東支側ノ情報ニ依レハ東支昂々溪駅付近
ニ於テ機関銃声聞ヘ東支労働者ニ動揺ヲ来シツツアリトテ
当地労農総領事代表ヨリ当館ノ注意ヲ喚起シ来リタル次第
モアルニ付関東軍ノ希望ニ基キ当地特務機関ト協議ノ上十
八日午後「オルロフ」総領事代理「ルーデイ」東支監理局
長李理事長ヲ往訪シ関東軍ヨリハ既ニ第一戦闘部隊ニ対シ
東支ノ利益ヲ尊重スル事及護路軍力攻勢ニ出テサル以上之
ヲ攻撃セサルヘキ旨ヲ命令シアルモ情報ニ依レハ馬軍ハ東

レタル地点ヲ選ハレタキ希望ヲ有シ居レリト言ヘルニ付
本官ハ右ハ支那軍ノ逃ケ方如何ニ依リ若シ彼等力態ト駅
構内ニ逃ケ込ム場合ニハ日本側トシテモ追撃ノ已ムヲ得
サルカ如キ事態ニ立至ルヤモ計リ難キニ付馬軍ニ対シ左
様ノ事ナキ様子メ注意シ置カルル事必要ナルヘント念ヲ
押シ置ケリ

支、露、北平、奉天、満州里へ転電セリ

242 昭和6年11月18日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山の回答受領拒否に関する現地軍側の意
向について

ハルビン 11月18日後発
本省 11月18日後着

第六二五号(暗)
往電第六二一号ニ関シ
当地軍側ニ於テハ十七日付馬二回目ノ回答モ尚当方要求ヲ
無条件承認シタルモノニアラス且ツ最早今日ニ至リテハ受
取ルモ無益ナリトテ受領ヲ拒否セリ
在支公使、北平、奉天へ転電セリ

支沿線ニ壘壕ヲ掘リ若ハ東支付属地内ニ收容陣地ヲ造ル等
我軍ノ攻撃ヲ已ムヲ得サラシメ以テ我方ト東支ノ紛争ヲ惹
起セシメント企図シツツアル趣ナルニ就テハ左様ノ事ナキ
様東支ヨリ馬軍ニ対シ申入レラルル事東支ノ利益擁護上然
ルヘキ旨申入レ「ルーデイ」及李ニ対シテハ為念公文ヲ渡
シ置ケルカ右ニ対スル先方回答振左ノ通

一、「オルロフ」ハ御来示ノ趣ハ早速東支ニ転達シ然ルヘ
ク措置セシムヘキカ御話ノ東支ノ利益ヲ尊重スヘキ旨ノ
関東軍命令ハ同軍ニ於テ東支ヲ「クロス」セストノ意ナ
ルヤト反問セルニ付本官ハ「クロス」スルモノナル(ヤ)
否ヤ全然承知セスト答ヘ置ケリ

二、「ルーデイ」ハ御申越シノ通取計フヘキ処東支当局者
トシテハ東支權益ノ侵害セラレサル事及列車ノ運行カ停
止セサル事ヲ念トシ努力シ居リ現ニ昂々溪駅従業員ニ対
シ全部腕章ヲ付ケ其他ノ者ノ構内出入ヲ禁スヘキ旨命令
シ居ル次第ナリト答ヘタリ

三、李紹庚ハ御話ノ如キ馬軍ノ企図ハ初耳ニ付他ノ東支幹
部ト協議ノ上至急適宜ノ措置ニ出ツヘク尚自分トシテハ
日本軍力東支ヲ「クロス」スル場合ハ成ルヘク駅ヨリ離

243 昭和6年11月18日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍の東支鉄道横断と馬占山の動向につい
て

ハルビン 11月18日後発
本省 11月18日後着

第六二六号(暗、大至急)

貴電第一〇九号ニ関シ

早速張景惠ヲ訪問シ御来示ノ趣伝ヘタル処張ハ右行違ハ全
ク馬ノ側近ヲ介セサリシ為万福麟派ノ為ニ騙サレタル結果
ニシテ遺憾ニ堪エスト述ヘタリ折シモ(十八日午後七時)
昂々溪ヨリ戦況ニ関スル電話報告達シタルカ張ノ語ル所ニ
依レハ日本軍ハ午後四時頃昂々溪南方四支里ノ地点ニ於テ
東支線ヲ横断シ支那兵ハ全部齊齊哈爾方面ニ逃レ馬占山ハ
既ニ省城ヲ出テ克山ニ向ヒタルカ昂々溪駅ハ同駅長徐ノ現
状調査ニ依リ何等ノ損害ヲ被リ居ラサリシコト判明シタル
趣ナリ、事態斯ノ如ク最早貴訓ノ通馬ノ反省ヲ促ス途モナ
ク又其ノ方法モナキニ付左様御承知相成度シ
支、露、北平、奉天へ転電セリ

244

昭和6年11月18日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省時局收拾に関する軍側構想について

第六二八号(至急、極秘)

ハルビン
本省 11月18日後着

馬占山敗走後軍側ハ江省時局ノ收拾ヲ張景惠ヲシテ当ラシ
メ江省軍ノ指導ヲ丁超ヲシテ行ハシメントスル意図ヲ有ス
ルカ如ク右ハ既ニ兩人ニ於テ内諾シ居ル趣ナルカ丁超ハ今
日迄張作相ノ命ニ依リ動キ居リ日本側ノ意ノ儘ニ動ク人物
ニハ非サルヘキモ北滿第一ノ実力家ナルヲ以テ右任務ニハ
適当ニシテ且張海鵬ノ如ク日本ノ傀儡ト認メラレ居ルモノ
ヨリモ同人ノ如キ今日迄灰色ヲ持統シ来リタルモノノ方動
クトモ外部ニ対スル關係ハ好都合ナルヘキカト思考ス
支、北平、奉天ヘ転電セリ

245

昭和6年11月18日 在南京上村領事より
幣原外務大臣宛(電報)

国民政府、馬占山を黒竜江省政府委員兼主席
に任命について

内閣、外務、海軍、拓務

247

昭和6年11月18日 幣原外務大臣より
在ハルビン大橋総領事宛(電報)

馬占山にその不誠意警告方について

本省 11月18日後発

第一〇九号(暗、大至急)

滿州事変(北滿關係)

貴電第六一一号及第六一三三三号ニ関シ
(二五文書)(二六文書)

貴官ハ至急張景惠ヲ通シ馬占山側カ一旦軍ノ通告ヲ全部承
諾シ乍ラ後ニ至リ之ヲ翻ヘスカ如キ不誠意極マル態度ニ出
テタルコトヲ嚴重詰問セラレ度尚張ニ対シ此際馬占山ニ於
テ右ノ如キ不誠意ナル態度ヲ以テ終始シ且我軍ニ対シ大軍
ヲ集中シ之ヲ刺戟挑発スルノ現状ヲ継続スル結果兩軍ノ衝
突ヲ惹起スルモ右ハ一ニ支那側ノ責任ナルコトヲ篤ト説示
シ張ヲシテ再応馬ノ深甚ナル反省ヲ促サシムル様御努力相
成度

陸軍側ト打合スミ

支、北平、奉天ニ転電セリ

第七五一号(略)

国民政府ハ十七日付ヲ以テ万福麟ノ本兼各職ヲ免シ馬占山
ヲ黒竜江省政府委員兼主席ニ任命セリ
公使、北平、奉天、哈爾賓、仏ヘ転電セリ

246

昭和6年11月18日 三宅閣東軍參謀長より
杉山陸軍次官宛(電報)

第二師団の黒竜江軍に対する攻撃開始につい
て

11月18日前発
11月18日後着

関第二八号(秘)

第二師団及派遣部員ノ報告ヲ綜合スルニ黒竜江軍ハ十七日
頃ミニ活氣ヲ呈シ前線ニ兵力ヲ増加シ攻勢運動ヲ起セリ之
カタメ第二師団(嫩江支隊ニ兵力ヲ増加シ師団長ヲシテ指
揮セシム)ハ之ヲ迎撃スルニ決シ十七日夜半ヨリ行動ヲ起
シ本朝来攻撃ヲ開始セルカ如シ

北平、天津、朝鮮、上海、哈市スミ

連盟、米、露ニ転電済ミ

248

昭和6年11月19日 在ソ連広田大使より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山驅逐の日本政府方針に関するタス通信
報道について

モスクワ 11月19日後発
本省 11月20日前着

第五三一号(略)

十七日東京発「タス」通信ハ外務省員カ同日朝「リトビン
フ」ノ声明ハ十六日晚接到セリト云ヒタル旨ヲ伝ヘ十八日
発同通信ハ朝日ニ依レハ南陸相ハ十六日ノ閣議ニ於テ馬軍
ニ対シ断乎タル措置ヲ執ルコトヲ主張シ閣議ハ本件ヲ幣原
南両相ニ一任セルカ両相協議ノ結果北滿ニ於ケル秩序ヲ維
持スル方法ハ先ツ北滿ヨリ(馬ヲ)驅逐スルニ在リト為シ
十九日若槻首相ノ承認ヲ得テ軍部ヨリ本庄ニ対シ必要ノ措
置ヲ執ルヘキ旨訓令セラレタリト報道シ居レリ

249

昭和6年11月19日 在上海重光公使より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山の関東軍要求拒絶願末に関する張景惠

の談話について

上海 11月19日後発
本省 11月20日前着

第一三二二号（暗）

本使發連盟宛電報

第一二二号

十八日張景惠カ大橋総領事ニ語リタル処ニ依レハ馬占山カ一旦我方要求ヲ容レ後ニ文書ニ依ル回答ニ於テ之ヲ覆シタル行違ヒハ全ク馬カ文字ヲ解セサリシ為万福麟派ノ為瞞サレタル結果ナル由真偽確カム可キモ不取敢大臣、奉天へ転電セリ

250 昭和6年11月19日

在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛（電報）

嫩江事件に関する馬占山の通電要領について

北平 11月19日後発
本省 11月20日前着

第六六二号（平）

十八日付馬占山ノ通電要領

六日江省軍ハ衝突ヲ避クル為メ三間房一带ニ撤退セルニ拘

252 昭和6年11月19日

在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

関東軍の一部チチハル進入について

奉天 11月19日前発
本省 11月19日後着

第一三四一号（略）

軍側情報ニ依レハ十九日午前九時我軍ノ一部ハ齊齊哈爾ニ入り主力ハ同地南方五料ノ地点ニ達セリ黒竜江省軍ハ四方ニ潰走中

巴里連盟ヨリ露ヲ含ム在欧各大使ニ転電ヲ請フ

連盟事務局長、米、支、北平、哈爾賓ニ転電セリ

253 昭和6年11月19日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

馬占山の動静について

ハルビン 11月19日前発
本省 11月19日後着

第六三一号（暗、大至急）

往電第六二六号ニ関シ

馬占山ハ十八日夜尚齊齊哈爾省城ニ在リタル処其克山向退

ラス日本軍ハ軍事拡大防止ノ声明ニ反シ連日襲来スルノミナラス十六日連盟開会ノ際大部隊ヲ増派シ更ニ猛攻ヲ開始シ十八日朝防禦線ヲ突破シテ強襲シ来リ且ツ飛行機ヲ以テ省城ヲ爆撃セル為メ驚愕セル人民ヨリ相当地带ニ退避方請願アリ依ツテ茲ニ人民ノ期待ニ副ヒ且ツ連盟ヲ尊重シテ暫時相当地带ニ撤退シ公理ノ解決ヲ待タントス奉天、哈爾賓へ転電セリ

251 昭和6年11月19日

在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

護路軍による馬占山軍のハルビン方面進入阻止について

奉天 11月19日後発
本省 11月20日前着

第一三三八号（暗）

哈爾賓發閣下宛電報第六二八号ニ関シ

軍側ノ通報ニ依レハ十九日丁超ハ護路軍ヲ安達及喇嘛甸子方面ニ派シ（日ノ丸ノ旗ヲ用ヒ居ル由）馬軍敗残兵ノ哈爾賓方面ヘノ侵入阻止方手配シ居レル趣ナリ

支、北平、哈爾賓へ転電セリ

254 昭和6年11月19日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

黒竜江省代表より日本軍のチチハル入城回避方願出について

ハルビン 11月19日前発
本省 11月19日後着

第六三二二号（暗、大至急）

十八日夜江省代表趙仲仁等本官ヲ来訪シ日本軍ノ齊齊哈爾城内ニ進入セサル様配慮アリタシト顯出テタルニ付本官ハ関東軍ハ城内ニ入ラヌ方針ナルカ如キモ若シ馬軍カ城内ニ於テ抵抗ヲ図ルカ如キ場合ニハ如何ナル事態發生スルヤモ計リ難キニ付左様ノ事無キ様至急馬ニ電話スヘキ旨勸告シ早速其旨馬ニ通シタル趣ナリ支、北平、奉天へ転電セリ

255 昭和6年11月19日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

張景惠を中心とする北滿時局の收拾斡旋方上
申について

ハルビン 11月19日前発
本 省 11月19日後着

第六三三号（暗、大至急極秘）

本官発奉天宛第五一一号

十八日夕黒竜江省代表趙仲仁外三名本官ヲ来訪日本軍齊齊哈爾方面進出ノ時局收拾方ニ関シ援助ヲ求メ来レルニ付直ニ清水領事及特務機関ヲ招致シ協議ノ上代表ニ対シ直ニ張景惠ト相談ノ上具体案ヲ作成シ持参スレハ然ルヘキ筋ニ轉達シテ江省民ノ福祉ノ為尽力スヘシト申聞ケタル処同人等ハ直ニ一先ツ引取り馬占山（十八日夕尚齊齊哈爾ニ残留）トモ相談ノ後本官ヲ除ク前記人々更ニ張景惠ノ私宅ニ集合シ協議ヲ続行セリ然ルニ趙仲仁ハ馬ニ電話シタル際馬ハ張海鵬カ若シ入城シ来ルニ於テハ死ヲ賭シテ抵抗スヘク又他支那人ノ来省ニモ同様反對ニテ日本軍ト雖此上圧迫スルニ於テハ敵ハサル迄モ一戦ヲ辞セス唯若シ張景惠カ来齊スルニ於テハ絶対ニ其命ニ服シ江省ヲ其手ニ一任スヘク目下省城付近集結ノ軍隊ハ今明両日中ニ完全ニ他ニ移動セシメタ

ル上江省ノ政權ハ平和裡ニ張ニ引渡スヘシト語リタル趣ナルカ

(2)之ヲ聞キタル特務機関側ハ馬カ此土壇場ニ於テモ尚斯ノ如キ暴戾ナル言ヲ吐クニ於テハ最早徹底的ニ討伐スル外ナシト席ヲ立タントセルモ張景惠ハ馬ト電話スルハ自分カ最後ナルカ其際馬ハ予テ自分（張）ヨリノ忠告アリタルニ基キ十八日開戦ト同時ニ戦線ニアリタル其手兵ヲ直ニ交替セシメ此際是非共自分（張）ニ自身来齊シ政局ヲ收拾セラレタク万事ハ貴下ニ一任スト懇請セルニ付自分モ之ヲ引受ケタル次第ニシテ馬ハ終始日本側トノ戦闘ヲ避ケタルモノニシテ事茲ニ至リタルハ偏ニ周囲ノ万福麟派ニ誤ラレタルモノニ付其点諒解アリタク日本側カ折角最後迄江省民ノ為ニ平和的努力ヲ尽サレ又東北三千万ノ人民ニ関スル大事業カ當ニ目前ニ完成セントスル此重要時機ニ於テ切ニ慎重寛容ナル態度ニ出テラレンコトヲ切望スト声涙共ニ下ル態度ニテ申述ヘ趙仲仁亦前言ハ自分ノ失言ナリトテ陳謝セル為其場ハ済シ兎ニ角二十日清水、百武、張景惠並江省側代表ト共ニ当地発赴齊スヘク其際張景惠等ハ馬占山ヲシテ即刻撤兵ニ着手セシメ

事項3 東北地方北部の形勢と日本軍のチチハル占領

256

昭和6年11月19日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

尚入齊後ノ善後措置ニ関スル弁法ヲ議定スヘシトテ同夜二時過散会セル由ナリ然ルニ軍側ニ於テハ趙仲仁ノ失言ハ真ニ單ナル失言ナリトスルモ少クトモ彼等カ今尚心ヨリ覚醒シ居ラサルコトヨリスルモ此上尚徹底的膺懲ヲ必要トストノ見解ヲ有シ居レル模様ナリ
然ルニ本官ノ意見ニ依レハ若シ此際馬軍ヲ徹底的ニ攻撃スル態度ニ出ツル場合ニハ江省敗残兵ハ蜘蛛ノ子ノ如ク各地ニ散乱シ之カ收拾ノ為ニハ我軍ヲシテ江省内ニ縦横ニ活動セシメ江省ヲ事実上奉天省ト同様ノ地位ニ迄持来ス必要ヲ生スヘク我方トシテ右決心ヲ有スルナラハ格別其決心無キ以上不徹底乍ラ目下北滿平和ノ恩人トシテ支那人間ニ声望ヲ収メ且我方ニ対シ深キ諒解ヲ有スル張景惠ニ收拾方一任シ馬ニ対シテモ成ルヘク寛容ナル態度ヲ以テ将来張景惠ヲ援ケシムル様仕向クルコト北滿ノ平和的経路上適當ト思考スルニ付右貴地関東軍ト御協議ノ上大至急本件ニ関スル方針決定方御斡旋アリタシ
外務大臣、支、北平ヘ転電セリ

滿州里発列車のハルビン到着について

ハルビン 11月19日後発
本 省 11月19日後着

第六三四号（暗）

昨十八日午前十時滿州里発ノ列車ハ本朝十九日午前七時四十五分定期通り安着セリ右ハ昨日ノ戦闘ニ依リ東支線ニ何等被害ナカリシ証左ナリト思考ス
支、露、北平、奉天、滿州里ニ転電セリ

257

昭和6年11月19日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

東支鉄道護路軍の動向に関する司令丁超の談話について

ハルビン 11月19日後発
本 省 11月19日後着

第六三六号（暗）

十九日朝着列車ニテ江省軍敗走兵約二十名迫撃砲一門ヲ携ヘ来哈セリトノ報告アリタルニ付丁超ニ確カメタル処護路軍ニ対シテハ江省軍ノ東支線横断北行ハ默認スルモ線路ニ沿ヒテ行動スルコトハ禁止シアリ又其軍隊ノ乗車ハ嚴禁シ

アルニ付東支線ニ於テ敗走兵カ当地ニ侵入シ来ルカ如キヨトハ断シテアリ得ス右ハ恐ラク列車乗込ノ護路軍兵士ヲ見誤リタルモノナルヘシト答ヘタリ時局柄誤伝セララル虞アルニ付為念

支、北平、奉天、満州里へ転電セリ

258 昭和6年11月19日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山本營への爆弾投下の事実なき旨発表方

依頼について

ハルビン 11月19日後発
本省 11月19日後着

第六三七号(暗、大至急)

本官発奉天宛電報

第五一五号

当地支那側ハ十八日日本飛行機カ齊齊哈爾城内馬占山ノ本営公館ニ五個ノ爆弾ヲ落シタルモ損害ナカリシ旨同地ノ電話トシテ宣伝シ外国新聞記者中ニハ右謠言ヲ信シ本国ニ電報シタルモノアルニ付此ノ際至急其ノ事実ニアラサルコトヲ貴地軍部ヲシテ発表セシメラレタシ

ハサル男ナルニ付自分ハ彼ノ力ヲ利用シ江省ノ秩序ヲ恢復セントス万福麟ノ殘党ハ今ヤ海倫ニ立籠ラントシ居ルノミナラス其ノ他種々画策シ居ル故速ニ彼等ヲ勦滅セサルニ於テハ禍計ルヘカラス馬ニ於テモ泰安鎮ニ於テ早速万派ノ首領ヲ処分スヘシト言ヒ居レリ、目下江省人民ハ切ニ自分ニ對シ速ニ出馬方懇請シ居リ当地ニ於テハ引留メラレ居ルモ自分ハ今晚当地要人ノ會議ヲ開キタル上明二十日出発スル決心ナル処自分カ行ク以上吉林ノ熙洽ノ如キ不始末ハ演セサル積リニテ江省全体ヲ微動モセヌ様固ムル所存ナルカ此ノ際日本側ニ御(脱)シ(脱)ハ是非馬占山ノ罪ヲ寛恕セラレタキコトニ付此ノ旨関東軍司令官ニ御伝ヘアリタシト熱烈ニ依頼シタル処此ノ際江省ノ後始末ヲ付クル方法トシテハ右張ノ意見ノ通我方ニ於テ馬ニ對シ寛大ナル態度ヲ執リ張景恵ト協力セシムル以外ニ方法ナキニ付至急軍司令官ニ對シテ右諒解方御交渉アリタシ

大臣、支、北平へ転電セリ

260 昭和6年11月19日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

宣統帝擁立運動に関する張景恵との会谈につ

大臣、支、北平、露、満州里へ転電セリ

259 昭和6年11月19日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景恵と馬占山の協力実現につき本庄司令官に韓旋方の上申について

ハルビン 本省 11月19日後着

第六三九号(暗、大至急)

本官発奉天宛電報第五一六号

十九日午後四時張景恵ニ会見シタル処唯今齊齊哈爾ヨリノ電話ニ依レハ城内ハ四百ノ巡警ニ依リテ警備セラレ極メテ静穩ナルカ目下總商会ハ代表者ヲ派シ日本軍ニ對シ城内ニ入ラサル様交渉シ居ル所ナルニ付テハ明日自分(張)カ同地ニ至ル迄入城ナキ様貴官ニ於テモ韓旋アリタク尚馬占山ハ昨夜遅ク自分ノ勦メニ依リ全部隊ヲ纏メ泰安鎮ニ引揚ケタルカ自分ノ齊齊哈爾着ヲ待チ同地ニ引返シ来ル管ナリ馬ハ今日迄周囲ノ者ニ誤マラレ日本ニ敵對シタルモノ今ハ翻然大悟シテ絶對ニ自分ニ從フヘキ旨誓ヒ居ルノミナラス同人ハ極メテ義理堅キ男ニテ一度約束セル以上命ニ懸ケテモ違

いて

ハルビン 11月19日後発
本省 11月19日後着

第六四〇号(暗、極秘)

十九日張景恵ト会見ノ節張ハ新黒竜江省政府ノ人選ニ関連シ目下当方面ニ於テ策動中ノ宣統帝擁立運動ニ對スル本官ノ私見ヲ蔽キタルニ付本官ハ個人ノ意見トシテ右ノ如キハ時代錯誤ノ甚シキ思想ニシテ到底東三省人民ノ信賴ヲ博ス方法ニ非スト信スルニ付左様ノ事ハ忘レテ健全ナル政府ヲ作ル積リニテ適材適所ノ方針ニテ進マルル事然ルヘシト思考スト答ヘタルニ張ハ自分モ皇帝擁立ハ名ハ善ケレドモ時代ノ潮流ニ合セサルモノト信シ居レリト述ヘ居タリ尚当地特務機關モ本件ニ付テハ本官ト同様ノ私見ヲ有ス(部外極秘)

支、北平、奉天、天津、連盟、米へ転電セリ

261 昭和6年11月19日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景恵の動静および宣統帝擁立運動等に関する米国総領事への内話について

第六四一号（暗）

ハルビン 11月19日後発
本省 11月19日後着

累次ノ電報ノ通張景恵ハ十九日夕ノ要人會議ヲ経タル後愈自ラ江省ニ乗込ム事ニ決意シ居ル処右ハ外部ノ誤解ヲ来シ易キ事柄ナルニ付本日当地米國總領事ニ対シ張景恵ハ江省省民ノ希望ニ依リ馬占山ト連絡シテ齊齊哈爾ニ乗込ミ政局收拾ノ意圖ヲ有スル模様ナル事ヲ告ケ且同總領事ハ予テ宣統帝擁立運動ニ付日本ノ肚ヲ疑ヒ居ルニ付此点ニ関シテハ往電第六四〇号ノ事實ヲ其儘内話シタル処頗ル満足氣ニ見受ケラレタリ

支、北平、奉天、天津、連盟、米へ転電セリ

262 昭和6年11月19日 在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛（電報）

朝鮮軍その他軍隊の鄭家屯通過北行について

鄭家屯 11月19日後発
本省 11月20日前着

第四二号（暗）
往電第四一号ニ関シ

方訓令について

本省 11月19日後発

第三四四号（暗、至急）

満州事件（チチハル方面ノ日支衝突）

往電第三四三号ニ関シ昂々溪方面ニ於ケル日支兩軍ノ衝突ヲ避クル為帝國政府ハ各般ノ措置ヲ講シタルニ拘ラス同方面ニ大軍ヲ集結セル馬占山ハ多勢ヲ恃ミテ十八日大興ニ於ケル我軍ニ対シ攻撃ヲ開始シタルヲ以テ我軍ハ不得已之ニ応戦シタル旨冒頭往電發送後公報ニ接シタル処其ノ後ノ報道ニ依レハ我軍ハ黒軍追撃ニ当リ東支鉄道昂々溪駅ノ東方相当距離ノ地点ニ於テ東支鉄道ヲ横切り「チチハル」ニ向ヒタル為同鉄道ハ何等損害ヲ蒙ラサリシ趣ニシテ右ハ我軍ニ於テ特ニ東支鉄道ノ利益ヲ顧慮シタル結果ナリ尚帝國軍隊ハ今後共東支鉄道ノ利益ヲ尊重スルハ勿論支那軍掃蕩ノ目的達成次第直ニ撤収スルコトニ決シ居レリ
貴官ハ右ノ趣責任國政府ニ申入レラルト同時ニ我軍隊カ不得已ル戦闘ニ際シテモ蘇連邦ノ利益ヲ顧慮シテ行動シタルコトニ対シ蘇政府ハ満足セラルヘキモノト思考スル旨申添ヘラレ先方ノ応酬振電報アリタシ

朝鮮軍歩兵第三十九旅団司令部及第七十七連隊五百名並騎兵一小隊多数ノ軍需品積載十八日午後三時臨時列車ニテ奉天方面ヨリ当地通過北行セリ

263 昭和6年11月19日 本庄関東軍司令官より
金谷參謀總長宛（電報）

第二師団のチチハル方面戦況について

11月19日後発
11月19日後着

関参第二四九号（秘、至急）

一、第二師団ハ一挙齊齊哈爾ニ向ヒ追撃シ昨十八日夜半前齊齊哈爾南方約四軒付近ニ於テ多数ノ敗残兵ト交戦ノ結果遂ニ味方撃チノ危険大ナリシ為先ツ主力ヲ以テ齊齊哈爾南方大民屯ニ大休止ヲ為セリ

二、本朝飛行隊偵察ノ結果ニ依レハ午前九時一部ヲ以テ齊齊哈爾ニ進入セルカ如シ

264 昭和6年11月19日 幣原外務大臣より
在ソ連広田大使宛（電報）

チチハル方面における黒竜江軍との衝突に際し東支鉄道の權益尊重の旨ソ連政府に申入れ

尚此ノ機ニ於テ蘇軍カ東支沿線ニ出動スルカ如キコトアラハ我軍ヲ刺戟シ事態ヲ紛糾セシムヘキニ付蘇軍ノ出動ハ之ヲ阻止シタキ意向ナルニ付テハ其ノ御含ヲ以テ応酬セラレタシ
在欧米各大使ニ転電シ仏ヨリ連盟ニ転報セシメラレタシ

265 昭和6年11月20日 在上海村井總領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル占領に関する上海外字新聞の論調について

上海 11月20日後発
本省 11月21日前着

第八三五号（平）

⁽¹⁾ 齊齊哈爾占領ニ関スル廿日新聞論調
「デーリー、ニュース」「次ハ何ソ」

満州ニ対スル日本側ノ計画ハ最初ヨリ奉天、吉林、齊齊哈爾ノ直接又ハ間接占領ニ依リ東三省全部ノ支配權ヲ獲得スルニアリシコト明白ニシテ日本ハ嫩江橋梁修理ヲ名トシテ兵ヲ進メ最後ニ残レル齊齊哈爾攻略ヲ策セルモノナリ尤モ日本ハ橋梁修理後撤兵ストノ声明ヲ実行シ得サリシハ馬占

山ノ威嚇的態度ニ依ルト云フヘケンモ日本軍カ最初ノ目的地以上遙ニ進出セシ事實ハ右日本側ノ声明及日本カ張海鵬ヲ援助セストノ声明ニ疑惑ヲ与ヘ連盟理事連モ東洋ニ於ケル声明ナルモノハ其ノ既成事実ナル迄ハ信シ得ストノ不快ナル感情ヲ持ツコトナルヘク以前ノ声明ニ反セル日本側今後ノ行動ハ最大ノ不安ヲ抱カシム声明ノ問題ニ付テハ露国ノ地位モ興味アリ露国ハ不干渉ヲ声明シ黑竜江軍援助ヲ否定シ居ルモ日本ノ齊齊哈爾進出ノ結果東支鉄道ニ重大ナル利害ヲ有スル露国側ニ於テモ或ハ必要ナル對抗措置ヲ執ラサルヘカラサルニ至ルヘク火ハ爆薬ニ近ツキツアリ日本ノ齊齊哈爾占領ハ世界ノ平和ヲ害シタルコト大ニシテ或ハ戦争ヲ招来スルニ至ルヤモ知レス殊ニ連盟ヲ最困難ニ陥ルモノナリ

「チャイナ、プレス」「日本仮面ヲ脱ク」

齊齊哈爾占領ハ日本ノ熟慮計画セル戦争行為ニシテ英米輿論モ今迄或ハ日本ノ行動ハ日本人ノ生命財産保護ノ為必要ナリトノ日本ノ宣伝ヲ信シタランモ公然武力ヲ以テ支那ノ省政府ヲ占領セル今日其ノ手ニハ乗ラサルヘシ日本ハ更ニ哈爾濱ニ於ケル日本人ノ生命、財産保護ヲ名トシテ此ノ方

関東軍占領後のチチハル方面の情勢について

奉天 11月20日後発
本省 11月21日前着

第一三五五号(略)

軍側ヨリノ通報ニ依レハ

(一)嫩江部隊ハ齊齊哈爾城外北大宮及南大宮ニ在リ城内ハ支那側警務処ニ於テ治安ノ維持ニ当リ居レリ

(二)十八日午前十時満州里発列車ハ定刻通り十九日午前七時四十五分哈爾濱ニ到着シタリ右ハ今次戦闘カ東支ノ財産並營業ニ何等損害ナカリシヲ示スモノト認メラル

(三)敗残兵ハ齊齊哈爾ヲ中心トスル五十「キロ」ノ地域内ニハ殆ト存在セス大部分克山(Ko-shan)海倫(Hai-lun)方面ニ逃亡シタルカ如シ

連盟ヨリ露ヲ含ム在欧各大使ヘ転電アリタシ
米、連盟、支、北平、哈爾濱、満州里ヘ転電セリ

267 昭和6年11月20日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山等海倫に向け出発について

奉天 11月20日後発

面ニ手ヲ延ハン、延テハ東支南部線貫収ニ対スル野望ヲ遂ケントスルニ至ルヘシ

蓋シ露国ハ目下五ヶ年計画ニ熱中シ居ルヲ以テ日本ト戦争ノ危険ヲ冒スヨリハ買収案ニ同意スヘク斯クシテ日本ハ満州ニ其ノ欲スル政府ヲ建テ得ヘシ連盟ハ齊齊哈爾占領ノ暴挙ヲ黙過セサルヘシ勿論種々ノ言拔ケヲナスヘキモ今回ハ満州事件以来日本カ連盟ニ与ヘタル侮辱行為ヲ容認セルノ態度ヲ続クルコトナカルヘク若シ連盟ニシテ即刻断然タル処置ヲ執ラサレハ自ラ死刑宣告状ニ調印スルニ等シ

「上海タイムス」「Manchurian Madness」

日支何レニ同情スルヲ問ハス極寒湖北ノ地ニ於テ数百ノ死傷者ヲ出セル今回ノ戦争ハ甚タ遺憾ニシテ統率者ノ愚劣自負心及欠陥ヲ暴露セルモノナリ日支双方ニ於テ平和ノ勝利カ戦争ノ勝利ヨリ貴重ナルコトヲ自覚センコトヲ望ムト簡単ナル論説ヲ掲ケタリ

公使ニ転報シ北平、奉天、南京ニ転電セリ

奉天ヨリ哈爾濱ニ転電アリタシ

266 昭和6年11月20日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

本省 11月21日前着

第一三五九号(略)

軍情報ニ依レハ十九日早朝馬占山及謝參謀長ハ自動車ニテ海倫ニ向ヒタル由

支、北平、哈爾濱ニ転電セリ

268 昭和6年11月20日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景惠のチチハル行き延期の事情について

ハルビン 11月20日後発
本省 11月20日後着

第六四七号(暗、極秘)

本官発奉天宛電報

第五二五号

往電第五一六号ニ関シ

張景惠ハ本二十日当地発齊齊哈爾ニ乗込ム手筈ヲ定メ居タル処十九日夕ノ要人會議ニ於テ右ニ反対スルモノ多ク其論拠ハ

(一)張景惠個人トシテハ今尚絶対ニ馬ノ善意ニ信頼シ居ルモ馬ト北平トノ関係ニ顧ミ其ノ真意容易ニ捕捉シ難ク現ニ

馬ハ直ニ海倫ニ退キ政府ヲ樹立スヘキ旨学良ヨリ命令ヲ受ケ居ルノミナラス馬ノ齊齊哈爾脱出以來張トノ連絡絶エ現在ニ於ケル心持不明ナル折柄張カ齊齊哈爾ニ入込ミ政府ヲ組織スル場合若シ馬カ之ニ反対シテ海倫ニ對抗政府ヲ組織スルニ於テハ武力ナキ張トシテハ必然日本ノ兵力ヲ借りテ討伐スル外ナク斯クテハ張ハ日本ノ傀儡ナリトテ売国奴呼ハハリサレ張ノ位置ハ忽チ苦境ニ陥リ将来同人カ東三省政局ヲ收拾スルカ如キ際ニ非常ナル障礙トナルヘキニ付此際齊齊哈爾行ヲ遅ラシ当地ニ於テ馬トノ連絡ヲ完成シタル後徐ニ乗込ムコト然ルヘシ

(二)張カ急ニ当地ヲ離ルルニ於テハ之ニ代ルヘキ中心人物ナク当地民心ヲ不安ニ陥ルヘキコト

(三)馬ハ齊齊哈爾退出ニ際シ在リ金全部ヲ持逃ケシタル為省庫ニハ一錢タニ残リ居ラサルノミナラス諸官衙ノ椅子机迄持去ラレ居ル齊齊哈爾ニ乗込ムコトノ不便ナルコトノ三点ナリシ趣ニテ張ハ之カ為急ニ出発ヲ延期シ先ツ当地ニ在リテ馬トノ連絡ヲ遂ケ海倫政府ノ成立ナキコトヲ見届ケタル上徐ニ乗出サントスルニ決意シ二十日午後日本側ノ諒解ヲ求メ来レル処右ハ張ノ現在ノ立場トシテ已ムヲ得サ

抵禦ノ方策ヲ謀ルヘシ、若シ一旦決裂セハ吾最初ニ其衛ニ当ラン依テ今回黒竜江省民団軍ヲ組織スヘク民団軍条例ヲ定メ所属ニ命シ通令到達ノ日ヨリ組織ヲ実行スル旨ニ付吉林省政府管轄内各県政府及各軍政機関トモ御了知相成度条例左ノ如シ

黒竜江省民団軍条例

- 第一条 名称ヲ黒竜江省民団軍ト定ム
- 第二条 本軍ハ公安ヲ維持シ日本軍ノ侵入ヲ予防シ各県駐防軍ノ及ハサル所ヲ補助スルヲ以テ主旨トス
- 第三条 本軍ハ黒竜江省政府ニ直屬シ総指揮一員ヲ置キ指揮命令ス
- 第四条 本軍ノ編成ハ全省ヲ分チ四区トナシ各区ニ区指揮部ヲ設ク第一区ハ竜江県ニ第二区ハ綏化県ニ第三区ハ黑河ニ第四区ハ呼倫貝爾ニ置ク、総指揮部ハ安達県ニ置ク
- 第五条 各区ニ指揮一員ヲ置キ若干県ヲ統轄ス各県ニ民団訓練所ヲ設ケ所長ハ全県ノ民団ヲ率領シ之ヲ訓練ス
- 第六条 各県民団員数ハ当分左ノ如ク定ム、但シ地方ノ状況ニ依リ増減ノ必要アルトキハ区指揮ヨリ省政府ノ認可ヲ受ケ処理スルモノトス

ル措置ト認メラルルニ付此際一時齊齊哈爾ノ地方民ヲシテ治安維持会ニテモ組織セシメ張ハ馬トノ連絡ヲ至急完成セシメタル上乘込マシムル外ナカルヘント思考セラルニ付右関東軍ニ御伝ヘ相成タシ

大臣、支、北平ヘ転電セリ

269 昭和6年11月20日 中谷関東庁警務局長より
永井外務次官宛

馬占山の黒竜江省民団軍編成に関する情報について

11月20日付
11月25日着

公信関機高支第一四二四一号ノ二(注)

黒竜江省民団軍編制

東支列軍警乗員ノ語ル処ニ依レハ黒竜江省主席馬占山ハ日本軍ノ黒竜江侵略ニ備フルタメ黒竜江全省民団軍ヲ編制スヘク条例ヲ定メ本月十日吉林省北部各県及哈爾濱各機関ニ左記訳文ノ如キ通告ヲ発シタリトイフ

記

我国ハ日本強横ノ下ニ在リテ今ヤ危急存亡ノ秋ナリ速カニ

- (1) 一等県ハ一ヶ団ヲ組織ス
 - (2) 二等県ハ二ヶ営ヲ組織ス
 - (3) 三等県ハ一ヶ営ヲ組織ス
- 第七条 各区指揮各県訓練所長及所属將校ハ統テ民団軍総指揮部之ヲ任免ス但シ左記資格ヲ有スル者ノ内ヨリコレヲ選任ス

- (1) 正式軍官学校卒業者
- (2) 警察学校専門卒業者
- (3) 曾テ軍隊ニ多年服務シ軍事経験アル者
- (4) 所在地ニテ声望アリ軍事常識ヲ有スル者

第八条 各県民団軍ハ各県政府責任ヲ以テ先ツ退伍軍人ヲ募集シ若シ法定数ニ足ラサル場合ハ農家又ハ保衛団ヨリ之ヲ充編スヘシ

第九条 本軍ハ一ヶ月内ニ編成シ三ヶ月間以上ノ訓練ヲ施スヘシ但シ必要ナルトキハ其期間ヲ短縮スルコトヲ得所授ノ科目ハ軍事訓練ノ外地方常識ヲ授クヘシ

第十条 各県民団ノ銃器ハ各県長ニ於テ準備スルモノトス
第十一条 本軍ノ經費ハ毎月四万元ト定メ総指揮二千元、各区指揮部一千五百元、各県教練所二百元トシ、此ノ経

費ハ省政府ヨリ支出シ将卒毎月ノ給料ハ各県政府ヨリ發給スヘシ

第十二条 本軍ハ官長ニ制服ヲ發給スル外他ハ全部単衣ヲ以テ制服ヲ代用スモシ必要アルトキハ各県政府ニテ制服ヲ發給ス

第十三条 本条例ニモシ不備ノ点アレハ隨時省政府ニ上申シ之ヲ改定ス

以上

(編注) 本電(第一四二四一号)の一は見当らない。

270 昭和6年11月21日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

東支鉄道西部線の平常運行について

奉天 11月21日後着
本省 11月21日後着

第一三六〇号(平)

軍側ヨリノ通報ニ依レハ十九、廿兩日トモ東支西部線ハ時間表通運行シ居リ哈爾賓「ボクラ」滿州里間ノ連絡モ異状ナキ趣ナリ

連盟ヨリ露ヲ含ム在歐各大使ニ転電請フ

転電先 在米大使、連盟事務局長、上海、北平

271 昭和6年11月21日 在吉林石射総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

熙洽推薦のチチハル新政権要人について

吉林 11月21日後着
本省 11月22日前着

第一八二号(暗)

本二十一日齊齊哈爾ノ事態ニ関シ熙長官ノ語ル所ニ依レハ熙ハ予テ多門師団長ヨリ張海鵬ノ齊齊哈爾新政権ノ下ニ坐ルヘキ人物ノ推薦方依頼アリタルニ依リ軍政庁長又ハ參謀長ニ張祥廉(吉林憲兵隊長)ヲ警察署長ニカユウボク(長官公署交際処員)ヲ交渉員又ハ財政庁長ニ高ブントウ(吉林電話局長)ヲ民政庁長ニ張ジョバイ(長春県長)ヲ夫々推薦シ置キ不取敢昨二十日洮昂線經由出發セシメタルカ張海鵬ハ日本側ニ対シ不都合アリ軍部ヨリ忌避セラレタル為張景恵代ツテ齊齊哈爾へ乗込ミタル由ニ付右四名ハ如何ナルヤ今ノ所不明ナリト

哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ニ転電アリタシ

哈爾賓、奉天、長春、北平、公使へ転電セリ

272 昭和6年11月21日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

清水領事一行チチハル向け出発について

ハルビン 11月21日後着
本省 11月21日後着

第六四八号(暗)

往電第六四五号ニ関シ

清水領事ハ館署員及一部在留民ヲ伴ヒ二十日午後三時発列車ニテ齊齊哈爾ニ向ケ帰任ノ途ニ就ケリ
露、支、北平、奉天、滿州里へ転電セリ

273 昭和6年11月21日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景恵の出馬と馬占山との関連について

ハルビン 11月21日後着
本省 11月21日後着

第六五一号(暗)

本官發奉天宛電報

第五三〇号(至急)

往電第五二五号ニ関シ

其後ノ情報ニ依レハ張景恵カ齊齊哈爾行ヲ思ヒ止マリシハ同人ノ語リシ理由以外込ミ入りタル私事情伏在セルヤニ

モ伝ヘラレ果シテ然ラハ馬トノ連絡成リタル上ニ於テモ出馬シ得ルヤ否ヤ疑問ノ余地アル処廿一日荒井ノ来談ニ依レハ張ハ二十日馬ノ克山ニ在ルコトヲ大体突キ止メシヤ電話ヲ以テ同地知人ヲ通シ馬トノ連絡ヲ計リ居リ本廿一日中ニハ何分ノ返事アルヘシト予期シ居リ若シ其結果馬トノ連絡成ルニ於テハ直ニ出馬スヘキ旨決心シ居ル趣ナリ
大臣、支、北平、齊齊哈爾へ転電セリ

274 昭和6年11月21日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

清水領事等チチハル帰任について

ハルビン 11月21日前着
本省 11月21日後着

第六五四号(暗)

齊齊哈爾發本官宛電報

合第一〇六号

大臣へ電報アリタシ

第一四六号

本官昨二十日館員及署員ト共ニ帰館シタリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天、吉林へ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、吉林へ転電セリ

275 昭和6年11月21日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

張景惠の出馬と馬占山との関連について

ハルビン 11月21日後発
本省 11月21日後着

第六五五号（暗）

本官発奉天宛電報

第五三四号

往電第五三〇号ニ関シ

新井ヨリノ通報ニ依レハ馬占山ハ本廿一日午後海倫ニ着シ
タルヲ以テ張景惠ハ廿三日朝使者ヲ同地ニ派シ馬ト会见セ
シメ交渉善後問題ヲ議セシメタル後廿四日使者ノ帰還ヲ待
ツテ最後ノ態度ヲ決定スル趣

276 昭和6年11月21日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

自己ノ地位保持ヲ図ルコトニ決セル旨付言セリ
哈爾賓ヨリ大臣、公使、北平、奉天へ転電アリタシ

277 昭和6年11月22日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

昂々溪方面戦闘における日本軍の損害につ
て

奉天 11月22日後発
本省 11月22日後着

第一三六八号（平）

連盟、在米大使宛電報合第六六〇号

軍部発表ノ昂々溪方面戦闘ニ於ケル我軍損害ハ戦死三十
一、負傷百四、行衛不明十二ニシテ救護班收容中ノ凍傷患
者約三百

連盟ヨリ前電通り転電請フ

転電先前電通り

278 昭和6年11月22日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル入城の日本軍について

ハルビン 11月22日後発

満州里方面の在留邦人保護に關し中国側官憲
に申入れについて

ハルビン 11月21日前発
本省 11月21日後着

第六五七号（暗）

満州里発本官宛電報

第四二号

本官発大臣宛電報

第六〇号

昨二十日本官ハ当地王參謀長及張交渉員ヲ往訪シ江省軍ノ
敗残兵カ当方面ニ遁入シ来ルニ於テハ在留邦人保護上最モ
懸念ニ堪ヘサル次第ヲ説明シ之カ対策ニ付遺憾ナキヲ期セ
ラレタキ旨申入レタル処兩人共敗残兵ノ侵入ハ絶対責任ヲ
以テ之ヲ防クヘシト答ヘタリ殊ニ王參謀長ハ哈爾賓ノ丁護
路軍司令及「バイラル」ノ蘇司令ヨリモ電命ノ次第アルヲ
以テ敗兵侵入防禦策ニ付テハ既ニ充分手配済ミナルカ一方
十九日東支沿線各地軍憲ニ対シ在留日本人ノ保護方為念訓
電シ置ケリト述ヘタリ

尚王參謀長ハ当地方軍部ハ丁護路軍司令ト一致行動ヲ執リ

本省 11月22日後着

第六五八号（暗）

齊齊哈爾發本官宛電報

第五八号

大臣へ電報アリタシ

第一四七号

第二師団第三旅団第十五旅団各司令部ハ十九日夕刻入城セ
リ現在入城日本兵総数約六千名大部分ハ南大營及竜江駅付
近ノ村落ニ收容シアリ領事館官邸及宿舍全部ハ凍傷者及傷
病者ノ收容所ニ充テタリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

279 昭和6年11月22日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

洮南・竜江間の旅客列車運轉開通について

ハルビン 11月22日後発
本省 11月22日後着

第六五九号（暗）

齊齊哈爾發本官宛電報

第五九号

大臣へ電報アリタシ
第一四八号

洮南竜江間ノ鉄道ハ本廿一日ヨリ普通旅客列車ヲ開通セシ
ムルコトナレリ

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリ度シ

280 昭和6年11月22日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

避難邦人のチチハル市内復帰について

ハルビン 11月22日後発
本省 11月22日後着

第六六〇号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

第六〇号

大臣へ電報アリタシ

第一四九号

当地政界首脳者ハ十九日馬占山軍ノ克山方面へ退却ト前後
シテ各地ニ避難逃亡セリ市中ノ秩序ハ居残レル龔德柏署長
以下支那側警察官二百余名ニ依リ維持サレ居リ平穩ナリ在
留日鮮人ハ避難地ヨリ弗々復帰シツツアリ

哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

281 昭和6年11月22日 在ブラゴエシチェンスク間庭領事館事
務代理より
幣原外務大臣宛(電報)

ブラゴエシチェンスクにおけるソ連側と馬占

山側との会談情報について

ブラゴエシチェンスク 11月22日後発
本省 11月23日後着

第三三号(暗)

黒河邦人カ確カナル筋ヨリ得タリトテ本日結水後始メテ渡
江セル館員ニ語ル所左ノ如シ

馬占山カ海倫へ敗退ノ際馬ヨリ派遣シタル密使十九日到着
同夜ヨリ連夜蘇連領事館内ニ於テ齊肇預(黒河籌備処長)

崔伯(留守隊司令)蘇連領事「ミメイロフ」及中国銀行経

理生戊某等同席密議ヲ擬ラセリ右席上使者ヨリ馬ノ密旨ト

シテ(一)馬軍ハ昂々溪ノ合戦ニ於テ遺憾乍ラ蘇側供給ノ武器

ノ大部分ヲ失ヒタルカ飽ク迄日本ト戦フ覚悟ナルニ付此上

共援助サレタシ(二)此際武器ヲ供給セラレタシ(三)在黒河諸銀

行内ノ官金ハ約五箇月間手兵ヲ養ヒ得ヘキカ(實際ハ五十

吉林政府ノ募兵ニ応スルモノ著シク増加シツツアリ
北平、朝鮮、哈市スミ

283 昭和6年11月23日 在北平矢野参事官より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山に対する張学良の通電および万福麟の

馬占山に関する談話について

北平 11月23日後発
本省 11月24日前着

第六六七号(平)

学良ノ二十二日付通電

馬占山ヨリ二十日付ヲ以テ十八日已ムナク軍政両処ヲ海倫
ニ移セルカ十九日日本軍数千省城ニ侵入シ姦殺焚掠ヲ擅ニ
シ各商家ヲシテ日本国旗ヲ掲ケシメ更ニ林甸其他ノ地方ヲ
飛行機ニテ爆撃セル旨及各軍隊ヲ海倫拜泉克山一帯ニ撤退
セル旨電報アリ同主席ニ対シ部隊ヲ整理シテ引続キ防禦方
訓令シ置ケリ云々

尚二十二日万福麟ハ漢字紙記者ニ対シ海倫ハ江省ノ中心ニ
シテ重要地点ナルカ馬ハ前清時代ヨリノ同僚ニシテ極メテ
勇敢ナレハ日本軍カ此上圧迫スルモ屈スルコトナカルヘシ

副司令ハ馬ニ対シ当地塩税ヨリ五千万円供給ニ決セル旨語
リ居レリ
公使ヨリ上海へ転報アリタシ
公使、南京、奉天、哈爾賓ニ転電セリ
哈爾賓ヨリ齊齊哈爾ニ転電アリタシ

284 昭和6年11月23日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル爆撃の顛末および同市駐屯日本軍の
情況について

ハルビン 11月23日前発
本省 11月23日後着

第六六三号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

第六一号

大臣へ電報アリタシ

第一五〇号

支那側ハ我飛行機カ十八日齊齊哈爾市中ニ爆弾ヲ投下セル
旨宣伝シ居レル処右ハ無根ナリ多門師団長ノ本官ニ語ル所
ニ依レハ同日江省軍ノ後退ヲ威嚇スル為竜江駅ノ北方駅以

285 昭和6年11月23日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハルにおける省城地方臨時治安維持会設
立の動きについて

ハルビン 11月23日後発
本省 11月23日後着

第六六四号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

合第一〇七号

大臣へ転電アリタシ

第一五一号

張景惠擁立行悩中ノ処当地支那紳商ハ地方治安維持ノ見地
ヨリシテ何時迄モ当地ヲ無政府ノ下ニ置クコトノ危険ナル
コトヲ痛感シ当省政權引受者ノ確定引受ヲ終ル迄ノ臨時使
法トシテ軍部了解ノ下ニ省城地方臨時治安維持会ヲ設立シ
タキ旨本二十二日軍部ニ申出テタリ軍部ハ之ニ承認ヲ与ヘ
目下組織進行中ナリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天、吉林ニ転電アリタシ
支、北平、奉天、哈爾賓、吉林、満州里へ転電セリ

外ノ地ニシテ人家無キ齊克線上ニ二三爆弾ヲ投下セシメタ
ルコトアルニ付右ノ事実ヲ支那側カ惡宣伝ニ利用シ居ルモ
ノナルヘントノコトナリ外国側武官及新聞記者モ支那側ノ
宣伝ノ虚偽ナルコトヲ認メ本国ニ電報シ居レリ尚又本日哈
爾賓ヨリ来レル外国新聞記者ノ言ニ依レハ支那側ハ日本軍
カ泰安鎮方面ニ出動シ爆弾ヲ投下シ又ハ支那軍ヲ攻撃シツ
ツアリト宣伝シ居ル趣ナル処昨二十一日我飛行機カ偵察ノ
為泰安鎮及林甸方面ヲ飛行セルコトハ事実ナルモ爆弾ヲ投
下シ又ハ軍隊ノ出動シ居ルカ如キ事実ナシ目下当地ニ在ル
我軍ハ南大營及竜江駅附近ノ村落等何レモ郊外ニ宿泊シ其
ノ中竜江駅附近ニ在ルモノハ明二十三日北大營ノ修繕完了
ヲ俟テ之ニ収容シ市中ニハ一兵モ止メサル軍ノ意嚮ナリ目
下軍ニテ使用シ居ル支那側ノ建物ハ奉天会館ヲ第十五旅団
司令部ニ支人家屋二三ヲ第三旅団司令部ニ夫々充テ居ルニ
過キス(他ノ家屋ノ分ハ近日中ニ支那側憲兵隊本部建物ニ
引移ル等)昨二十一日来不通ナリシ当地哈爾賓間ノ電報ハ
本二十二日ヨリ開通セリ
哈爾賓ヨリ公使、奉天、北平ニ転電アリタシ

286 昭和6年11月23日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黒竜江省独立政府組織に関する張景惠と馬占
山との交渉について

ハルビン
本省 11月23日後着

第六六五号(暗)

本官発奉天宛電報

第五四四号

往電第五三四号ニ関シ
(二七五文書)

其後張景惠代表者ト馬占山ノ間ノ交渉ハ順調ニ進行シ居リ
同代表ハ馬軍代表ト共ニ廿三日晩頃帰哈スルヤモ知レスト
ノコトナリ一方張景惠ハ至急代表者ヲ齊齊哈爾ニ送り独立
政府ヲ組織セシメ馬トノ了解付キ次第同時ニ齊齊哈爾ニ乘
込ム意向ヲ有スル趣ナリ
大臣、支、北平、齊齊哈爾へ転電セリ

287 昭和6年11月23日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

在チチハル日本軍の撤退に関する情報について

て

第六六六号（暗、至急、極秘）

在露大使発閣下宛電報第五四一号ニ関シ

永井次官ハ「メリニコフ」ニ対シ齊齊哈爾日本軍ハ護路軍司令丁超カ同地ニ乗込ミ秩序維持ノ見込付キ次第撤退スヘキ旨言明セラレタル趣ナル処其後丁超ハ齊齊哈爾行ヲ好マサルコト判明シタルヲ以テ累次ノ往電ノ通張景恵ニ於テ馬占山ト連絡ノ上馬ト協同シテ江省ヲ経略セントスル意嚮ヲ有スルカ如ク而シテ軍部ニ於テハ目下ノ処容易ニ齊齊哈爾撤兵ヲ肯セサル模様ナルニ付此点御承知置キアリタシ

支、露、北平、奉天、齊齊哈爾ニ転電セリ

288 昭和6年11月23日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル清水領事より巡查増員方申請について

て

ハルビン

第六六七号

本 省 11月23日後着

齊齊哈爾発本官宛電報（廿三日前）

第六三三号

大臣ニ電報アリ度シ

第一五二号

我軍ノ入城ト共ニ今後日鮮人ノ当地ニ入り込ム者多数ニ上ル見込ニ付右取締ノ為我軍隊当地駐屯中当館巡查三名増員方至急御詮議相願度シ

289 昭和6年11月23日

在ブラゴエシチエンスク間庭領事館事務代理より
幣原外務大臣宛（電報）

黒河居留民の安否および同地の状況について

ブラゴエシチエンスク 11月23日後着
本 省 11月25日前着

第三四号（暗）

廿二日館員ヲ派シ黒河居留民ノ安否並ニ同地状況ヲ探ラシメタル処左ノ通

一、昂々溪敗戦後黒河官憲ノ動揺甚タシク在留邦人亦清水

領事ヨリ引揚方（電報）ニ接シタルカ十六日江省当局ヨリ市政籌備処ニ対シ在留邦人保護方敵命アリ又公安局長ハ邦人引揚ヲ不利ナリトシテ其ノ動靜監視方密令セル趣ナリ同日邦人一有力者カ留守司令部ニ呉参謀ヲ訪問シタル処呉ハ馬軍カ日軍ト衝突シタルコトニ遺憾ノ意ヲ表シ邦人保護不穩行動取締ヲ言明セル由ナリ因ニ黒河現在ノ兵力ハ歩兵二百（脱）ノ暴動ヲ恐レツツアリ

二、十八日馬ヨリ黒河司令部宛「省政府ハ齊齊哈爾市民ニ痛苦ヲ与フルニ忍ヒス各機関ヲ率ヒテ海倫ニ移転シ省政ヲ執ル予ハ江省内ニ断シテ外援ノ新政権ヲ認メサル方針ナルニ依リ地方軍官ハ須ク動揺ヲ避ケ民心ノ安定ヲ計ルヘキ」旨電命セリト⁽²⁾ 説ニ海倫ハ馬ノ郷里ニ近ク物資ニ富ミ交通ノ便アルヲ以テ残兵ヲ整理シ哈爾賓反日派ト提携シテ再挙ヲ計ルヤニテ万一ノ場合ハ黒河ニ在ル家族ハ其儘トシ自身ハ蘇側ノ庇護ニ依リ浦潮経由北平ニ逃ルルモノト言ハル

三、廿三日黒河ヨリ海倫ニ向ケ山砲隊（砲二門）出発ノ筈ナルカ元来黒（河）駐屯山砲隊ハ十月十六日全部出動シ既ニ黒河ニハ砲一門モ残り居ラサルノミナラス今回ノモ

ノハ曾テ見サル二重砲身ニシテ「ブラゴエ」赤軍山砲ト同型ナルカ或ハ蘇側ヨリ供セシモノニ非サヤト疑ハル（本電新聞発表見合セラレタシ）
莫斯科、哈爾賓ニ転電セリ

290 昭和6年11月24日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

張景恵を主席とする黒竜江省政府成立の見込みについて

ハルビン 11月24日後着
本 省 11月24日後着

第六七一号（暗）

廿一日海倫ニ入リタル馬占山ハ二十三日張景恵ニ使者ヲ派シ絶対ニ張ニ服従スヘク予テ張ヨリ指図セラレタル通り出来得ル限り日本軍隊トノ衝突ヲ避ケ目下海倫ニ於テ軍ノ始末ヲ着ケツツアルニ付張ノ齊齊哈爾入り後自分モ入齊シ万事指揮ヲ受クヘシト申シ来レル由ナルカ予テ噂セラレ居タル海倫政府カ未タ成立セサル点等ヨリ見テ右馬ノ申入ハ信シ得ルヤニ思考セラル尚張ハ江省入りヲ決意シ目下極力人選等ニ奔走シ居ル趣ナルヲ以テ茲一両日中ニハ之等人物張

ヨリ一足先ニ入齊シ張ヲ主席トスル江省政府ノ成立ヲ見ル
ヘシ
支、北平、奉天、満州里、齊齊哈爾へ転電セリ

291 昭和6年11月25日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハルにおける省城地方臨時治安維持会の
成立および同会簡章について

別電 同日大橋総領事より幣原外務大臣宛第六七四号
右臨時治安維持会簡章訳文

ハルビン 11月25日後発
本省 11月25日後着

第六七三号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報合第一〇八号（二十四日後）外務大
臣へ電報アリタシ

第一五三号

往電第一五一号維持会二十四日成立セリ同会ハ交際、事
務、文書、救済ノ四科ニ分レ事務所ヲ当地公安局内ニ置キ
明二十五日ヨリ事務ヲ開始スルコトナレリ右維持会ノ簡
章訳文ハ別電第一五四号ノ通ナリ

一、本会経費ハ会員自ラ援助ス

一、本会若シ貧民救済地方保衛ノ各事ヲ為ス場合ハ所要経
費ハ臨時籌措ス

一、本会ハ政治及軍事ニ関スル事項ニハ断シテ関与セス

一、凡ソ会員ニシテ本会設立ニ違反セル主張ヲ為スモノハ
脱会ヲ請フ

一、本簡章ニシテ未タ事宜ヲ尽シ得サルモノアル時ハ臨時
之ヲ添削改修スルコトヲ得

292 昭和6年11月25日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

東支鉄道沿線各地の人心動揺の状況について

ハルビン 11月25日後発
本省 11月26日前着

第六七六号（暗）

満州里発本官宛電報第四四号

貴電第五七号末段ニ関シ

齊齊哈爾方面時局急変ノ為一時出発ヲ見合セ貴地滞在中ノ
当館警察官三名ハ哈爾賓ヨリ護路軍將校一名ノ護衛ヲ受ケ
二十四日帰任セルカ右警察官ノ語ル所ニ依レハ昂々溪以西

別電ト共ニ哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天、吉林ニ転電アリ
タシ

哈爾賓、満州里へ転電セリ

（別電）

ハルビン 11月25日後発
本省 11月25日後着

第六七四号（略）

齊齊哈爾発本官宛電報合第一〇九号

大臣へ電報アリタシ

第一五四号

（訳文）

黒竜江省城地方臨時治安維持会簡章

一、本会ハ省城地方人民生命ノ安全ヲ維持センカ為ニ設ク
一、本会ハ臨時ノモノニシテ地方主宰者ノ出現ヲ待テ解散
ス

一、本会維持ハ省城方面ノミニ限ル

一、本会ハ紳商ノ合議組織ニ係リ其内ヨリ平素名望アル若
干名ヲ推挙シテ各項事務ヲ分担ス

「ブヘト」方面ニ至ル東支沿線各地人心ノ動揺甚シク各駅

駐屯護路軍兵士モ全ク戦時気分ニテ相当險悪ナル空氣ニ包
マレタル趣ナルニ付テハ不日貴地ニ到着ノ山崎領事赴任出

発ノ際ニハ途中ノ交通安全確保等ニ付此上トモ充分御高配
ヲ請フ

外務大臣、支、北平、奉天へ転電アリタシ

齊齊哈爾へ転電セリ

293 昭和6年11月25日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

張景惠の黒竜江省政権と馬占山の動向につい

て

ハルビン 11月25日後発
本省 11月26日前着

第六七七号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報

合第一〇号

大臣へ転報アリタシ

第五五号

当地軍側ノ談ニ依レハ張景惠ハ馬占山トノ間ニ諒解出来タ

ル為当省新政権ノ首脳者タルコトヲ承諾シ先ツ其代表ヲ今
明日中ニ当地ニ派遣シ打合ヲ遂ケタル上当地ニ乗込ムコト
トナルヘク又馬占山ハ軍側ニ謝罪シタル後多分旅長トシテ
海倫方面ニ駐屯スルコトナルヘシトノコトナリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天、吉林ニ転電アリタシ
哈爾賓、満州里ニ転電セリ

294 昭和6年11月25日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハルにおける軍事・経済関係各機関の調
査について

ハルビン 11月25日後発
本省 11月26日後着

第六八〇号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

第六五号

大臣へ電報アリタシ

第一五六号

軍側ニテハ当地ニ於ケル軍事及経済関係各機関ノ調査ヲ行
フ計画ニシテ官銀号ニ付テハ哈爾賓鮮銀ヨリ店員四名ヲ呼

連盟ヨリ在欧各大使、蘇連へ、哈爾賓ヨリ齊齊哈爾へ転電
アリタシ

連盟、米、支、北平、哈爾賓へ転電セリ

296 昭和6年11月26日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張学良の北満州将領に対する反日煽動につ
いて

ハルビン 11月26日前着
本省

第六七九号(暗)

当館警察ノ諜知スル処ニ依レハ張学良ハ十九日付ヲ以テ当
地護路軍司令部張參謀長ニ対シ馬軍力省城ヲ退出セルハ殊
ニ遺憾ナルモ我東北各軍旅ハ須ク一致団結ニ努メ各県ノ義
勇軍ハ適當ナル改編ヲ為シテ指揮ニ便ナラシメ以テ再戦ノ
機会ヲ待ツヘシ云々ト電報シタル趣ナルカ張学良等ハ目下
頻リニ右ノ如キ煽動の電報ヲ以テ北満將領ノ反日ヲ煽リ居
リ当地排日家中ニハ海倫ニ赴キ馬軍トノ連絡ヲ努メ居ル者
アリトノ情報モアリ旁馬ハ今後如何ナル態度ニ出ツヘキヤ
未タ樂觀ヲ許サス從テ我新聞紙カ今ニモ齊齊哈爾ノ我軍力

寄セ銀行事務ヲ調査セシメ又満鉄社員ヲシテ其付帶事業ヲ
取調ヘシメ居リ財政庁及実業庁モ近日中ニ調査ニ着手ノ筈
洮昂齊克兩鉄道ハ満鉄ノ手ニテ調査中測量局、無線電信
局、電話局、被服廠及兵工廠ハ既ニ取調ヲ終リ電燈会社ハ
今猶調査中尙電信電話電燈ハ首脳者逃亡シ事務渋滞シ居ル
趣ヲ以テ各関係者ヨリ軍ニ対シ管理方申出アリタルニ付軍
ニ於テハ人ヲ派シ深入セサル程度ニテ保護指導シ居レリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
哈爾賓へ転電セリ

295 昭和6年11月26日 在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル部隊の一部撤兵に関する関東軍司令
部発表について

奉天 11月26日前発
本省 11月26日後着

第一四〇〇号(略、至急)

関東軍司令部発表(廿六日午後二時)軍ハ十一月二十五、
二十六兩日ニ亘リ在齊齊哈爾部隊ノ若干ヲ撤シ満鉄線付属
地ニ帰還セシメタリ

引揚クルカ如キ報道ヲ為スハ当地方排日家及馬占山ノ鼻息
ヲ荒カラシムル所以ニシテ極メテ危険ナリト思考ス
支、露、北平、奉天、広東へ転電セリ
連盟ヨリ露ヲ除ク在欧各大使ニ転電アリタシ

297 昭和6年11月26日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景惠による黒竜江省首脳人事決定について

ハルビン 11月26日後発
本省 11月27日前着

第六八三号(暗)

往電第六七一号ニ関シ

張ハ英順(民国四、五年頃江省ニテ旅長タリ)ヲ自己代表
トシ全省警務処長張景弼(現特別区官銀号管理長)教育庁
長康梓林(当地政法大学副院長)公安局長張曾梁(先般張景
惠新設ノ警備隊役員)齊克鉄道局長李韓川(特区長官公署
參議)等ノ顔触略決定シ財政、実業兩庁長モ今明日中ニ決
定ノ模様ナルカ今廿六日夜来着スヘキ江省民ノ要請ニ基ク
形式ヲ執リ今廿六日夜半前記警備隊五百名ヲ齊齊哈爾ニ送
リ省城ノ治安引継ヲ受ケタル上前記政府委員一兩日中ニ乗

301

昭和6年11月27日

在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

（編注） 本電報は、小林海軍次官のほか「次長、一・二遣司
令官、佐鎮参謀長」に発電せられた。

二五—二二〇〇

ルベシ
二、張景恵ハ馬ト目下政權授受ニ付キ交渉中ニシテ最近馬
ハ張景恵ノ命ニ服従スル旨文書ニテ申出タリト馬ガ今尚
黒竜江政府移転ヲ宣布セザルハ或ハ之ガ為ナルヤモ知レ
ズ
三、我軍ノ齊齊哈爾撤兵時期モ今後馬ノ出様如何ニ依ルベ
ク軍トシテハ成ル可ク速ニ撤退ノ希望ナルガ如キモ大イ
ニ錦州政府樹立ノ二ノ舞ヲ懸念シ居ルハ事実ナリ
四、我軍ノ錦州攻撃説各方面ニ流布セラレアルモ彼不羈ノ
行動ニ出デザル限り作戦兵力（少クモ一師団ヲ要スベ
シ）上兵ガ分散ノ現状ニテハ遂ニ実現困難ナルベシ
五、蔣介石張学良ノ挑戦態度乃至錦州軍ノ動静ニ伴ヒ此際
我海軍山海関方面示威運動ノ必要ヲロニスルモノ単リ陸
軍側ノミナラズ当方面部外者ニモ相当アリ

298

昭和6年11月26日

在長春田代領事より
幣原外務大臣宛（電報）

洮昂線方面に出動中の日本軍長春へ引揚げに
ついて

長春 11月26日後発
本省 11月26日後着

第一八七号（暗）

洮昂線方面ニ出動中ナリシ朝鮮第三十九旅団司令部ハ本二
十六日朝当地ニ引揚ケ来レリ
尚歩兵砲兵各一箇連隊兵員約千四百名モ明朝当地着ノ予定
支、北平、奉天、吉林、哈爾濱へ転電セリ

299

昭和6年11月26日

在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛（電報）

鄭家屯駐留日本軍の四平街方面への移動につ
いて

鄭家屯 11月26日前発
本省 11月26日後着

第四七号（暗）

当地駐留ノ朝鮮軍歩兵第三十九旅団司令部、砲兵第二十六
連隊本部及兵三百三十名二十五日夜間四平街方面ニ出発ス
公使、北平、奉天へ転電シ哈爾濱、吉林、長春へ暗送セリ

300

昭和6年11月26日

在奉天久保田武官より
小林海軍次官他宛（電報）

黒竜江省新政権をめぐる張景恵・馬占山の動
向について

旅順 11月26日発
本省 11月26日着

機密第三五号（極秘）

宛次長次官

一、馬占山失敗ノ此際黒竜江省ハ遂ニ張景恵ノ手ニ歸スベ
シトノ觀察ハ今迄ノ關係上自然ナルガ実力ナキ張景恵ニ
ハ相当苦心アルベク齊齊哈爾乘込ミノ如キ輕挙ハ為サザ

チチハル部隊の大部撤兵に関する軍側通報に
ついて

奉天 11月27日後発
本省 11月27日後着

第一四一〇号（暗）

二十七日軍側ヨリノ通報ニ依レハ齊齊哈爾部隊ハ同地ニ二
ヶ大隊ヲ残シ全部撤退ニ決セル由
支、米、長春、北平へ転電セリ

302

昭和6年11月27日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル・克山間の列車運転再開について

ハルビン 11月27日前発
本省 11月27日後着

第六八五号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報第六六号

大臣へ電報アリタシ

第一五七号

齊克線従業員ハ同鉄道ノ首脳者逃亡シ列車ハ運転ヲ中止シ
給料ハ不渡トナリ居レル処今回石原洮昂局顧問ト内談ノ上

従業員ハ今後万国賓トノ關係ヲ断チ地方民ノ為齊克線本来ノ使命タル運輸事務ヲ開始ストノ声明書ヲ作り同時ニ石原ニ対シ從來ノ情誼ニ顧ミ此際齊克線ノ運輸開始ニ対シ斡旋指導セラレタシトノ歎願書ヲ認メ右二通ノ文書ヲ石原ニ交付セリ石原ハ右ニ関シ軍ノ諒解ヲ得タルニ付洮昂局ヲシテ一時齊克線ヲ管理經營セシムルコトトシ近ク其運輸事務ヲ開始スルコトセリ

哈爾賓ヨリ支、北平、奉天、吉林ニ、奉天ヨリ鄭家屯ニ転電アリタシ

哈爾賓ヘ転電セリ

303

昭和6年11月27日

※在ヘルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル入城日本軍の奉天方面への撤退開始について

ヘルビン 11月27日後発
本省 11月28日後着

第六八七号(暗)

齊齊哈爾領事発本官宛電報

第六八号(至急)

台ト共ニ近日出発ノ由ナルカ馬ハ一時黒河ニ逃レ武市ニテ蘇側ト第二段ノ対策ヲ考究スヘシト取沙汰セラルルヤニ関シ数日前ヨリ海倫、武市間ニテ露文暗号ヲ以テ無電ニ依リ交渉中ノ趣ナリ(無電齊齊哈爾ヨリ持チ行キシモノナルヘシ)

二、二十一日ヨリ黒河ニハ軍政連合弁事処設置セラレ戒嚴令ヲ公布セリ戒嚴区域ハ沿岸一帯ニシテ表面治安維持不穩行動匪賊取締ヲ目的トスルモ実ハ白系露人乃至日本人ノ策動ヲ監視スル為ト称セラルスノ如ク官辺ヨリ流布セラルル排日的報道ニ刺戟セラレ且戦死者ノ多数カ黒河出身ナル關係上対邦人感情ハ漸ク悪化シツツアリ

三、二十一日支那側ハ黒河中国銀行外諸銀行ノ手持金銀、有価証券全部ヲ蘇側ニ預入レ方申込ミタル処二十五日蘇側ハ之ヲ承諾シタル趣ナリ

(往電第三三三号ノ(三)参照)

四、黒河司令部ハ新ニ保安隊二百名ヲ募集中ナリ

五、黒河齊齊哈爾間自動車運転ハ二十五日ヨリ開始ノ筈ナリシカ途中ニ於ケル馬軍ノ徵発ヲ惧レ出発ヲ見合セタリ莫斯科、哈爾賓ヘ転電セリ

外務大臣ヘ転報アリタシ

第一五八号

当地ニ入城セル我軍ハ天津事件及錦州方面ニ於ケル騷擾ニ刺戟セラレ第三旅団司令部及歩兵第四連隊ヲ殘留シ其他全部ハ予定ヨリモ早ク本廿七日ヨリ奉天方面ヘ向ケ撤退ヲ開始セリ尚第二師団司令部ハ本日午後四時当地發奉天ニ引揚クルコトトナレリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天、吉林ヘ転電アリ度シ

哈爾賓ヘ転電シ、滿州里ヘ暗送セリ

304

昭和6年11月27日

在ブラゴエシチェンスク間庭領事館事務代理より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山とソ連側との関係および黒河方面の情勢について

ブラゴエシチェンスク 11月27日後発
本省 11月28日後着

第三九号(暗)

二十六日館員カ黒河ニ於テ得タル聞込左ノ如シ

一、司令部付自動車ハ馬出迎ノ為嫩江ヘ向ケ貨物自動車三

305

昭和6年11月27日

※幣原外務大臣より
在バリ沢田事務局長宛(電報)

チチハル方面鉄道輸送能力低下のため日本軍の撤退遅延の見込について

本省 11月27日後発

第二五五号(暗)

嫩江方面日支軍衝突ノ件(齊齊哈爾撤退)

昨二十五日齊齊哈爾ニ着シ実情ヲ視察スルニ我出動部隊ヲ急拠嫩江河畔ニ輸送シタル空車ハ洮昂線上ノ各駅ニ充滿シ殊ニ四洮、洮昂、齊克三線ノ連絡十分ナラス為ニ列車ノ運行意ノ如クナラス加フルニ大興以北ニ於ケル鉄道ハ漸ク応急修理ヲ終リタルニ過ギサル有様ニテ総輸送能力著シク低下シ傷病兵モ未タ後送ヲ終ラサル実情ニ在リ軍司令官ハ中央ノ意図ヲ体シ昨二十五日ヨリ先ツ歩兵一個連隊ノ撤退ヲ開始セルモ鉄道輸送能力右ノ通ニ付出動部隊主力ノ撤退ハ多少遅延ヲ免レサルヘキヲ以テ此点御諒察アリ度

306

昭和6年11月27日

在汕頭戸根木(長之助)領事館事務代理より
幣原外務大臣宛

馬占山援助資金送付について

汕頭 11月27日付
本省 12月10日着

公信第四〇六号

馬占山援助資金送付ニ関スル件

曩ニ馬占山ノ我軍ニ対スル敵対行動ハ当地方民衆ヲ痛ク感動セシメタルカ如ク新聞紙ノ誇大宣伝ト共ニ市民ノ援馬熱頗ル盛ナリシカ右情況ハ馬軍敗戦ノ今日ニ至ルモ依然激ラス馬ノ海倫ノ逃亡ハ一旅ノ寡兵ヲ以テ数倍ノ日軍ニ当リ彈丸尽キタルカ為ナリト称シ居リ此ノ際他地ニ倣ヒテ馬軍ノ慰勞、軍費ノ資助ニ現銀ヲ送り以テ市民愛國ノ熱誠ヲ表示スヘシトテ各団体ニ夫々援助金募集ノ挙アル処二十日中国銀行ハ是等市民ノ送金ニ対シテハ為替料ヲ免除スヘキ旨ヲ廣告シ市政府ニ於テハ吏員一日分ノ給料ヲ割キテ醸出スル計畫ヲ立テ公安局モ右ニ倣フ由ナルカ民間側ニ在リテハ個人又ハ団体ヨリ二十六日迄ニ八千七十一元ヲ送金セル由ナリ

右何等御参考迄ニ報告申進ス
本信写送付先

在華公使、北平、広東、台軍、馬公

307 昭和6年11月28日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

保衛隊のチチハル向け出発について

ハルビン
本省 11月28日後着

第六九二号(暗)

当地警察総管理処副処長英順ハ齊齊哈爾省城治安維持ノ為曩ニ募集訓練中ナリシ警察隊員五百ヲ保衛隊トシテ率ヒ張景恵代表トシテ齊齊哈爾ニ赴クヘク二十七日午前停車場ニ乗り込ミ乗車シタルモ其発車間際ニ至リ東支労働側幹部「クズネツオフ」「ルーデー」等自ラ駅ニ入り来リ労働政府ノ厳正中立ノ建前上武装軍隊ノ東支輸送ハ認ムル能ハストノ理由ニテ其発車ヲ停止シタルカ其後張景恵ヨリ交渉ノ結果路警処巡警ノ名目ノ下ニテ二十七日夕百五十名二十八日午後残余全部齊齊哈爾ニ向ヒ出発セリ
支、露、北平、奉天、齊齊哈爾、満州里ニ転電セリ

308 昭和6年11月28日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

張学良の黒竜江軍幹部に対する指令および錦州方面兵力増加について

11月28日後発
11月28日後着

関第七一号(其一、二、秘)

一、張学良ハ先般遼北蒙辺騎兵第一、第二路ヲ編成中ナリシカ数次ノ討伐ニ依リ右ハ鄭家屯、通遼付近ニテ編成シ逐次洮昂線東方地区ニ派遣セルコト並既ニ第三、第四団ノ編成ヲ完了セルコト判明セリ之等騎兵ノ任務ハ四洮、洮昂線方面ヲ破壊、擾乱シテ黒竜江軍ト策応シ我嫩江方面部隊ノ後方遮断ナルカ如シ

二、張学良ハ二十七日馬占山外黒竜江軍各旅長並丁超、張景恵ニ対シ北寧線方面ノ情況ヲ通報スルト共ニ速ニ実力ヲ蓄ヘ好機ノ到ルヲ待ツヘシト指令セルカ如シ張学良ハ錦州方面兵力増加ノ外黒竜江省ノ回復ニ勉メツツアリ又特ニ屯墾軍范旅長ニ対シ興安屯墾軍ノ旧地盤ヲ回復スル時機ハ敢テ遠カラサル可シト激励セリ

北平、天津、朝鮮、上海、哈市スミ

309 昭和6年11月28日 在ハルビン百武武官より
二宮参謀次長宛(電報)

張景恵代理、警備隊等チチハル向け出発について

11月28日後発
11月28日後着

哈市第四九九号(秘)

張景恵代理英順、村田顧問並警備隊約五百名本二十八日午後三時発齊齊哈爾ニ向ヘリ
奉天スミ

310 昭和6年11月29日 在遼陽山崎領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

多門第二師団長以下の遼陽帰還について

遼陽 11月29日後発
本省 11月29日後着

第六四号(暗、至急)

多門第二師団長以下司令部員一同二十九日午前十一時遼陽ニ帰還セリ歩兵第十六連隊第五中隊ノ一部約五十名モ同時ニ帰還シタルカ連隊主力ハ一両日中ニ帰還ノ予定ナル趣ナ

リ
支、北平、奉天へ転電シ哈爾濱、吉林、長春、鉄嶺、安東、牛莊へ暗送セリ

311 昭和6年11月29日 在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハルより撤収中の日本軍の鄭家屯通過について

鄭家屯 11月29日前発
本省 11月29日後着

第四九号(暗)

往電第四八号ニ関シ

北滿出動中ノ我軍ハ歩兵第三旅団ノ二箇連隊及所屬野砲隊ヲ殘シ他ハ悉ク撤退セシムル趣ニシテ二十八日中ニ各兵科計一千七百名並同夕刻第二師団司令部當地通過南下シ尚統続南下シツツアリ
前電ノ通転報セリ

312 昭和6年11月30日 在奉天森島總領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

万福麟派のチチハル奪回の動きに対し日本軍

遣シ殘留部隊ト交替セシムルコトセリ

連盟、米、支、北平、哈爾濱、齊齊哈爾、滿州里へ転電セリ
連盟ヨリ露、在歐各大使へ転電アリタシ

313 昭和6年11月30日 在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

万福麟派主戦論者のチチハル奪回の意図に關し馬占山より通報について

ハルビン 11月30日後発
本省 11月30日後着

第六九八号(暗)

二十九日張景惠ヨリノ通報ニ依レハ同日海倫ノ馬占山ヨリ兩度電話ヲ以テ張ニ対シ當副官長及張宝珊旅長(同人ハ元團長ナリシ)最近万福麟ヨリ旅長ニ昇任セラレ新募兵共ニ約三、四千ノ部下ヲ有スル由)等ノ万派主戦論者ハ日本軍ノ多数撤退後(目下五、六百ヲ殘スノミ)ノ齊齊哈爾ヲ奪回スヘシト稱シ軍事行動ヲ起サントシツツアルニ付馬ハ張景惠ニ対スル義理合及大局ヨリシテ其ノ不可ナルコトヲ百方説明之ヲ阻止セントシツツアルモ日本側ニ於テモ予メ用意アリタク尚張宝珊等ノ軍隊ハ泰安鎮ニ主力ヲ置キ本部克

の配備について

奉天 11月30日後発
本省 12月1日前着

第一四三六号(暗)

一、馬占山カ先般ノ対日折衝ニ當リ万福麟系ノ者ニ掣肘セラルル事多カリシハ既電ノ通ノ処二十九日張景惠ヨリ大橋總領事宛通報ニ依レハ同日海倫ノ馬占山ヨリ兩度電話ヲ以テ張ニ対シ約三、四千ノ部下ヲ有スル張宝珊(陸軍側電報ニ依レハ徐宝珍ナルカ如シ)等ノ万派主戦論者ハ日本軍ノ大部分撤退後齊齊哈爾奪回ノ目的ヲ以テ軍事行動ヲ起サントシツツアルニ付日本側ニ於テモ予メ用意アリタキ旨申越セル趣ナリ

二、齊齊哈爾方面ニ於ケル我軍ハ曩ニ二個大隊弱約五百ノ兵ヲ殘置シ全部撤退シタルカ張宝珊ハ錦州政權ト氣脈ヲ通シ齊齊哈爾部隊反撃ノ為既ニ前進ヲ開始シ同方面著シク危険ニ瀕スルニ至レル処他方我殘留部隊中ニハ先般ノ戦闘並ニ寒氣ノ為傷病者多ク戦闘力弱キニ依リ関東軍ニ於テハ十二月一日最近到着ノ鈴木混成旅団中ヨリ新鋭ノ一部隊(歩兵二個大隊砲兵二個中隊騎兵一個中隊)ヲ派

山地方ニ在ルニ付日本軍飛行機ヲ以テ威嚇セラレタシト申越セル趣ナリ尤モ馬ヨリ張軍阻止ノ為派遣セル使者ノ一人ハ其ノ目的ヲ達シ昨夕帰任セルモ泰安鎮ニ向ヘル使者ハ昨夜九時頃迄未タ帰來セス從テ同地ニ在ル張軍ノ行動不明ナル由ナルカ馬ハ張ヲ免職スヘク既ニ後任者ヲ派遣シアル由ナリ

尚館員ヨリ張景惠ニ対シ馬ト蘇連トノ關係ニ関スル「ブラゴエ」ヨリノ情報ヲ伝ヘタル処張ハ右ハ恐ラク馬周囲ノ者ノ策動ナルヘシト語リ居タル趣ナリ

在支公使、北平、奉天、齊齊哈爾、滿州里へ転電セリ

314 昭和6年11月30日 在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル入城日本軍は少数を残し他は全部引揚げについて

ハルビン 11月30日後発
本省 11月30日後着

第七〇一号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報第七〇号
外務大臣へ電報アリ度シ

第一六〇号

往電第一五八号ニ関シ

我軍ハ第三旅団司令部、第四連隊、少数ノ砲兵、航空兵、通信兵及憲兵等計千名足ラスヲ残シ他ハ二十九日夕刻迄ヲ最後トシ全部引揚ケタリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリ度シ

哈爾賓へ転電シ満州里へ暗送セリ

315 昭和6年11月30日 三宅関東軍参謀長より
二宮参謀次長宛(電報)

黒竜江軍残軍のチチハル奪取情報および馬占

山旧部下の匪賊化について

11月30日後発
11月30日後着

関第七八号(秘)

一、哈市機関並嫩江部隊ノ報告ニ依レハ黒竜江軍中克山其西南台安鎮ニ在ル衛隊団約三千(新募兵ヲ加フ)ハ在黒竜江省日本軍主力南満州方面移動ニ乗シ齊齊哈爾ヲ奪取スヘク二十九日省城ニ向ヒ前進セリト

二、齊齊哈爾周囲ニハ匪賊充満シテ省城外ヨリ省民ノ糧食

317 昭和6年12月1日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ハイラル方面より帰還の中国兵の不穏な行動
につき取締方警告について

ハルビン 12月1日前発
本省 12月2日前着

第七〇三号(暗)

満州里発本官宛電報

第四二号

本官発大臣宛電報

第六六号

護路ヲ口実トシテ過般当地ヨリ東方ニ出動シタル歩兵約八百名(往電第三一参照)ノ一部ト看做サルル歩兵約三百名ハ今朝五時着列車ニテ帰還シ当地ノ兵営ニ収容セラレタルカ其一部ノ者ハ邦人料理店及雜貨店等ニ来リ日本人ニ惡意ヲ有スル態度ニテ何レ復讐手段ニ出ツヘシト放言シ去リタルニ付邦商ハ何レモ門戸ヲ鎖シテ警戒中

右ニ付本官ハ当地ノ王護路司令代理ヲ訪問シ該兵ノ素性ヲ質シタルニ海拉爾ヨリ移動シ来リタル護路兵ニシテ齊齊哈爾戦ニ関係ナシト修飾的ニ語リタルモ状況ヲ綜合スルニ敗

購求ニ困難ヲ来シツアリ又支那新聞報ニ依レハ馬占山カ曩ニ釈放セシ馬賊頭目張度天並宋、李、高等ノ四名ハ旧部下ヲ編成昂々溪付近ノ戦闘ニ加入セルカ目下此等ハ訥河西方布西付近ニ在リテ匪化シ略奪シツアルカ如シ北京、天津、朝鮮、濟南、上海スミ

316 昭和6年12月1日 在奉天森島總領事代理より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル駐屯部隊交代の派兵について

奉天 12月1日前発
本省 12月1日前着

第一四三七号(暗、部外極秘)

往電第一四三六号齊齊哈爾部隊交代ノ為派兵ノ件ハ錦州方面出動部隊引揚ノ経緯モアリ三十日参謀次長同席ノ上長時間ノ會議ノ結果決定ニ至リシ趣ニシテ三十日夜軍司令官往訪ノ際司令官ハ同席ノ参謀長ト共ニ今回ノ派兵ハヨモヤ中央ヨリ阻止シ来ルカ如キコトナカルヘシトテ中央ノ態度ニ多大ノ関心ヲ有スルカ如クニ見受ケラレタリ

支へ転電セリ

残兵ト思料セラルルヲ以テ特ニ彼等ノ取締方嚴重警告シ置ケリ

哈爾賓ヨリ大臣、北平、公使、奉天へ転電アリタシ
支、北平、奉天、齊齊哈爾へ転電セリ

318 昭和6年12月1日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山の屯墾軍チチハル進軍中止方勸説について

ハルビン 12月1日前発
本省 12月2日後着

第七〇五号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報

合第一一〇号

大臣へ電報アリタシ

第一六二号

泰安鎮方面ニアル江省軍所属ノ屯墾軍約三千ハ当地日本軍ノ南方ニ引揚ケタルニ乗シ今三十日朝以来当地ニ向ケ進軍ヲ開始セントスル形勢アル由ニテ我殘留部隊ハ応戦ノ準備ニ取掛レリ尤モ午後二時ニ至リ馬占山泰安鎮ニ到着進軍中

止方勸説シツツアルモノノ如ク敵軍ハ急ニ行動ヲ中止シ居ル趣ナリ
 哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
 哈爾賓、満州里ヘ転電セリ

319 昭和6年12月1日 ※在ハルビン大橋総領事より
 幣原外務大臣宛(電報)

馬占山の屯墾軍チチハル攻勢阻止ぶりについて

ハルビン 12月1日前発
 本省 12月2日前着

第七〇六号(暗)
 齊齊哈爾発本官宛電報
 合第一一一号
 大臣ヘ電報アリタシ
 第一六三号

往電第一六二号ニ関シ

馬占山ハ屯墾軍進軍ノ情報ニ接スルヤ急遽自動車ニテ海倫発本三十日午後克山ニ着シ其指揮者タル徐衛隊団長ニ向ヒ其不法ヲ詰リタル処徐ハ目下巴彥県ニ在ル主戦派ノ首領タ

以テ軍ノ検閲ニ依リ差止メ居ルモノナルヘシト報セル奉天
 発路透ノ外本件ニハ米国人「ポーランド」人「リスミア」人又英國人密偵某某國領事モ関係アリト「モスコ」
 発「トランスオーション、コーミン」及路透ヲ掲載セルカ
 同日ノ「チャイナ、プレス」ハ本件暴露ハ日本政府ニトリ
 甚タ不愉快ナルヘク何レノ国民ニ劣ラスト自慢スル日本人
 ノ愛國心モ目腐レ金ニテ敵ニ武器ヲ売ル誘惑ニ抗シ得サル
 コトヲ証明スルト共ニ日本軍ノ支配下ニアル鉄道ニテ敵軍
 向ケノ武器力輸送サルル様ニテハ日本軍ノ「エフィシェン
 シー」モ知レタルモノナリト論評セリ
 公使ニ転報シ北平、奉天、南京、関東長官ヘ転電セリ

321 昭和6年12月2日 ※在ハルビン大橋総領事より
 幣原外務大臣宛(電報)

不穏な中国兵は護路軍なること判明について

ハルビン 12月2日前発
 本省 12月2日後着

第七〇九号(暗)
 満州里発本官宛電報
 合第四三号

ル当副官長ヨリノ命ニ依ルモノナル旨答ヘタル由ニテ馬ハ
 其不心得ヲ論シ進軍ヲ中止セシメタル由ナリ尚馬ハ其足ニ
 テ当ヲ説得スル為巴彥県ニ赴キタリト又馬ハ時局収拾ノ為
 適當ノ時期ニ当ト徐トヲ革職スル意向ナリト謂フ
 哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
 哈爾賓ヘ転電セリ

320 昭和6年12月(2)日 在上海村井総領事より
 幣原外務大臣宛(電報)

馬占山への武器売込みに日本人関与との上海
 新聞記事について

上海
 本省 12月2日後着

第八七三号(平)
 二日ノ当地新聞ハ日本側ハ蘇連カ馬占山軍ニ武器ヲ供給シ
 タリト攻撃シ居ルモ事実ハ日本人カ供給シ居リシコト判明
 セリトテ右武器売込ニハ大連ノ大(連)運輸会社税関吏満
 鉄社員ノ外支人カ関渉シ居レリトノ大連新聞及満州日報
 ノ記事及十一月十八日二名ノ税関員ヲ逮捕シ訊問中ナリト
 ノ大阪毎日ノ大連特電ヲ指摘シ本件ハ其後何等通報ナキヲ

本官発外務大臣宛電報

第六七号

往電第六六号ニ関シ
 (三七文書)

其後当館密偵ノ報告ヲ綜合判断スルニ昨三十日当地ニ帰還
 シタル支那兵ハ從來当地ニ駐屯セル海拉爾蘇司令管下ノ護
 路兵ニシテ齊齊哈爾戦ニ参加シタル後拜泉付近ニ退却シ居
 タル敗兵ト看做サル彼等ハ拜泉ヨリ安達ニ出テ該地ニ於テ
 元來護路軍ナルカ故ニ東支ヲシテ臨時ニ仕立テシメタル列
 車ニ依リ原駐地ニ復帰シタルモノノ如ク從テ往電第三一号
 ノ先発歩兵部隊ノ一部ナルコト判明セリ

右ノ外最近「ジャラントン」駅以西ニハ統率本隊ヨリ分離
 セル所謂敗殘兵団体ノ多数カ各処ヲ徘徊シ頗ル物騒ナル状
 況ナリ

哈爾賓ヨリ大臣、公使、北平、奉天ヘ転電アリタシ
 公使、北平、奉天、哈爾賓、齊齊哈爾ニ転電セリ

322 昭和6年12月2日 在ハルビン大橋総領事より
 幣原外務大臣宛(電報)

張景惠の黒竜江省政府主席就任に關し同人と
 馬占山との關係について

第七一〇号（暗）

ハルビン 12月2日後発
本省 12月2日後着

一日馬占山ヨリ張景惠ヘノ通報ニ依レハ馬ハ往電第六九八号所報ノ徐宝珊初メ万派主戦派ノ团长三名中既ニ二名ヲ誅首シ更ニ外一名処分ノ為同日克山ニ向ヘル処右完了ノ上ハ主戦派ノ頭目当副官長ヲ血祭ニ新募兵ハ出来得ル限り解散セシムヘク解散費ハ二日張ヨリ支給スル筈ナリ馬ハ右完了ノ上ハ出来得ル限り速ニ省城ニ乗込ミ時局觀望中ノ江省要人等ヲ促シ正式ニ張ノ江省主席就任ヲ実現セシメタキ意向ナル処張ハ馬ヲ入齊前一度来哈セシメ各方面トノ諒解ヲ遂ケシメ度キ意向ニテ茲数日中ニ実現シ得ル見込ナル由ニテ斯クテ馬ヲ通シ江省軍ノ始末一通付キタル上ニテ張ハ正式ニ江省政府主席ニ就任スル趣ナリ（以上一日夜張景惠ノ内話当分外部秘）

支、北平、奉天、齊齊哈爾、滿州里ヘ転電セリ

323

昭和6年12月2日

在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

中国軍隊の一部を土匪式に改編をはかる張学

日本軍再びチチハル方面に出動について

鄭家屯 12月2日後発
本省 12月2日後着

第五一号（暗）

齊齊哈爾方面ノ状況又モヤ危急ノ趣ニテ三十日同方面ヨリ撤退南行ノ歩兵第二十九連隊及所属砲兵隊ハ途中ヨリ北行セリ一日午後二時鈴木混成旅団司令部ハ所属各部下ト共ニ当地通過北行セリ当地駐在ノ第十七連隊モ之ニ参加シ交替ニ独立守備第四大隊ノ一個中隊四平街ヨリ来駐ス

公使、奉天ニ転電シ

哈爾濱、吉林、長春、齊齊哈爾ニ暗送セリ

325

昭和6年12月3日

在奉天森島総領事代理より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル方面に出動中の奉天駐屯部隊の帰還について

奉天 12月3日後発
本省 12月4日前着

第一四六二号（平）

齊齊哈爾方面へ出動中ナリシ当地駐屯歩兵第二十九連隊ハ

良の密電について

ハルビン 12月2日後発
本省 12月2日後着

第七一二号（略）

当館密偵ノ齊スルハ十一月三十日当地独立歩兵第二十六及二十八旅ハ学良ヨリ左ノ密電ヲ接受セル趣ナリ

請訓ノ為中央ニ派遣シタル万福麟ハ既ニ帰還シ中央ハ日本トノ戦闘ニ関シ具体的ノ作戦決意ヲ為シタルモ正式ノ宣戦布告ニ関シテハ未タ準備ニ欠クル処アルニ依リ更ニ軍備ヲ充実スル要アリ依テ茲ニ全国陸軍ノ精銳三分ノ一ヲ土匪式ニ改編シテ正式軍隊ヲシテ空虚ヲ斡旋セシムル一方土匪軍ヲシテ各地一斉ニ動作セシメ日軍ヲシテ防禦ニ暇ナカラシメ手ヲ焼カシムルコトトシ十二月一日ヨリ一斉ニ本行動ニ移ルコトニ決定セルヲ以テ各旅ニ於テハ各一団宛ヲ極秘裡ニ右土匪軍ニ改編シ行動ニ移ラシムヘシ云々

支、北平、天津、長春、安東、齊齊哈爾、奉天、広東、滿州里ヘ転電セリ

324

昭和6年12月2日

在鄭家屯大和久領事より
幣原外務大臣宛（電報）

三日全部奉天付属地内営舎ニ帰還セリ

連盟ヨリ在欧各大使ヘ転電アリ度シ

華府、在支公使、連盟ヘ転電セリ

326

昭和6年12月(3)日

※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛（電報）

チチハル治安維持会の張景惠歓迎決定について

ハルビン 12月3日後着
本省

第七一四号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報

合第一一二号

大臣ヘ電報アリタシ

第一六五号

当地治安維持会ハ張景惠ト馬占山間ノ諒解成立ヲ疑ヒ軍部ヨリ度々慫慂アリシニ拘ラス容易ニ其ノ態度ヲ決シ得サリシ処軍側ニ於テハ此ノ上遅延ヲ許ササルヨリ昨一日夜維持会ノ主ナル者ヲ軍部ニ招致シ場合ニ依リテハ威圧ヲ加フルコトモ辞セサル態度ニテ彼等ノ説得ニ努メタルニ彼等モ始

メテ張馬間ノ諒解ノ内容ヲ知ルト共ニ軍ノ態度ヲモ感知シタルヲ以テ遂ニ意ヲ決シ張景惠ヲ歡迎スルコトトシ本日午後維持会ヲ開キ其ノ決議ニ基キ黑竜江省紳商各会ノ名義ニテ張景惠ニ対シ歡迎電報ヲ発スルト共ニ出迎ノ為李前省議長外三名ヲ今夕当地発ニテ哈爾濱ニ赴カシムルコトトセリ
哈爾濱ヨリ公使、北平、奉天、吉林ニ転電アリタシ

327 昭和6年12月3日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

松花江航行権問題その他に関する張景惠との
交渉態度について

ハルビン 12月3日後着
本 省 12月3日後着

第七一五号(極秘)

⁽¹⁾ 本官發奉天宛電報

第五八九号

貴電第一三七号ニ関シ

松花江航行権獲得問題ハ本官ニ於テモ氣付キ居リ機ヲ見テ日支合弁ノ形式ニテ解決シタク考ヘ居ル処ナルモ目下張景惠トノ間ニハ江省鉄道問題ヲ始メ種々ノ地方的問題ニ付商

至リ無用ノ手数ト世界ノ輿論ヲ刺戟スル結果トナルヘキニ付目下本官ニ於テモ種々苦心シ居ル次第ナリ
大臣、支、吉林、齊齊哈爾ヘ転電セリ

328 昭和6年12月(4)日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

黑竜江省代表一行の言動に関する張景惠の
話について

ハルビン 本 省 12月4日後着

第七一八号(暗)

在齊齊哈爾領事發閣下宛電報第一六五号ニ関シ
三日夜張景惠ノ本官ニ語ル所ニ依レハ江省政府主席トシテ張推戴ノ江省代表一行ハ五日来着ノ趣ナル処彼等ハ先張ノ同意ヲ得タル上更ニ海倫ニ赴キ馬占山ト会见シ同人ノ意思ヲ確メタル上張ヲシテ正式ニ主席就任ヲ宣布セシムル段取リトナリ居レル処江省政府ノ成立ヲ斯ノ如ク焦セルハ日本軍ノ錦州攻撃中止ニ依リ忽チ学良系ノ策動猛烈トナリ各地ニ於テ反張景惠空氣ヲ煽リタル為ナリ要スルニ連盟ハ素ヨリ日本側ノ些細ナル一言一行力極メテ敏感ニ北滿政局ニ反

議進行中ナル折柄新ニ本問題ヲ持出ス事ハ吉林ノ熙洽トハ全然立場ヲ異ニセル同人ヲ苦境ニ陥ルル事トナルヘキニ付今後各種問題カ解決シ同人ニ於テ本問題ヲモ消化シ得ルニ至リ初メテ持出ス事然ルヘント思考ス

尚張ハ日本トノ提携ヲ希望シ居ルモ右提携ハ結局支那民衆ノ為ニ過キス決シテ日本ノ傀儡トナリテ国ヲ売ルニ非ストノ固キ信念ヲ有シ居リ且右議論ヲ以テ当地排日家ヲ徐々ニ説得シ今日ニテハ幾分問題ノ進展ヲ博シ居ル模様ナルモ未タ民衆ノ把握充分ニ非ス從テ今我方ヨリ種々ノ問題ヲ鵜呑メニ押付ケ彼カ夫レヲ御無理御尤ニテ聞ク場合ニハ忽チ売国奴トナリ南滿ニ多キ熱モ力モ無キ残骸の人物トナル惧アリ依テ彼ハ我方ヨリ提起サルル各種問題例ヘハ奉天哈爾濱間航空問題及土地問題ニ付テモ元来排日のナル当地関係当局者ノ同意ヲ得居ル様ノ次第ニテ旁々此際同人トノ折衝ニハ充分同人ノ立場ヲ考慮シヤリ支那民衆ノ心理ニ於テ同人ヲ活カシ置ク様努ムル事将来ノ滿州政局収拾上対外及対内的ニ絶対ニ必要ナル事言フヲ俟タス然ルニ今我方ニ於テ威圧一方ニ出テ同人ニ於テ耐ヘ切レスシテ旋毛ヲ曲ルニ至ラハ北滿一帯ニ亘リ南滿同様ノ武力ヲ行使スルノ止ムナキニ

映シ地方治安ニモ重大ナル影響ヲ与ヘツツアルハ戒心スヘキコトナリ云々ト繰返セリ
支、奉天、北平、齊齊哈爾ヘ転電セリ

329 昭和6年12月4日 三宅閣東軍參謀長より
二宮參謀次長宛(電報)

馬占山の対日態度変更について

12月4日後着
12月4日後着

関第九二号(其一、二)(秘)

馬占山一日以来俄ニ対日態度ヲ變更シテ張景惠並其ノ代表英順ト連絡ヲ絶チ各県政府ニ張景惠反對運動ヲ指令シ二日謝珂ハ敢翼翹、榮臻ニ対シ依然機ヲ見テ齊齊哈爾回復ノ計畫中ヲ通報シ同日夜正子黑竜江軍ノ約五百名齊齊哈爾東北方約三十三料ノ齊克線鉄橋付近ニ来リ同鉄橋ヲ焼却シテ退却セリ、其原因ハ黒省政府委員趙仲仁カ張景惠ハ日本ノ傀儡ニシテ馬ヲ懐柔シタル後之ヲ殺ス考ナリ等宣伝セリト称セラルルモ馬占山ノ真意当初ヨリ我カ軍ニハ潜行^{ひそか}的ニシテ黑竜江軍一部ノ齊齊哈爾奪回運動ヲ中止セシメタルハ日本軍カ錦州攻撃ヲ中止セルヲ以テ齊齊哈爾回復ノ時機ニ非ス

ト判断シ而モ我カ軍ヲ欺瞞セントスル考ヨリ行ヒタルモノ
ト見ルヲ得ヘシ
北平、天津、朝鮮、濟南、上海スミ

330 昭和6年12月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル駐屯日本部隊の交替について

ハルビン 12月5日後発
本省 12月5日後着

第七二五号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報第一一三三号

外務大臣へ電報アリタシ

第一六六号

往電第一六四号ニ関シ

当地ニ到着シタル混成旅団ハ歩兵二個大隊(四個中隊ニ機
関銃隊付属シアリ)砲兵一個中隊騎兵一個中隊計一千三百
五十名ナリ尤モ軍ニテハ外部殊ニ外国武官及新聞記者等ニ
対シテハ交替ノ為ニ来レルモノニシテ総員數ハ八百名ナリ
ト称シ居レリ尚之迄当地ニ残留シ居リタル部隊全部即チ第
三旅団司令部及第四連隊全部ハ明五日当地発原駐屯地長春

樹立セントスルハ偽政府ナリ若シ馬カ日本軍ノ甘言ニ乗リ
齊齊哈爾ニ日本軍ヲ訪ハハ慘殺セラルヘシト惡宣伝シ居ル
為馬ハ近來齊齊哈爾ニ来ルコトヲ躊躇シ始メタリ又軍側ノ
傍受ニテハ馬ハ万福麟ニ対シ過般ノ戰爭ニ於テ失敗シタル
ハ作戰ノ拙劣ナリシニアラス武器ノ劣悪ナリシ為ナレハ武
器サヘ優良ノモノヲ入手セハ日本軍ヲ駆逐スルコトハ容易
ナリト電報シ居レリトノコトニテ馬占山最近ノ態度ニ関ス
ル真相明カナラサルニ依リ軍側ニテハ此際取急キ張景惠ヲ
当地ニ呼寄セ新政府ヲ樹立セシメ然ル後馬ヲ引出スコトト
セリ
然ル処往電第一六五号張歡迎員ノ出発ハ当地ニ在ル張ノ代
表英順ノ希望ニ依リ今日迄出発ヲ見合セ居リタル処今回前
記ノ案ニ依リ計画ヲ進ムルコトナリタル為当地各界代表
十五名ハ英順ト共ニ今四日夜当地発哈爾賓ニ赴クコトナ
レリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天、吉林へ電報アリタシ
哈爾賓へ電報シ滿州里へ暗送セリ

332 昭和6年12月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

ニ引揚ケルコトナレリ
哈爾賓ヨリ連盟、米、支、北平、奉天、吉林ニ電報アリタ
シ
連盟ヨリ在歐各大使(露ヲ含ム)ニ電報アリタシ
哈爾賓、滿州里へ電報セリ

331 昭和6年12月5日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

馬占山のチチハル入り躊躇と張景惠の新政府
樹立について

ハルビン 12月5日後発
本省 12月5日後着

第七二六号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報第七五五号

外務大臣へ電報アリタシ

第一六七号

当地軍側ノ情報ニ依レハ馬占山ハ克山ヨリ一日頃海倫ニ引
返シタル処(往電第一六三三号参照)其後張景惠ヨリ馬ニ通
話セント図リタルモ主戰派ヨリ妨ケラレ居ルモノカ電話通
セス他方ニハ趙仲仁ハ馬ニ対シ張ハ日本側ノ傀儡ニシテ其

中国軍隊の滿州里帰還および同地の治安状況
について

ハルビン 12月5日後発
本省 12月5日後着

第七二八号(暗)

滿州里発本官宛電報第四四号

本官発外務大臣宛電報第七〇号

往電第六六号ニ関シ

更ニ歩兵約二百名ハ二日夜九時着列車ニテ帰還セリ右兵士
ハ憔悴ノ面持ニテ服装モ不揃勝ナル上銃器携帯者モ一部分
ニ限ラレ一見シテ敗兵ナルコトヲ看取セラル依テ内査スル
ニ彼等ハ往電第六七号ノ方法ニ依リ「チャラントン」辺ヨ
リ乗車シタルモノノ如ク前後二回ニ亘ル帰還兵ハ往電第三
一号所報齊齊哈爾線ニ参加セル当地歩兵二個大隊及機関銃
中隊ノ敗兵ニテ其大半ハ死傷シタル趣ナルモ支那側ハ護路
任務ニテ時々移動スル兵ナリトテ戦闘参加ヲ否認ス
尚当地支那軍部ニ於テハ本官ヨリノ警告ニ依リ其後帰還兵
ノ外出ヲ嚴禁スルト共ニ夜間ハ巡邏兵ヲ以テ市中ノ警備ヲ
嚴重ニスル等邦人ノ保護ニ付相当誠意アルモノノ如ク一般

邦人モ漸ク安堵シ目下ノ処平穩ナリ
哈爾濱ヨリ大臣、公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
公使、北平、奉天、哈爾濱、齊齊哈爾へ転電セリ

333 昭和6年12月7日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍板垣参謀一行馬占山と会見のため海倫
向け出発について

ハルビン
本省 12月7日後着

第七三四号(暗)

関東軍参謀板垣大佐ハ同軍司令官ノ軍使トシテ駒井囑託外
数名(外国人新聞記者二名及当館警察官二名モ参加)ト共
ニ馬占山ニ会見ノ為七日朝当地発呼海倫ニテ海倫ニ向ヘリ
之ヨリ先、馬ハ本官ニ対シ三度電話ヲ以テ全権ハ張景惠ニ
委セアルニ付来海(海倫)サルル迄モナク同人ト折衝アリ
タキ旨申越スト共ニ同人代表ナリトシテ趙仲仁ヲ通シ予テ
張景惠ヨリ馬占山ニ対スル要求ニ基キ馬ハ目下極力江省軍
及党部員ノ始末ヲ付ケ来哈ヲ急キツツアルニ付右完了迄
一兩日来海(海倫)見合方数回申込ミ来レルモ一行ハ前頭

方面の張学良軍の動向等について 付記 要図

12月7日後発
12月7日後着

関参第一〇四号(秘)

- 一、黒竜江省方面大体変化無キモ齊齊哈爾ニ於テハ馬占山ノ一部五日夜泰安鎮發齊齊哈爾奪回ノ為西進ストカ或ハ日本飛行機破壊ノ為一部騎兵南下ス等種々ノ噂アルモ右ハ馬占山系ノ民心ヲ惑乱セントスル宣伝ナルカ如シ尚馬占山ハ付近ノ馬賊ヲ招撫シ又壮丁ヲ徵募シツツアリ
- 二、張学良ノ遼北蒙辺騎兵第一路ハ卓里克圖王府(開魯東方)ニ同第二路ハ達爾罕王府ニ十一月十八日司令部ヲ設置セリ(要図参照)
- 三、諸情報ヲ綜合スルニ錦州方面ノ敵ハ最近大凌河以東地区ニ進出セシメタル第二十旅ヲ錦州付近ニ撤退セシメ同地区ノ警備ハ旧ノ如ク第十九旅主力ヲシテ担任セシメアルカ如シ但錦州付近ハ依然工事ヲ増築中ナリ
- 四、敵ハ国際関係ヲ顧慮シ抗日鉄血団義勇天下第一団等別働隊ノ名称ヲ保衛団等ノ如ク変更中ニシテ老北風、蔡小庀ノ別働隊ハ盤山、海城、營口三県連防保衛団統帶部ト

ノ通兎ニ角予定通り出発セル処馬ハ右ノ報ニ接シ自身綏化ニ向ヒ同地ニ於テ一行ト会見スヘキ趣更ニ申越セルニ付或ハ綏化ニ於テ落合フコトナルヘキカト思考ス不取敢支、北平、奉天、齊齊哈爾、滿州里へ転電セリ

334 昭和6年12月7日 在長春田代領事より
幣原外務大臣宛(電報)

チチハル方面出動中の長春駐屯部隊の帰還について

長春 12月7日後発
本省 12月7日後着

第一九六号(暗)

齊齊哈爾方面ニ出動中ナリシ当地駐節第三旅団司令部及歩兵第四連隊ハ六日午後四時三十分帰長セルカ既報ノ朝鮮軍ハ引続キ南嶺ニ駐留シ居レリ
在支公使、奉天、吉林、哈爾濱、齊齊哈爾、鄭家屯へ転電セリ

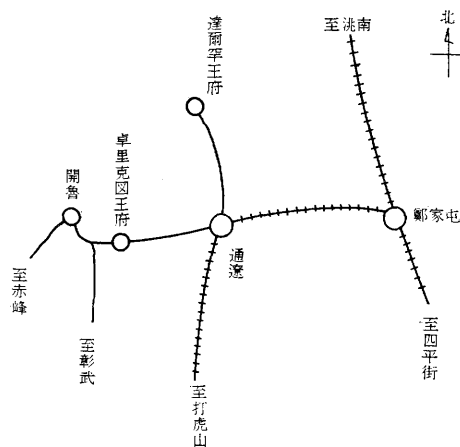
335 昭和6年12月7日 三宅関東軍参謀長より
杉山陸軍次官宛(電報)

黒竜江省内のチチハル奪回の動きおよび錦州

變更シ付近ノ牛莊保安隊ニ対シ誤解ナキ如ク通報セリ遼河以西ノ敵ノ別働隊ハ目下遼河ノ流水時期ナルヲ以テ大ナル活動ナキモ結氷期ヲ待チテ遼東地方ニ活動ス可ク準備中ナリトノ情報アリ

五、昨六日奉天西方公太堡付近ニテ我飛行機馬賊ヲ爆撃セルニ張学良ハ日本飛行機無事ノ民ヲ爆撃シテ三百名ヲ死傷セシメタリト宣伝シアリ

(付記)



336 昭和6年12月(8)日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

関東軍板垣参謀一行と馬占山との会談内容について

第七四〇号(暗) 本 省 12月8日後着

往電第七三四号ニ関シ

一行ハ七日夜数時間ニ亘リ直接馬占山ト談合セル処馬ハ予テ張景恵ヲ通シ表示セルカ如ク絶対日本トノ提携ヲ誓ヒ尙具体的事項ハ十日馬自身来(哈)ノ上協議スルコトナレ
ル趣ナリ

支、北平、奉天、齐齐哈尔、満州里へ転電セリ

337 昭和6年12月10日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

林甸方面における日本飛行機と中国騎兵との交戦について

ハルビン 12月10日後発
本 省 12月10日後着

第七四七号(暗)

齐齐哈尔発本官宛電報

第八〇号

大臣へ電報アリタシ

第一七一号(九日後)

軍側ノ情報ニ依レハ当地ニ根拠ヲ有スル我飛行機七台ノ中一台ハ本九日午後林甸方面ヲ偵察シタル処同地付近ニ在リタル騎兵第五十五団ハ飛行機ニ向ケ発砲シタルニ付飛行機ハ爆弾ヲ投下シ当地ニ引返シタル由ナリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ
哈爾賓ニ転電セリ

338 昭和6年12月10日 ※在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

林甸方面における中国騎兵の逃走について

ハルビン 12月10日後発
本 省 12月11日前着

第七五一号(暗)

齐齐哈尔発本官宛電報
第八一号

大臣ニ電報アリタシ

第一七二号

往電第一七一号ニ関シ

七台ハ六台ノ誤リ尚軍ニテハ今日朝飛行機二台ヲシテ林甸方面ヲ偵察セシメタル処昨日同地付近ニ集結シ居リタル騎兵約三百五十ハ何処ニカ逃走シ其姿ヲ見サリシ趣ナリ

哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

哈爾賓ニ転電セリ

339 昭和6年12月(11)日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景恵と馬占山との会見について

ハルビン 12月11日後着
本 省

第七五四号(暗)

往電第七四〇号ニ関シ

馬占山ハ十日午後三時呼蘭ニ着シ張景恵ト打合ノ上当地ノ松花江対岸馬船口ニ於テ会見スル事トナリ本十一日午前七時ヨリ呼海鉄道局長宅ニ於テ会見シ午前中万事協議ヲ終ヘタル趣ナリ協議内容後報

支、北平、奉天、齐齐哈尔へ転電セリ

340 昭和6年12月11日 在ハルビン大橋総領事より
幣原外務大臣宛

関東軍板垣参謀と馬占山の会見状況について

ハルビン 12月11日付
本 省 12月16日着

公信機密第一二九一号(極秘)

関東軍板垣参謀ト馬占山トノ会見状況ニ

関シ報告ノ件

本月七日関東軍板垣参謀等ノ一行カ馬占山ト会見ノ為海倫ニ赴クコトナレル次第ハ当時電報シ置キタル次第ナル処右一行ニ随行シタル当館警察署員ヨリ其会見状況ニ付左ノ通り報告アリタルニ付此段報告申進ス尚本信ハ部外ニハ絶対ニ極秘トシテ取扱ハレタシ

左 記

一、会見ニ至ル迄ノ状況

十二月七日午前七時セキトウドウ街名古屋「ホテル」ヲ出発傳家甸七ドウ街河岸ヨリ一行ハ橋ニ分乗シ渡江午前八時馬船口駅ニ着同九時同駅ヲ発車シ午後零時五十分綏

化駅ニ到着スルヤ綏化県長王履中ハ車中ニ一行ヲ迎ヘ城内ニ昼食ノ用意ヲ備ヘタルカ是非下車セラレタシト申述ヘタルモ板垣参謀之ヲ辞退シタル後更ニ馬占山ヨリノ電話ニテ馬占山ハ海倫ヨリ特別列車ニテ当駅迄出迎ヲ為スニ付一時下車セラレタシト申込ミ来リタルモ之ヲ固辞シ然ル処午後二時頃一行中ノ宮崎少佐ニ哈爾濱ヨリ電話ナリトテ接話シタル処当総領事館ヨリ「馬占山ハ代表ト会見ノ為既ニ本朝海倫ヲ出發シタルニ付綏化ニテ待合ス様」トノ意味ナリシヲ以テ県長並ニ駅長ヲシテ馬占山出發ノ有無ヲ取調ヘシメタル処出發ノ形跡ナキ為直ニ海倫ニ向フコトニ決定シ駅長ニ手配セシメタルニ県長ハ頗ル迷惑ノ態度ニ見受ケラレタリ斯クスル内午後二時二十分頃特別列車ニテ哈爾濱ヨリ趙仲仁追跡シ来リ是亦同様一行ノ北上ヲ阻止セントシタルカ断然之ヲ一蹴シ速ニ出發ノ用意ヲ促シタル処再ヒ海倫ニ電話シタル結果發スルコトニ決シタリ然ルニ趙仲仁ハ県長ヲシテ發車セシムル旨ヲ当方ニ通シ己レハ該特別列車ニテ先發(午後三時五十分)シタリ之ヨリ先一行中ノ外国人(「ローレンスインペイ」(「デイリー、メール」)「モーニング、ポスト」記

者)及「ホルターボツンヤールド」記者二名)ハ綏化県長ノ招待ニ出席ノ為城内ニ赴キ歸来セズ發車用意ナリテ暫時ノ後歸来シタルヨリ一行ハ午後四時三十分綏化ヲ發車セリ同八時三十分海倫ニ到着シタリ海倫ニ到着スルヤ駅及沿道ノ警戒嚴重ニシテ駅ニハ馬占山代表トシテ謝参謀長其他各機関ヨリ多数ノ出迎ヲ受ケ用意ノ自動車ニ分乗シタリ趙仲仁ノ策謀カ駅ニ於テ軍部及領事館員ト新聞記者連トヲ別々ニ案内スル旨ヲ述ヘ新聞記者ハ他ノ旅舎ニ我々ハカテイセル^{カテイ}信当(官營質屋)ト云フ所ニ案内セラレタリ同所ニ於テ板垣参謀ハ謝参謀長ト会见シ先ツ我々一行全部カ馬占山ト会见シ然ル後別室ニテ秘密ニ会见シタキ旨ヲ述ヘ謝参謀長ハ趙仲仁ト共ニ馬占山ト協議ノ上回答スル由ヲ告ケ馬公館ニ赴キ程ナク午後十二時ニ我々ノ宿舎ニテ会见スル旨通知シ来リタリ其間先方用意ノ簡單ナル食事ヲ共ニシテ待ツ内十一時五十分馬占山同所ニ来リ一行ト会见シ記念撮影ヲ為シ記者團ニ対シ簡單ナル挨拶ヲ為シタル後同十二時五分ヨリ別室ニ移リ秘密会见ヲ為スニ至リタリ

二、秘密会见ノ状況

(一)列席者

日本側 板垣参謀、宮崎少佐、駒井徳三、住谷主計、福島通訳、岡野部長

支那側 馬占山、謝参謀長、趙仲仁、諸祖元(黒河港務局長) 韓樹業(羅北県長)

(二)板垣参謀ノ要求事項

- 一、自分ハ本庄関東軍司令官ノ代表トシテ貴下(馬占山)ヲ黒竜江軍総司令ノ資格トシテ以下ノ要求ト質問ヲ為ス
- 二、馬総司令ハ今後我軍ニ対シ敵対行為ヲ継続スル意向アルヤ否ヤ
- 三、馬総司令ハ東洋永遠ノ平和ト東三省三千万及黒竜江省三百万ノ商民ノ幸福ノ為日本軍ト合作スルノ意思アリヤ
- 四、日本軍ト合作スルトセハ中央及張學良ト離レ独立スルモノナルカ黒竜江省ノ国防ニ付テハ日本軍ハ第三国ノ干渉ニ対シテ飽迄之ヲ援助スルコトヲ惜マヌ覚悟ヲ有ス
- 五、馬氏ハ黒竜江軍総司令トシテ兵馬ノ權ヲ司リ張景

惠氏ヲ省主席トシ張氏ヲ補佐シ商民ノ幸福ヲ計ルコトニ異議ナキヤ

- 六、馬氏カ東洋永遠ノ平和ノ為商民ノ幸福ノ為前各条項ヲ誠心誠意承諾実行スルトセハ財政方面ノ援助ニハ当方ニテ用意ヲ為シ来リタリ

(三)馬占山ノ回答

- 一、不幸ニシテ貴軍ト衝突シタルモ最初ヨリ自分ハ貴国ニ対シ戦意アルモノニ非ス現在当地ニ軍ヲ退ケタルモ戦意無キヲ語ルモノデアル現在ハ地方ノ各軍ハ各原駐地ニ還ラシメタリ之ヲ見テモ戦意ナキ証左トセラレタシ
- 過日万福麟ノ部下タリシ二団ノ兵カ齐齐哈尔奪回ト称シ省城ニ兵ヲ進メタルヲ知り直ニ敵首シタリ
- 二、将来貴軍ト合作シ商民ヲ幸福ニ導クコトハ願フ所テアル
- 三、張長官カ齐齐哈尔ニ乗込メハ江省ハ平穩ニ歸スコトハ明カテアル自分ハ張長官ニ代表ヲ派シ既ニ交渉中ナリ尚一兩日中ニハ自ら決定シテ親シク張長官ト会见シ具体的実行方法ヲ協議スヘシ其上貴方ノ要求

スル文書モ張長官ヨリ提示スルコトスル現在ノ部下中ニハ全ク信ヲ措クモノ少ク自分カ貴方ト提携セルコトヲ知ラハ如何ナル暴挙ヲ為スヤモ計リ難シ然スレハ誠心誠意為サントスルコトヲ為シ得サル結果トナリ尚余ノ生命ヲモ保シ難シト思フ故本会見ノ次第ハ絶対ニ発表セサル様セラレタシ

今後ハ本件ニ関シ余ノ代表トシテ趙仲仁及劉鈞衡ノ両氏ヲ専ラ折衝セシムルコトトスル

以上ノ如ク当方ノ申出全部ヲ承認シタルモ最後ニ協定書作成交換ノ儀ヲ申出テタル処張長官ト一度会見ノ曉ニ非サレハ之ハ要求ニ応セラレスト拒絶シ自分モ軍人且男子テアル以上一旦口頭ニテ承認シタルハ必ス実行スルトテ些カ困惑ト不快ノ色見エタルヲ以テ板垣參謀モ之ヲ打切り為念前述ノ次第ヲ再ヒ読上ケ双方歎声ヲ挙ケ握手シタリ時ニ午前三時ヲ過キタリ夫レヨリ馬占山ハ公館ニ一行ハ其儘寝ニ就キ翌朝簡單ナル食事ヲ撰リ午前九時參謀長其他多数ノ見送りヲ受ケ海倫出發午後五時帰哈シタリ

(四) 一行ノ氏名

ヲ共ニシ別レタル由ナルカ兩人カ文書ヲ以テ申合セタル事項ハ

(イ) 江省ノ治安ハ張ヨリ依然英順派^{テラムン}ヲシテ維持セシムルコト
(ロ) 馬ハ軍隊ノ整理民軍ノ解散江省政府ノ官印文書ノ蒐集整理党部人員及反動分子ノ解散地方匪賊ノ討伐省城付近ノ匪賊ヲ日本軍ノ諒解ヲ得テ討伐スルコト交通ヲ至急恢復シテ特産物ノ輸出及金融ノ活動ニ資スルコトノ各項ヲ実行スルコトナリ

尤モ兩人ノ口約ハ相当突進ミタル点ニモ触レ馬ハ前記各項ヲ三週間以内ニ完了シ張ハ江省政府主席ニ就任シタル上馬ヲ軍ノ首領トシテ任用スヘキコト等ヲ確約セル模様ナリ尚張ハ差当リノ費用トシテ一兩日前馬ニ四十五萬元ヲ交付セルコトヲ館員ニ洩セリ会見ノ内容更ニ追報スヘキモ右不取敢

支、北平、奉天、広東、天津、吉林、齊齊哈爾、満州里ヘ転電セリ

342

昭和6年12月12日 三宅関東軍參謀長より
二宮參謀次長宛(電報)

張景惠と馬占山との協定について

関東軍參謀板垣征四郎、随員駒井徳三、同(哈爾賓特務機関)宮崎繁三郎少佐、同一等主計住谷悌、同通訊福島清、哈爾賓領事館部長岡野誠治、同巡查柴正人、同巡查染宮彦市、大阪毎日新聞社森本竜作、同小林エイセイ、同岡田四郎、連合通信社記者藤本トシヲ、同茂木カン一、大阪朝日記者スミノ福三、同タンナイタダヨシ、同橋本富三郎、「デイリー、メール」「モーニング、ポスト」記者「ローレンスインベイ」記者「ウォルターボツシヤールド」他ニ名古屋「ホテル」客引田中及支那人一計十九名

本信写送付先 在奉天總領事

以上

341

昭和6年12月12日 在ハルビン大橋總領事より
幣原外務大臣宛(電報)

張景惠と馬占山との申合せ事項について

ハルビン 12月12日前發
本省 12月12日後着
第七五五号(暗)
往電第七五四号ニ関シ

張馬ノ会見ハ十二時過迄続キ兩人共頗ル満足ノ体ニテ昼食

関參第五七四号(其一、二)(秘)

哈市報(十一日發極秘)本日午前張景惠ハ松浦鎮ニ於テ馬占山ト会見左ノ件協定セリ

12月12日前發
12月12日後着

一、黒省ノ現在有スル治安維持会ハ長官ヨリ英順ヲ派遣シテ其ノ治安維持ノ継続ニ任セシム
二、馬ハ至急黒省全軍ヲ集メテ整理ス
三、民軍ヲ組織シツアルカ馬占山ヨリ人ヲ派遣シテ極力疎通シ法ヲ設ケテ改組セシム
四、黒竜江軍ハ先キニ撤退ノ際散逸セル省政府各機関ノ公文書ヲ精査蒐集ス
五、党部人員並地方反動分子ハ相当ノ期間ニ法ヲ設ケテ解散セシムルカ或ハ逐次追放ス
六、黒省ハ省城付近各県地方ニ匪賊横行被害大ナルヲ以テ馬ハ軍隊ヲ派遣シテ討伐ス

日本軍撤退前黒竜江軍カ省城付近ノ匪賊ヲ討伐スル時ハ予メ日本軍ニ其要旨ヲ通告シテ諒解ヲ求ム

七、黒竜江省内ノ各交通線ハ至急現状ニ復シテ物産輸出及

金融ノ活動ニ便ニス

右ハ三週間以内ニ極力実現ヲ期ス尚馬占山ハ右実現後來哈
スル事ヲ約セリト

343 昭和6年12月15日 在ハルビン大橋総領事より
犬養外務大臣宛(電報)

馬占山との会談に関する張景惠の談話につ
て

ハルビン

本 省 12月15日後着

第七五八号(暗)

往電第七五五号ニ関シ

張、馬ノ会見ニ関シ張景惠ノ館員ニ語ル所ニ依レハ馬ハ張
ニ対シ十月十八日入齊以來ノ自己ノ立場ハ恰モ木ニ縛セラ
レタル羊ノ如ク万福麟系ニ依リ徒ラニ偶像扱ヒニセラレ全
然自己ノ意思ヲ行ヒ得サリシ為張及日本側ニ対シ種々手違
ヒヲ生セシメタル点ヲ陳謝シタル上張ニ対シテハ終始絶対
服従スヘキヲ誓ヒ省主席トシテ張ノ下ニ軍事ヲ担当シ南京
及北平トノ關係断絶宣言ヲ約シタル趣ナルカ海倫ニハ党部
及北平方面ノ策動分子蜩集シ居ルニ付馬系軍隊ノ始末ト共

一、馬占山正夫人第二夫人及娘、息、馬鴻賓夫妻並万福麟
正夫人娘、息ノ夫人、黒竜江官銀号黒河主任リユウシハ
六名ノ護衛兵ヲ伴ヒ自動車十八台ニ分乗シ十六日海倫発
十七日黒河ヘ避難シ来レリ

馬鴻賓ハ黒河警備司令独立營長ニ就任セルカ出迎ヘノ支
那官吏ニ対シ馬占山ハ日本軍ノ勸告ヲ退ケ飽ク迄之ニ抵
抗シ江省政權ヲ死守スヘシト語リタル由

二、黒河警備司令代理崔伯胤ハ馬占山ノ命ヲ受ケ八日三站
ニ赴キ四站ノ脱走兵及二站ダイレイ方面ノ馬賊ヲ正規兵
ニ編入方交渉中ナリシカ十七日三站ヨリ同地駐軍ノ案内
ノ下ニ馬賊代表三名来黒セリ右ノ結果近ク帰順馬賊四百
名来黒馬軍ヨリ給与ヲ向ケ嫩江方面ニ出動シ齊齊哈爾奪
回ノ別働隊タルヘシト
露、哈爾賓ニ転電セリ

345 昭和6年12月20日 ※在ハルビン大橋総領事より
犬養外務大臣宛(電報)

齊克線橋梁の修理について

ハルビン

本 省 12月20日後着

ニ之等分子ノ始末ニ茲ニ二、三週(間)ヲ要スヘキニ付右完
了ノ上再ヒ来哈シ堂々ト江省ニ乗込ムコトニ決セル由ナリ
張ハ今回ノ会見ニ依リ江省ノ善後措置ニ確信ヲ得タル趣ヲ
以テ既報ノ江省代表十八名ニモ主席就任ノ内諾ヲ与ヘ一行
ハ十五日午後三時当地発歸齊ノ途ニ上ル管ニテ正式政府成
立迄江省ノ治安ハ依然英順ヲシテ当ラシメ馬ハ省城付近ノ
匪賊討伐ト齊克線ノ回復ヲ玆数日中ニ計ルヘク張ト打合セ
中ナリ
公使、北平、奉天、広東、天津、吉林、齊齊哈爾、満州里
ニ転電セリ

344 昭和6年12月18日 在ブラゴエシチュensk問庭領事館事
務代理より
犬養外務大臣宛(電報)

黒河におけるチチハル奪回の動きに関する情
報について

ブラゴエシチュensk 12月18日後発
本 省 12月20日前着

第四八号(暗)

十八日黒河ニ於テ得タル情報左ノ通

第七六八号(暗)

齊齊哈爾発本官宛電報第八三号

大臣ヘ電報アリ度シ

第一七四号

江省軍退却ノ際破壊サレタル齊克線竜江駅ノ北方三十三料
ノ地点ニ在ル橋梁一個所ハ其後満鉄側ニ於テ修理セントセ
シモ江省軍ノ為妨ケラレ修繕スルヲ得サリシ処今回軍部ト
馬占山トノ間ニ諒解出来満鉄側ハ馬軍保護ノ下ニ明廿日ヨ
リ修理ヲ行フ事トナレリ

346 昭和6年12月20日 在ハルビン大橋総領事より
犬養外務大臣宛(電報)

馬占山のハルビン入りに関する張景惠の談話
について

ハルビン 12月20日後発
本 省 12月20日後着

第七六九号(暗)

往電第七六三号ニ関シ

十二月二十日張景惠ノ本官ニ対スル談話左ノ通

一、最近馬占山トノ間ニ往復セル使者ノ齎ラス所ニ依レハ馬ノ軍隊整理ハ略片付キツアリ海倫ニ集合シ居タル学生等数十名ヲモハ爾賓ニ送還スル等既定計画通り著々実行セラレ居ルニ付馬ノ来哈ハ存外早ク実行スヘク目下海倫ニ於テ馬ト商議中ノ趙仲仁、劉德權等帰来セハ一切ノ弁法モ確定スヘク要スルニ自分ノ江省主席就任ハ近々ニ実現スヘシ

丁超ハ当地ノ治安カ能ク三ヶ月間無事ナルヲ得タルハ張長官ノ努力ノ結果ナルニ付此ノ上トモ從來ノ方針ニ依リ当地方治安維持ニ当ラルルト共ニ江省主席モ張長官ニ於テ兼任セラレタキ旨ノ意見ヲ述ヘタル外何人モ反対スルモノナカリキ云々

支、北平、奉天、広東、天津、南京、吉林、齊齊哈爾、満州里ニ転電セリ

訂正追加

十二月廿日午後着哈爾賓来電第七六九号第九行目「實現スヘシ」ノ次ニ新章トシテ左記追加訂正アリタシ

二、十九日ノ治安維持例会ニ於テ自分ハ事態今日ニ至ルモ猶ホ排日貨及反動派ノ策動アルハ最早看過シ得サルニ

哈爾賓、満州里へ転電セリ

348 昭和6年12月23日 在ブラゴエシチエンスク間庭領事館事務代理より
犬養外務大臣宛（電報）

万国寶夫妻の黒河潜入について

ブラゴエシチエンスク 12月23日前発
本 省 12月25日前着

第五〇号（暗）

黒河電信局長ノ妻タル一日本婦人カ漏シタル処ニ依レハ往電第四八号一項中ニ万国寶夫妻ノ加ハリ居ルコト判明セリ万ハ哈爾賓ヨリ海倫ニ潜入シ所持金ノ大分ヲ軍費トシテ提供シ生計費トシテ百五十万円ヲ黒河江省官銀号ニ預ケ入レタル由

尚前記一行入黒後市内ノ警戒厳重ヲ極メ来レリ
在露大使、哈爾賓へ転電セリ

349 昭和6年12月24日 ※在ハルビン大橋総領事より
犬養外務大臣宛（電報）

チチハル駐屯日本軍飛行隊の奉天方面への撤退について

付断乎タル処置ヲ取ルヘキ旨言明シ差当リノ措置トシテ十八日夜学生其ノ他反動派十六名ヲ逮捕拘禁スルト共ニ排日紙国際協報及晨光報ノ停刊（廿一日ヨリ実行）及党部解散ノ内命ヲ発セリ右自分声明ニ対シ丁超ハ

347 昭和6年12月21日 ※在ハルビン大橋総領事より
犬養外務大臣宛（電報）

チチハル駐屯の日本軍砲兵・騎兵部隊の南満向け撤退について

ハルビン 12月21日後発
本 省 12月21日後着

第七七二号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報

第八四号

大臣へ電報アリタシ

第一七五号

往電第一六六号当地駐屯日本軍中ノ騎兵砲兵全部三百五十名ハ廿二日南満ニ引揚ケタリ從テ残留部隊ハ歩兵二個大隊一千名ナリ右引揚ハ錦州攻撃ノ準備ニ非スヤト察セラルハ爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリタシ

ハルビン 12月24日後発
本 省 12月24日後着

第七八一号（暗）

齊齊哈爾発本官宛電報

第八七号

大臣へ電報アリ度シ

第一七八号

本月初旬以来当地ニ駐屯シ居リタル我飛行隊ハ所属機全部六台ト共ニ廿四日午前、午後ノ二回ニ分チ奉天方面ニ向ケ引揚ケタリ
哈爾賓ヨリ公使、北平、奉天ニ転電アリ度シ
哈爾賓ニ転電シ満州里ニ暗送セリ

350 昭和6年12月28日 在ハルビン大橋総領事より
犬養外務大臣宛（電報）

張景惠を中心とする黒竜江省の情勢について

ハルビン 12月28日後着
本 省

第七九〇号（暗）

最近ニ於ケル北満ノ情勢左ノ如シ

日本外交文書 滿州事変 第一卷第一冊 終

一、馬占山ト張景恵トノ交渉今尚継続中ナルモ未タ確乎タル了解ニ達セサル模様ニテ馬ハ最近知人ニ対シ日本側ト接近シタキコト及江省主席ヲ辞シ黑竜江省軍務長官位ニテ満足スヘキコトヲ日本側ニ轉達方ヲ依頼シ且当地方面ニ親シク出頭ノ上張及日本側ト協議シタキモ周囲ノ者ニ阻マレ出来サル旨漏ラシタル趣ナルカ右周囲ノ者トハ或ハ同人ト腐レ縁アル蘇連系ノ者ナラスヤトノ疑モアリ果シテ然ラハ馬ト張トノ關係ハ今後ト雖モ容易ニ安定セサルヘク旁馬ノ海倫占拠ハ北滿ノ治安ニ対スル脅威トシテ残ルモノト云フ可シ

二、当地支那人間ニハ相変ラス日本ノ威力ニ恐レテ何等ノ排日の傾向無く却テ張景恵及我方ニ対シ親日ヲ誓ヒテ就職斡旋方ヲ求ムルモノ多ク且張景恵ノ連日平和政策力大ニ於テ世間ノ承認ヲ得張ノ官場ニ対スル威令モ相当加ハリタルヤニ見受ケラルルニ付此ノ際当地方各種懸案ヲ一掃スヘク例ノ土地問題ノ如キモ近ク地畝局長ト當館トノ間ニ公文ヲ交換シテ結末ヲ付ケ度ク北滿電氣問題モ大体ニ於テ吉林省官銀号ノ所有ニカカル当地支那側電燈公司ノ「インテレスト」ヲ張景恵ニ讓渡セシメ且北滿電氣

ト南滿電氣ヲ連結シタル上当地ニ於ケル日支兩電氣ヲ合併スルカ如キ方針ニテ進ミタク更ニ予テ滿鉄ニ於テ見積書ヲ提出中ナリシ当市水道計画モ至急実行セシメ度キ所存ナリ尚奉天当地間旅客輸送飛行計画實現ニ付テモ軍側ニ於テ策動シ居ル模様ナリ

三、張景恵ノ黑竜江行決定シ新政府顧問ノ顔触モ揃ヒタル模様ニ付滿鉄ニ於テモ此ノ際至急江省ニ於ケル主要鐵道計画ヲ実行スルノ必要アルヘク当地事務所長ハ軍及本社幹部ト協議ノ為不日南行スル筈斯ノ如ク我方ノ北滿経略ハ漸次緒ニ着カントスル有様ナルカ本官トシテ当事者ニ対シ此ノ際此ノ種事業ニ要スル資金ハ成ルヘク之ヲ英米ニ仰ク様勸告シ居ル次第ナリ

在支公使、北平、奉天、吉林、長春、齊齊哈爾へ転電セリ

351 昭和6年12月28日 ※在ハルビン大橋総領事より
大義外務大臣宛(電報)

十二月末における黑竜江省の治安および政情について

ハルビン 12月28日後発
本省 12月29日前着

第七九二号
齊齊哈爾發本官宛電報
第九〇号
大臣へ電報アリタシ
第一八一号
最近ニ於ケル江省ノ治安及政情ニ関シ報告スルコト左ノ如シ

一、当地治安維持会ハ未タニ何等活動シ居ラス

二、市中ノ治安ハ支那警察及張景恵代表英順ノ引率シ来レル軍隊ニ依リ良ク維持サレ居レリ

三、省城ノ周囲ニハ一時馬賊及敗殘兵多数集結シ極度ニ不穩ノ状態ニ在リシモ其後我軍カ一部土匪ノ討伐ヲ行ヒ又馬占山カ人ヲ派シ敗殘兵ヲ收容セシ為省城付近ニ於ケル匪賊ハ最近ニ至リ幾分其数ヲ減少セリ

四、江省中省城以外ノ地ハ全部海倫政府ノ統治下ニアリテ秩序モ比較的ニ良ク保タレ居レリ尤モ海倫、拜泉、克

山、泰安鎮等ニハ多数ノ軍隊駐屯シ住民ハ之等軍隊ノ為ニ大ニ苦シメラレ居ル趣ナリ

五、英順ハ張ノ代表トシテ当地ニ駐在シ居ルモ新政權ノ建設方面ニ向テ何等活動スル処ナシ

六、馬占山ハ支那全国民ヨリ愛國者トシテ祭上ケラレ居ルト他方ニハ万福麟系主戰者、省党部員、排日学生団等ヨリ嚴重ニ監視セラレ居リテ容易ニ其態度ヲ決シ得サルモノノ如ク目下ノ処張學良ノ下野若ハ我軍ノ錦州奪取其他四匪ノ情勢ニ大ナル變化ヲ来サル限リ彼ノ入城ハ当分實現シ得サルモノニ非サヤト察セラル

七、当地一般市民ハ日本軍入城以來既ニ一ヶ月余ヲ経ルモ未タニ政府ノ樹立ヲ見サル為内心非常ニ不安ニ驅ラレ其何人ノ手ニ依ルヲ問ハス一日モ速ニ強固ナル政府ノ樹立セラルコトヲ翹望シ居レリ

哈爾賓ヨリ支、北平、奉天、吉林ニ転電アリタシ
哈爾賓へ転電シ滿州里へ暗送セリ